平成30年度第362回理事会
資料NO.1

２０１９年度事業計画書（案）

自　２０１９年　４月　１日
至　２０２０年　３月３１日

Ⅰ　概　況　と　基　本　方　針

１．２０１８年度の国内経済は、当初は堅調な海外経済を背景に設備投資や個人消費にも底堅い動きがみられ緩やかな回復基調であったが、年度後半は米中貿易戦争等の影響もありやや停滞した感を受けるものであった。

２０１９年度は、良好な雇用・所得環境が継続し、経済の好循環が進展し、民間需要を中心とした景気回復が期待される一方、米中貿易戦争やその世界経済への影響、欧州における政治・経済の不透明感の広がり、１０月に予定されている消費税率引き上げの影響等が要因となり景気を下押しする可能性もあり先行きの不透明感もある。

２．コミュニティーガス事業にあっては、人口の減少傾向や少子高齢化に加え、消費原単位の減少等、引き続き構造的に厳しい環境下にある。

このような中、ガス小売の全面自由化から3年を迎え、エネルギー間の大競争時代が継続しているが、引き続きお客様からの信頼を確保するため、保安の確保と円滑なコミュニティーガス事業の遂行に向けて会員事業者の支援に努めるとともに、コミュニティーガス事業の次のステップとなる重要な年度と認識し、そのあり方を模索しつつ普及促進策を検討する。

Ⅱ　事　業　の　概　要

上記の基本認識のもと、２０１９年度においては、以下の諸事業を実施する。

１．新ガス事業制度定着に向けたフォローアップ

ガス小売の全面自由化がスタートして３年目となるが、更なる新ガス事業制度の定着のため、引き続き、会員事業者に対し講習会・協会ＨＰ等を通して周知及び支援を行う。

（１）新事業制度における規制や手続等の周知徹底

①　コミュニティーガス事業における保安・技術の規制に関する新たな改正点等及びガスの小売営業に関する指針や確実な行政報告及び手続等について、引き続き周知を図る。また、２０１８年度に引き続き、ガス事業法の改正を踏まえた保安・技術関係図書類の改訂を行う。

②　さらに「規制改革推進に関する第３次答申～来るべき新時代へ～（平成３０年６月４日　規制改革推進会議）」に取りまとめられた「エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）」で掲げられた項目について、コミュニティーガス事業

に係る事項については参画するとともに検討し、採られた措置については随時周知を図る。

（２）経過措置料金規制が課された団地への継続的な対応支援

経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成など、引き続き会員事業者を支援する。

２．将来の検証作業に向けた対応

今後見込まれる検証作業や制度見直しに向け、制度運営の実態や問題点を把握する等、必要な調査・検討を行う。

３．ガス事故防止対策

（１）継続した事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された諸対策等の確実な実施について、保安講習会や保安関係諸運動を通して周知・啓発を行うとともに、以下のような事故の撲滅に向けて、保安の確保に努めるよう会員事業者に引き続き啓発する。

また、事故事例研究を引き続き行い、その内容を会員事業者へ情報提供し、事故防止を図る。

さらに、ガス事故防止全般に関し関係団体とも連携し、効果的な広報活動に努める。

①　特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策

ガス安全高度化計画に示された「作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練」について、実習も含め実効性のある保安教育を行うよう会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて啓発する。

特に、供給支障事故の原因の多くを占めている配送管理者・配送担当者間の相互確認ミスの再発防止については、自社のみならず委託先の従業員も含めた特定製造所等の現場での訓練を徹底する等、実践的な教育も会員事業者に引き続き保安講習会等を通じて要請する。

②　他社工事に絡む事故防止対策

ガス安全高度化計画に示された「需要家敷地内における事故対策」・「道路における事故対策」について、引き続き、お客様及び他社工事業者への周知・啓発により工事照会を得て、当該工事の際は保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議や立会等の徹底を、保安講習会等を通じて要請する。

また、例年国から発出される「建設工事等におけるガス管損傷事故防止について」を会員事業者へ周知するとともに各支部を通じ地域における建設等関係団体への当該事故防止を要請する。

③　導管工事における事故防止対策

酸欠事故防止も含め、適切な工事管理、施工方法等を実施するよう、引き続き各事業者による保安教育の徹底について、他社工事に絡む事故防止対策と同様に、保安講習会等を通じて要請する。

（２）消費機器に係る事故防止対策

①　保安業務規程に基づく確実な業務遂行

消費機器に係る事故防止を促すため、保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会等を通して要請する。

②　お客様宅におけるＣＯ中毒事故の防止対策

不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂釜、金網ストーブ等について、安全型消費機器への取替えを引き続き要請するとともに、警報器類の設置促進を図る。

③　BF式風呂釜の異常着火事故の防止対策

近年多発しているBF式風呂釜の異常着火事故の再発防止に対しては、平成30年度の保安向上キャンペーンにて実施したお客様への正しい使用方法の周知や最新型機器への取替えの要請を引き続き実施する。特に、公営建物については、経年管入替えの国の要請に合わせて機器取替えについても要請する。その際、会員事業者においては、特定商取引法等を遵守して行うよう啓発する。

④　飲食店、旅館・ホテル等の業務用厨房機器に係る事故防止対策

会員事業者には、保安講習会等を通して、飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し、ガス機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を勧めるよう啓発する。

⑤　長期使用製品安全点検制度の更なる周知

消費生活用製品安全法に基づく消費機器の点検制度について、引き続き消費機器を販売するガス事業者に義務付けられている内容の周知を図る。

４．保安関係諸運動の展開

（１）保安点検検査推進運動（運動期間：通年）

保安向上キャンペーン運動期間を重点期間とし、ガス工作物の点検・検査体制の再点検及び自社・協力会社の従業員の保安教育・訓練実施について、ポスター掲示等によるキャンペーンを行い、確実な保安点検検査の意識向上に努める。

（２）「ガスと暮らしの安心」運動（運動期間：９月から１１月まで）

ガス需要期を前に経済産業省の後援のもと、お客様に対してガス展等を通して、①ガス機器の正しい使い方の周知、②安全型機器の普及等を図るべく、ポスター掲示、チラシ配布、説明会等によるキャンペーンを（一社）日本ガス協会と協調して行う。

（３）ガス警報器等設置促進運動（運動期間：通年）

ガス警報器工業会と連携し、引き続き警報器全般（ガス警報器、ＣＯ警報器及び火災警報器）の設置に関し、ポスター掲示によるお客様への周知及び保安講習会等を通して、ガス事業者への啓発を行い、普及促進に努める。

（４）保安向上キャンペーン（運動期間：６月から８月まで）

昨年度は、保安点検検査推進運動と併行して、ガス工作物に関する巡視・点検・検査の確実な実施、並びに技術基準に適合・維持するよう社内保安教育等を通して広く啓発するとともに、お客様自身の保安意識の向上を目的に、消費機器事故の多くを占めるBF

式風呂釜の異常着火防止に関するチラシを作成し、業務機会を通して周知・啓発を実施した。

しかしながら、２０１８年の製造段階における事故は増加し、BF式風呂釜の異常着火事故は減少傾向がみられないことから、昨年度に引き続き、「ガス工作物の巡視・点検・検査の確実な実施」について会員事業者へ広く啓発し、「BF式風呂釜の異常着火防止」について会員事業者を通してお客様に広く周知を図る。

５．経年管対策及びガス工作物の維持管理

（１）経年埋設管の計画的改修

①　事業者資産の導管改修

既に相当程度に対策が進められ、残存する多くの経年管は大手・中堅事業者が保有しており、今後も一定の進捗が期待できるが、引き続き的確なリスク評価に基づく優先順位付けと、導管損傷の殆どがネジ継手部であった東日本大震災等の教訓も踏まえ、耐震性をも考慮した計画的な改修を進めるよう促す。

②　お客様資産の内管改修

ⅰ）経年埋設内管を抱えるお客様に対し、内管改修への理解と協力を得るべく、計画的な工事の事前通知とともに、チラシ等による丁寧な説明により折衝するよう、各事業者に要請する。

ⅱ）公営住宅に係る導管（本支管・供内管）に関しては、地方自治体の厳しい財政状況下ではあるが、保安確保の立場から優先的に対策を推し進めるよう、国の広報支援も活用して地方自治体に要請・折衝するよう促す。

（２）ガス工作物の維持管理

引き続き、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検・検査を適確に実施し、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持管理に努めること、並びに新たに求められるサイバーセキュリティー対策の確実な実施を要請する。

６．防災体制の整備・充実

（１）地震その他の自然災害対策

①　近年自然災害が多発しており、２０１８年度においてもガス工作物の維持・運用に影響を及ぼしかねない地震や水害等が発生していることを踏まえ、保安講習会等を通し会員事業者に更なる自然災害への対策の推進を図るよう要請する。

②　過去の大規模地震を踏まえた国の検討報告書並びにガス安全高度化計画における災害対策を踏まえ、「地震防災対策マニュアル」に基づき、保安レベルの向上に努めるよう引き続き会員事業者に周知する。

（２）防災体制の整備と防災訓練の実施

①　過去の震災の教訓を踏まえ、自然災害に係るハザードマップに基づき、事業者、地域防災会、支部及び本部が一体となった防災体制の再確認を行うとともに、確実な連絡・通信手段の確保等、連絡体制の整備について、引き続き周知・要請する。

② 会員事業者、地域防災会及び支部が一体となった防災訓練を実施する。実施にあたっては、引き続き、形式的なものとすることなく、段階的に錬度を上げる等、不測の災害に適切に対応できるよう啓発する。

7．経営基盤の強化

（1）収益基盤の強化

人口減少及び少子高齢化、さらには省エネルギー政策の進展により、調定件数や単位使用量が減少傾向にある。そうした中で、関係団体とも連携して情報提供を行い、ガス需要の確保や積極的な機器販売への取組み等を促す。

① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、業界を横断した活動について情報提供するとともに、ガス需要開発に資するセミナー等への参加を促す。

また、国が普及促進を図るエネファームについて、エネファームパートナーズやコージェネ財団等から支援を得て情報提供を行うとともに、「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し、認知度向上を図る。

② 建替・リフォーム時のガス需要の確保に資する提案や機器販売促進を図るため、国の支援事業として今後広まっていくＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の情報を提供する。

（2）コミュニティーガス事業の普及促進策

① 団地内での感謝祭等のイベント及びガス関連の取組みサービス等による活性化策や、新設獲得・ガス機器販売等の成功事例を収集・紹介し、会員事業者の活用を図る。

また、他エネルギー使用の消費者向けリーフレットの継続活用により、コミュニティーガスの普及促進を図る。

② 消費者向けアンケート付きチラシの活用や「ほのまるくん」販促グッズ作成等の検討といった普及促進のためのベースとなる認知度向上及び接点強化活動の推進支援を行う。

③ 全国に広がるコンパクトシティ構想関連等、コミュニティーガス事業の新たな採択につながる情報提供を行う。

8．行政施策に対する協力及び関係団体との連携

（1）行政当局の施策やそれに伴う要請等に対処・協力し、会員事業者に対する周知を図る。

（2）(一社)全国ＬＰガス協会、日本ＬＰガス協会、(一社)日本ガス協会、(一財)日本ガス機器検査協会等の関係団体の活動に委員を派遣する等、必要な連携協力を行う。

（3）Ｇ＆Ｅ企業年金基金の普及促進を支援するため、協会報「コミュニティーガスニュース」への定期的なPR記事の掲載、説明会の場の設定等の協力を行う。

9．表彰等

（1）ガス保安功労者表彰の受賞候補者を選考し、経済産業省に推薦する。

（2）協会活動を通じて顕著な功労のあった者等を対象として表彰を行う。

（３）永年に亘り協会事務局の業務に精励した者を対象として表彰を行う。

１０．協会運営と広報活動

（１）協会報「コミュニティーガスニュース」を作成・配布して、タイムリーな情報の収集・提供に努める。

（２）“コミュニティーガス”の認知度の向上を図るため、ホームページの一層の充実・更新を図り、会員事業者及びお客様に対し、タイムリーな情報を提供するとともに理事会資料等の電子媒体提供等により一層の情報化を推進する。

（３）業界専門紙等に対し的確に情報提供する等、広くコミュニティーガス事業の魅力やトピックスのアピールに努める。

（４）事務局長会議を通じ、本支部間の連携を密にし、一体感のある協会運営を図る。

１１．協会設立５０周年に向けた対応

２０２０年度に迎える協会設立５０周年の記念事業を具体化するため、事務局に委員会等を設置し準備を進める。

以　上

平成30年度第362回理事会
資料NO.2

２０１８年度決算見込及び２０１９年度収支予算書（案）〔本部単独分〕について

１．　２０１８年度決算見込〔本部単独分〕

２０１９年度の収支予算を作成する前提として２０１８年度決算見込を作成した。
１２月までは実績、１～３月は見込みにより見積った結果は、別紙１のとおり。
なお、正味財産期末残高は、318,648 千円となった。

２．　２０１９年度収支予算書（案）〔本部単独分〕

予算案作成にあたっては、収益に見合った費用とし、別紙２のとおり２０１９年度事業計画の実施に必要かつ適正な費用の織り込みに留意したところ、以下のとおり。

Ⅰ．一般正味財産増減の部	
１，経常増減の部	
経常収益計	285,713 千円
経常費用計	298,111 千円
当期経常増減額	-12,398 千円
２．経常外増減の部	
経常外収益計	0 千円
経常外費用計	0 千円
当期経常外増減額	0 千円
当期一般正味財産増減額	-12,398 千円
一般正味財産期首残高	301,013 千円
一般正味財産期末残高	288,615 千円
Ⅱ．指定正味財産増減の部	
受取第三者被害見舞金基金拠出金	3 千円
当期指定正味財産増減額	3 千円
指定正味財産期首残高	17,635 千円
指定正味財産期末残高	17,638 千円
Ⅲ、正味財産期末残高	306,253 千円

別紙 1

正味財産増減計算書

２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日まで

（本部見込）　　（単位・千円）

科　　目	当年度予算	当年度決算見込	差異	備考
Ⅰ、一般正味財産増減の部				
１、経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	7	6	-1	銀行利息
特定資産運用益	3	4	1	〃
受取入会金	30	0	-30	
正会員受取入会金	30	0	-30	入会金
準会員受取入会金				〃
賛助会員受取入会金	0	0	0	〃
受取会費	239,482	238,232	-1,280	
正会員受取会費	238,798	237,518	-1,280	会費
準会員受取会費		30		〃
賛助会員受取会費	684	684	0	〃
事業収益	55,270	53,879	-1,391	
講習会収益	1,000	1,210	210	PE管ﾄﾚｰﾅｰ講習会
登録料収益	0	0	0	PE管資格登録料
出版事業収益	54,270	52,669	-1,601	頒布品収入
その他収益	3,148	3,737	589	
受取利息	0	1	1	銀行利息
広告料収益	3,078	3,310	232	協会報、会員名簿広告料
雑収益	70	426	356	他団体委員謝金等
経常収益計	297,940	295,858	-2,112	
（２）経常費用				
事業費	127,829	118,376	-9,453	
調査研究費	1,220	104	-1,116	業務調査研究費用等
資格登録費	0	0	0	PE管資格登録費
広報費	10,276	9,812	-464	ﾎﾟｽﾀｰ、ｺﾗﾎﾞ、協会ﾊﾟﾝﾌ等
広報誌発行費	4,340	4,392	52	協会報発行費
講習会費	1,000	1,351	351	PE管ﾄﾚｰﾅｰ講習会
出版原価	31,230	32,366	1,136	頒布品印刷
防災関係費	0	0	0	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	-1,000	第三者被害見舞金
表彰費	1,700	1,692	-8	表彰費用
記念事業費	0	0	0	記念事業費用
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	1,141	855	-286	業務、技術委員会等
役職員給与	41,726	36,767	-4,959	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,783	1,613	-170	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	5,471	4,380	-1,091	社会保険料等
通信費	2,939	3,297	358	郵送料等
旅費交通費	2,110	1,106	-1,004	出張旅費等
渉外費	830	647	-183	委員会懇親会等
図書費	785	466	-319	業界紙購読料
消耗品費	98	80	-18	事務用品等
印刷費	387	326	-61	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	5,779	5,265	-514	事務機減価償却
備品費	0	0	0	事務備品
事務所賃借料	6,713	6,546	-167	事務所家賃
事務機費	5,086	4,892	-194	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	249	243	-6	事務所光熱費等
租税公課	400	1,300	900	消費税他
加入団体会費	300	280	-20	他団体会費
雑費	41	115	74	銀行振込手数料等
雑損失	1,225	481	-744	頒布品除却

科　　目	当年度予算	当年度決算見込	差異	備考
管理費	59,729	58,295	-1,434	
総会費	4,000	3,167	-833	定時総会
会議費	5,300	5,061	-239	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,680	1,619	-61	会員名簿作成費用
教育研修費	2,060	1,363	-697	事務局長会議
役職員給与	24,564	26,112	1,548	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	2,017	1,969	-48	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	4,828	4,386	-442	社会保険料等
通信費	687	599	-88	電話代、郵送料等
旅費交通費	3,010	3,092	82	定期代等
渉外費	590	381	-209	歳暮、中元等
図書費	70	18	-52	図書等
消耗品費	87	83	-4	事務用品等
印刷費	274	283	9	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	3,265	3,177	-88	事務機減価償却
備品費	100	38	-62	事務備品
事務所賃借料	3,016	3,177	161	事務所家賃
事務機費	1,931	2,010	79	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	947	902	-45	事務所光熱費等
租税公課	590	103	-487	消費税等
加入団体会費	100	100	0	他団体会費
雑費	613	655	42	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
配分金	124,213	123,521	-692	
入会金配分金	15	0	-15	入会金支部配分金
会費配分金	124,198	123,521	-677	会費支部配分金
予備費	1,000	0	-1,000	
経常費用計	312,771	300,192	-12,579	
当期経常増減額	-14,831	-4,334	10,467	
2、経常外増減の部				
（1）経常外収益				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-14,831	-4,334	10,467	
一般正味財産期首残高	305,347	305,347	0	
一般正味財産期末残高	290,516	301,013	10,467	
Ⅱ、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	17,635	17,635	0	
指定正味財産期末残高	17,635	17,635	0	
Ⅲ、正味財産期末残高	308,151	318,648	10,467	

収支予算書（案）

別紙２

２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日まで

（本部）　　（単位・千円）

科　　目	2019年度予算	前年度決算見込	増減	備考
Ⅰ、一般正味財産増減の部				
１、経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	5	6	-1	銀行利息
特定資産運用益	3	4	-1	〃
受取入会金	30	0	30	
正会員受取入会金	30	0	30	入会金
準会員受取入会金				〃
賛助会員受取入会金	0	0	0	〃
受取会費	236,024	238,232	-2,208	
正会員受取会費	235,310	237,518	-2,208	会費
準会員受取会費	30	30		〃
賛助会員受取会費	684	684	0	〃
事業収益	46,400	53,879	-7,479	
講習会収益	0	1,210	-1,210	PE管トレーナー講習会
登録料収益	0	0	0	PE管資格登録料
出版事業収益	46,400	52,669	-6,269	頒布品収入
その他収益	3,251	3,737	-486	
受取利息	1	1	0	銀行利息
広告料収益	3,180	3,310	-130	協会報、会員名簿広告料
雑収益	70	426	-356	他団体委員謝金等
経常収益計	285,713	295,858	-10,145	
（２）経常費用				
事業費	120,090	118,376	1,714	
調査研究費	670	104	566	業務調査研究費用等
資格登録費	0	0	0	PE管資格登録費
広報費	9,746	9,812	-66	ﾎﾟｽﾀｰ、ｺﾗﾎﾞ、協会ﾊﾟﾝﾌ等
広報誌発行費	4,592	4,392	200	協会報発行費
講習会費	0	1,351	-1,351	PE管ﾄﾚｰﾅｰ講習会
出版原価	26,500	32,366	-5,866	頒布品印刷
防災関係費	0	0	0	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	1,000	第三者被害見舞金
表彰費	1,680	1,692	-12	表彰費用
記念事業費	4,500	0	4,500	記念事業費用
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	1,178	855	323	業務、技術委員会等
役職員給与	40,019	36,767	3,252	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,024	1,613	-589	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	5,437	4,380	1,057	社会保険料等
通信費	3,510	3,297	213	郵送料等
旅費交通費	1,730	1,106	624	出張旅費等
渉外費	708	647	61	委員会懇親会等
図書費	793	466	327	業界紙購読料
消耗品費	122	80	42	事務用品等
印刷費	372	326	46	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	1,616	5,265	-3,649	事務機減価償却
備品費	0	0	0	事務備品
事務所賃借料	7,167	6,546	621	事務所家賃
事務機費	4,333	4,892	-559	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	263	243	20	事務所光熱費等
租税公課	1,300	1,300	0	消費税等
加入団体会費	300	280	20	他団体会費
雑費	530	115	415	銀行振込手数料等
雑損失	1,000	481	519	頒布品除却

科　　目	2019年度予算	前年度決算見込	増減	備考
管理費	54,551	58,295	-3,744	
総会費	3,356	3,167	189	定時総会
会議費	4,870	5,061	-191	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,680	1,619	61	会員名簿作成費用
教育研修費	1,600	1,363	237	事務局長会議
役職員給与	25,085	26,112	-1,027	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,699	1,969	-270	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	4,832	4,386	446	社会保険料等
通信費	560	599	-39	電話代、郵送料等
旅費交通費	2,905	3,092	-187	定期代等
渉外費	610	381	229	歳暮、中元等
図書費	10	18	-8	図書等
消耗品費	93	83	10	事務用品等
印刷費	201	283	-82	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	597	3,177	-2,580	事務機減価償却
備品費	100	38	62	事務備品
事務所賃借料	2,651	3,177	-526	事務所家賃
事務機費	1,962	2,010	-48	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	947	902	45	事務所光熱費等
租税公課	140	103	37	消費税等
加入団体会費	100	100	0	他団体会費
雑費	553	655	-102	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
配分金	122,470	123,521	-1,051	
入会金配分金	15	0	15	入会金支部配分金
会費配分金	122,455	123,521	-1,066	会費支部配分金
予備費	1,000	0	1,000	
経常費用計	298,111	300,192	-2,081	
当期経常増減額	-12,398	-4,334	-8,064	
2、経常外増減の部				
（1）経常外収益				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-12,398	-4,334	-8,064	
一般正味財産期首残高	301,013	305,347	-4,334	
一般正味財産期末残高	288,615	301,013	-12,398	
Ⅱ、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	3	0	3	
当期指定正味財産増減額	3	0	3	
指定正味財産期首残高	17,635	17,635	0	
指定正味財産期末残高	17,638	17,635	3	
Ⅲ、正味財産期末残高	306,253	318,648	-12,395	

平成30年度第362回理事会
資料NO.3

２０１９年度収支予算書（案）〔本支部合算〕について

２０１９年度の収支予算を作成する前提として、本支部の２０１８年度決算を見積ったところ(12月までは実績、1～3月は見込み)、正味財産期末残高は　592,260 千円となった。

本部単独分に１０支部分を合計した２０１９年度の収支予算案は、以下のとおりである。

Ⅰ．一般正味財産増減の部

１，経常増減の部

経常収益計	432,271 千円
経常費用計	440,977 千円
当期経常増減額	-8,706 千円

２．経常外増減の部

経常外収益計	0 千円
経常外費用計	0 千円
当期経常外増減額	0 千円

当期一般正味財産増減額	-8,706 千円
一般正味財産期首残高	574,625 千円
一般正味財産期末残高	565,919 千円

Ⅱ．指定正味財産増減の部

受取第三者被害見舞金基金拠出金	3 千円
当期指定正味財産増減額	3 千円
指定正味財産期首残高	17,635 千円
指定正味財産期末残高	17,638 千円

Ⅲ、正味財産期末残高　583,557 千円

収支予算書（案）

２０１９年４月１日から　２０２０年３月３１日まで

（本・支部合計）　（単位・千円）

科　目	2019年度予算	前年度決算見込	増減	備考
Ⅰ、一般正味財産増減の部				
１、経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	12	11	1	
特定資産運用益	8	10	-2	
受取入会金	30	20	10	
正会員受取入会金	30	0	30	入会金
準会員受取入会金	0	0	0	〃
賛助会員受取入会金	0	20	-20	〃
支部特別受取入会金	0	0	0	〃
受取会費	283,433	284,870	-1,437	
正会員受取会費	235,310	237,518	-2,208	会費
準会員受取会費	1,740	1,740	0	〃
賛助会員受取会費	3,828	3,828	0	〃
支部特別受取会費	42,555	41,784	771	〃
事業収益	145,492	157,147	-11,655	
講習会収益	87,413	91,817	-4,404	講習会収入
登録料収益	333	414	-81	PE管資格登録料
出版事業収益	57,746	64,916	-7,170	頒布品収入
その他収益	3,296	4,177	-881	
受取利息	6	3	3	銀行利息
広告料収益	3,180	3,310	-130	名簿、協会報広告
雑収益	110	864	-754	他団体委員謝金他
経常収益計	432,271	446,235	-13,964	
（２）経常費用				
事業費	294,030	287,628	6,402	
調査研究費	836	268	568	業務技術調査費
資格登録費	100	107	-7	PE管資格登録費
広報費	12,327	10,570	1,757	保安ポスター、コラボ等
広報誌発行費	4,592	4,392	200	協会報
講習会費	34,562	35,957	-1,395	講習会会場費用等
出版原価	27,090	33,126	-6,036	頒布品印刷
防災関係費	2,630	1,698	932	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	1,000	0	1,000	第三者被害見舞金
表彰費	4,779	4,775	4	表彰費用
記念事業費	4,500	0	4,500	周年記念事業費
その他事業費	10	0	10	他団体の補助的業務
会議費	2,643	2,309	334	業務、技術委員会等
役職員給与	107,291	104,206	3,085	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	3,819	4,209	-390	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	16,896	15,714	1,182	社会保険料等
通信費	9,283	9,032	251	郵送料等
旅費交通費	7,350	6,060	1,290	出張旅費等
渉外費	2,297	2,172	125	委員会懇親会等
図書費	1,314	1,010	304	業界紙購読料
消耗品費	1,211	968	243	事務用品等
印刷費	1,866	1,615	251	コピー機関係
減価償却費	2,944	6,666	-3,722	事務機減価償却
備品費	138	29	109	備品購入
事務所賃借料	19,652	18,930	722	事務所家賃

科　　目	2019年度予算	前年度決算見込	増減	備考
事務機費	10,568	10,889	-321	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	2,172	2,042	130	事務所光熱費等
租税公課	5,824	5,909	-85	消費税等
部会等助成費	3,000	3,000	0	地区ブロック会費
加入団体会費	308	288	20	他団体会費
雑費	1,918	1,131	787	派遣社員費用等
雑損失	1,110	556	554	出版物除却損
管理費	145,947	146,239	-292	
総会費	11,585	11,146	439	定時総会
会議費	10,960	10,689	271	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,946	1,889	57	会員名簿作成費用
教育研修費	1,887	1,765	122	事務局長会議
役職員給与	60,510	60,850	-340	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	3,275	3,478	-203	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	12,072	11,174	898	社会保険料等
通信費	3,016	2,673	343	電話代、郵送料等
旅費交通費	12,851	12,388	463	定期代他
渉外費	2,956	2,401	555	歳暮、中元等
図書費	429	374	55	図書購入
消耗品費	805	645	160	事務用品等
印刷費	1,291	1,241	50	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、用紙代等
減価償却費	1,511	4,900	-3,389	事務機減価償却
備品費	217	114	103	備品購入
事務所賃借料	10,284	10,757	-473	事務所家賃
事務機費	5,378	4,854	524	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	2,904	2,815	89	事務所光熱費等
租税公課	511	474	37	消費税等
加入団体会費	161	161	0	他団体会費
雑費	1,398	1,451	-53	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
予備費	1,000	0	1,000	
経常費用計	440,977	433,867	7,110	
当期経常増減額	-8,706	12,368	-21,074	
2、経常外増減の部				
（1）経常外収益				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-8,706	12,368	-21,074	
一般正味財産期首残高	574,625	562,257	12,368	
一般正味財産期末残高	565,919	574,625	-8,706	
Ⅱ、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	3	0	3	
当期指定正味財産増減額	3	0	3	
指定正味財産期首残高	17,635	17,635	0	
指定正味財産期末残高	17,638	17,635	3	
Ⅲ、正味財産期末残高	583,557	592,260	-8,703	

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.4-1

「嘱託規程」の一部改正について

本規程には年齢に関する制限はないが、「継続雇用に係る嘱託就業規則」には、第 3 条の規定で満 65 歳に達するまでとなっている。本部の嘱託には満 65 歳に達した者がいるため、満 65 歳を超えた場合、業務上の必要性がある場合に限り更新できるようにすること及び両規程の整合性を図るため改正するものである。

（規程の主な改正事項）

① 第 4 条（契約期間）
現在規定なし。契約を更新できる年齢を満 65 歳とし、業務上必要がある場合は満 70 歳に達する年度末まで更新できる旨を追加
② 第 6 条（年次有給休暇）・・・新設
「継続雇用に係る嘱託就業規則」との整合性
③ 第 9 条（賞与）
勤務成績だけではなく業績評価等を追加

（施行）

平成３１年３月１６日より施行する。

以上

平成30年度第362回理事会
資料NO.4-2

嘱託規程新旧対照表

旧	新
第１章　　総　則	**第１章　　総　則**
（目　的） **第１条**　この規程は、就業規則第２条第２項に定める嘱託の契約及び身分並びに給与に関する事項を定める。	**（目　的）** **第１条**　この規程は、就業規則第２条第２項に定める嘱託の契約及び身分並びに給与に関する事項を定める。
第２章　契約及び身分	**第２章　契約及び身分**
（嘱託の区分等） **第２条**　嘱託は、勤務態様により次のとおり区分する。 （１）甲嘱託　就業時間について一般職員と同様に勤務する者 （２）乙嘱託　前号に該当しない者	**（嘱託の区分等）** **第２条**　嘱託は、勤務態様により次のとおり区分する。 （１）甲嘱託　就業時間について一般職員と同様に勤務する者 （２）乙嘱託　前号に該当しない者
（契　約） **第３条**　協会は業務遂行上必要と認めたときは、甲嘱託又は乙嘱託として契約することができる。 ２　定年に達した職員を継続雇用する場合においては、「継続雇用に係る嘱託就業規則」の定めるところに従って、甲嘱託として契約する。ただし、同規則第５条ただし書きの規定により、短時間勤務となる場合は乙嘱託とする。	**（契　約）** **第３条**　協会は業務上必要と認めたときは、甲嘱託又は乙嘱託として契約することができる。 ２　定年に達した職員を継続雇用する場合においては、「継続雇用に係る嘱託就業規則」の定めるところに従って、甲嘱託として契約する。ただし、同規則第５条ただし書きの規定により、短時間勤務となる場合は乙嘱託とする。
（契約期間） **第４条**　嘱託の契約期間は、業務上必要な期間とする。	**（契約期間）** **第４条**　嘱託の契約は1年ごとに行うものとし、嘱託契約は満65歳に達するまで更新することができる。ただし、業務上必要と認める場合は、満65歳を超えて嘱託として契約ができるものとするが、契約の更新は、満70歳に達した年度の3月末日までとする。
（役　職） **第５条**　嘱託は、組織規程に定める役職につくことはできない。ただし、甲嘱託について協会 が必要と認めたときはこの限りではない。	**（役　職）** **第５条**　嘱託は、組織規程に定める役職につくことはできない。ただし、甲嘱託について協会が必要と認めたときはこの限りではない。

旧	新
	（年次有給休暇） 第６条　年次有給休暇は、嘱託契約締結時に就業規則第50条に規定する日数を付与する。契約を更新した場合は、前年に消化しなかった残日数を繰り越すことができるものとする。 ２　定年に達した職員を継続雇用する場合においては、「継続雇用に係る嘱託就業規則」の定めるところによる。
第３章　給　与	第３章　給　与
（給　与） 第６条　嘱託として契約した者の給与の額は、担当する職務、本人の能力のほか、一般職員の給与水準等を勘案して決定する。	（給　与） 第７条　嘱託として契約した者の給与の額は、担当する職務、本人の能力のほか、一般職員の給与水準等を勘案して決定する。
（昇　給） 第７条　嘱託は定期昇給を行わない。ただし、物価変動その他の事情を考慮して変更することができる。	（昇　給） 第８条　嘱託は定期昇給を行わない。ただし、物価変動その他の事情を考慮して変更することができる。
（賞　与） 第８条　嘱託には、勤務成績により賞与を支給することがある。	（賞　与） 第９条　嘱託には、業績評価等によって、特に勤務成績が優秀な者については賞与を支給することができる。
（退職手当） 第９条　嘱託には、退職手当を支給しない。	（退職手当） 第10条　嘱託には、退職手当を支給しない。

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.4-3

嘱託契約書（ひな型）新旧対照表

旧	新
嘱　託　契　約　書（ひな型） 一般社団法人日本コミュニティーガス協会（以下、甲という）と○○○○（以下、乙という）とは、次のとおり嘱託契約を締結する。 記 第１条　乙は、甲の嘱託する次条の業務を誠実に行なうことを承諾する。 第２条　乙に嘱託する業務は、次のとおりとする。 ○○○○○○○○○○○○○ 第３条　甲は、乙に次のとおり支給する。 （１）給　与　　月額○○○○○○○円（年額○○○○○○○円） （計算期間：前月○○日から当月○○日まで、 支給日：毎月○○日） （２）交通費　　甲の基準どおり 第４条　甲は、乙に対し甲の基準により社会保険料を負担する。 第５条　前２条の細目及び条件の変更については、甲の職員に適用する基準により甲が決定する。 第６条　賞与及び退職手当は支給しない。 第７条　前条までに定めるほか、乙が守らなければならない服務基準、その他必要な事項については甲の就業規則によるものとする。 第８条　本契約の有効期間は平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日までとする。 契約期間中であっても、甲・乙いずれか一方は１ヶ月前までに相手方に申し入れて、本契約を解除することができる。 なお、契約期間満了１ヶ月前に、甲乙双方より何らの意思表示がないときは、契約期間を１ヵ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。 本契約締結の証として本書２通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。	嘱　託　契　約　書（ひな型） 一般社団法人日本コミュニティーガス協会（以下、甲という）と○○○○（以下、乙という）とは、次のとおり嘱託契約を締結する。 記 第１条　乙は、甲の嘱託する次条の業務を誠実に行なうことを承諾する。 第２条　乙に嘱託する業務は、次のとおりとする。 ○○○○○○○○○○○○○ 第３条　甲は、乙に次のとおり支給する。 （１）給　与　　月額○○○○○○○円（年額○○○○○○○円） （計算期間：前月○○日から当月○○日まで、 支給日：毎月○○日） （２）交通費　　甲の基準どおり 第４条　甲は、乙に対し甲の基準により社会保険料を負担する。 第５条　前２条の細目及び条件の変更については、甲の職員に適用する基準により甲が決定する。 第６条　賞与及び退職手当は支給しない。 第７条　前条までに定めるほか、乙が守らなければならない服務基準、その他必要な事項については甲の就業規則によるものとする。 第８条　本契約の有効期間は○○年○月○○日から○○年○月○○日までとする。 契約期間中であっても、甲・乙いずれか一方は１ヶ月前までに相手方に申し入れて、本契約を解除することができる。 なお、契約期間満了１ヶ月前に、甲乙双方より何らの意思表示がないときは、契約期間を１ヵ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。 本契約締結の証として本書２通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

旧	新
平成○○年○○月○○日 甲　東京都港区芝大門１－１－３０ 一般社団法人　日本コミュニティーガス協会 会長　○○　○○ 乙　○○県○○市○○町○－○－○ ○○　○○	○○年○○月○○日 甲　東京都港区芝大門１－１－３０ 一般社団法人　日本コミュニティーガス協会 会長　○○　○○ 乙　○○県○○市○○町○－○－○ ○○　○○

平成30年度第362回理事会
資料NO.4-4

嘱　　託　　規　　程

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、就業規則第２条第２項に定める嘱託の契約及び身分並びに給与に関する事項を定める。

第２章　契約及び身分

（嘱託の区分等）

第２条　嘱託は、勤務態様により次のとおり区分する。

（１）甲嘱託　　就業時間について一般職員と同様に勤務する者

（２）乙嘱託　　前号に該当しない者

（契　約）

第３条　協会は業務上必要と認めたときは、甲嘱託又は乙嘱託として契約することができる。

２　定年に達した職員を継続雇用する場合においては、「継続雇用に係る嘱託就業規則」の定めるところに従って、甲嘱託として契約する。ただし、同規則第５条ただし書きの規定により、短時間勤務となる場合は乙嘱託とする。

（契約期間）

第４条　嘱託の契約1年ごとに行うものとし、嘱託契約は満65歳に達するまで更新することができる。ただし、業務上必要と認める場合は、満65歳を超えて嘱託として契約ができるものとするが、契約の更新は、満70歳に達した年度の3月末日までとする。

（役　職）

第５条　嘱託は、組織規程に定める役職につくことはできない。ただし、甲嘱託について協会が必要と認めたときはこの限りではない。

（年次有給休暇）

第６条　年次有給休暇は、嘱託契約締結時に就業規則第50条に規定する日数を付与する。契約を更新した場合は、前年に消化しなかった残日数を繰り越すことができるものとする。

２　定年に達した職員を継続雇用する場合においては、「継続雇用に係る嘱託就業規則」の定めるところによる。

第３章　　給　　与

（給　与）

第７条　嘱託として契約した者の給与の額は、担当する職務、本人の能力のほか、一般職員の給与水準等を勘案して決定する。

（昇　給）

第８条　嘱託は定期昇給を行わない。ただし、物価変動その他の事情を考慮して変更することができる。

（賞　与）

第９条　嘱託には、業績評価等によって、特に勤務成績が優秀な者については賞与を支給することができる。

（退職手当）

第10条　嘱託には、退職手当を支給しない。

附　　則

この規程は、昭和４６年　４月　１日から実施する。
昭和５１年　７月　１日改正
昭和５２年　７月　１日改正
昭和５３年　４月　１日改正
昭和５４年１２月　１日改正
昭和６３年　３月１８日改正
平成１６年　４月　１日改正
平成２３年　２月　１日改正
平成３１年　３月１６日改正

別　紙

嘱　託　契　約　書（ひな型）

一般社団法人日本コミュニティーガス協会（以下、甲という）と○○○○（以下、乙という）とは、次のとおり嘱託契約を締結する。

記

第１条　乙は、甲の嘱託する次条の業務を誠実に行なうことを承諾する。
第２条　乙に嘱託する業務は、次のとおりとする。
　　○○○○○○○○○○○○
第３条　甲は、乙に次のとおり支給する。
（１）給　与　　月額○○○○○○円（年額○○○○○○円）
　　（計算期間：前月○○日から当月○○日まで、支給日：毎月○○日）
（２）交通費　　甲の基準どおり
第４条　甲は、乙に対し甲の基準により社会保険料を負担する。
第５条　前２条の細目及び条件の変更については、甲の職員に適用する基準により甲が決定する。
第６条　賞与及び退職手当は支給しない。
第７条　前条までに定めるほか、乙が守らなければならない服務基準、その他必要な事項については甲の就業規則によるものとする。
第８条　本契約の有効期間は○○年○月○○日から○○年○月○○日までとする。
契約期間中であっても、甲・乙いずれか一方は１ヶ月前までに相手方に申し入れて、本契約を解除することができる。なお、契約期間満了１ヶ月前に、甲乙双方より何らの意思表示がないときは、契約期間を１ヵ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

○○年○○月○○日

甲　　東京都港区芝大門１－１－３０
一般社団法人　日本コミュニティーガス協会
会長　　○○　○○

乙　　○○県○○市○○町○－○－○
○○　○○

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.5-1

「継続雇用に係る嘱託就業規則」の一部改正について

本規則では、職員で定年になった者が嘱託として契約を更新できるのは、第 3 条の規定で満 65 歳に達するまでとなっている。本部の嘱託には満 65 歳に達した者がいるため、満 65 歳を超えた場合、業務上の必要性がある場合に限り更新できるように改正するものである。

（規則の主な改正事項）

① 第 2 条（契約）
嘱託契約の根拠条文を追加

② 第 3 条（契約期間）
契約を更新できる年齢を満 65 歳となっているが、業務上必要がある場合は満 70 歳に達する年度末まで更新できる旨を追加

（施行）

平成３１年３月１６日より施行する。

以上

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.5-2

継続雇用に係る嘱託就業規則新旧対照表

旧	新
第１章　　総　　則	**第１章　　総　　則**
（目　的） **第１条**　この規則は、就業規則第 27 条ただし書きの規定に基づき、定年に達した職員の継続雇用に関し、契約、就業時間、給与その他必要な事項を定める。	**（目　的）** **第１条**　この規則は、就業規則第 27 条ただし書きの規定に基づき、定年に達した職員の継続雇用に関し、契約、就業時間、給与その他必要な事項を定める。
第２章　　継続雇用の契約	**第２章　　継続雇用の契約**
（契　約） **第２条**　一般社団法人日本コミュニティーガス協会は、職員が定年に達した場合において、次の各号を要件として、当該職員と嘱託契約を締結する。 （１）その職員が継続雇用を希望すること （２）就業規則第 29 条に規定する解雇の基準に該当しないこと	**（契　約）** **第２条**　一般社団法人日本コミュニティーガス協会は、職員が定年に達した場合において、次の各号を要件として、当該職員と嘱託規程第３条の規定により嘱託契約を締結する。 （１）その職員が継続雇用を希望すること （２）就業規則第 29 条に規定する解雇の基準に該当しないこと
（契約の期間） **第３条**　嘱託契約は１年ごとに行い、その職員が満 65 歳に達するまで更新することができるものとする。	**（契約の期間）** **第３条**　嘱託契約は１年ごとに行い、その職員が満 65 歳に達するまで更新することができる。ただし、業務上必要と認める場合に限り、当該職員と満 65 歳を超えて嘱託規程第４条の規定により嘱託契約を締結することができるものとする。
（職務の内容） **第４条**　職務の内容は、定年前に従事していた業務の能力、経験等の活用を図るものとし、要員等の職場の状況を総合的に勘案して決定する。	**（職務の内容）** **第４条**　職務の内容は、定年前に従事していた業務の能力、経験等の活用を図るものとし、要員等の職場の状況を総合的に勘案して決定する。
（就業時間） **第５条**　就業時間は、就業規則第 35 条の規定による。ただし、職場の状況や本人の希望等により、短時間勤務とすることができるものとする。	**（就業時間）** **第５条**　就業時間は、就業規則第 35 条の規定による。ただし、職場の状況や本人の希望等により、短時間勤務とすることができるものとする。
（年次有給休暇） **第６条**　年次有給休暇は、嘱託契約締結時の付与日数の基礎となる勤続年数を定年前の勤続年数と通算して、就業規則第 50 条に規定する日数の年次有給休暇を与え、定年前に消化しなかった残日数を繰り越すことができるものとする。	**（年次有給休暇）** **第６条**　年次有給休暇は、嘱託契約締結時の付与日数の基礎となる勤続年数を定年前の勤続年数と通算して、就業規則第 50 条に規定する日数の年次有給休暇を与え、定年前に消化しなかった残日数を繰り越すことができるものとする。

第３章　　給　　与 **（給　与）** **第７条**　給与は、年間で定年に達する前１年間の給与の 60 パーセントを基準とし、嘱託契約後の業務内容、就業時間等を総合的に勘案し、個別に決定する。 **（準　用）** **第８条**　この規則に定めがない事項については、嘱託契約の本旨に反しない限り、就業規則の規定を準用する。	**第３章　　給　　与** **（給　与）** **第７条**　給与は、年間で定年に達する前１年間の給与の 60 パーセントを基準とし、嘱託契約後の業務内容、就業時間等を総合的に勘案し、個別に決定する。 **（準　用）** **第８条**　この規則に定めがない事項については、嘱託契約の本旨に反しない限り、就業規則の規定を準用する。

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.5-3

継続雇用に係る嘱託就業規則

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　この規則は、就業規則第 27 条ただし書きの規定に基づき、定年に達した職員の継続雇用に関し、契約、就業時間、給与その他必要な事項を定める。

第２章　　継続雇用の契約

（契　約）

第２条　一般社団法人日本コミュニティーガス協会は、職員が定年に達した場合において、次の各号を要件として、当該職員と嘱託規程第 3 条の規定により嘱託契約を締結する。

（１）その職員が継続雇用を希望すること

（２）就業規則第 29 条に規定する解雇の基準に該当しないこと

（契約の期間）

第３条　嘱託契約は１年ごとに行い、その職員が満 65 歳に達するまで更新することができる。ただし、業務上必要と認める場合に限り、当該職員と満 65 歳を超えて嘱託規程第 4 条の規定により嘱託契約を締結することができるものとする。

（職務の内容）

第４条　職務の内容は、定年前に従事していた業務の能力、経験等の活用を図るものとし、要員等の職場の状況を総合的に勘案して決定する。

（就業時間）

第５条　就業時間は、就業規則第 35 条の規定による。ただし、職場の状況や本人の希望等により、短時間勤務とすることができるものとする。

（年次有給休暇）

第６条　年次有給休暇は、嘱託契約締結時の付与日数の基礎となる勤続年数を

定年前の勤続年数と通算して、就業規則第 50 条に規定する日数の年次有給休暇を与え、定年前に消化しなかった残日数を繰り越すことができるものとする。

第３章　　給　　与

（給　与）

第７条　給与は、年間で定年に達する前１年間の給与の 60 パーセントを基準とし、嘱託契約後の業務内容、就業時間等を総合的に勘案し、個別に決定する。

（準　用）

第８条　この規則に定めがない事項については、嘱託契約の本旨に反しない限り、就業規則の規定を準用する。

附　　則

この規則は、平成２１年　２月　１日から実施する。
平成２３年　４月　１日　一部改正
平成２５年　４月　１日　一部改正
平成３１年　３月１６日　一部改正

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.6-1

電力・ガス取引監視等委員会　第３６回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：平成３１年２月１５日（金）１５：０５～１５：５０（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

押尾 信明	石油連盟 常務理事
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
内藤　理	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
藤原 正隆	大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

(1) ガスの卸取引に関する競争の促進について
  ① 中途解約補償料を伴う長期卸契約
  ② 契約量未達に伴う違約金
  ③ 卸取引における需要家情報の共有
(2) ガスのスイッチング業務等の標準化について

５．主な意見

(1)-① 中途解約補償料を伴う長期卸契約

- ここで示された違約金の問題だが、長期取引の拘束の問題なのか、違約金の高さを問題にしているのか明確にすることが必要。違約金の高さについて問題にするべきと考える。ガス事業法１条の「ガス事業の健全な発達を図る。」との観点からも、違約金の高さそれ自体を規制できるのではないかと考える。
- ガスの卸供給市場は、ガスの調達手段が限られている。出来るだけ活性化していくためには、契約期間も短くペナルティーもなく自由に変えれるようにした方が競争促進になると考える。

  他方、卸の供給サイドとして考えると、先行投資が必要となり回収が図れないため１０年等の長期契約となり、中途解約補償料が高くなってきた経緯があると指摘されている。慣行がそうだからと、同様にしていくことはできない事は、はっきりしている。先行投資したものを、契約が切れた後に次の事業者が使うのであれば無駄にならない。

- ＬＮＧの調達について、短期契約あるいはスポット調達により、以前よりは調達の選択肢は増えている。これらについては、長期契約よりは価格が激しく変動することもある。一方、長期契約は安定供給や価格の安定化には効果的である側面もある。大手ガス事業者は長期契約を中心としながらも、短期契約やスポット調達を有効に組み合わせ長期と短期のバランスに留意しつつ、安定供給と価格の低廉・安定化に取り組んでいる。

  従来に比べ、ＬＮＧの需給調整の柔軟性が高まってきつつある。需給調整の具体例として、ＬＮＧのスポット市場の活用、発電用途への利用があげられる。ガスの卸契約が中途解約された際に、需給調整ができるのは多様かつ大規模な電源を保有する事業者が中心で、他の事業者では対応が難しく限定的であることも理解していただきたい。
- 事業者が切り替えなかった理由をまとめているが、ほとんどの事業者が既存の卸売事業者の価格や供給量といった供給条件よりも、事業開拓や制度対応といった卸供給以外のサービスに魅力を感じ、結果として切り替えが進んでいないのが実態と感じている。ガス会社にとっては、この様なサービスの提供が有益だと認識しているが、ガスシステム改革の目的の１つである、「ガス料金の最大限の抑制」といった観点からすると、価格抑制の大きな制約になっている。特に、価格競争のあまり起きていない地域では、場合によっては、卸価格を低減し地域のお客様に還元する事よりも、卸売事業者のサービスを重視していることがあると思われる。都市ガスを使用している全てのお客様が、競争原理に基づいた安い都市ガスを使用していただくためにも、卸売事業者を切り替えられても困らない措置を検討していかなければならない。
- 現状、競争的な環境に移行しつつある。卸先事業者の中では、複数年の契約の締結をしつつも、他卸売事業者からも卸を受けている事業者もある。また、卸先事業者の小売市場においても新規購入事業者が大口需要家を獲得しており、需要家に伴う競争の活性化が行われているといえる。
- 契約期間が残っており、中途解約に伴う補償料を支払う必要があるため切替できなかった。抽象的ではあるが、高額過ぎてスイッチできなかったという意味であれば、これは問題であるということで、どの程度のことなのかをしっかりとみる必要がある。
- 契約量未達の違約金だが、年間契約量の75%しか引き取りができなかった場合（年間契約量の25%を引き取ることができなかった場合）、年間契約量の５%相当の違約金が発生する。５%程度の違約金なら低額なのではないかという見方もあるが、50%を割り込むあたりにならないと違約金が発生しないという例も事務局の報告からは明らかになっている。

  しかしながら、契約の初期段階はペナルティーを低目に設定することが競争政策上、非常に望ましいことではないかと考える。入者にとりまして都市ガスの消費量というのは天候の変化によって暖冬になったり、猛暑になったりという異常気象に見舞われるなど、大きく需要を読み間違えるということを考えなければならない。

- 小売市場が自由化されていなかったとき、予想が立たなくて、ガスがダブついてしまうようなことがあり、調達にも支障を来すということがあったかもしれない。今、自由化されたところなので別の事業者に切りかえることがあったときに、日本全体でのガス量、あるいはその地域に供給できるガス量というのが、ダブつくようなことがない可能性も相当あるということなので、基本的に自由化されていなかったときに整理されたものを引きずらないように、状況が変わっているのだということをぜひ考えていただきたい。

② 契約料未達に伴う違約金

- 数カ月から１年程度の短期では引取量の調整が難しいＬＮＧ取引の実態を踏まえると、やむを得ない側面もあり、卸取引の競争に支障をきたす取引慣行とまでは言いきれない。
- 違約金に関して簡単な解決方法は、基本料金を設定して従量料金を大きく下げるということをすると、事実上、ボリュームディスカウントになる。そのときに、実際には3,000使いますといっておきながら1,000しか使わないことになったら、結局割高になる格好で、わざわざ違約金というような格好で調整しなくたって十分調整できる。

③ 卸取引における需要家情報の共有

- 需要家情報の取得については、搾取の問題になると思うが、卸元が卸受と共に需要開拓して情報共有することは、競争促進的な共同行為によるデータであり、不当に情報を取得することには当たらないと考える。
- 卸受事業者様に対しての実態調査で、各社ごとの考え方や取引慣行はさまざまであると考える。　卸料金改定の交渉におけるイメージというのが書かれているが、当社はイメージ１というパターンの４つのポツの内、需要家名あるいは適用している料金プランといった需要家情報をやりとりするということは無い。当社は需要量や負荷情報があれば十分料金についての判断材料になり得ると考えているので、それ以上の情報を求めることはない。
  加えて、契約期間、あるいは中途解約補償についても、当社は第三者の意見を聞きながら、これまでも、これからもきっちりと水準を決定してきている。取引の実態は各社さまざまであるということを前提に、画一的なルール設計により自由化ありきの過度な規制が講じられることにならないようにお願いしたい。
- 卸契約交渉においては大口・新規など特定の需要家に対する割引を行う目的で、卸受事業者が具体的な顧客情報を卸売事業者に提出する場合がある。
- 卸売事業者が将来参入する可能性がある地域の需要家情報を容易に取得できる状況は望ましいとは言えない。一方、情報を完全に遮断すると需要開拓に悪影響を及ぼす恐れもある。
- 需要量や負荷情報だけでは不十分なのか、小売市場での競争を妨げないための措置を講じる必要があるかなど検討を要する

- 情報共有の件ですが、原因となった合意があると思うが、その合意の後に環境変化があった。合意の段階で変化された状況のもとで使われようとしている、課題とされる使われ方が合意されていたのかどうか。そうしたことも十分検討した上で、競争法上問題がないにしても契約法上の問題が出てくるかもしれない。あるいは情報の使い方なり、利用目的に関する当事者の拘束はどうなっていたのだとか、そういう問題もあろうかと思うので、その点も念のため調査をしていただきたい。

(2) ガスのスイッチング業務等の標準化について

- スイッチング業務、開閉栓業務、需要家情報の変更業務を対象に、情報共有手段、業務フロー、要求項目などを標準化する。情報共有手段については原則としてメールなどを用い、エクセルファイル形式でデータ授受を行う。
- 標準化のための業務マニュアルは３月末までに作成し、電力・ガス取引監視委員会のウェブサイトで公表する。また、日本ガス協会が４月以降、導管事業者向けの説明会を開催する。新規参入が既に起きているエリアの導管事業者には、原則として夏ごろまでに標準化に対応するよう求める。
- 業務マニュアル等については、今後監視等委員会のホームページに掲載いただけるとのことですので、ぜひ遵守するべき統一ルールであることを明示していただくなど、形骸化の防止に資する発信についてご配慮いただきたい。また、実際に運用していく中で改善が必要となることが今後想定される。その際に各社がばらばらに改善すると再び個別ルールが横行し、小売事業者にとって改悪となる可能性もある。日本ガス協会様には、こうした場合の改善プロセスについて引き続きご検討いただき、ガスの託送業務並びに託送を利用する小売業者も含めた業界全体での効率化を進めていただきたい。
- 新規参入者や需要家などが本当にスイッチしやすくなったという実感を伴うようになる必要がある。そういう意味で１年ほどかけて適切に、このようにとりまとめをされた監視等委員会が今後も前面に立たれるということを、国民は強く求めているのではないかと思う。ぜひ導管事業者の標準化への対応状況について、適宜フォローアップを継続していただきたい。

以上

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.6-2

第３６回制度設計専門会合
事務局提出資料

ガスの卸調達・適正取引の在り方について
～ガスの卸取引に関する競争の促進について～

２０１９年2月１５日（金）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

前回専門会合の議論の振り返り（1/3）

- 卸市場の競争を不当に歪めるおそれのある卸取引慣行の有無に関する調査を実施し、公正な取引のあり方について検討を必要に応じて行うとの事務局からの提案に対して、概ね賛同いただいた。

慣行の合理性

卸受の側の人にとってのデメリットはどんどん意見として出てくると思うのですけれども、逆に、きっとみえないメリットがあると思うのですね。（中略）メリットがあるのならメリットの点もきちんとお聞きいただきたいなと。やはり公平にここで判断できるような形のヒアリングをお聞きしたいなと思っております。（辰巳委員）

違約金が合理的な水準でなければおかしい点は一般論として言及するべき。ただし、合理的な理由もあり得るため、違約金がなぜ高いのかという点について合理的な根拠を調査していただきたい。

違約金とかいうのが売り手と買い手の双方が合意していれば問題ないなどということは絶対にありません。売り手がよいといい、買い手がよいといい、それぞれメリットがありますということがあったとしても、競争制限的になるということは十分あり得る。だから、ある種、強行法規的に違約金だとかいうのをみているということは決して忘れないように。買い手もいいといっているのですなどというようなことが常に抗弁になるのでないということはきちんと理解していただきたい。

それから、買い手のほうとしても、２年間は供給してくれるけれども、その後供給してくれなくなるなんていうことになったら困ります。事業できませんというので、長期契約を望むということは当然あり得ると思います。問題は、期間が長いということが問題なのではなく、違約金が高いということが問題になっているということなのであって、買い手のほうがその長期契約によって利益を得られるということに関して一概に否定するものではないということは当然のことだと思います。（松村委員）

前回専門会合の議論の振り返り（2/3）

- 続き

慣行の合理性

少なくともいえますのは、take or pay型の予定された売上高に近い金額を回収するというような違約金はまさに競争を排除するものでありまして、許容されないと思います。解約のときに発生する、例えば損害賠償程度のやむを得ない範囲で補償を求めるという程度であれば、これは許容できるのかなというのが率直な感想でございます。（草薙委員）

当事者にとって利益になるから合理的だというのが合理性でなくて、ここで確認しようとしているのは、社会全体にとって望ましいものかという視点からということの確認ですよね。それは当事者が合理的だと答えたからオーケーというわけでない。

このアンケート調査等をする際に、現状の契約について聞くだけだと不十分な気がしておりまして、過去からの長期契約の場合には、例えば自由化の前から続いている契約か、それとも卸売などの選択肢がもっと広がってからのものか等、どのタイミングで締結された契約なのか、または事情が変更する前と後でどのように契約形態が変わってきたのかという時代を通じた変遷についてもぜひ聞いていただけますと、過去はどうせ長期的契約当たり前だから、違約金があっても問題なかったでしょうというものもあるかもしれないし、最近結ばれた契約であればもうちょっと柔軟なものになっているというような趨勢がみられるのであったら、また社会的にみたら、または当事者にとっても合理的なものというのは変わってきた可能性がありますので、そのあたりもぜひ丁寧にみていただきますと勉強になるかと思っております。（安藤委員）

前回専門会合の議論の振り返り（3/3）

- 続き

調査対象

きょうの論点は、かつての独占事業者であるそれぞれのエリアの旧一般ガス事業者に対して卸供給するというこの市場限定の話なのか、新規参入者が新たに小売市場に入ってくるために卸供給を受けるなんていうこともあり得るわけですよね。両方を念頭に置いた話なのか。（松村委員）

事業者特性

違約金とかいうのに関して、いや、これは合理的だから問題ないよとヒアリングで答えている人たちの属性というのをちょっと知りたいのです。どういうことなのかというと、卸供給は受けているのだけれども、例えば東京ガスから卸供給を受けていて、東京ガスはそのエリアに進出していませんというようなたぐいのところなのか、それとも、ある意味で小売でも競争しているというような状況下で出てきた事業者なのか。（松村委員）

本日の進め方

- 本日は、前回会合で出た委員からの意見を踏まえ実施した卸売事業者/卸受事業者に対する調査結果を報告する。
- これを踏まえ、事務局がご提案する論点について、最終需要家の利益に資する公正なガス卸取引を実現する観点から、ご議論いただきたい。

卸売事業者/卸受事業者に対する調査の実施

✓ 前回会合での意見を踏まえつつ実態調査を実施
✓ 調査結果を踏まえ事務局よりいくつかの論点を抽出

本日

調査報告、事務局からの論点について議論

✓ 事務局より調査結果を報告するとともに、抽出した論点を提示
✓ 調査報告及び事務局からの論点について議論

本日議論いただいた点に基づいて適宜検討

調査方法の概要

- ガス卸競争が発生しているあるいは発生する可能性があるエリア（関東、関西、中部）を対象とし、卸売事業者8社に対してはヒアリング、卸受事業者62社に対してはアンケートによる調査を実施した。
- 本調査では、卸取引の競争に影響しうる、①契約期間×中途解約補償料、②契約量未達に伴う違約金、③卸交渉時に共有する情報等を調査対象とした。

	卸受事業者	卸売事業者
調査対象	ガス卸競争が発生しているあるいは発生する可能性がある、複数の卸売事業者からの供給が可能な導管と接続されているエリア（関東、関西、中部）におけるみなし小売事業者62社（以下、卸受事業者）	ガス卸競争が発生しているあるいは発生する可能性がある、複数の卸売事業者からの供給が可能な導管と接続されているエリア（関東、関西、中部）に卸供給を行っている事業者8社（以下、卸売事業者）
調査方法の概要	◆ アンケート形式にて実施 ◆ 調査期間：2018年12月下旬～2019年1月下旬	◆ 対面でのヒアリング形式にて実施 ◆ 調査期間：2019年1月下旬～2月上旬
主な調査項目	1. 事業環境 ➢ ガスの調達状況、卸売事業者との関係（協調/競合）等 2. 卸取引切り替えの検討状況 ➢ 卸売変更・変更検討の有無 3. 契約期間×中途解約補償料 ➢ 現在の契約期間、適正と考える契約期間の水準等 ➢ 補償料の有無、適正と考える補償料の水準等 4. 契約量未達/超過に伴う違約金 ➢ 契約量未達/超過に伴う違約金の有無、適正と考える違約金の水準等 5. 卸交渉時に共有する情報等	

卸取引の検討状況

- 調査対象とした卸受事業者のうち、現在の卸売事業者からの調達量の全てあるいは一部を他の卸売事業者へ切り替えることの提案を受けたことがある事業者は19事業者であり、その半数程度が実際に卸売事業者の切り替えを実施した。

卸売事業者切り替えの検討状況

Q.これまでに、既に卸契約関係のある事業者以外の卸売事業者から卸供給の提案を受けたことがありますか。
対象は卸受事業者62社

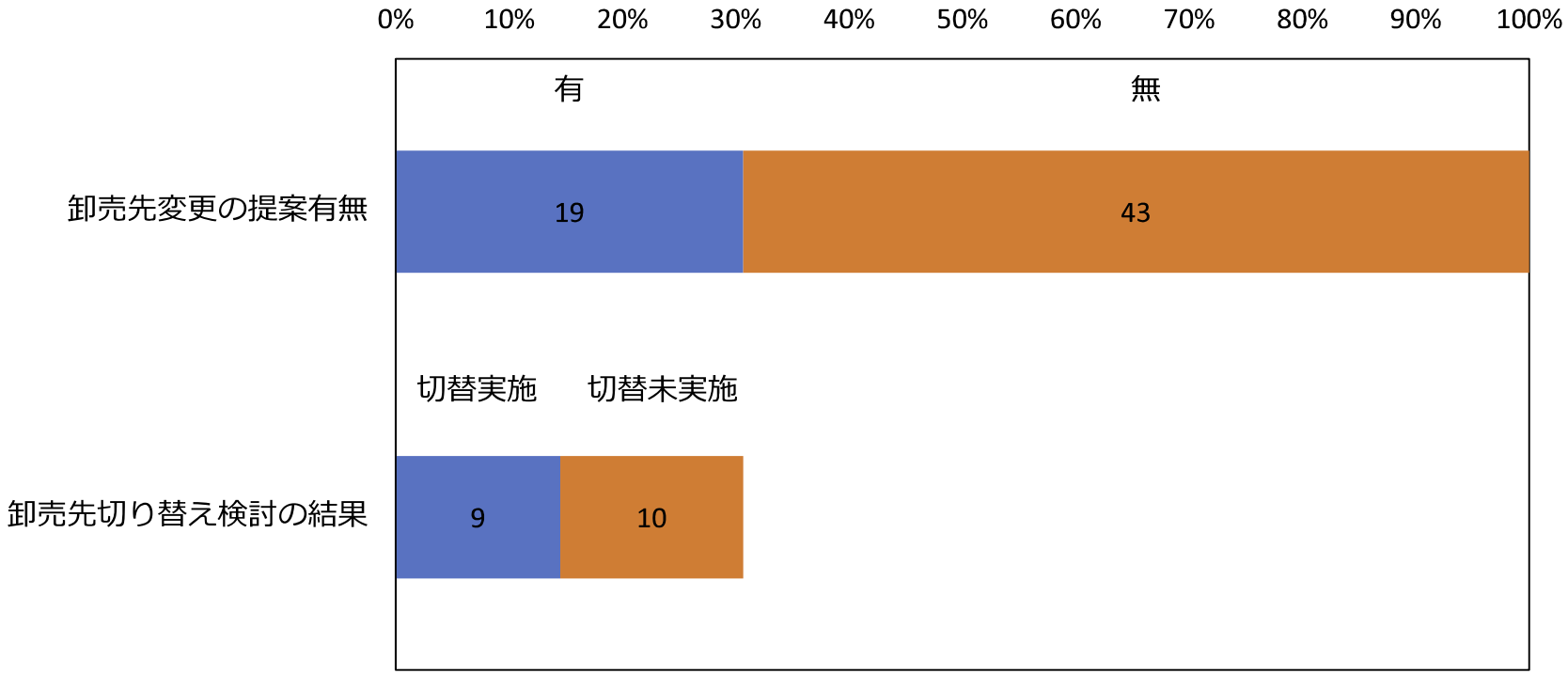

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

卸受事業者が卸売元切り替えを検討した理由

- 調査対象とした卸受事業者が卸売事業者の切替を検討した理由として、調達コストの低減、安定供給を目的とした調達先の多様化を挙げるものが多い。

（参考）卸売事業者切り替えの検討状況

卸売事業者切り替えの検討をしたことがあるか、切り替え検討を行った結果をしめす

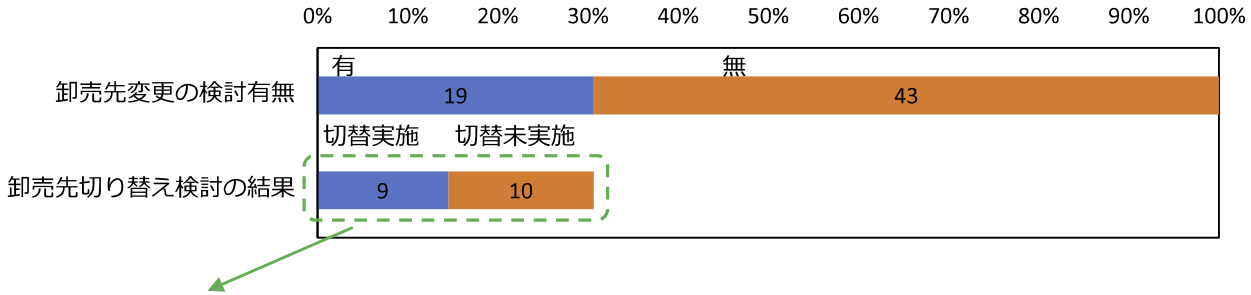

卸売事業者切り替えを検討した理由

対象19事業者
複数項目の選択可

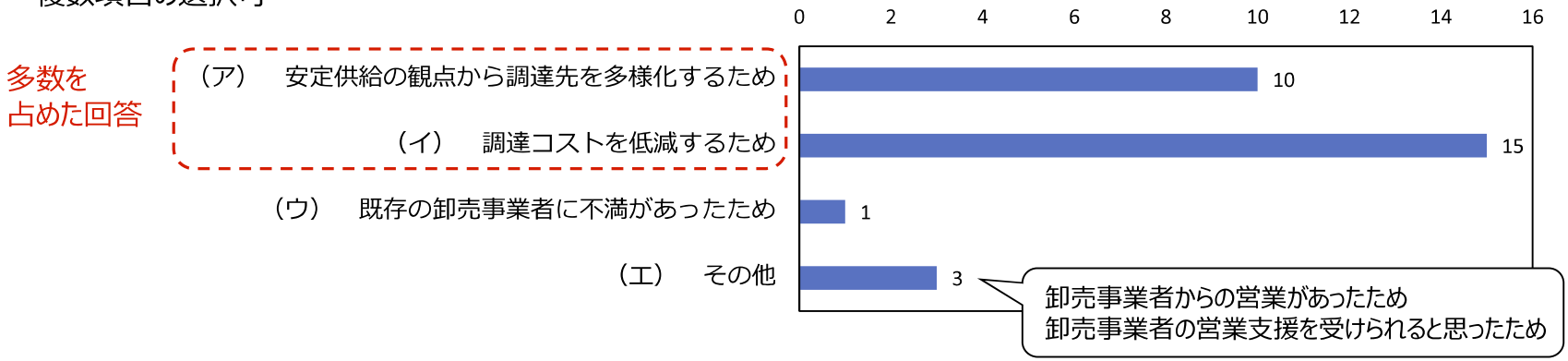

卸受事業者が卸売事業者を切り替えない理由

- 卸受事業者が卸売事業者を切り替えない理由として、既存の卸売事業者のサービスに満足しているとの意見が多い。一方、調達先を切り替えた場合には卸売事業者が当該卸受事業者のエリアに小売参入するおそれを指摘する意見*や中途解約補償料が切り替えのネックになっているとの意見もあった。

*客観的な根拠が必ずしも具体的にあるわけではないことに留意する必要がある。

（参考）卸売事業者切り替えの検討状況

卸売事業者切り替えの検討をしたことがあるか、切り替え検討を行った結果をしめす

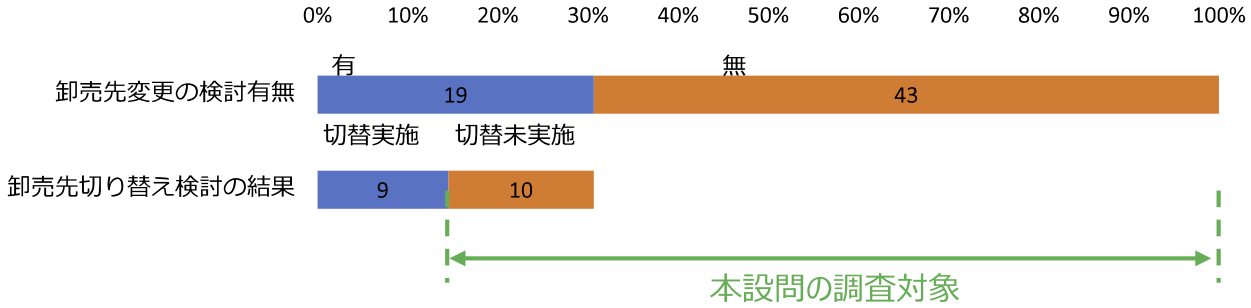

卸売事業者を切り替えなかった理由

対象53事業者（切り替えを行った事業者以外）
複数項目の選択可

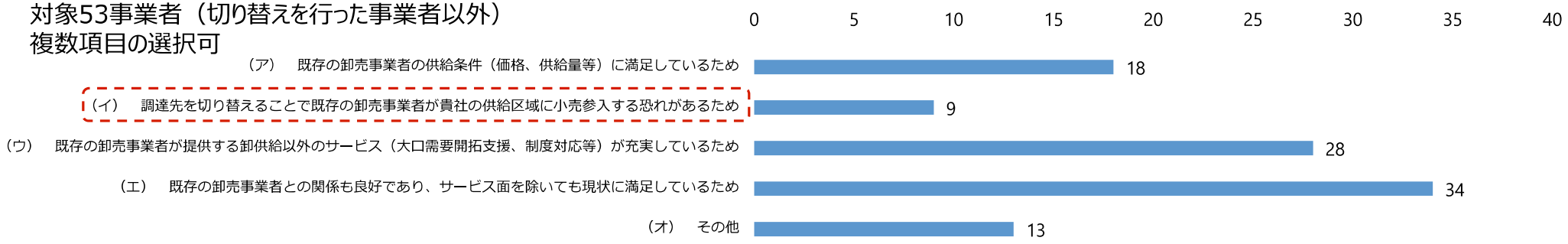

- ✓ 契約期間が残っており、中途解約に伴う補償料を支払う必要があるため
- ✓ 卸売事業者と資本関係にあるため
- ✓ 切り替えに伴う導管延長等の設備投資を踏まえると、投資費用、卸価格との兼ね合いで条件が合わなかったため等

（参考）既存卸売事業者による他エリア小売事業への参入について

- 卸売事業者が卸受事業者のエリアにおいて小売事業に参入することは、小売市場の競争の促進により需要家に裨益する点から、望ましい。
- 一方、卸受事業者が、卸売事業者からのガスの購入が不可欠であり、代替する経済合理的な手段が乏しいといった状況において、卸売事業者が当該エリアで小売事業を営む場合、卸売事業者自らの小売価格よりも当該卸受事業者への卸価格を高い水準に設定するような競争制限的な行為（いわゆるマージンスクイーズ）を実施しないよう、卸売事業者は留意する必要がある。

排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（公正取引委員会　2009年10月28日）

川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が，自ら川下市場においても事業活動を行っている場合がある。
このような場合において，供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について，自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり，供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為（いわゆるマージンスクイーズ）は，「供給拒絶・差別的取扱い」と同様の観点から排除行為に該当するか否かが判断される。

①中途解約補償料を伴う長期契約

②契約量未達に伴う違約金

③卸取引における需要家情報の共有

取引慣行の概要①（中途解約補償料を伴う長期契約）

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 一般的に、ガスの卸契約において、契約期間の長さに応じて卸料金を割り引く慣行を背景に、長期契約が多く見られるが、このような長期契約を途中で解約する場合、中途解約補償料を卸売事業者に支払う義務が卸受事業者に発生することが多い。
- 中途解約補償料は、多くの場合、残契約期間が長ければその分金額も多くなる事例が見られる。

契約期間と卸料金の関係（イメージ）

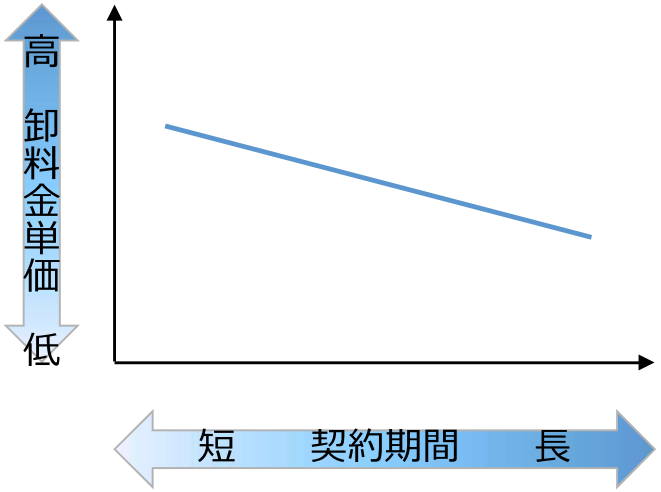

中途解約補償料の設定

5年契約の2年間で解約する場合

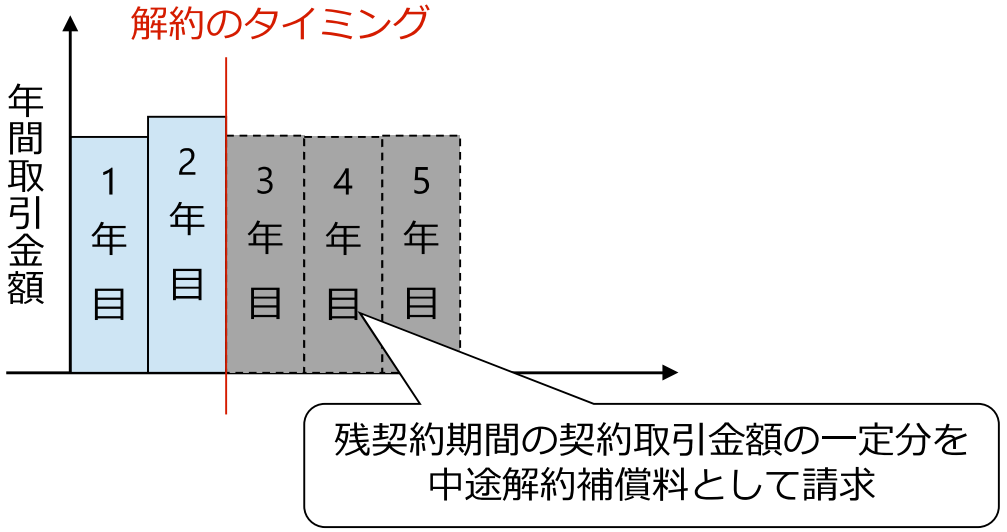

解約時の残契約期間が長ければその分金額も多くなる

取引慣行の考え方①（中途解約補償料を伴う長期契約）

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 卸売事業者に対するヒアリングによると、長期契約に中途解約補償料が設定される主な目的は、①中途解約に伴い発生する卸売事業者の損害や逸失利益等を補填すること、②契約期間中の契約履行を保証することを挙げる事業者が多く見られた。

中途解約補償料を設定する目的

① 中途解約に伴い発生する損害を補填するため
- ✓ 卸供給に伴い発生した費用の未回収分を回収するため
- ✓ 中途解約に伴う卸売が回避不能な実損害を補填するため
- ✓ 設備費用に関して実際にキャッシュアウトした分を回収するため

② 契約期間中の契約履行を保証するため
- ✓ 契約期間中の取引を一定以上の水準で担保するため

*1チェックマーク以下では卸売事業者の回答を示した

中途解約補償料の設定の考え方

① 具体的な損害費用を考慮する場合
- ✓ 卸供給に伴い発生した設備投資費の未回収分
- ✓ 固定費の未回収相当額
- ✓ 代替需要先を確保するために必要となる費用（発生する原料費の金利相当額）

② 具体的な逸失利益を考慮する場合
- ✓ 残契約期間の事業報酬相当額
- ✓ 残契約期間の契約金額×（係数*2）
- ✓ 残契約期間の経費相当額

*2残契約期間、解約事情などによって決定

卸売事業者へのヒアリング結果に基づき委員会作成

（参考）中途解約補償料の算定例

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 卸供給の実施にあたり、卸売事業者が卸供給に要する導管敷設等の先行投資を行っている場合、中途解約にあたり投資の未回収分を補償料として設定している例がある。
- その他、損害費用に対する補償のみを求める例、逸失利益に対する補償のみを求める例、損害費用と逸失利益を組み合わせて補償料を設定している例があった。

中途解約補償料の設定例（数値及び例は実際のものではなくヒアリング内容に基づき委員会が作成したものである）

パターン１　設備投資の未回収分を請求する場合

- 卸供給に伴い45億円の導管投資を実施したため、15年の長期契約を締結し、卸料金とともに投資費用を回収（年3億円程度）。
- 10年目に解約された場合には、これまで回収した投資費用3（億円/年）×10（年）＝30億円と45億円の差額に当たる未回収分（15億円）を中途解約補償料として請求する。

パターン２　逸失利益を請求する場合

- 5年契約の2年間満了時に解約された場合、残りの契約期間3年間における経費相当額を中途解約補償料として請求する。

パターン３　損害費用＋逸失利益を請求する場合

- 5年契約の2年間満了時に解約された場合、残りの契約期間3年間における①製造設備等の固定費、②事業報酬相当額を中途解約補償料として請求する。

卸売事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）長期契約に関する各事業者の評価

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 卸受事業者からは、長期契約を結ぶメリットとして、安定供給、価格低減、交渉コストの削減等が挙げられる一方で、デメリットとして、卸売事業者のスイッチングの困難性、市場環境の変化への柔軟な対応が困難といった意見があった。
- 卸売事業者からは、長期契約により需要の見通しが立てやすくなる等とのメリットが挙げられた一方、輸送費、保管費等を要する他の財と異なり、ガスについては、契約期間を長くすることによって料金を割り引く理由は必ずしも強固ではないため、卸受事業者から値引き交渉を受けるが対応に苦慮するとの意見も一部聞かれた。

	卸受事業者	卸売事業者
メリット	**1. 安定的に供給力を調達できる** **2. 調達価格を低減できる（長期契約による割引/交渉コストの削減）**	**1. 需要の見通しが立てやすくなる** **2. 交渉コストの削減を図れる**
デメリット	**1. 卸売事業者の切り替えを行いにくい** **2. 市場競争等による需要増減への対応が難しい**	**1. 卸受事業者から長期契約による価格交渉を持ちかけられる**

卸受事業者からの調査結果に基づき委員会作成

（参考）中途解約補償料の事前設定

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 調査対象とした卸受事業者のうち、中途解約補償料が設定されているものは62社中36社であった。他方、設定されていないものについても、契約書には明記されていないものの協議時に口頭で通達されているものが含まれている。

中途解約補償料の設定の有無

Q.現在結んでいる卸契約の中に中途解約補償料が設定されているものはありますか。
対象は卸受事業者62社

- ✓ 中途解約補償料は設定されていない。
- ✓ 契約書には明記されていないが、卸契約に関する協議時に、一定の水準の補償料を請求する旨通達されている

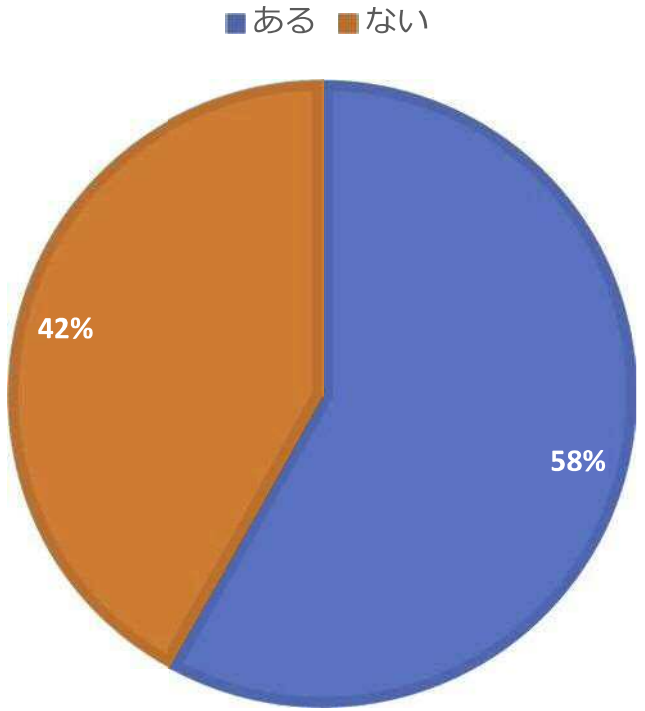

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）中途解約補償料の水準

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 中途解約補償料が設定されている事業者36社のうち、現在の契約の中で最も高い中途解約補償料の水準が残期間契約金額の50%以上と回答した事業者は8社（25%）存在した。

中途解約補償料の水準

Q.現在設定されている中途解約補償料の中で最も高い金額の水準について、最も近いものを一つだけ選択してください。
対象は中途解約補償料が設定されている卸契約を結んでいる36事業者
ここでの中途解約補償料の水準は、契約解除時点で、残期間の契約金額の合計に占める中途解約補償料の割合を指す
（例えば、5年契約の2年目で解約した場合、残期間3年間の契約金額の合計にしめる中途解約補償料の割合）

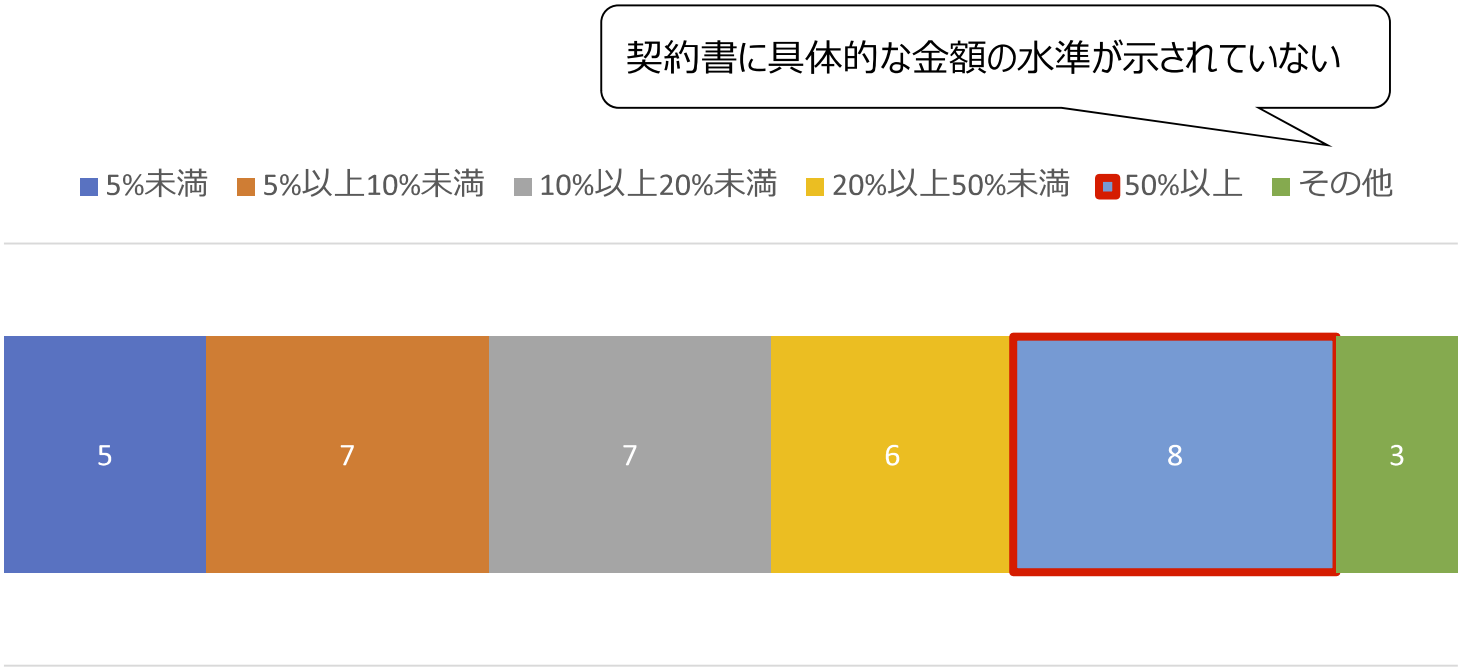

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）契約期間の水準

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 調査対象とした卸受事業者の既存の契約の約半数（62社中29社）について、現在結んでいる卸契約の中で、最も長い契約期間が「10年以上」となっている。他方で、卸受事業者が適切な契約期間と考える期間として、70%以上が５年未満と回答した*。

*最終需要家の利益に資する観点からは、卸受事業者ないし卸売事業者が適切と考えていることのみをもって、必ずしも、長期契約を正当化できるものではないことに留意する必要がある。

卸契約の契約期間

（現在の契約期間）Q.現在結んでいる卸契約の中で最も長い期間の契約年数を教えてください。
（適切な契約期間）Q.貴社（卸受事業者）として適切だと考えられる卸契約の契約期間について、最も近い年数を下記から選択してください。
対象は卸受事業者62社

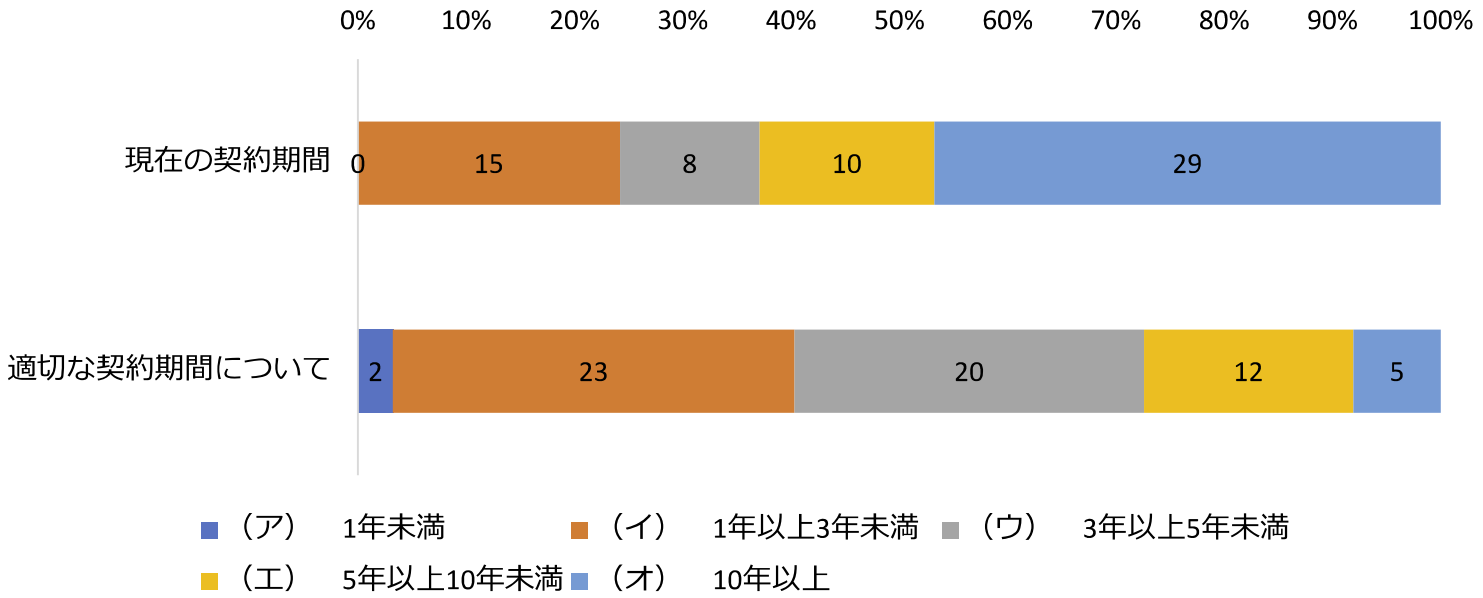

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）卸供給事業の変遷

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 主要な卸売事業者は、1970年代より卸供給事業を開始。当時は、卸供給に伴い基地の建設、導管の敷設等の新たな設備投資を要したこと等から、当該設備投資の回収を確実におこない、既存一般需要家へ影響を及ばさないよう、卸受事業者に対し長期間のガス引取保証を求めることが一般的であった。
- 1999年の届出制移行を経て、2003年に卸供給事業は事業法の対象外となっており、卸市場には、制度上、競争が導入され、卸売事業者にとっては、契約期間、中途解約補償料の考え方を見直す契機となった。

年代	事業法上の位置づけ	事業環境	卸取引の慣行
1970年代	許可制	✓ 天然ガスは石油等に比べ価格競争力で劣後 ✓ 大口需要への供給（≒卸供給）料金のありかたが通産省審議会にて報告[*1]	卸受事業者は長期間のガス引取を保証（長期間・割高な中途解約補償料の設定）
1999年	届出制	✓ 卸供給条件に関する規制を届出制に移行	
2002年		✓ 電気小売の分野において、私的独占の禁止の規定に違反するおそれがあるものとして、公正取引委員会が北海道電力に警告[*2]。	北海道電力に対する警告事件を契機として、一部の卸売事業者は契約期間、中途解約補償料の考え方を見直し、従来より水準を緩和[*3]
2003年	廃止	✓ 卸供給条件の届出を廃止	
現在		✓ LNG市場取引に一定程度の流動性が生まれている ✓ LNG基地建設、導管敷設も一巡し、新規投資を行うことなく卸供給が実施される場合が増加	

[*1]通産省　総合エネルギー調査会　都市熱エネルギー部会　中間報告（昭和54年3月30日）　81-83頁
[*2]北海道電力に対する警告事件（公取委警告平成14年6月28日）
電気小売の分野において、長期契約を締結した自由化対象需要家に対し、同契約において高額の中途解約補償料の支払を義務付け、新規参入者への切換え時のみに求償する行為が独禁法第３条（私的独占の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして、公正取引委員会が北海道電力に警告
[*3]卸売事業者への調査結果

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点

①中途解約補償料を伴う長期契約

- 卸受事業者へ行う卸供給に伴い基地建設、導管敷設等の設備投資を卸売事業者が行うことが主流であった時期においては、当事者間でガスの卸供給について、中途解約補償料が盛り込まれた10年を超える長期契約を締結することが一般的であった。今後詳細な要件を精査する必要があるものの、同様の状況においては、中途解約補償料を伴う長期契約には、一定の合理性もあると考えられるのではないか。
- 一方、設備投資を伴う卸契約が主流であった当時に比べ、一定程度インフラの整備が進み、かつ、卸市場及び小売市場の参入が自由化され、競争の促進が重要な課題となっている現在において、卸売事業者が実施する設備投資を伴わない多くの卸契約については、卸市場における競争を促進する観点から、その契約期間、中途解約補償料の設定方法、水準について、その在り方を改めて検討する必要があるのではないか。
- 具体的には、**卸売事業者による中途解約補償料を伴う長期契約がスイッチングを阻害する効果を有する結果として、卸売事業への新規参入を阻害するものか否か、当該補償料の設定根拠が競争その他の観点から合理的なものであるか否かを評価した上で、補償料を伴う長期契約についての考え方を整理することとしてはどうか。**
- 整理を行う際、卸売事業者のLNG輸入量、LNG基地の保有・利用状況その他の総合的な事業能力を考慮する必要があるのではないか。また、卸売事業者は、必要量を安定的な価格で調達する観点から原料のLNGの大部分を長期間の相対契約にて調達しており、柔軟な需給調整の実施には一定の制約が存在する。他方、近年はLNGスポット市場の活用、発電用途への利用、調達ポートフォリオの分散化等、従来に比べ需給調整の柔軟性は高まってきており、こうした実態にも留意する必要があるのではないか。
- なお、ガスのワンタッチ卸供給事業、ガスや電気の小売事業についても同様の取引慣行が存在するとの指摘があることも踏まえて、今後、検討を進める必要がある。

①中途解約補償料を伴う長期契約

②契約量未達に伴う違約金

③卸取引における需要家情報の共有

取引慣行の概要②契約量未達に伴う違約金

②契約量未達に伴う違約金

- 一般的なガス卸取引においては、基本契約において契約期間中の供給総量が規定された上で、毎年度の年次契約においても当該年度における供給量及び単価が規定されることが多い。この年次契約においては、年間引取量が契約量の一定割合（最低引取量。例えば、80%）に到達しなかった場合、年度単位で違約金が発生する旨が規定される例が多く、年間引取量が最低引取量に到達しなかった量に補償料単価を乗じることにより違約金は算定される。

契約量未達に伴う違約金の設定例

- ✓ 年間契約量5,000万m^3/年、最低引取量80%
- ✓ 年間取引実績が3,750万m^3/年（年間契約量の75%）
- ✓ 卸料金単価が50円/m^3
- ✓ 補償単価は卸料金単価とした

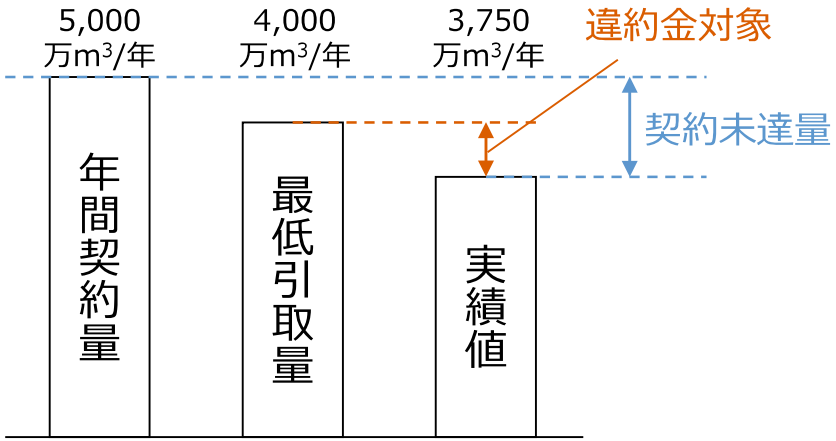

年間契約量×（最低引取量ー年間取引実績）×補償単価

＝5,000（万m^3）×（80%-75%）×50（円/m^3）

＝1.25億円（年間契約金額は25億円）

年間契約量の75%しか引取ができなかった場合
（年間契約量の25%を引取ることができなかった場合）
年間契約量の5%相当の違約金が発生

取引慣行の考え方②契約量未達に伴う違約金

②契約量未達に伴う違約金

- ガス卸取引における契約量未達に伴う違約金規定の目的として、契約量の増加に伴い卸料金単価を割り引く商慣行を背景とした、卸受事業者の過大申告による料金引き下げの防止が考えられる。
- なお、最低引取量の規定水準は卸売事業者・卸受事業者にとって、卸価格交渉の材料になっており、特に短期契約のLNG比率が相対的に高い会社にとっては商品を訴求する上での差別化要因になっている。多くは、80%～90%程度であるが、卸売事業者によっては50%程度の事例もある。

契約量未達に伴う違約金を設定する目的

① 契約量未達に伴う損害を補填するため
- ✓ 卸供給に伴い発生した費用の未回収分を回収するため

② 契約期間中の契約履行を保証するため
- ✓ 一般に契約量の増加に伴い卸料金単価は下がる。卸受事業者が過大申告し、有利な価格条件を引き出すことを防ぐため

契約量未達に伴う違約金の考え方

- 最低取引量未達量×補償単価（※）

（※）卸料金単価と同等
製造費＋燃料費相当分
製造費＋燃料費の金利相当分
等事業者によって異なる。

取引慣行に関する事業者の評価

	卸受事業者	卸売事業者
メリット	✓ **価格交渉の材料になる**	✓ **価格交渉の材料になる** ➢ 短期契約のLNGを保有する会社は相対的に有利であり、柔軟な設定が可能
デメリット	✓ **取引量が最低引取量を下回った場合、違約金の支払いが発生する**	✓ 特になし

卸受/卸売事業者からの調査結果に基づき委員会作成

（参考）取引量未達に伴う違約金の水準

②契約量未達に伴う違約金

- 取引量未達に伴う違約金が設定されている事業者は46社（74%）
- 最低引取量の水準については、年間契約量の「80%以上90%未満」が最も多く、「90%以上」がそれに続く

取引量未達に伴う違約金設定の有無

Q.現在結んでいる卸契約の中に年次契約の 最低引取量未達に伴う違約金が設定されているものはありますか。

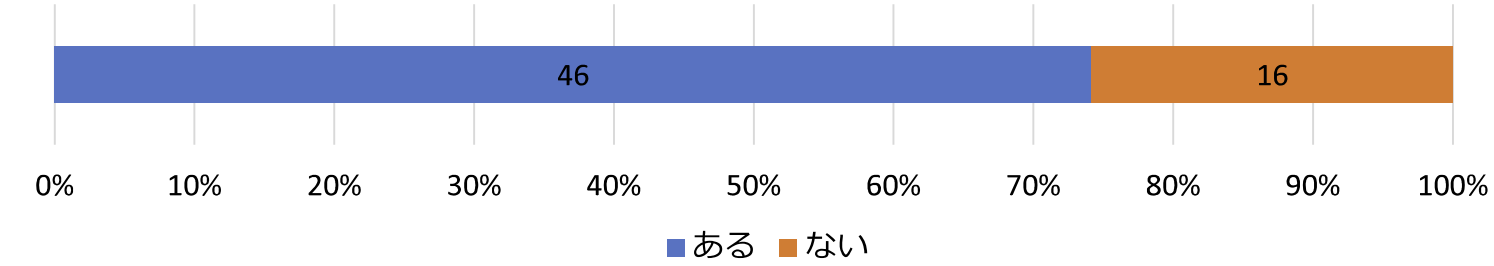

最低取引量の水準

Q.現在設定されている最低引取量の中で最も高い量の水準について、最も近いものを一つだけ選択してください。

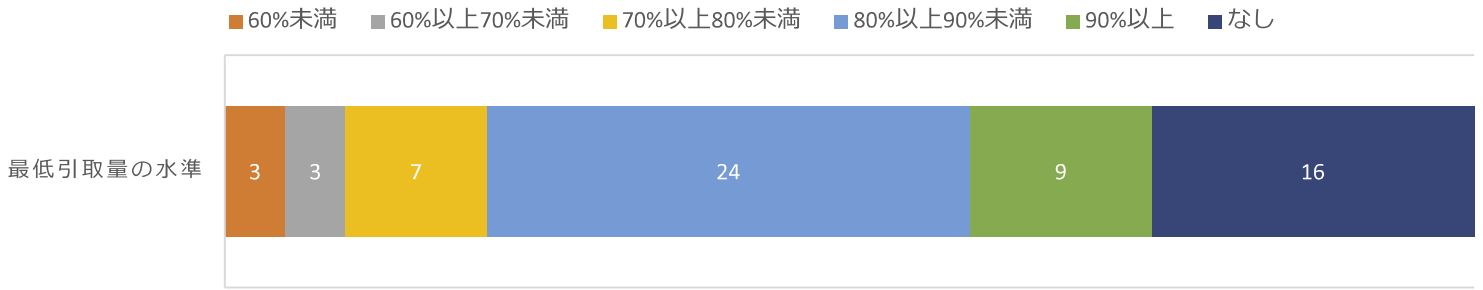

契約量未達に伴う違約金に関する論点

②契約量未達に伴う違約金

- 契約量未達に伴う違約金は、年度途中のスイッチングを困難とする可能性がある一方で、年度末までにはスイッチングが可能となること、また、短期的（数ヶ月～1年）には引取量の調整が困難なLNG取引の実態を踏まえるとやむを得ない側面もあることを考慮すると、**本取引慣行については、通常、卸取引の競争に支障を与える取引慣行であるとまでは言い切れないのではないか。**

①中途解約補償料を伴う長期契約
②契約量未達に伴う違約金
③卸取引における需要家情報の共有

取引慣行の概要③卸取引における需要家情報の共有

③卸取引における
需要家情報の共有

- 卸契約の交渉においては、大口・新規の需要家など特定の需要家に対する割引を行うことを目的として、具体的な顧客情報を卸売事業者に提出して、卸受事業者に対する卸価格を決定する場合がある。この背景には、大口・新規需要家の獲得がその需要量等によっては、卸売事業者及び卸受事業者双方の短期的ないし中長期的な利益に資する可能性があることがあると考えられる*。

  *卸売事業者が小売事業も行う場合には、卸受事業者と（潜在的な）競合関係に立つこととなるため、一般論としては、顧客情報の共有が小売事業者間の競争の排除・減殺（マージンスクイーズや市場分割カルテル）につながらないよう注意する必要がある。

- 卸受事業者が特定の需要家情報を提示して交渉する場合（イメージ１）もあれば、卸売事業者が予め料金プランを用意している場合（イメージ２）もある。

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ１）

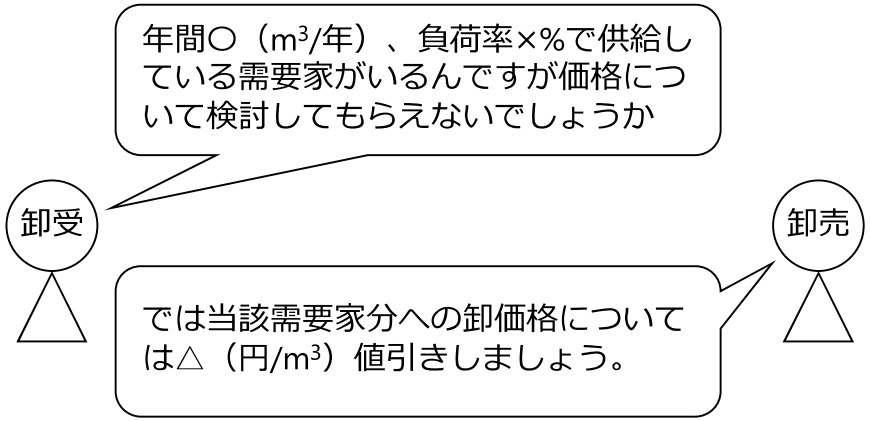

やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量
- 負荷情報
- 適用している料金プラン等

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ２）

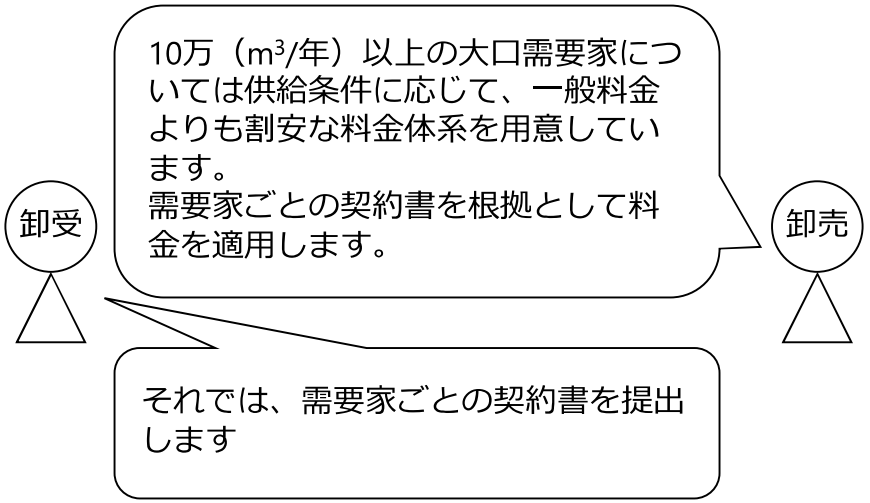

やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量

卸売事業者/卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）当該取引慣行についての卸受事業者の評価

③卸取引における需要家情報の共有

- 特定の需要家情報を卸受事業者が卸売事業者に提出する事例は、必ずしも一般的ではないものの、一定程度存在する。他方で、状況によっては、卸市場における競争に対する阻害要因になり得るのではないかとの指摘もあった。

卸受A

- これまでも卸価格の決定に関して、個別の需要家情報を用いることはなかった。
- **今後やりとりができなくなったとしても影響はない。**

卸受B

- 大口需要家の規模に応じて段階的な卸料金が定められてる場合があり、大口需要家のみ需給契約書を卸売事業者に提出している。
- **大口需要家向けの料金の方が通常料金よりも割安なため、仮に情報の提供を行わない場合、大口需要家向けの料金体系が適用されず、小口用の割高なガスを購入する事になるため困る。**

卸受C

- **卸売事業者は自エリア（卸受事業者のエリア）で小売事業をも行いうる状況下で、大口需要家の具体名、所在地等が卸売業者に知られることは、他の卸売事業者へのスイッチングを行えば、当該大口需要家への小売を当該卸売事業者自身が行う可能性があるという無言のプレッシャーとなる。**

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）当該取引慣行についての卸売事業者の評価

③卸取引における
需要家情報の共有

- 一部の卸売事業者からは、特定の需要家情報は卸受事業者から主体的に提供されることが多いため、当該需要家情報が卸売事業者に提供されないとしても卸交渉における影響は限定的であるとの意見があった。
- 一方で、卸受事業者のエリアにおける需要開拓（代表的には、石油など他燃料からの転換）においては、卸売事業者が卸受事業者と一体となって営業を行ってきた実態があることを踏まえ、需要家情報へのアクセスが制限された場合の悪影響を懸念する声もあった。

卸売A
- 基本的に、当社から卸受事業者に特定の需要家情報の提供を求めることはない。
- 卸受事業者が、当社に対して特定の需要家の負荷条件等を示した上で、卸価格の価格改定を持ち掛けてくることはある。
- **卸売事業者としては、値下げ交渉の材料に使われることが多く、当社から積極的に情報提供を求める理由もないため、需要量と負荷情報以外であれば情報遮断をされたとしても影響は限定的である。**

卸売B
- 当社から積極的に求めることはないものの、**他燃料からの転換を狙って卸受事業者と一緒に需要開拓を行うことがあり、その際には営業段階から需要家情報を知り得ることになる。**
- 他燃料からの転換に伴う新規需要の開拓は、天然ガス需要の拡大にも資することから卸売事業者としても推進したいと思っており、**情報遮断によりそれが叶わなくなるとするとビジネスに与える影響は大きい。**

卸売C
- 卸受事業者が値下げ交渉する際の材料として有効と思っている。当該情報のやりとりを遮断されたとしたら、卸受事業者が交渉しづらくなることが考えられる。

卸売事業者への調査結果に基づき委員会作成

卸取引における需要家情報の共有に関する論点

③卸取引における
需要家情報の共有

- 将来参入する可能性がある地域の需要家情報を、卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点から望ましいとはいえない一方、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。
- 上記を踏まえ、**卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していくこととしてはどうか。**
- その際、①需要家情報を共有することによって新たな需要開拓その他の競争促進効果が生じることが期待されるものか、②一定の需要家情報を共有する場合であっても、需要家を特定可能な粒度の情報が必要か、③卸売事業者が卸受事業者と小売市場における競争関係に立っている場合において、小売市場における競争を減殺しないような措置を講じる必要があるかといった項目を、企業規模等も勘案しつつ検討することとしてはどうか。

今後の進め方

- 本日提示した3つの論点について、本日議論いただいた内容を踏まえ、次回以降、具体的な議論を進めていくこととしたい。

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.6-3

ガスの卸調達・適正取引の在り方について
～ スイッチング業務等の標準化について～

２０１９年2月１５日（金）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

ガスにおけるスイッチング業務等の現状

- 小売全面自由化前の第２４回ガスシステム改革小委員会（2015年）において、都市ガス会社のスイッチング手続き等について、スイッチング業務フローや検索可能情報を標準化していくことが整理された。
- 第24回制度設計専門会合（2017年11月開催）で、スイッチング業務フロー等の標準化は必ずしも十分ではなく、導管事業者毎に業務フローやレイアウトが異なることが、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新小売事業者の負担となっていることが、新小売事業者より指摘された。

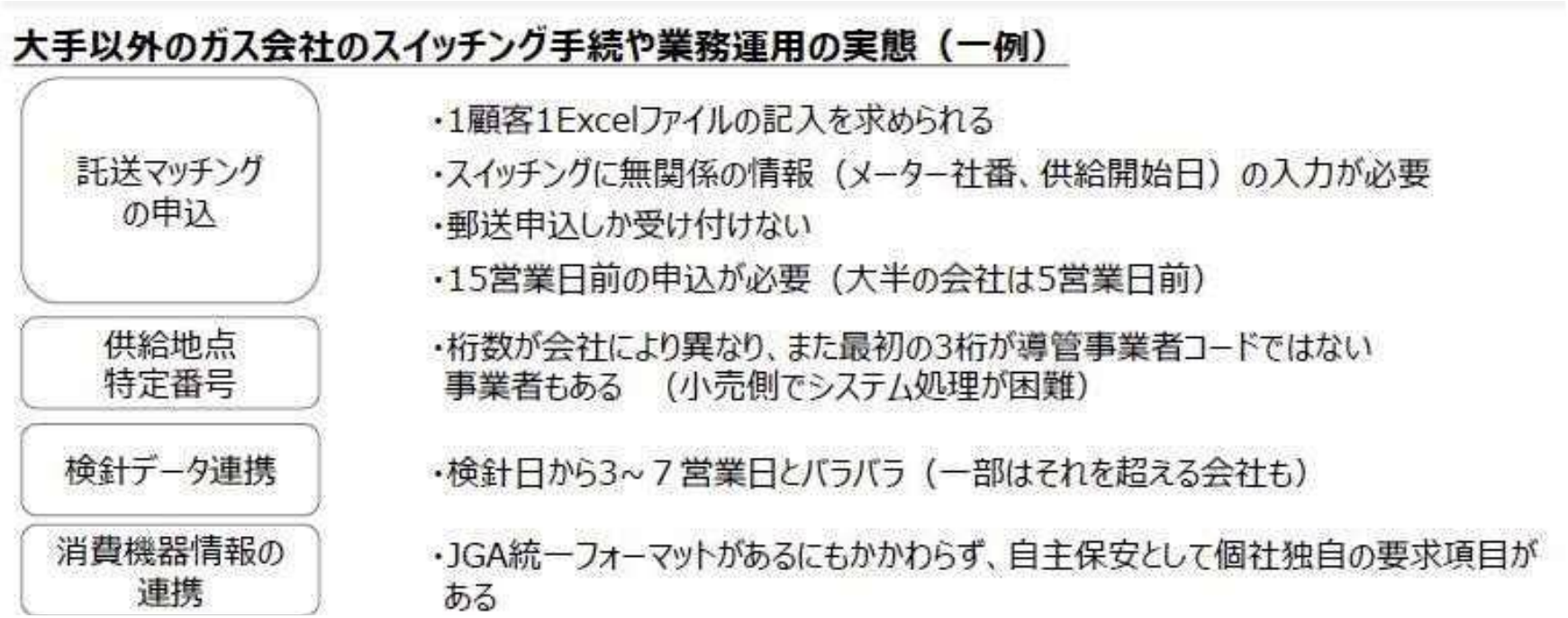

第24回制度設計専門会合　資料3-1　新規参入ガス小売から見たガス全面自由化における課題について（2017年11月28日）、5ページから抜粋

本日の報告内容

- 導管事業者ごとに異なるスイッチング（以下、SWという。）業務等のオペレーションギャップを解消し、小売事業者の円滑な参入を促進するため、 2018年2月より、電気・石油を含む新小売事業者、導管事業者の代表として日本ガス協会（以下、JGAという。）、委員会事務局との間で検討を重ね、導管事業者と小売事業者との間で発生する業務手続きの標準化について検討を行ってきた。
- 本日は、今般とりまとめた標準化方針の内容について報告させていただく。

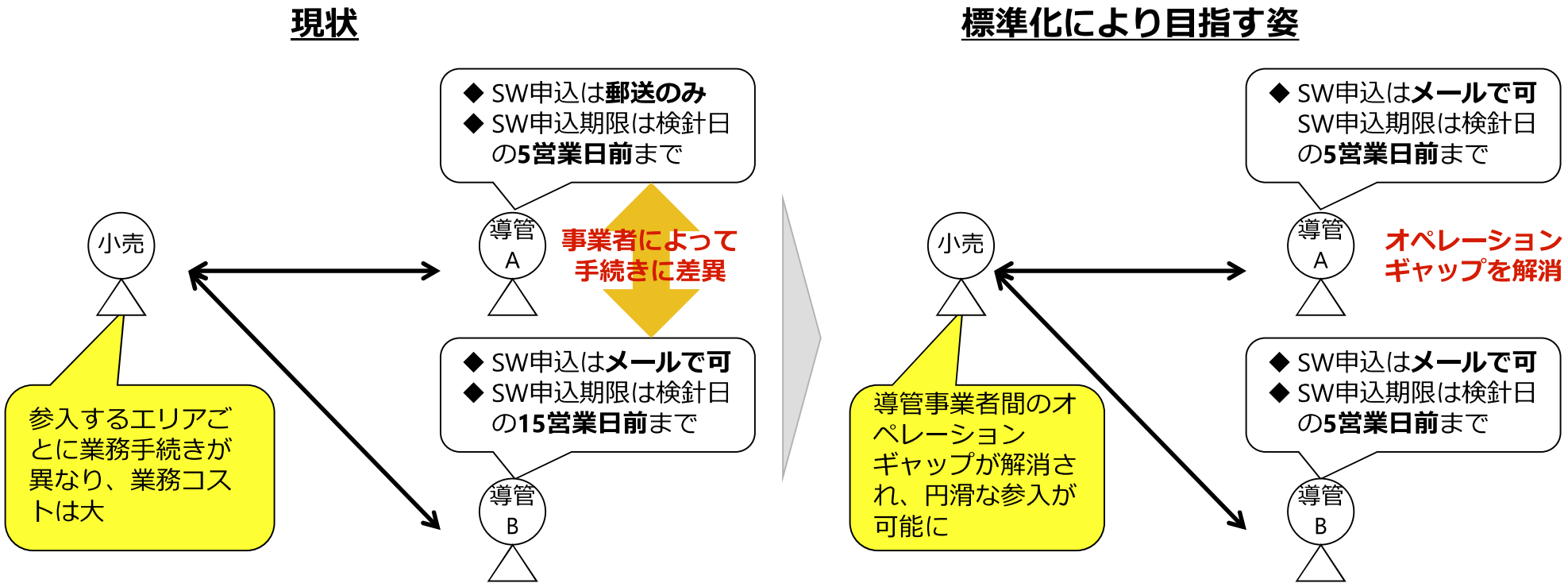

本検討の概要

- 標準化の対象業務は一般ガス導管事業者*とガス小売事業者間でやり取りを行うSW業務、新規契約・解約に伴う開閉栓業務等とした。
- 導管事業者と小売事業者間で情報共有する際の手段を定めた上で、各業務について、業務フロー、業務フローで定められた様式の要求項目、レイアウトの順に沿って検討を進めた。

*まずは、新規参入が既に進んでいるあるいは参入の可能性がある地域の一般ガス導管事業者（例えば、2G、三大都市圏の3G等）から取組を進めていく。なお、既に小売・導管事業者間でシステム連携を行っている大手３社等については、既存方法による運用を妨げないこととする。

標準化対象の業務

業務名称	業務内容
SW業務	SW申込、廃止取次、マッチング報告等
開閉栓業務	託送開始・終了申込、開閉栓報告等
需要家情報変更業務	需要家名義、住所情報の変更等

各項目の検討方針

	検討方針
情報共有手段	電子メール等の電磁的方法によるやりとりを前提とした標準的な手段を決定
業務フロー	左記業務の具体的な手順、必要な様式等を定めた標準的なフローを作成
要求項目	業務フローの各様式で要求される標準的な項目について、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき精査し決定
レイアウト	各様式の標準的なレイアウトを作成

情報共有手段の標準化内容

- 情報共有手段については、原則電子メール、システムといった電磁的方法*を用いることとし、Excelファイル形式の電子データを用いてデータ授受を行うこととする。

*電子メール、オンラインストレージサービス等によりデータ授受を行う方法を指し、電話、FAX、郵送による手段は含まない。

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

標準化内容

◆ 電子メール、オンラインストレージサービスといった電磁的方法*を用いることとする
◆ Excelファイル形式の電子データを用いてデータ授受を行うこととする

現状

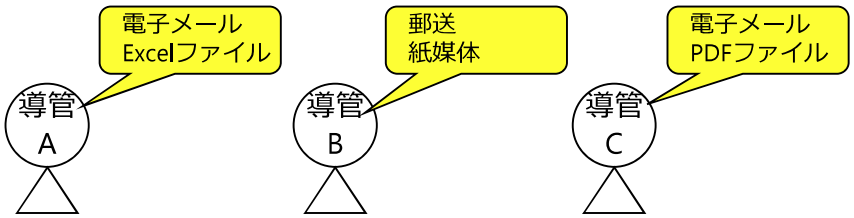

✓ 導管事業者ごとに情報共有手段が異なる
✓ 小売事業者は、紙媒体、PDFといったデータ処理に時間がかかる媒体でのやりとりを求められる

標準化により目指す姿

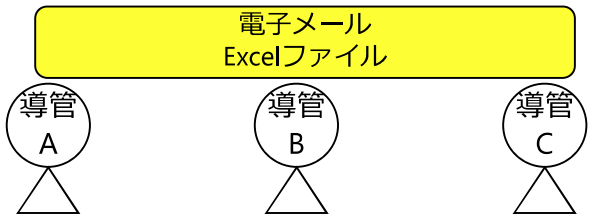

✓ 情報共有手段を標準化
✓ やりとりするデータを電子化

業務フロー、要求項目、レイアウトの標準化の検討イメージ

- 業務フロー、要求項目、レイアウトの標準化に係る検討イメージは下記の通り。

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

①業務フローの標準化
業務の具体的な手順、必要な様式等を定めた標準的なフローを作成

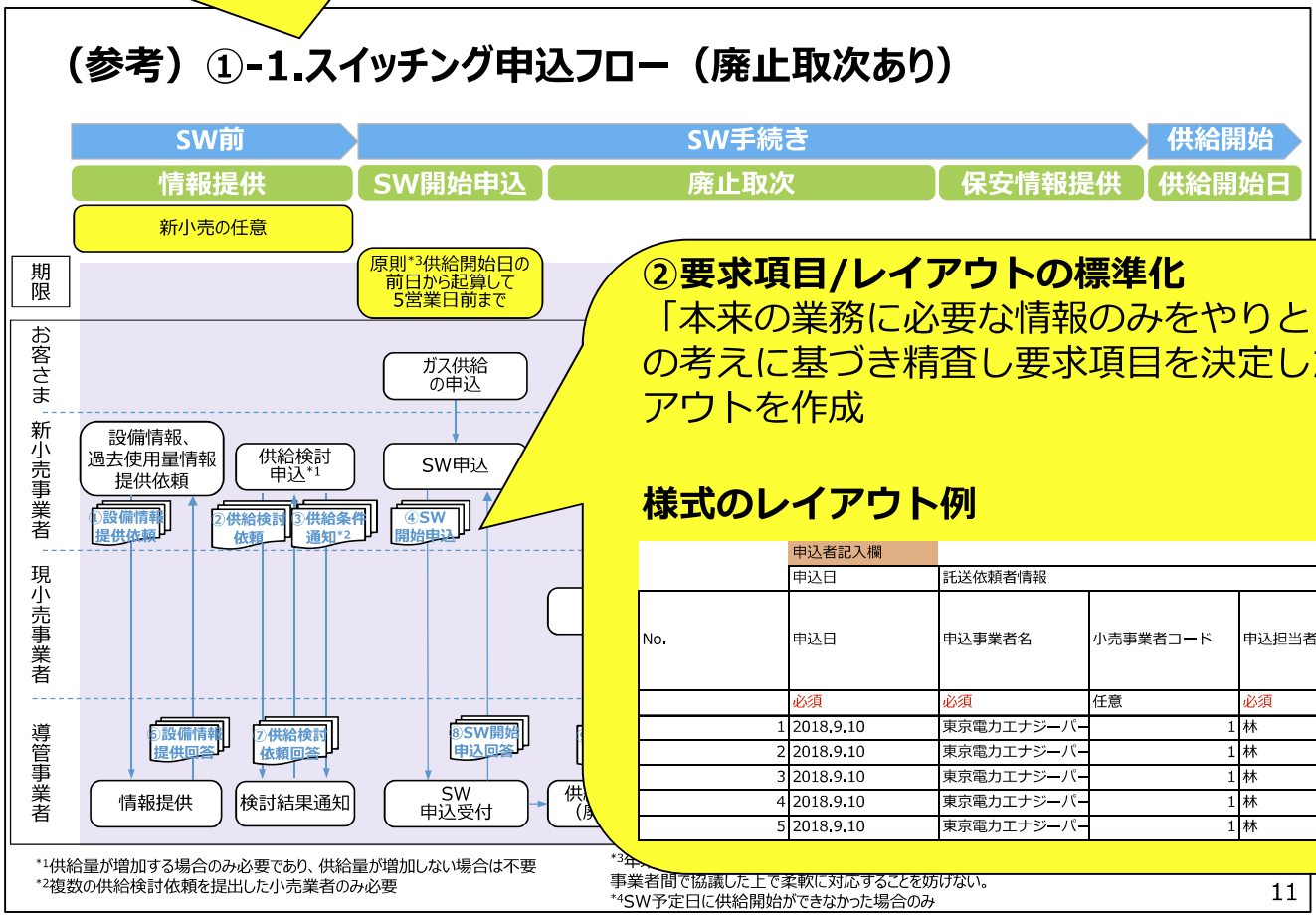

②要求項目/レイアウトの標準化
「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき精査し要求項目を決定した上でレイアウトを作成

様式のレイアウト例

	申込者記入欄				
	申込日	託送依頼者情報			
No.	申込日	申込事業者名	小売事業者コード	申込担当者名	申込担当者電話番号
	必須	必須	任意	必須	任意
1	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
2	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
3	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
4	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
5	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555

業務フローの標準化内容

◆ SW業務、開閉栓業務等の具体的な手順、必要な様式、様式の提出/報告期限等については、次頁以降に示す標準的なフローで定められたルールに従うこととする。

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

標準化内容

◆ SW業務（廃止取次有/無）、開閉栓業務、需要家情報変更業務の具体的な手順、必要な様式、様式の提出/報告期限等については、次頁以降に示す標準的なフローに定められたルールに従うこととする

現状

SW申込の様式**有**
SW申込期限は検針日の**5営業日前**
→ 導管A

SW申込の様式**有**
SW申込期限は検針日の**15営業日前**
→ 導管B

SW申込の様式**無**
SW申込期限は検針日の**5営業日前**
→ 導管C

✓ 業務手順が設定されていない場合がある
✓ 様式が設定されていない場合がある
✓ 様式の提出/報告期限が導管事業者によって異なる

標準化により目指す姿

SW申込期限は検針日の**5営業日前**
SW申込の様式**有**
→ 導管A / 導管B / 導管C

✓ 必要な業務に関する業務フローを設定
✓ 業務に必要な手順・様式を設定
✓ 様式の提出/報告期限を設定

①-1.スイッチング申込フロー（廃止取次あり）　※主に家庭用需要家が該当

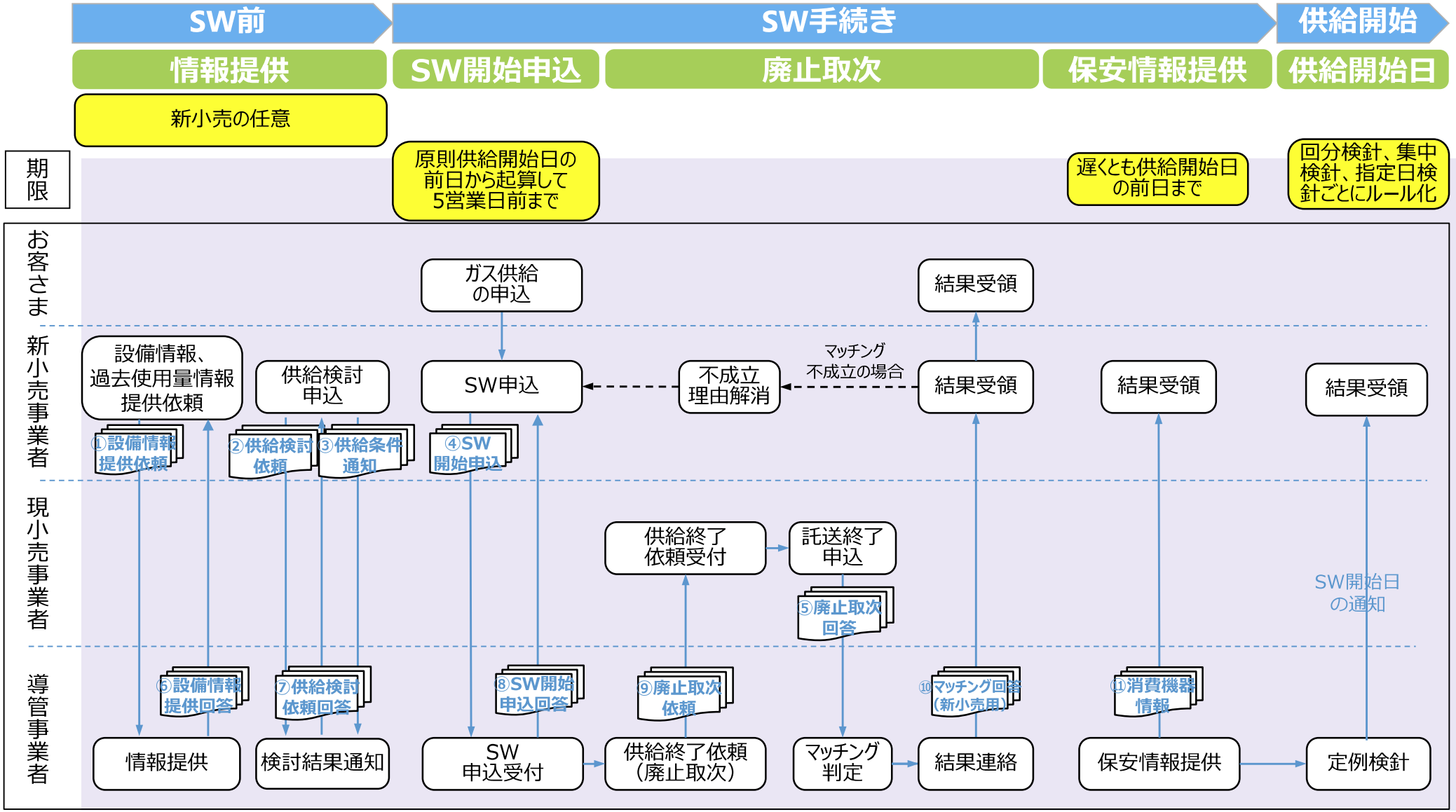

①-2.スイッチング申込フロー（廃止取次なし）

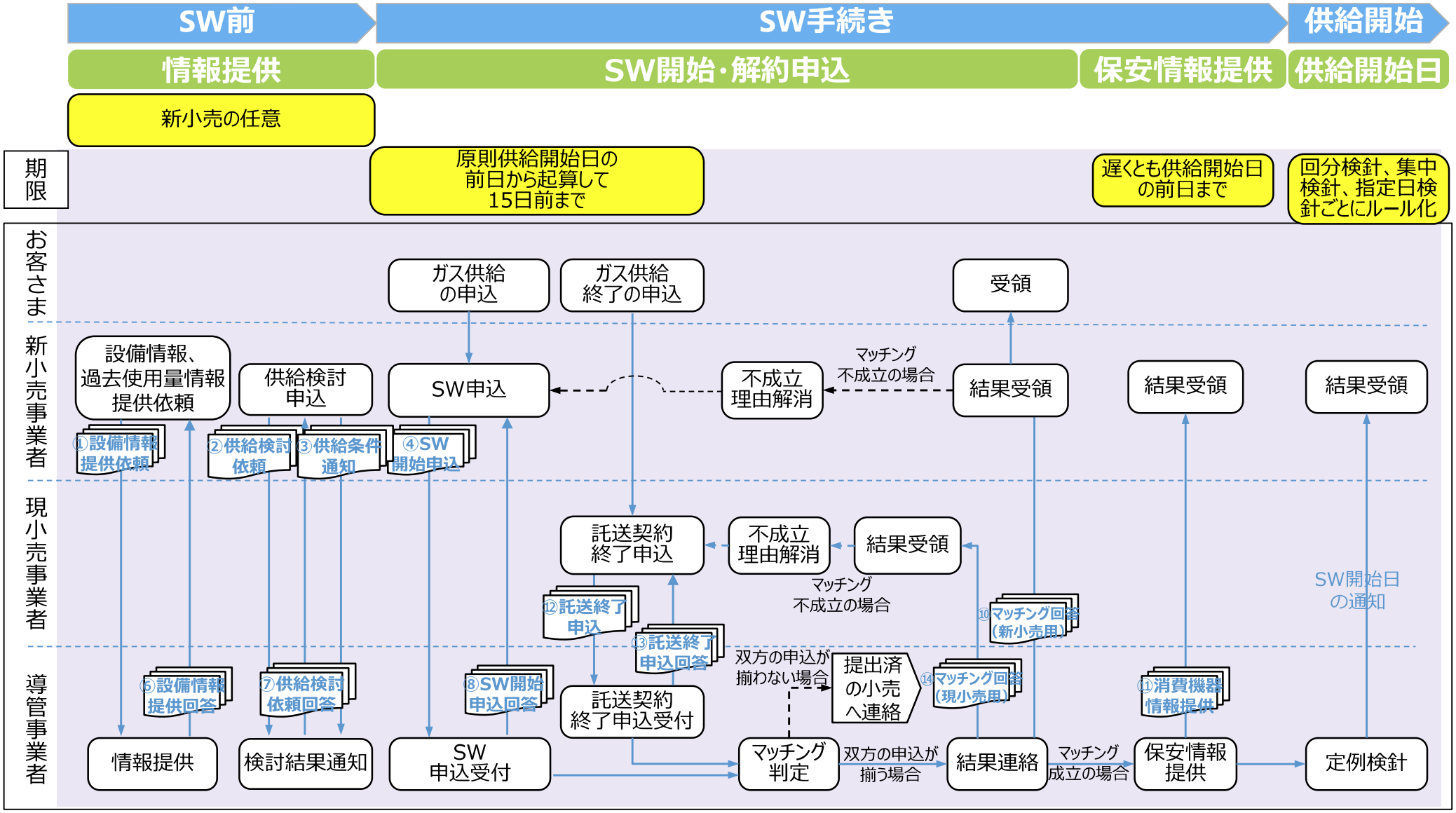

②開栓申込フロー　※導管、小売が別々に訪問する場合

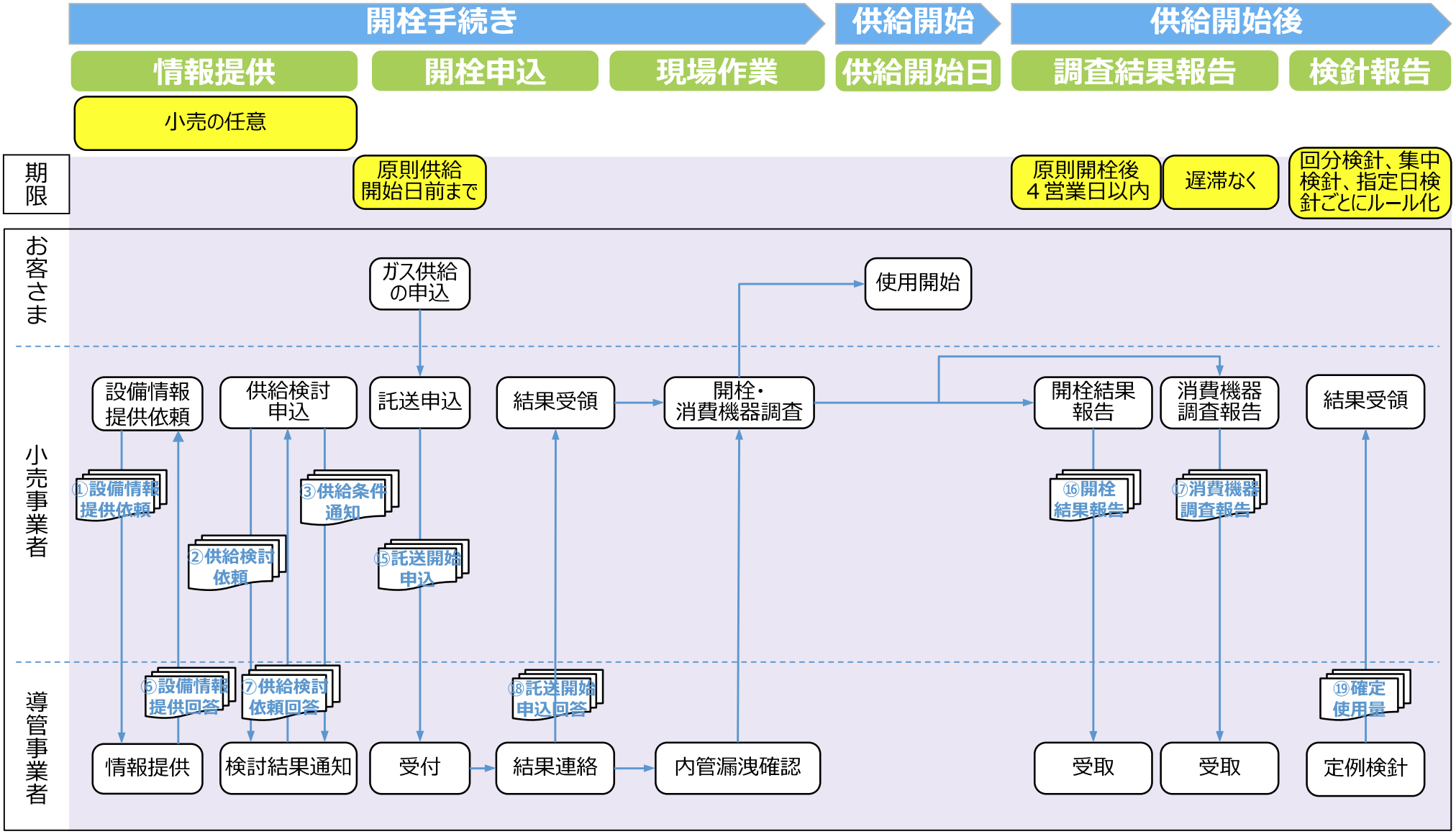

③閉栓申込フロー

※導管、小売が別々に訪問する場合

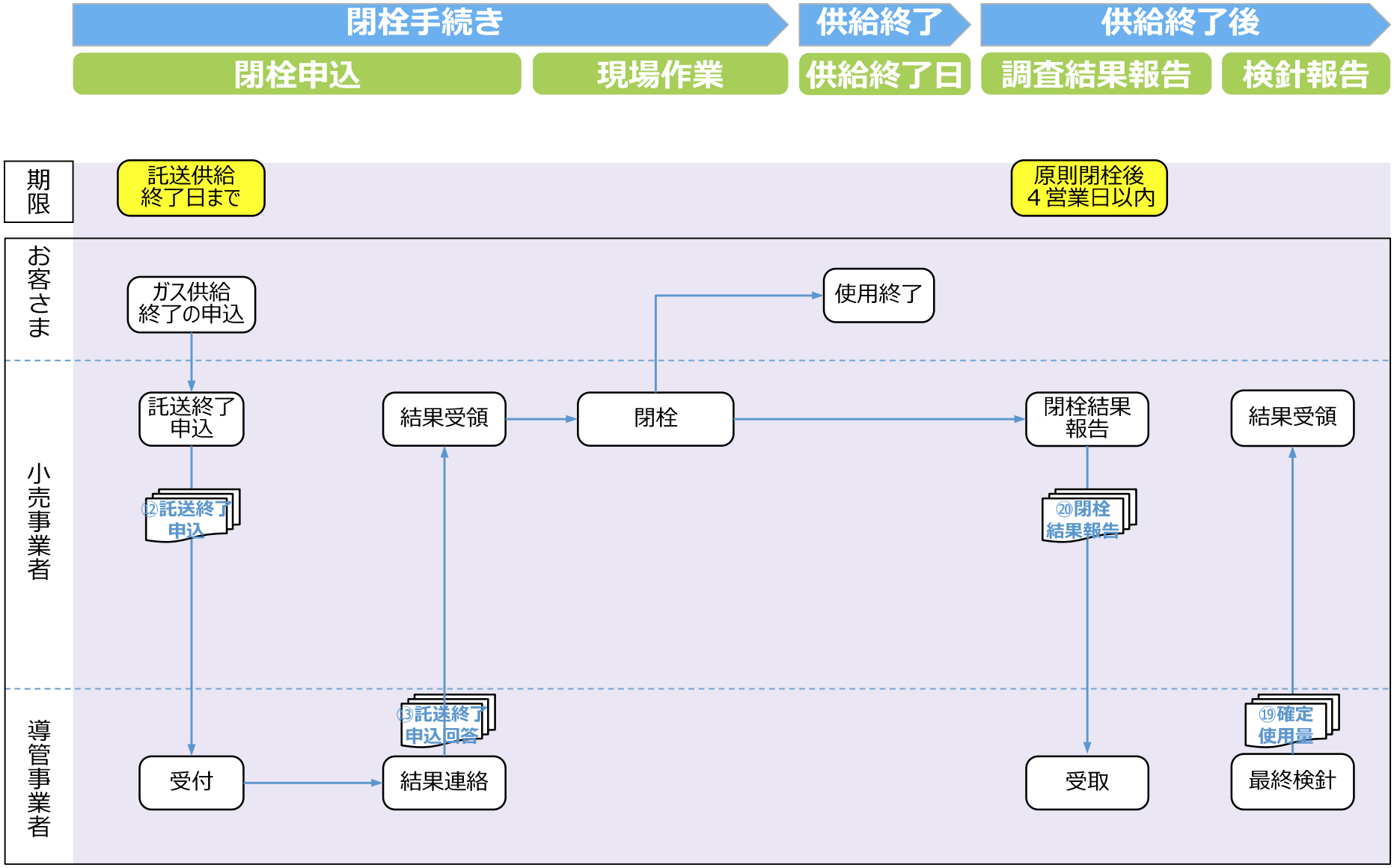

④需要家情報変更フロー

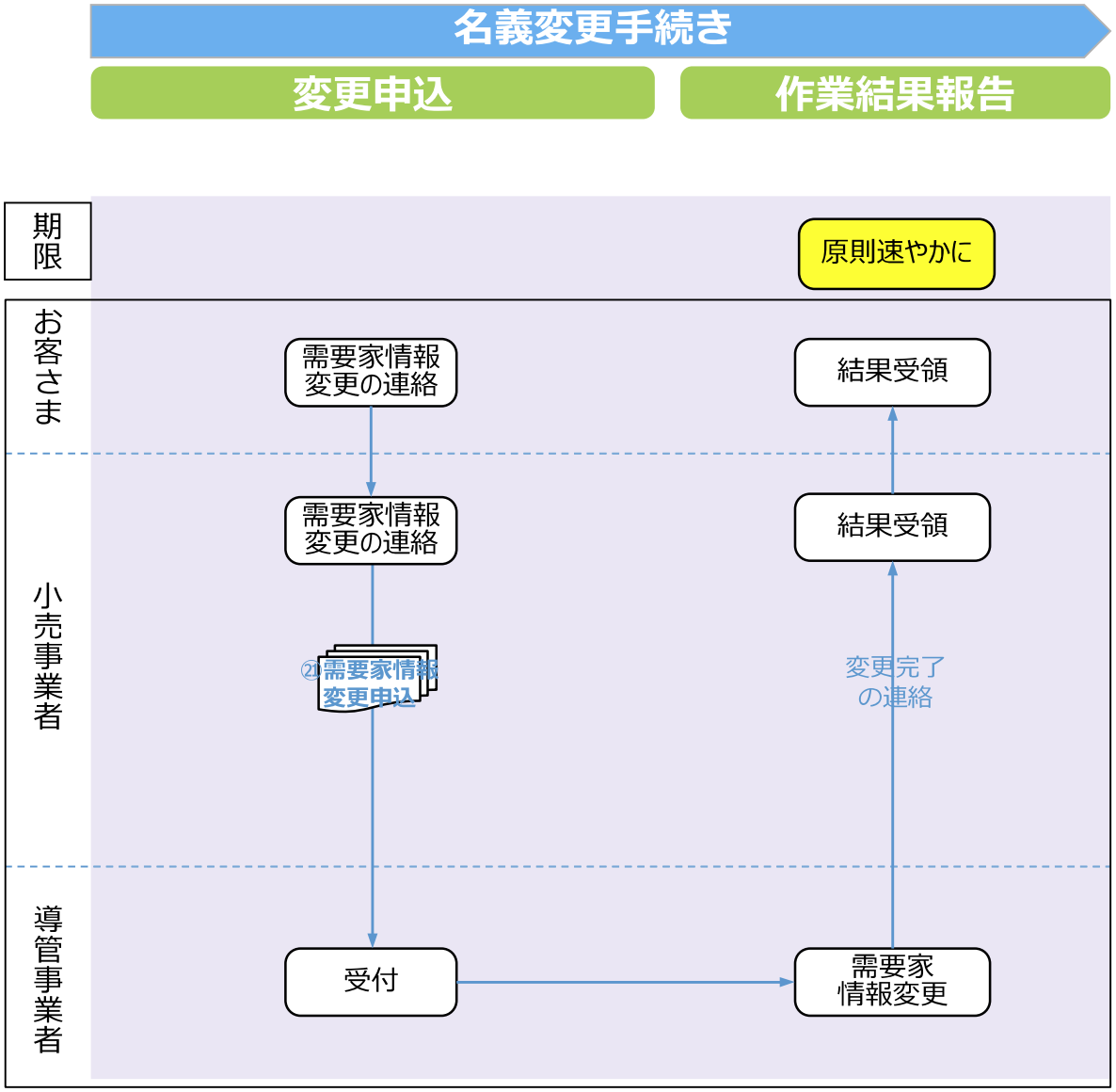

（参考）確定使用量の通知タイミングについて

1. 回分検針[*1]の場合
   - 原則検針日から5営業日以内に通知すること
2. 集中検針[*2]の場合
   - 原則検針終了日（最終日）から5営業日以内に通知すること
3. 指定日検針[*3]の場合
   - 原則検針日から2営業日以内に通知すること

*1　当該導管事業者が供給するエリアをいくつかの地区に分割し、地区毎に検針日を定め、検針の都度調定（託送料金を確定させること）を行う方式。主に需要規模の大きい導管事業者が採用している
*2　短期間（概ね3~5営業日以内）に集中して検針を行い、検針後、当該検針期間分を一括して調定を行う方式。主に需要規模が小さく従業員数の少ない導管事業者が採用している
*3　当該需要家毎に検針日を指定し、指定日に検針する方式。主に大口需要家が対象となる

	N日	N+1営業日	N+2営業日	N+3営業日	N+4営業日	N+5営業日
1.回分検針	検針日	→	→	→	→	通知期限日
2.集中検針	検針最終日	→	→	→	→	通知期限日
3.指定日検針	検針日	→	通知期限日			

要求項目の標準化内容

- 業務フローで定めた全21様式の中でやりとりする要求項目については、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき、原則必要と判断された要求項目のみを取り扱うこととする。
- 各要求項目の必要性（必須/条件付き必須/任意）の整理に従い運用することとする。

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

標準化内容

◆ 「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき、原則必要と判断された要求項目のみを取り扱うこととする。
◆ 各要求項目の必要性（必須/条件付き必須/任意）の整理に従い運用することとする。

項目の必要性区分	概要	項目例
必須	業務上、当該情報がなければやりとりが進まない項目	需要家名、供給地点住所
条件付き必須	特定の条件を満たした際に必須となる項目	払出エリア名 （複数の払出エリアを設定している場合のみ）
任意	必須ではないが、当該情報があった方が業務が円滑に進む場合がある項目	事業者コード

現状

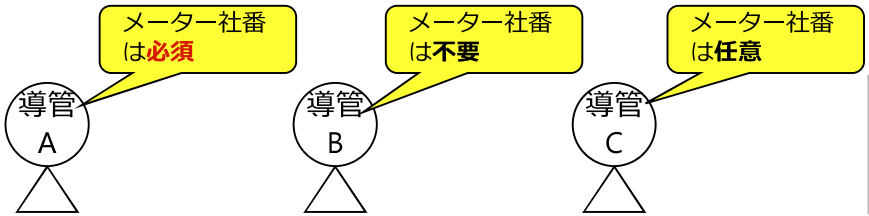

✓ 業務に本来不要な情報を求められることがある
✓ 導管事業者ごとに要求項目が異なる
✓ 導管事業者ごとに要求項目の必要性が異なる

標準化により目指す姿

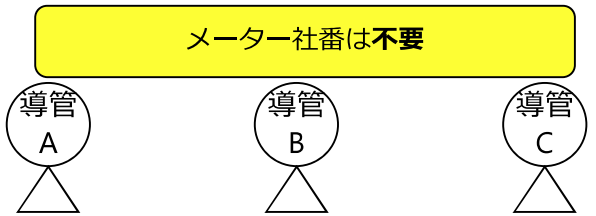

✓ 業務に必要な情報だけを授受
✓ 要求項目を標準化
✓ 要求項目の必要性を標準化

レイアウトの標準化内容

- 様式のレイアウトについては、1顧客情報を1行、複数の顧客情報をまとめて1シートに記入する仕様とする。

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

標準化内容

◆ 様式のレイアウトは、1顧客情報を1行、複数の顧客情報をまとめて1シートに記載する仕様とする。

	申込者記入欄				
	申込日	託送依頼者情報			
No.	申込日	申込事業者名	小売事業者コード	申込担当者名	申込担当者電話番号
	必須	必須	任意	必須	任意
1	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
2	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
3	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
4	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555
5	2018.9.10	東京電力エナジーパー	1	林	03-5555-5555

◆ 1顧客情報は1行に完結して記入
◆ 複数の顧客情報を1シート上に記入
◆ 1顧客1シートに変換可能となる機能を付帯（事業者の任意で利用可能）

現状

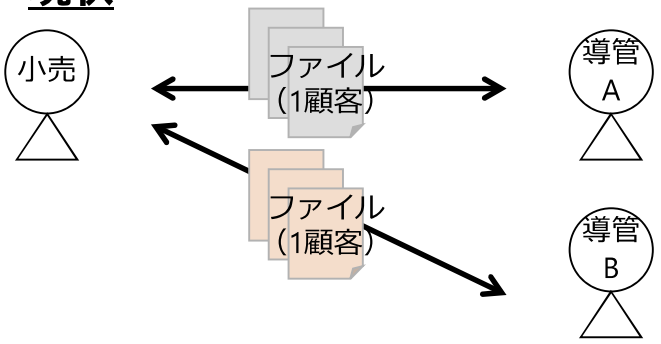

✓ 1顧客1ファイルでの記入を求められる
✓ 導管事業者によってレイアウトが異なる

標準化により目指す姿

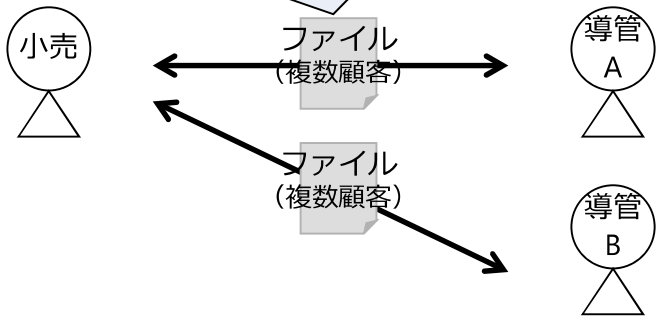

✓ 複数顧客1シートに標準化

（参考）レイアウトの標準化内容（供給地点特定番号）

- 供給地点特定番号については、前3桁を導管事業者コードとし、桁数については、現在利用されている最大桁数に合わせて17桁に標準化することとする。
- 17桁への変更にあたっては、導管事業者の管理システムの変更に加え、現小売事業者が発行する検針票の変更も必要となり、システム改修を伴うことから、標準化対応には一定の時間的猶予を認めることとする。

標準化内容

◆ 供給地点特定番号は、前3桁を導管事業者コードとし、桁数は17桁に統一する。
17桁への変更にあたっては、導管事業者の管理システムの変更に加え、現小売事業者が発行する検針票の変更も必要となり、システム改修を伴うことから、標準化対応には一定の時間的猶予を認めることとする。

対応時期

対応時期	対応
短期 ※運用開始と同時	◆ 標準化後の様式には17桁にて記入する。（「導管事業者コード３桁」＋「足りない桁数を０」＋「現在の供給地点特定番号」） ◆ 導管事業者のウェブサイトにて17桁への変換方法を公開
中期 ※システム更新時に併せて実施	◆ 検針票に17桁で記載

今後のスケジュール

- 標準化の実施にあたっては、業務マニュアルの作成、導管事業者への周知、託送供給約款の変更などを今後行う必要がある。
- 業務マニュアルについては、年度末までに作成し、委員会ウェブサイトにて公表することとする。
- 導管事業者への周知については、JGAが説明会を開催する等行うこととし、導管事業者は、マニュアルが公表された2019年4月以降順次対応することとする 。なお、新規参入が既に発生しているエリアの導管事業者は、夏頃までに標準化対応することとする* 。
- 導管事業者の標準化への対応状況について、委員会においても適宜フォローアップしていく。

*標準化にあたり託送供給約款の変更やシステム改修が必要な場合、該当する業務の標準化に向けた手続きに時間を要する場合もある。

４．託送供給個別契約申込書（供給者切替）

	申込者記入欄						
	申込日	託送依頼者情報				導管事業者情報	申込情報
No.	申込日	申込事業者名	小売事業者コード	申込担当者名	申込担当者電話番号	導管事業者名	申込区分
	必須	必須	任意	必須	任意	必須	必須
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

供給地点特定番号	需要家名（漢字）	需要家名（カナ）	供給地点郵便番号	供給地点住所 （地番まで）	建物名・号室・店名・ 屋号等	需要家電話番号	受入地点	払出エリア
必須	必須	必須	任意	必須	条件付き必衰	必須	必須	条件付き必須

託送供給契約約款区分	廃止取次有無	現小売契約番号	託送供給開始日区分	託送供給開始予定年月日	理由	転売有無	転売先事業者名	最終供給事業者名
必須	必須	条件付き必須	必須	条件付き必須	任意	必須	条件付き必須	条件付き必須

			3部料金の申込のみ					
連絡先	小売申込番号	添付ファイル有無	託送供給契約終了日区分	託送供給契約終了年月日	3部料金終了理由	契約最大払出ガス量	契約年間託送供給ガス量	負荷計測器工事有無
任意	任意	任意	条件付き必須	条件付き必須	条件付き必須	条件付き必須	条件付き必須	条件付き必須

		その他	需要家情報変更記載欄					
ガスメーター能力	供給管圧力	その他特記事項	需要家情報変更有無	需要家名（漢字）	需要家名（カナ）	供給地点郵便番号	供給地点住所 （地番まで）	建物名・号室・店名・ 屋号等
条件付き必須	条件付き必須	任意	必須	条件付き必須	条件付き必須	任意	条件付き必須	条件付き必須

	申込回答者記入欄							その他（コード値）
	回答情報							コード値
需要家電話番号	申込受付日	受付結果	受付結果詳細	個別契約受付番号/託送供給契約番号	受付担当者名	受付担当者電話番号	その他特記事項	導管事業者コード
条件付き必須	必須	必須	条件付き必須	必須	必須	任意	任意	

申込区分コード（登録＝１、取消＝２、訂正＝３）	受入地点コード	託送供給契約約款区分コード	廃止取次有無コード（有＝１、無＝０）	スイッチング開始日区分コード（定例検針日の翌日＝１、その他＝０）	転売有無コード（有＝１、無＝０）	転売先事業者コード	最終供給事業者コード	託送供給契約終了日区分コード（定例検針日＝１、その他＝０）

負荷計測器工事有無コード（有＝１、無＝０）	受付結果区分コード（受付完了＝１、情報不一致＝２、情報不備＝３）

No.	1

申込日	

御中

４．託送供給個別契約申込書（供給者切替）

※：必須入力項目

申込事業者名※		小売事業者コード	
申込担当者名※			
申込担当者電話番号			

申込区分※			供給地点特定番号※	
需要家名（漢字）※			需要家名（カナ）※	
供給地点郵便番号				
供給地点住所（地番まで）※				
建物名・号室・店名・屋号等				
需要家電話番号※				
受入地点※			払出エリア	
託送供給契約約款区分※				
廃止取次有無※		有の場合	現小売契約番号	
託送供給開始日※		その他の場合	託送供給開始予定年月日	
			理由	
転売有無※		有の場合	転売先事業者名	
			最終供給事業者名	
			連絡先	
添付ファイル有無※				
「３部料金」で申込の場合				
託送供給契約終了日区分				
託送供給契約終了年月日				
３部料金終了理由				
契約最大払出ガス量			契約年間託送供給ガス量	
負荷計測器工事有無			ガスメーター能力	
供給管圧力				

【需要家情報変更記載欄】

需要家情報変更有無※			
需要家名（漢字）		需要家名（カナ）	
供給地点郵便番号			
供給地点住所（地番まで）			
建物名・号室・店名・屋号等			
需要家電話番号			

【その他記載事項】

【以下、導管事業者記載欄】

申込受付日		受付結果	
不備/不一致の場合：受付結果詳細			
個別契約受付番号/託送供給契約番号			
受付担当者名			
受付担当者電話番号			

【その他記載事項】

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第５回）審議概要

１．日 時 ２０１９年1月２９日（火） １７：０９～１８：４０

２．場 所 経済産業省本館地下２階講堂

３．出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、草薙委員
武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

押尾 信明　　石油連盟 常務理事
佐藤 美智夫　東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡　　一般社団法人日本ガス協会 専務理事
戸出　繁　　国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー

＜経済産業省＞

村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、
下堀ガス市場整備室長、田村ガス安全室長、木尾電力取引制度企画室長

４．議事次第

1. 開会
2. 説明・討議
（1）ガス卸供給について
（2）一括受ガスについて
3. 閉会

５．議事概要

○ 事務局より資料説明後、自由討議

議題１

＜ガス卸供給に関する検討について＞

○　新たに作られた制度というのは、卸元の対象が旧一般ガス事業者の一部に限定され、対象はワンタッチ卸、さらに利用上限量も１００万㎥、５０万㎥とのことで限定されている。この制度を出発点にしていくことは、大きな前進であり高く評価する。

一方、この３つの限定の範囲外となる卸売に対しても、一般的な規範、独禁法上の規制が当然かかるものと考える。電力会社もＬＮＧ基地を持っていて、熱調設備を備えていれば十分に卸供給元になれる。そこに、卸供給の交渉に行ったら合理的でない理由で断られることが頻発するとことにならないよう、今回対象とならなかった電力事業者も合理的な範囲内で、卸供給を積極的に行うことを期待する。

利用上限量についても、１００万㎥を超えたら拒否または、高い金額にできるということではなく、その量を超えた場合に、この制度で守らなくても合理的な価格に出来るだろうと予想しており、拒絶や高い金額にした場合は監視の対象となる。

この、３つの限定されたものだけ行っていれば良いということではないことを強くお伝えしたい。

○　プラットフォーム事業者も旧一般ガス事業者からも卸供給を受けられる様な、制度措置を追加検討していただきたい。

原料費の占める割合が大きく、小売分野では価格差がつきづらく、新規参入促進効果は不十分ではないかと考えている。

利用上限量は事業が成立する量を考えると、５０万㎥では上限量が低すぎ、新規参入の大きな制約になると考える。事業者にとって不利に働かないよう検討していただきたい。

○　卸価格の改定タイミングについて、値上げ値下げの事前告知を奨励することをお願いしたい。

利用上限量ですが、上限量を超えたところで、卸元間で競争が激しく行われることも期待される。このような観点から事務局案に同意する。

○　天然ガスシフトという趣旨から、パイプライン延伸等にどう影響するかが非常に重要と考える。制度利用動向を見守った上で適切な量的規制を行うことがユーザーにとってもメリットが出てきて、ガス事業の多様性にも資すると考える。

○　グループ会社の定義について、実態を踏まえてどの様な事業者が対象になるのか考えていっていただきたい。

既存のプラットフォーム事業者との競争の歪みにつながってはいけないことが１つのポイントだが、利用上限量と上限価格が肝になって、ここが大きく変わるとか低価格になると競争が働きにくくなる。プラットフォームを提供している事業者は付帯サービスが多々あり、事業者はそこを選択し競争が図られることがあるべき姿と考える。

○　小規模事業者の新規参入のための環境整備が重要と考える。グループ会社の定義は実態や実質をみて細かく、幅広く検討してほしい。

○ 相対取引活性化策のフォローアップ項目が提示されているが、このフォローアップする仕組みは極めて重要であり高く評価できる。

議題２

＜一括受ガスに関する検討ついて＞

○　需要家代理モデルですが、代理事業者は特定の事業者の媒介だと事前に明らかにするよう指針等で規定すべきと考える。

一括受ガス状態の是正について、２０１８年末で全国に４０８件あり、２０２０年度中に全て「是正」か「是正見込み」にするよう関係者に要請することを提案しているが、期限を１年前倒しにするよう要請したい。

○　是正のためには設備改修をお願いすることがあり、その場合建物の物理的、金銭的制約で時間がかかる。小売事業者と導管事業者が連携協力し、お客様に理解してもらい着実に進むよう促したい。

○　一括受ガスについては、電気料金とガス料金の構造上の違いから認められないということは、非常に残念なところだ。今回の一括受ガス理論を契機にこれまで進まなかった小売事業者間の不平等な扱いが１つでも是正される方向に向かうのであれば、その点については非常に期待するところだ。

一括受ガス状態が経産省の最初の是正要請から２年経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている。これを更に２年をかけて「是正の見込み」までもって行くことが目標では、全件是正までは、相当の年数を覚悟しなければならないと考える。

お客様側にも経産省としても「是正」を要請すると記載されているので、経産省としても「是正」できない理由をしっかり把握し、できるものから速やかに「是正」されるよう継続的に監視指導することで、一刻も早く全件是正を目指していただきたい。

○　商業施設等のテナントを管理する側への管理監督官庁へのアプローチも必要と考える。

○　一括受ガスが認められた場合、新規参入者が保安の部分を大変効率的に行った結果、消費者にとって大きな利益になるような事例が出ると、考え方も変わるのではないかということを期待していたが残念。しかし、保安の部分、特に内管保安や内管工事に関する現行整理の問題点つまり、良い言い方ではないが利権の巣窟になっていて、著しく高額なコストを消費者が負担しているのではないかと疑問視している人はそれなりにいるということを認識する必要が有る。

６．次回は、2/28（木）9：00～　議題については別途。

以上

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-2

ガス卸供給に関する検討

２０１９年1月２９日

資源エネルギー庁

第4回ガスＷＧでの議論概要（卸供給関連）：相対取引活性化策のコンセプト

- 第4回ガスWGでは、相対取引活性化策の基本的なコンセプトについて、委員・オブザーバーから概ね理解が示された一方で、ガス小売事業のプラットフォームを運営する事業者への留意の必要性にも言及があった。

第4回ガスWGの議論：相対取引活性化策のコンセプト

- 新規参入促進を促す今回の取組に賛同する。
- 全体として、電気と比べても新規参入者を優遇するような措置内容だが、新規参入がなかなか進まない、地方で競争が生じないことを考えると、こうした措置も必要になってくるのでは。
- 今回の取組の、第2グループの供給区域における新規参入促進効果にやや疑問がある。卸元の交渉力が強く、卸先の交渉力が弱い問題に手を打つ、優越的地位の濫用が生じないような措置を打つ方が、競争活性化に有効なのではないか。
- 新規のプラットフォームを提供する事業者の事業意欲をそぐような措置にならないよう、今回の取組でどういった影響があり得るのかも少し見ていく必要がある。
- 既に今回の取組と同様の事業スキームが構築されているエリアで、卸市場をゆがめるリスクがないか、更に同様の仕組みを作るニーズがどこまであるか。既存の事業スキームが活用されるような制度設計を進めてほしい。また、今回の取組を講じるのであれば、市場のゆがみの監視、ゆがみを是正するような追加的措置も検討してほしい。【オブサーバー】
- ガス需要開拓を進める意志のある事業者に対して卸供給が積極的に推進されれば、ガスの利用拡大につながるものと考える。既に「適正なガス取引についての指針」において、望ましい行為として積極的なガスの卸供給が記載されているため、卸元となる事業者が今回の取組のコンセプトに基づいて対応し、新規参入者との切磋琢磨を通じて、システム改革の目的であるガスの利用拡大が進んでいくことを望んでいる。【オブザーバー】
- 措置の検討に当たっては、地方の実情と地方創生の担い手としての各地域の都市ガス事業者の取組も十分踏まえてほしい。【オブザーバー】

第4回ガスＷＧでの議論概要（卸供給関連）：卸元事業者と利用事業者

- 今回の取組を実施する卸元事業者の範囲について、第1・2グループの旧一般ガス事業者から検討する方針へ一定の理解が示された。
- 措置の利用事業者については、委員・オブザーバーから整理を進めるべき論点が複数示された。

第4回ガスWGの議論：卸元事業者

- 様々なエリアで競争が進展すべきという観点からすると、新規参入者がいない西部ガス以外の第2グループのエリアでも実績が積み上がるべき。
- 東京電力、中部電力、関西電力のような旧一般電気事業者が、LNG基地を所有し、卸売の潜在的な能力があるにも関わらず、卸供給に全く応じない事態が仮に生じたとすれば、今回の取組の対象を広げることを考えてもよいかもしれない。
- 第1グループのエリアは市場規模が非常に大きいものの、第2グループの場合には相当程度の差があることから、第2グループの中で精査して対象をピックアップするという考え方があるか。
- 第2グループの中で、自主的な取組への協力が得られない事業者が出てくる場合は、事務局からできるだけ早いタイミングで教えてほしい。自主的な取組がうまく機能しないことが明らかになった場合には、より強い措置も今後しなければいけないかもしれない。

：利用事業者

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社に含めるといった考え方もある。
- 電力で東京エリアのスイッチング率が地域別で最高となっているのに対し、東京ガスのエリアではスイッチング率は全国平均以下である。競争を活性化する観点から、既に小売市場へ新規参入済の事業者であっても、調達量が利用上限量に未達の場合は措置対象とするかを検討する必要がないか。
- 事務局資料中の「ガス発生設備を保有することとなった場合であっても、小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、暫くの間は本活性化策を継続利用できることとするか」との記載中の「しばらくの間」はどの程度を想定すればよいか。
- 利用事業者は、今回の取組のコンセプトを踏まえた、真に都市ガスの調達支援が必要な事業者を対象とするべき。既にLNGを調達しガス発生設備も保有している事業者を利用対象とした場合、LNG価格が乱高下した際の調達の代替策として、今回の取組が趣旨と異なる活用のされ方をして、小売事業者間の競争条件をゆがめてしまう懸念がある。【オブザーバー】

第4回ガスＷＧでの議論概要（卸供給関連）：卸供給の形態と契約期間

- 卸供給の形態については、ワンタッチ卸の制度設計を進める方向性が示された。
- 契約期間については、卸価格の改定タイミングについて整理を深める重要性の指摘があった。

第4回ガスWGの議論：卸供給の形態

- 需要場所毎に需要の全量を行う措置は、新規参入希望者への大きな参入インセンティブになるだろう。
- 今回の検討の方向性は、行政と事業者のコストを踏まえ、基地出口卸よりもニーズが大きいと思われるワンタッチ卸の制度設計に集中するものと理解した。基地出口卸を求めるニーズも絶対にあり得ないとはいえないことから、ニーズが生じてきて、今回の取組の卸価格の水準から託送料金を除いたものより遙かに高い料金が請求されるといった問題が顕在化することがあれば、基地出口卸についても、今回の取組と同様の制度の導入を検討してほしい。

：契約期間

- 契約期間が１年間で更新可能ということ自体は問題ないが、卸元が複数出てきた場合にまで利用事業者が特定の卸元事業者に依存することは良くないだろう。
- 契約期間中の卸価格の変動、改定を随時反映することに基本的に反対するものではないが、原料費調整の変動ではない卸価格の改定については、分けて考えて整理した方がよい。卸価格が値上げ改定される場合、卸受事業者は、小売料金の改定に係る経営判断や顧客への周知に時間を要する。卸価格の改定については一定の期間をおくといった整理は、実務的に重要である。

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：卸価格

- 卸価格については、非公表の上限価格方式の採用、上限卸価格のモニタリングの実施という方針に理解が示された一方で、控除される一定経費ひいては卸価格算定の詳細やモニタリング方法等の、今後の検討事項が提示された。

第4回ガスWGの議論：卸価格

- 今回の取組の卸価格が上限価格に近い数字に張り付く可能性が高いことを考えると、上限価格の公表は実質的に卸価格公表と同義であるという観点から、上限価格を非公表にする整理は否定されない。
- 上限価格の範囲で卸価格を個別交渉することは合理的だが、卸価格の透明性の観点から、控除項目をきちんと整理しておく必要がある。
- 今回の取組が旧一般ガス事業者の自主的取組である点を考慮したモニタリングスキームが採用されることが望ましい。
- モニタリングには第三者的な知見を借りることも考えられる。
- 第2グループでは経過措置の料金規制が外れているが、標準メニューの存在はどのように担保されるのか。小売ガイドライン上で標準メニューは開示が望ましいとされているものの、将来的に開示をしない事業者が出てくることはないか。
- 上限卸価格の算定で、低廉な小売料金から控除する一定経費の内容は、今後議論していきたい。経費にも、供給量に応じて変動するものと固定的な要素を持つものとがある。利用上限量等が決まり、その供給量によって経費負担も変わってくる。
- 今回の上限卸価格の決定方式では、一定の製造設備に係るリターンが担保される一方で、将来的にはプラットフォーム事業者と旧一般ガス事業者の卸価格の競争が生じる可能性もある。将来的に製造設備の維持・更新の投資判断が阻害されることがないようにする視点も、今回の議論では必要ではないか。
- 今回の取組の卸価格が高すぎると新規参入者が利用しづらい一方で、安すぎると既に参入している小売事業者の競争力に直接影響し、小売市場をゆがめるリスクがあるのではないか。【オブザーバー】

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：利用上限量

- 第4回ガスWGでは、利用上限量について、一事業者当たりの上限量を設定する方針、第1・2グループ間で上限量に差を設ける方針に一定の理解が示された一方で、上限量以上の卸供給に関する注視の必要性や、将来的な制度見直しの可能性について言及があった。

第4回ガスWGの議論：利用上限量

- 利用上限量が第1グループのエリアで100万m^3、第2グループで50万m^3という整理は、リーズナブルな水準ではないか。新規参入者のシェアが相当大きくなった場合の卸元事業者の対応の難しさや、柔軟に条件を交渉するニーズが生じてくることを踏まえると、ある程度の規模以上の卸供給は今回の取組の対象から外す整理もやむを得ないのではないか。
- 利用上限量を設ける整理として、相当程度の需要規模がある新規参入者であれば卸供給の交渉力が生じる、という理屈を考えるのであれば、そうした整理の現実での妥当性を注視しておき、上限量以上の卸供給条件が急に不利になるようなことが横行した場合は、整理を再考するようにしてほしい。他方で、もし万が一、利用事業者が多数になり、卸元事業者の対応が困難になった場合にも、柔軟に制度を見直すという整理にしてはどうか。
- 第1・第2グループの供給区域の市場規模の差を踏まえ、グループ間で利用上限量に差を設ける方向に賛成する。
- 利用上限量については、今回の取組が、新規参入者へのガス卸事業の参入を意図しているプラットフォーム事業者の事業機会を阻害しない仕組みとなることが重要である。
- 当面は利用事業者側の上限量管理で事足りると思われるが、将来的には卸元事業者側のガスの総取扱量に占めるポーション等についても留意する必要がある。
- 利用上限量の設定如何によっては、競争が家庭部門など、特定の需要家層に限定される可能性がある。また、引取量が多いことのみで新規参入者が旧一般ガス事業者との十分な交渉力を獲得できるとは必ずしも限らない。このため、上限量の設定については、過少にならないことが大事と考える。【電力・ガス取引監視等委員会】
- 今回の取組の対象外となるような基地出口や導管連結点での卸供給、利用上限量を超えてのワンタッチの卸供給などについて、ガスの卸市場における市場支配力の強い事業者が、競争排除の目的で卸取引を拒絶することは、既存の独禁法上も問題になる可能性があり、競争政策の観点からも望ましくないと考えられる。【電力・ガス取引監視等委員会】

第4回ガスＷＧでの議論概要（卸供給関連）：新規参入者の自立、卸元での情報管理

- 新規参入者の自立や卸元事業者内での情報管理について、下記の議論があった。

第4回ガスWGの議論：新規参入者の自立

- 新規参入者の需要規模がある程度大きくなったら今回の取組の対象から外すということが、本当によいか若干疑問を持っている。上限価格が販売価格から小売に当然要する費用を除いたものだとすれば、卸元事業者にとっての卸売と小売の両方の利益が上限価格には含まれるはずである。上限価格の引き下げを求めるわけではないが、今回の取組はそれほど新規参入者が甘やかされている措置なのか、安心して事業ができる条件を保障しているだけなのかということは、よく考える必要がある。
- 新規参入支援という今回の趣旨からすると、一定の量まで需要が拡大して、新規参入者が価格交渉力を持てるようになれば、将来的には自立していくといった制度の在り方が望ましい。他方、こうした理屈は複数の卸元事業者が存在すれば成り立つものの、卸元事業者が一者に限られるエリアについての考え方は悩ましい。
- 電力の常時バックアップのようにイグジットの諸条件を決めないのは問題があるのではないか。

：卸元事業者内での情報管理

- ワンタッチ卸を受ける新規参入者への卸価格や契約数量について、旧一般ガス事業者内部での情報管理が適切になされず、小売担当者のみが知り得るということになると、価格協調が誘発され、結果として競争の減殺、市場のゆがみが生じる可能性があることから、必要な措置を検討してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

グループ会社の定義

- 第4回ガスWGでは複数の委員から、利用事業者の対象外とするグループ会社の具体的な定義をおくよう、指摘があった。
- グループ会社の整理は、①ガス発生設備を保有する事業者との関係から、**実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者を、今回の取組の対象に含める必要がない**こと、また、②今回の取組による**都市ガス調達を利用上限量以上に行うため、意図的にガス小売事業の主体を分割する等の事態を防止する必要がある**ことから、検討することとしたい。
- グループ会社の考え方は、会計ルールを参考に、支配関係にある**「親会社」**と**「子会社」**、親子関係に関連する**「兄弟会社」**、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える関係にある**「関連会社」「その他の関係会社」**の5類型も踏まえつつ範囲を検討してはどうか。

第4回ガスWGの議論：利用事業者（再掲）

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社に含めるといった考え方もある。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、**旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除く**ものとしてはどうか。

  ※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。

- 仮に利用事業者又はそのグループ会社が、**本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、**小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、**暫くの間は本活性化策を継続利用できる**こととするか。

参入済の新規ガス小売事業者の取扱い

- 第4回ガスWGでは委員から、**既に小売市場へ参入済の新規ガス小売事業者であっても今回の取組対象とする必要性**が指摘された。論点となる市場は、既に一般家庭向けガス小売事業への新規参入が見られる東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガスの供給区域である。
- ①「交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備」は、新規参入者が存在する4事業者の供給区域であっても重要と考えられること、②参入済の事業者とこれから参入する事業者との間で、都市ガス調達の環境に差を設ける合理性はないことから、**既に小売市場へ参入済の新規ガス小売事業者であっても、今回の取組対象と整理してはどうか。**
- グループ会社の議論と合わせ、**利用事業者の対象外とする者は、「ガス発生設備を保有する事業者及びそのグループ会社」並びに「既に取組を利用している事業者のグループ会社」と整理してはどうか。**

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

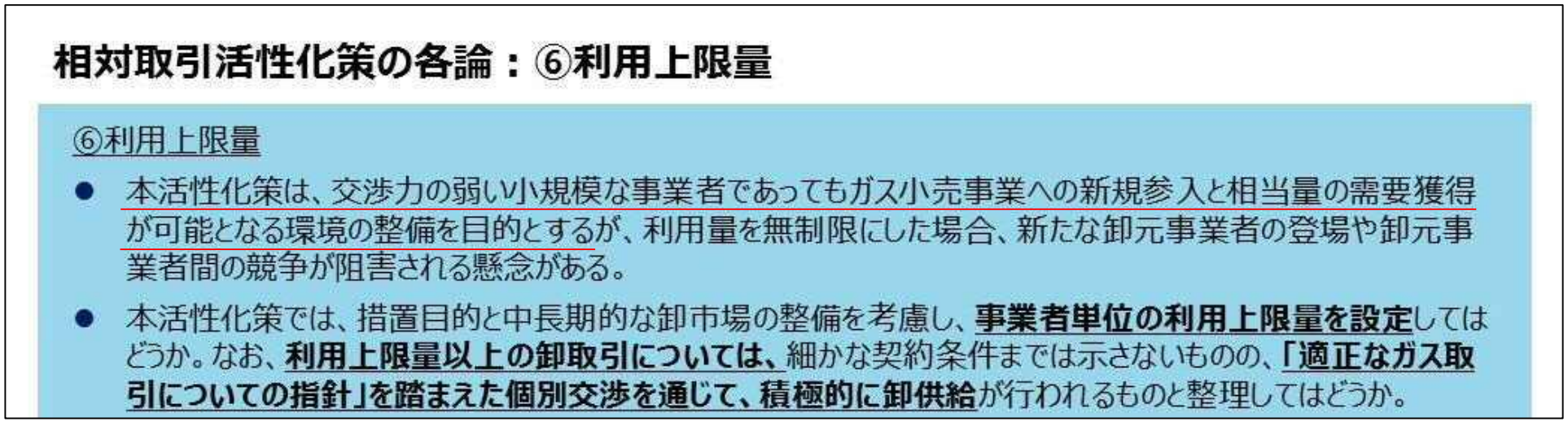

相対取引活性化策の各論：⑥利用上限量

⑥利用上限量

- 本活性化策は、交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備を目的とするが、利用量を無制限にした場合、新たな卸元事業者の登場や卸元事業者間の競争が阻害される懸念がある。
- 本活性化策では、措置目的と中長期的な卸市場の整備を考慮し、**事業者単位の利用上限量を設定**してはどうか。なお、**利用上限量以上の卸取引については、**細かな契約条件までは示さないものの、**「適正なガス取引についての指針」を踏まえた個別交渉を通じて、積極的に卸供給**が行われるものと整理してはどうか。

ガス発生設備を保有予定でも措置を利用可能な期限

- 第4回ガスWGでは委員から、**利用事業者又はそのグループ会社がガス発生設備を保有することとなった場合であっても今回の取組を継続利用できる期限を整理する必要性**が指摘された。
- 通常、ガス発生設備を自前で保有する事業者は、今回の取組の利用上限量よりもはるかに大きな供給能力を確保することが想定されることから、ガス発生設備の営業運転開始後に措置の対象外となったとしても、ガス小売事業の運営に支障は生じないと考えられる。よって、今回の取組を継続利用できる期限を、**「利用事業者又はそのグループ会社が保有するガス発生設備の営業運転開始まで」**とすることとしてはどうか。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、**旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除く**ものとしてはどうか。

  ※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。
- 仮に利用事業者又はそのグループ会社が、**本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、**小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、**暫くの間は本活性化策を継続利用できる**こととするか。

卸価格の改定タイミング

- 第4回ガスWGでは委員から、卸元事業者の小売料金改定等に伴う**卸価格の改定タイミングを整理する必要性**が指摘された。
- まず、利用事業者の小売料金が据え置かれたまま卸価格が値上げされる場合、図Ａのように、利用事業者の小売マージンは①から②へ減少する。利用事業者は、卸価格の値上げによって小売料金が原価割れを起こす場合、卸価格の値上げ前に小売料金を値上げする必要がある。利用事業者が小売料金の値上げ判断と需要家への事前周知に要する時間を考慮し、例えば、**「卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から行う」**と整理するのはどうか。
- また、上限卸価格の算定要素となる卸元事業者の小売料金と卸価格の値下げが連動する場合にも関わらず、卸価格の値下げタイミングだけが遅れると、利用事業者が卸元事業者に追随して小売料金を値下げするのは困難である。こうした事態を回避するため、**「卸元事業者は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げタイミングを一致させる」**と整理するのはどうか。

（図Ａ）卸価格の値上げ例

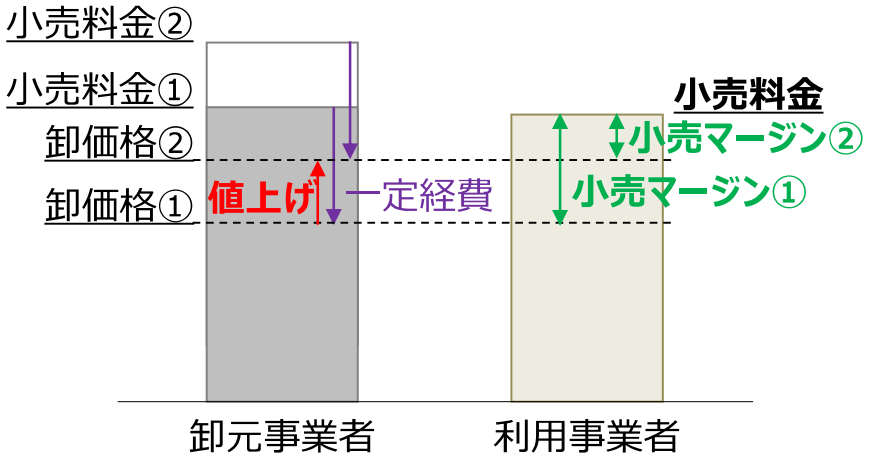

（図Ｂ）卸価格の値下げ例

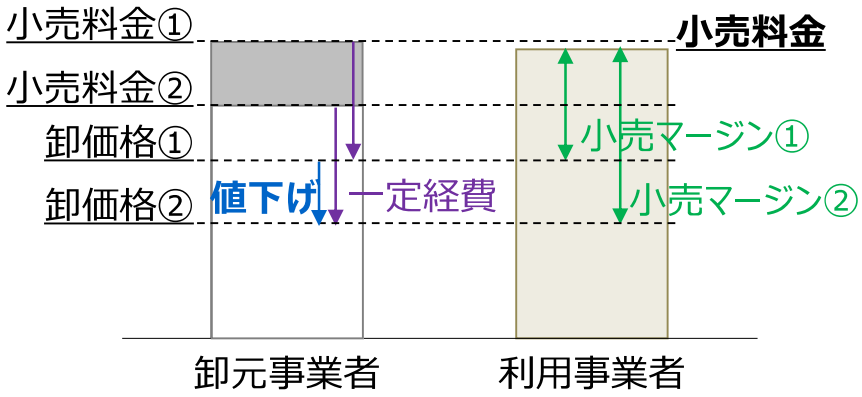

標準メニューの非公表の防止

- 第4回ガスWGでは委員から、上限卸価格の算定要素である標準メニューを、経過措置の対象でない卸元事業者が非公表にする事態への懸念が示された。
- 「ガスの小売営業に関する指針」には、ガス小売事業者が一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして一般に公表することを望ましい行為として位置づけている。第1・2グループの旧一般ガス事業者が、上限卸価格の算定に必要な標準メニューを非公表にした場合、旧一般ガス事業者自身の小売供給先である需要家の利便性を損なうことにもなる点も踏まえて、**上限価格の算定要素となる標準メニューの公開状況を卸価格に関するチェック事項の一つとするのはどうか**。

＜ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.4-5より抜粋＞

1　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（１）一般的な情報提供

イ　望ましい行為等

ｉ）標準メニューの公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。

なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各ガス小売事業者に１つと限られるものではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。

利用上限量

- **利用事業者ごとの利用上限量については、**①利用量を無制限にした場合、新たな卸元事業者の登場や卸元事業者間の競争が阻害される懸念があること、②第1・2グループの事業者から卸供給を受ける第3グループの旧一般ガス事業者がガス小売事業を営めていることから、第3グループの事業者の市場規模は、新規参入に必要な最低水準の需要量を超えていると考えられること、③第1・2グループの供給区域の市場規模に相当程度の差があることから利用上限量に一定の差を設ける必要性があると考えられることを踏まえ、**第1グループについては100万m^3/年、第2グループについては50万m^3/年としてはどうか。**
- また、**利用上限量の水準の妥当性は、旧一般ガス事業者と新規ガス小売事業者間の卸取引状況も踏まえ、事後的に検証することとしてはどうか。**

1G事業者	市場規模※1 (2016年度)
東京ガス	132億m^3/年
大阪ガス	82億m^3/年
東邦ガス	37億m^3/年

※1　平成28年度ガス事業年報上のガス販売量を45MJ/m^3で体積換算したもの
※2　2018年12月20日時点で供給区域が存在しない事業者の販売量は除外したもの

2G事業者	市場規模※1 (2016年度)
西部ガス	7.9億m^3/年
北海道ガス	5.5億m^3/年
仙台市ガス	2.7億m^3/年
静岡ガス	8.1億m^3/年
広島ガス	4.4億m^3/年
日本ガス	1.0億m^3/年

3G事業者の市場規模※1 ※2 (昇順　2016年度)	
1	14万m^3/年
2	20万m^3/年
3	49万m^3/年
4	52万m^3/年
5	80万m^3/年
6	82万m^3/年
7	97万m^3/年
8	102万m^3/年

相対取引活性化策による卸取引競争への影響について

- 第4回ガスWGでは、①旧一般ガス事業者以外の卸元事業者が存在する供給区域における今回の取組の合理性、②利用事業者と他の卸元事業者の両社の視点を踏まえた利用上限量・上限卸価格の妥当性について指摘があった。
- ①については、特に旧一般電気事業者等が新規ガス小売事業者へ卸供給を実施している東京ガス・大阪ガスの供給区域に関する指摘と考えられるが、これらのエリアであっても、**旧一般ガス事業者を含む各々の卸元事業者がより積極的にガス卸供給へ取り組むことで、さらなる新規参入が期待される。**
- また、今回の取組は、旧一般ガス事業者との卸取引を新規参入者に義務付けるものではなく、卸元事業者間の競争をゆがめることは想定しがたい。
- ②の利用上限量と上限卸価格については、**卸元事業者間の競争をゆがめうる大量の、又は不当に割安な卸供給が旧一般ガス事業者によりなされないよう、また卸価格が新規参入者のガス小売事業へのモチベーションを喚起しうる水準となるよう、今後の整理において留意することとしてはどうか。**

第4回ガスWGの議論：相対取引活性化策による卸供給競争への影響（抜粋再掲）

- 新規のプラットフォームを提供する事業者の事業意欲をそぐような措置にならないよう、今回の取組でどういった影響があり得るのかも少し見ていく必要がある。
- 既に今回の取組と同様の事業スキームが構築されているエリアで、卸市場をゆがめるリスクがないか、更に同様の仕組みを作るニーズがどこまであるか。既存の事業スキームが活用されるような制度設計を進めてほしい。また、今回の取組を講じるのであれば、市場のゆがみの監視、ゆがみを是正するような追加的措置も検討してほしい。【オブサーバー】
- 利用上限量については、今回の取組が、新規参入者へのガス卸事業の参入を意図しているプラットフォーム事業者の事業機会を阻害しない仕組みとなることが重要である。
- 今回の上限卸価格の決定方式では、一定の製造設備に係るリターンが担保される一方で、将来的にはプラットフォーム事業者と旧一般ガス事業者の卸価格の競争が生じる可能性もある。将来的に製造設備の維持・更新の投資判断が阻害されることがないようにする視点も、今回の議論では必要ではないか。
- 今回の取組の卸価格が高すぎると新規参入者が利用しづらい一方で、安すぎると既に参入している小売事業者の競争力に直接影響し、小売市場をゆがめるリスクがあるのではないか。【オブザーバー】

相対取引活性化策のフォローアップ項目案

- 今回の取組に当たっては、その趣旨を踏まえつつ、例えば下記①②のような項目について将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることとしてはどうか。

今回の取組の趣旨

- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

①措置の利用状況と競争状況

- 今回の取組の利用相談者数
- 今回の取組の利用者数
- 新規参入者数、媒介・代理・取次事業者数
- 卸元事業者数
- 事業者間スイッチング件数
- 利用事業者の需要家獲得状況（スイッチング、新規需要開拓）
- 新規参入者のシェア（件数、販売量）
- 旧一般ガス事業者内の契約メニューの乗り換え件数　等

②供給区域の市場規模等

- 都市ガス導管の延伸状況
- 都市ガス販売量の推移
- 都市ガス調定件数の推移
- 供給区域内の都市ガス普及率
- 他エネルギーとの競争状況　等

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-3

一括受ガスに関する検討

２０１９年1月２９日

資源エネルギー庁

第4回ガスＷＧでの議論概要（一括受ガス関連）①：各事業モデルとホワイトラベル関連

- 第4回ガスWGでは委員・事業者から、 各事業モデルとホワイトラベル関連で、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：各事業モデルの検討等

- 事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。【事業者】
- 一括契約・一括事業者保安・低圧モデル（第3回WG資料の事業モデル③）について、第3回ガスWGにおいて、保安の問題を除けば支持するとの意見があったことは意義があるのではないか。
- 中圧引き込みは数が少なく、限界事例であるということから、仮に中圧引き込みの一括受ガスを解禁してたとしても、ダイナミックな競争が期待できないと理解した。
- 一括受ガスのメリットは、事業者サイドから見て合理性に富んでおり、料金が低減する可能性はある。他方、消費者サイドから見れば選択肢が失われる。自由化市場においては、消費者の選択肢と保安の担保が非常に重要である。事業者が本WGで指摘したようなことは、通常の小売供給モデルに含まれているのではないか。
- 一括受電の場合は、小売全面自由化の前にできるだけ消費者の選択肢を増やす観点で導入された。ガスの場合は小売全面自由化して、消費者の選択肢は既にできあがっていることから、一括受ガスにそれほど大きな意味はないのではないか。
- 今回の議論の結果、これまでの制度が変わって一括受電の電気をガスに置き換えて解禁された、といった誤解が生じないようにすべき。

：ホワイトラベル関連

- ホワイトラベルは、電気の世界で小売全面自由化前に行われていた事業形態であって、電気・ガスいずれの世界でも禁止されている。需要家保護の観点から、契約を事業者に勝手に変更される、ガスの使用者が契約を変更できない、高額な違約金を請求されるといった、ガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益は非常に大きく、この原則は変えるべきではない。
- 一括契約・導管事業者保安・低圧モデル（第3回WG資料の事業モデル②）はホワイトラベルに該当すると言わざるを得ず、今回の事務局の提案に賛成する。

第4回ガスＷＧでの議論概要（一括受ガス関連）②：需要家代理モデル

- 第4回ガスWGでは委員・事業者から、 需要家代理モデルについて、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：需要家代理モデル

- 需要家代理は現状でも可能な措置であり、また一括受ガスと呼べるものではない。
- 需要家代理は一括受ガスではないが、事業者のビジネスニーズには相当程度対応しうるという整理は合理的である。
- 需要家代理では、需要家自身が小売供給契約の名義人なため、自ら契約変更できる。他方で一括の場合、ホワイトラベルの場合は、需要家自身が小売供給契約の名義人でないため、変えようと思っても変えられない。
- 仮に需要家代理モデルにおいて、代理契約のところで、代理人を通じてしか契約切替できないような規定を設けたとすれば、消費者契約法上、不当条項に当たる可能性が高い。
- マンション一括受ガス的なモデルを前提として需要家代理モデルを活用しようとする場合、実態としては、代理事業者がガス小売事業者から一定のフィーを受け取るなど、ガス小売事業者と代理事業者が何らかの関係があることが多いのではないか。そのような場合、代理事業者が需要家側の代理である一方、ガス小売事業者の媒介にもなっているということであれば、代理事業者はガス事業法上の説明義務を負う。加えて小売事業者には、代理事業者でもある媒介事業者の監督責任がある。代理事業者が、利益相反関係にあるガス小売事業者と需要家の両当事者のために活動することになる場合の規律のあり方は、きちんと整理するべき。
- 需要家代理事業者が、需要家の利益のために活動する保障が必要ではないか。
- 需要家代理の活用に当たっては、最終需要家が小売供給契約の契約当事者となることについて、誤解がないようにすべき。「一括受ガス」や「一括受電マンションでガスをまとめて契約」といったキャッチフレーズは大きな誤解を招くと考える。
- 需要家代理モデルで需要をまとめても、ガス小売事業者は個々の需要家と契約することになる。ガス小売事業者が、公表している通常の標準メニューと異なる料金を提案するのは、他の顧客からのクレームを懸念して難しい面がある。【事業者】

第4回ガスＷＧでの議論概要（一括受ガス関連）③：内管保安責任

- 第4回ガスWGでは委員・産業保安グループから、 内管保安責任について、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：内管保安責任

- 内管保安責任を一般ガス導管事業者が担うと整理した際に比べ、新規参入者の方で著しく保安能力が向上し、内管保安責任を移転しても問題がないというエビデンスが出てきているわけではない、との現状認識については同意し、現時点では内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理だとは考えない。一般ガス導管事業者に内管保安責任を寄せるのが安心だという側面は認識する一方で、ガスのプロから「保安なんで誰でもできる」というような発言が出てきたことがあるというのを見て、内管保安責任を新規参入者が担うのは絶対不可能だとは考えていない。
- 内管保安責任に関する「保安レベルの向上の度合いを見ながら、その状況に応じて見直すべきは見直していくべき」とのガス安全室長の指摘はそのとおりだと考える。他方、事故の件数が大幅に減ってくれば保安責任の見直しの可能性があるという議論には疑問がある。現状で事故の件数が多いということは、現状の制度に問題ありと議論することもあり得る。
- 過去のガス安全小委員会の議論の中では、平常時・緊急時の保安業務を実施できる主体は、LPガスの事業に携わっている者やガス事業者、その関連会社等と、非常に限られると認識している。小売全面自由化を契機として、様々な主体がガスの保安スキルを習得した場合には、そうした状況を踏まえながら制度を引き続き必要に応じて見直したい。しかし、時点では今の制度設計が最も妥当だと認識している。なお、ガス安全高度化計画において事故件数は重要な指標と捉えており、事故件数の減少に向けて経年管の交換や需要家への周知・啓発活動など、総合的に様々な取組を実施している。【産業保安グループ】

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）④：事業者・オブザーバーの見解 1/2

- 第4回ガスWGでは事業者・オブザーバーから、一括受ガス関連のこれまでの議論について、次のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約（一部意見再掲）

- 今回、一括受ガスについては、ガスシステム改革の目的でもある「利用者メニューの多様化と事業機会拡大」の観点から、新しい制度を設けるかどうかという視点で検討が行われたものと認識している。

  事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。

  次に、今回事務局からは、「ガスの小売営業に関する指針」にも紹介されている需要家代理モデルが事業者のニーズを反映し、また需要家保護の観点からも代用し得るモデルであって、活用の可能性が考えられるのではないかと示唆されている。需要を束ね、ガスを共同で購入するという点は、需要家代理モデルの活用により一定程度実現可能と考える。

  他方、需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、需要家代理モデルにおいてはガス小売事業者と最終消費者の間で小売供給契約が締結されるため、需要家へのガスの受け渡しにおいて、代理事業者が主体的に介在することが難しく、事業者から提案した一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者ほど、事業者が創意工夫できる余地は大きくはないのではないかと考えている。具体的には、需要家代理モデルでは、代理事業者はガスの提供主体でもなく、また契約主体でもないため、他のサービスや商品とガスをセットで取り扱う際に、代理事業者の創意工夫を料金メニュー等に100%反映できるわけではなく、その結果、需要をまとめる求心力が弱くなるのではないかと考えられる。

  こうした観点も踏まえ、需要家代理モデルが事業者にとっても、より使いやすいものとなるように今後検討を深めていただければ、競争促進や利用者メニューの多様化というガスシステム改革の目的をより達成しやすくなるのではないか。

  なお、一括・各戸供給混合モデルでは需要家保護の法的担保が困難であるという点については、ガスの小売営業に関する指針等で一括事業者に対して説明義務等を定めることで担保できる可能性に言及したものの、今回の整理は、法的担保があり、需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであると理解をしている。

  最後に、需要家代理モデルの検討を深めるとともに、既存の一括受ガス状態の案件の是正の取組についても、導管事業者に協力を求めるなどして、加速することが望ましいと考える。【事業者】

第4回ガスＷＧでの議論概要（一括受ガス関連）④：事業者･オブザーバーの見解 2/2

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約

- 一括受ガスの制度化に関しては、ガスシステム改革の目的の一つである利用者メニューの多様化と事業機会の拡大という観点から要望してきた。これまでの議論で、需要をまとめることによる託送料金の低減は許容されないと整理され、需要をまとめる効果による料金低減をメリットに、メニューの多様化を図るとの提案で議論が進んだと認識している。

  しかし、一括受ガスがガス事業法の事業類型に該当せず、消費者保護が図られないなど、幾つかの課題がクリアされず難しいとの結論になったと認識している。

  内閣府の規制改革推進会議の答申においては、一括受ガスは保安上の課題や託送料金負担は新たなルールを策定すればよく、一括受ガスが認められることでサービスの多様化が進み、託送料金以外の部分でコスト削減の努力が行われるなど、小売間競争の促進が期待されると記載されていた。

  一方、ガスWGでは、電気事業とガス事業の構造上の違いから、一括受ガスの解禁は難しいと判断されたと認識している。事務局からの提案を踏まえ、需要家代理モデルを活用した事業に魅力があるかどうか、事業者として検討したい。【オブザーバー】

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：①議論の目的

○背景

- ガス小売全面自由化前の2016年時点では、保安等の観点から一括受ガスは許容されなかったが、将来的な許容の要否については、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえての継続検討課題とされた。
- ガス小売全面自由化後の2017年には、新規ガス小売事業者から、一括受ガスの実現に向けた検討を進めるよう意見が寄せられた。
- 2018年の第3次規制改革実施計画には、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」について、2018年度中の検討・結論、必要に応じた速やかな措置が盛り込まれた。

①議論の目的

- 規制改革実施計画の記載を踏まえた、一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置の検討

規制改革実施計画（2018年6月15日 閣議決定）

●事項名
No.32　ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

●規制改革の内容
一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

●実施時期
平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過　1/4

②議論の経過

- これまでのガスWGにおける一括受ガスに関する主要議題は下記のとおり。

WG開催実績	主な議題
2018年10月29日　第2回ガスWG	・一括受ガスへの事業者ニーズ確認（事業者プレゼン、オブザーバー意見より） ・評価項目等の論点出し
11月29日　第3回ガスWG	・評価項目に影響を与える事業要素の洗い出し ・事業要素を変化させた複数の事業モデル評価
12月21日　第4回ガスWG	・事業者提案モデルの特定と評価 ・代替策としての需要家代理モデルの可能性検討 ・内管保安責任の主体を一般ガス導管事業者とした趣旨の確認

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過　2/4

- 第2-4回のガスWGにおいて、各論点について、下記のような議論が展開された。

論点	議論概要
事業者ニーズ	● 事業者より「一括受ガスの制度化 or 既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」と提案あり。 ● オブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、一括受ガスの制度化の提案あり。また、一括受電事業者の一括受ガス解禁ニーズがあるとの紹介あり。 ● 一括受電のような中高圧導管によるガスの引き込みについては、集合住宅への中圧引き込みの事例が極めて限定的であることを踏まえ、事業者からはニーズがほぼない旨の指摘あり。
需要家ニーズ	● WG委員より、一括受ガスによる選択肢制約で、中長期的に消費者へ不利益が及ぶ可能性への懸念あり。 ● WG委員より、一括受電は小売全面自由化前に消費者の選択肢を増やす観点で導入されたが、ガスの場合は小売全面自由化済で消費者の選択肢ができあがっていることから、一括受ガスにそれほど大きな意味はないのではないか、との指摘あり。
価格競争促進効果 託送料金について	● WG委員より、一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に押しつけるクリーム・スキミングに対し否定的な意見が提示された。 ● 事業者より、供給設備の構成が変わらなければ設備原価を、保安水準を満たすためには保安関連の原価を、託送料金から除外できないとの指摘あり。 ● 事業者より、一括受ガス事業者の検針業務実施による託送料金低減の可能性が指摘されたが、実質的には一般ガス導管事業者と一括受ガス事業者間のコスト移転に留まる、検針方法が異なるため電気とガスのセット販売でも検針コストは低減されないとの指摘あり。
需要束ねについて	● WG委員及び事業者より、需要を束ねるといった事業者ニーズには、需要家代理モデルで一定程度対応可能との指摘あり。 ● 事業者より、需要家代理モデルの代理事業者はガスの提供主体でも契約主体でもないため、一括受ガス事業者ほどには創意工夫の余地を持たず、需要をまとめる求心力が弱くなるのでは、との指摘あり。
託送料金の公平性	● 事業者及びWG委員から、一括受ガスの物件からそれ以外の物件の需要家へ託送料金負担のしわ寄せが行く、需要家間の託送料金の公平性確保が必要といった指摘あり。 ● 事業者からは、既存の一括受ガス状態の要是正案件の解消を、期限を区切って実施すべしとの指摘あり。

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過　3/4

論点	議論概要
スイッチング選択肢 契約単位	● 事業者及びオブザーバーからは当初、利用者メニューの多様化と事業機会の拡大の観点から、一括受ガスが有効であるとの指摘あり。 ● WG委員より、下記の指摘あり。 ➢ 一括受ガスによる需要家選択肢の制約効果が、自由化の基本たる「競争促進による需要家選択肢の拡大・確保」に反しているのでは。 ➢ 一括受ガス導入後のスイッチングの容易化についても十分検討・手当が必要。 ➢ 需要家自身が小売供給契約の名義人でない場合、スイッチングしようとしてもできない。 ➢ 一括受ガスがLP業界における無償配管問題を都市ガス業界でも誘発する可能性あり。 ● スイッチング選択肢の観点を踏まえ、事業者からは「一括・各戸供給混合モデル」が提案されたが、当該事業モデルは、ガスの最終使用者が自らの意思でスイッチングできないホワイトラベルに該当するとの議論あり。
引き込み圧力 受ガス実態	● WG委員及び事業者より、低圧引き込みでよい集合住宅へ、受ガス実態を担保するために整圧器を設置するのは社会経済的な無駄との指摘あり。 ● WG委員より、一括事業者が中圧引き込みの費用を負担したとして、価格低減効果が生じる可能性について疑問が呈された。 ● WG委員より、電気とガスのサプライチェーンの構造は全く異なることから、電気とガスで外形的に全く同じ一括供給形態を無理矢理導入するという方向での議論は不適当との指摘あり。
契約期間 スイッチングの違約金 スイッチング選択肢	● WG委員より、一括受ガスで高圧一括受電の受電設備のような大きな設備がない場合等には長期契約は合理化されないとの指摘あり。 ● WG委員より、長期契約が消費者にとって非常に不公平な契約条件になることがあり、公正な競争を起こす観点から問題があるとの指摘あり。 ● WG委員より、契約期間は民間の相対契約で決まるものとの指摘がある一方で、高額な違約金によりスイッチング制約が生じる問題の指摘あり。

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過　4/4

論点	議論概要
需要家保護	● 事業者より当初、需要家保護に資する一括受ガス事業者の取組をガイドラインに追記することで、需要家保護は可能ではないかとの指摘あり。 ● 他方、WG委員より、一括契約モデルでは需要家保護の法的担保が懸念されるとの指摘あり。 ● WG委員より、電気の世界で禁止されているホワイトラベルに関連して、需要家保護といった観点から、ガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益は、電気・ガスいずれの世界でも非常に大きい、ガスの使用者が契約名義人となる原則は変えるべきでないとの指摘あり。 ● 事業者より最終的には、需要家代理モデルの方が、法的担保で需要家保護を確実にするという意味ではより望ましいものであるとの理解あり。
内管保安責任	● オブザーバーより、内管保安責任の整理を見直すことで保安水準を担保できるか前向きに検討してほしい、との提案あり。 ● 事業者からは、内管保安は従前どおり一般ガス導管事業者が担う整理が必要であるとの指摘あり。 ● WG委員からは、保安体制の整備には一定の需要密度が必要だが、内管保安責任を一般ガス導管事業者から一括事業者へ移して問題ないかとの懸念あり。 ● 保安担当部署より、一般ガス導管事業者が内管保安責任を担う整理の趣旨の説明あり。当該説明を踏まえ、WG委員より、内管保安責任を一般ガス導管事業者が担うと整理した際に比べて、新規参入者の保安能力向上といった、内管保安責任の移転を可能にする状況変化が生じているわけではないことから、現時点で内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理だとは考えない旨の発言あり。他方で同委員からは、保安レベルの向上度合いに応じて見直すべきは見直すとの保安担当部署の考え方にも賛意が示された。
（参考）一括受電	● 電力・ガス基本政策小委員会にて、一括受電における需要家保護の在り方が検討課題とされており、何らかの規律を設ける必要性ついて委員から指摘あり。 ● オブザーバーより、多くの顧客が一括受電を選択しているとの指摘あり。 ● WG委員より、一括受電の10-15年の長期契約に問題がないか、別の審議会で議論すべきとの指摘あり。 ● 集合住宅においてインフラを一括契約する制度について何らかルールを設ける必要性がないかとの指摘あり。

まとめ

■現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいえ、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれたしくみとなっておりません。

■同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、

Ａ．一括受ガスを制度化する

Ｂ．既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消する

のどちらかの整理をお願いしたいと考えております。

以　上

（参考）第2回ガス事業制度検討WG（2018年10月29日）資料4　事務局資料より抜粋

本WGにおける一括受ガスの論点例

- 一括受ガス解禁を求める声が存在する状況を踏まえ、本WGにおいて一括受ガスについて御議論いただきたい。
- 議論の際には、例えば下記のような論点について議論を深めてはどうか。

①価格競争促進効果

一括受ガスに期待する価格競争促進効果は、どの程度働くと見込まれるか。

②スイッチング選択肢

全面自由化後のガス小売市場において、一括受ガスに伴い、本来最終使用者が保持すべきスイッチングの選択肢が制約されることについてどのように考えるべきか。

③需要家保護

一括受ガスでは、ガスの最終使用者が小売供給契約の主体でなくなるため、ガス事業法に定める需要家保護が最終使用者に及ぼせなくなることをどのように考えるべきか。

④保安水準と受ガス実態

現行の一般ガス導管事業者が負うこととされている保安責任を前提に、一括受ガスにおける保安水準が維持できるか、管理者等を需要家とみなせるのか（いわゆる受ガス実態の有無）といった論点について、どのように考えるべきか。

（参考）第3回ガス事業制度検討WG（2018年11月29日）資料4　事務局資料より抜粋

一括受ガス事業を特徴づける４要素

- 前回WGで頂いた委員・オブザーバーの御意見と事業者プレゼンを踏まえると、前回の事務局資料で提示した事業の評価項目に関連して、事業を特徴づける４要素が下記のとおり抽出されるのではないか。

事業の4要素	論点になる事業の評価項目
契約単位	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 需要家保護 受ガス実態
保安責任	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態 保安水準
契約期間	価格競争促進効果 スイッチング選択肢
引き込み圧力	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態

（参考）第3回ガス事業制度検討WG（2018年11月29日）資料4　事務局資料より抜粋

今回の検討事項

- 今回は、通常の小売供給モデル①及び一括受ガスの事業モデル例②～⑤の比較検討を通じて、契約単位や保安責任等それぞれの事業要素が評価項目に与える影響などを議論いただきたい。

事業モデル例	事業要素				関連する評価項目・論点
	契約単位	保安責任	契約期間	引き込み圧力	
①小売供給 各戸契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	各戸	導管事業者	短期	低圧	―
②**一括**契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	**一括**	導管事業者	短期	低圧	**需要家保護** **スイッチング選択肢** **価格競争促進効果** **受ガス実態**
③一括契約・**一括**事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	**一括**事業者	短期	低圧	需要家保護 **スイッチング選択肢** **価格競争促進効果** **受ガス実態** **保安水準**
④一括契約・一括事業者保安・**長期**契約・低圧モデル	一括	一括事業者	**長期**	低圧	需要家保護 **スイッチング選択肢** **価格競争促進効果** 受ガス実態 保安水準 **長期契約の合理性**
⑤一括契約・一括事業者保安・長期契約・**中高圧**モデル	一括	一括事業者	長期	**中高圧**	需要家保護 **スイッチング選択肢** **価格競争促進効果** **受ガス実態** 保安水準 長期契約の合理性

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料4　事務局資料より抜粋

一括・各戸供給混合モデルとホワイトラベルの比較

- ガスの一括・各戸供給混合モデルでは、一括事業者が小売供給契約の名義人になる。この際、一括事業者自身はガスの最終的な使用者でなく、また、ガス工作物の維持・管理は導管事業者が担うことから、一括事業者に受ガス実態があるともみなせない。
- すなわち、**ガスの一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者**は、電気事業法上も許容されないと整理された、**ホワイトラベルの形態に該当**する。
- 本モデルでは、一括受ガスを利用するガスの最終使用者について、事業法上の需要家保護が担保されず、自らの意思でスイッチングできない等の不適切な事態が想定されるのではないか。
- 事業者が提案するような、一括事業者を小売供給契約の名義人とすることと、最終使用者が一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容することの両立は、モデルの性質上、不可能ではないか。

事業者提案のモデル（一括・各戸供給混合モデル）

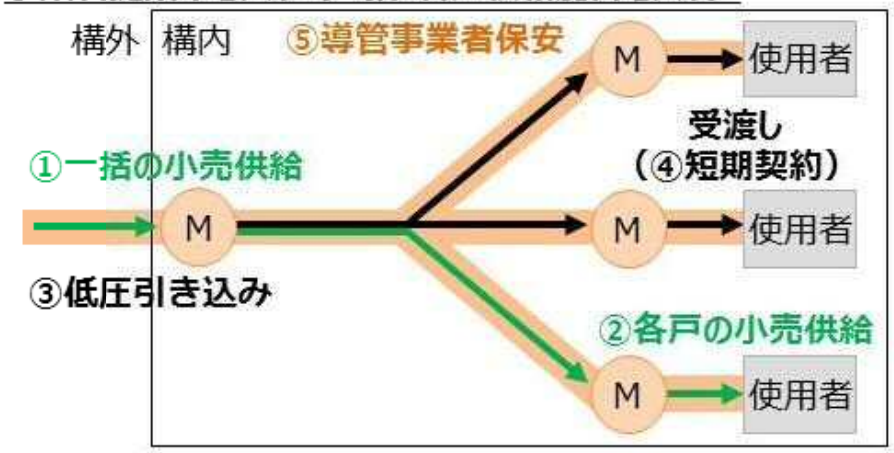

① **一括事業者が**需要を集約して**ガス小売事業者と契約**する。
- ガス小売事業者が販売経費等の経費を圧縮し、安価な料金メニューを適用できる可能性がある。

② 集合住宅内での一括受ガスと各戸小売供給の混在、一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容する。

③ 集合住宅へのガスの引き込みは低圧、整圧器の設置は不要とする。

④ 契約期間は短期とする。

⑤ 内管の保安責任は導管事業者とする。

⑥ 託送料金は各戸契約と同等の額とする。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料4　事務局資料より抜粋

需要家代理モデルの活用可能性

- 事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の利用メニューの多様化」と、担保すべき「事業法上の需要家保護」「スイッチング選択肢」を実現する事業モデルとしては、**「需要家代理モデル」が考えられるのではないか**。
- 需要家代理モデルとは、**代理事業者が**「需要家に代わって、**ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うこと**や、**代理サービスを他のサービスとセットで提供すること**等により、需要家にメリットをもたらす」モデルであり、「ガスの小売営業に関する指針」中で紹介されている。
- 代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、**小売供給契約の名義人は需要家である最終使用者自身**である。よって、需要家代理モデルにおいては、ガス事業法上の需要家保護が最終使用者に及び、また、最終使用者は自ら小売供給契約を見直しうる。

需要家代理モデル

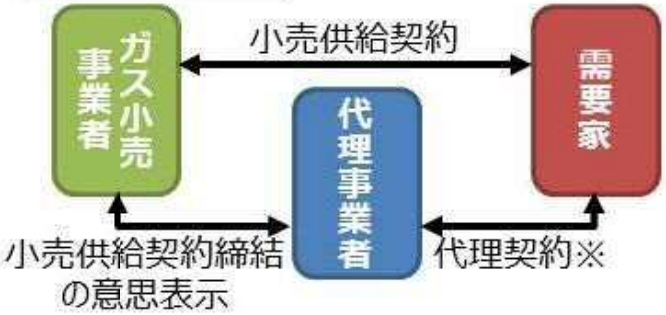

代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。
※こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.8-9より抜粋

1　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為
（2）契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付
イ　望ましい行為等
ⅱ）需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、**小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家**であることから、**このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外**である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、（略）、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。

（略）

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：③これまでの整理と今後の検討事項　1/2

③これまでの整理と今後の検討事項

- 規制改革実施計画では、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について」検討し、結論を得ることとされている。
- 事業者とオブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、「一括受ガスの制度化」又は「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案があった。また事業者からは、「一括・各戸供給混合モデル」のような具体的な事業モデルの提案があった。
- 事業者等の提案を踏まえ、**本WGでは、事業者提案を含む複数の一括受ガスの事業モデルについて精査いただいた。**議論の概要は下記のとおり。
  - 一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に寄せるクリームスキミングは不適当である。
  - 一括受ガスの物件とそれ以外における、需要家間の託送料金負担の公平性確保も重要な課題である。
  - 「一括契約・導管事業者保安・低圧引き込みモデル」又は「一括・各戸供給混合モデル」については、電気のホワイトラベルと同様に、事業法上の需要家保護が担保されず、需要家が自らの意思でスイッチングできない問題点がある。需要家保護とスイッチング選択肢の問題は、以下のモデルにも共通である。
  - 「一括契約・一括事業者保安・低圧引き込みモデル」については、保安レベルの現状を勘案すれば、内管保安責任を導管網全体で導管事業者が担う整理が合理的であり、一括事業者が担う整理へ見直す状況にはない。
  - 「一括契約・中圧引き込みモデル」については、中圧引き込みの集合住宅が極めて限定的な事例であって事業者ニーズが想定しづらい。また、低圧引き込み物件への中圧引き込み・整圧器設置はコスト増要因であって、経済合理性がない。
- 事業者提案の目的である「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」の実現方法を更に検討したところ、**需要家代理モデルを活用することで、事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢を確保した上で、ガス需要を束ねるといった事業者ニーズを実現可能であるとの議論がなされた。**

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：③これまでの整理と今後の検討事項 2/2

- 以上の議論を踏まえ、**「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」として、（１）需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化、（２）一括受ガス状態にある案件の早急な是正等の検討を進めてはどうか。**
- なお、一括受電における需要家保護の在り方に関する議論動向は注視し、ガスWGでも適時紹介したい。

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約（再掲）

- 今回、一括受ガスについては、ガスシステム改革の目的でもある「利用者メニューの多様化と事業機会拡大」の観点から、新しい制度を設けるかどうかという視点で検討が行われたものと認識している。

  事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、**一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。**

  次に、今回事務局からは、「ガスの小売営業に関する指針」にも紹介されている需要家代理モデルが事業者のニーズを反映し、また需要家保護の観点からも代用し得るモデルであって、活用の可能性が考えられるのではないかと示唆されている。**需要を束ね、ガスを共同で購入するという点は、需要家代理モデルの活用により一定程度実現可能と考える。**

  他方、**需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、**需要家代理モデルにおいてはガス小売事業者と最終消費者の間で小売供給契約が締結されるため、需要家へのガスの受け渡しにおいて、代理事業者が主体的に介在することが難しく、**事業者から提案した一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者ほど、事業者が創意工夫できる余地は大きくはないのではないかと考えている。**具体的には、需要家代理モデルでは、代理事業者はガスの提供主体でもなく、また契約主体でもないため、他のサービスや商品とガスをセットで取り扱う際に、代理事業者の創意工夫を料金メニュー等に100%反映できるわけではなく、その結果、需要をまとめる求心力が弱くなるのではないかと考えられる。

  こうした観点も踏まえ、**需要家代理モデルが事業者にとっても、より使いやすいものとなるように今後検討を深めていただければ、競争促進や利用者メニューの多様化というガスシステム改革の目的をより達成しやすくなるのではないか。**

  なお、**一括・各戸供給混合モデルでは需要家保護の法的担保が困難であるという点については、ガスの小売営業に関する指針等で一括事業者に対して説明義務等を定めることで担保できる可能性に言及したものの、今回の整理は、法的担保があり、需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであると理解をしている。**

  最後に、**需要家代理モデルの検討を深めるとともに、既存の一括受ガス状態の案件の是正の取組についても、導管事業者に協力を求めるなどして、加速することが望ましい**と考える。【事業者】

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 1/2

- 一括受ガスの議論で示された事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の使用メニューの多様化」を、需要家保護やスイッチング選択肢を担保しつつ実現する手段として、需要家代理モデルは有望である。需要家代理モデルの適切な活用を促すため、活用に当たっての留意点を整理したい。
- まず、**需要家代理モデルの活用を検討する者には、「ガスの小売営業に関する指針」上の望ましい行為の実施が期待される。**需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって需要家の利益が害されることを防ぐため、需要家代理モデルにおける代理事業者には、ガス事業法上ガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望まれている。
- 上記の説明・書面交付に当たっては、**需要家の代理事業者が、需要家との代理契約において設定する手数料等の条件についても、併せて需要家へ説明・書面交付することが望まれることとしてはどうか。**

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.8-9より抜粋

1　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（２）契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付

イ　望ましい行為等

ⅱ）需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。**需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家**であることから、**このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外**である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、**ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。**これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化　2/2

- また、需要家代理モデルにおける代理事業者が、需要家とガス小売事業者の小売供給契約の成立に尽力する媒介を実質的に行う場合も想定される。**需要家の代理事業者が媒介事業者に当たる場合には、ガス事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う**ことに留意して事業を営む必要がある（ガス事業法第14・15条）。この際、需要家の代理人は自らを需要家とみなして需要家への説明・書面交付を省略するのではなく、同等の措置を需要家に対して適切に行うことが望まれる。

需要家代理モデル

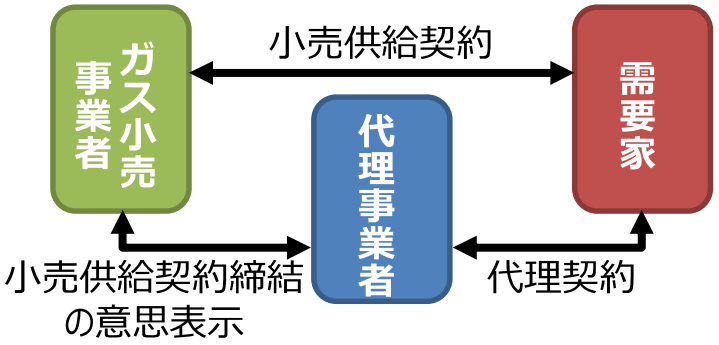

媒介モデル

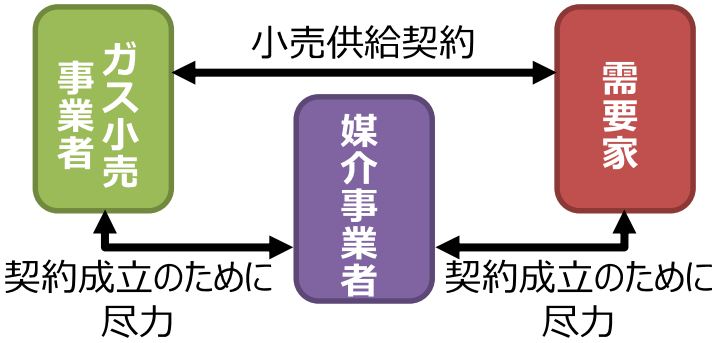

「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）

（供給条件の説明等）

第十四条　ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「**小売供給契約**」という。）**の締結の媒介**、取次ぎ又は代理**を業として行う者**（以下「**ガス小売事業者等**」という。）**は、小売供給を受けようとする者**（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）**と小売供給契約の締結**又は**その媒介**、取次ぎ若しくは代理**をしようとするときは、**経済産業省令で定めるところにより、**当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。**

2　**ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、**経済産業省令で定める場合を除き、**小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件**であつて経済産業省令で定める事項**を記載した書面を交付しなければならない。**

3　（略）

（書面の交付）

第十五条　**ガス小売事業者等は、**小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（**小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき**）**は**、経済産業省令で定める場合を除き、**遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。**

一　ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二　契約年月日

三　当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2　（略）

一括受ガス状態にある案件の早急な是正等　1/2

- 一括受ガス状態の案件については、2016年11月に経済産業省から事務連絡を発出し、**旧一般ガス事業者に対し、供給契約の是正を要請してきた**。旧一般ガス事業者が是正に取り組んではいるものの、**2018年12月末時点で、約400件の是正対応が必要な状況**となっている。
- 一括受ガスを容認しない整理をとる場合、**既存一括受ガス状態案件の早急な是正は、需要家保護の担保やスイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要**である。

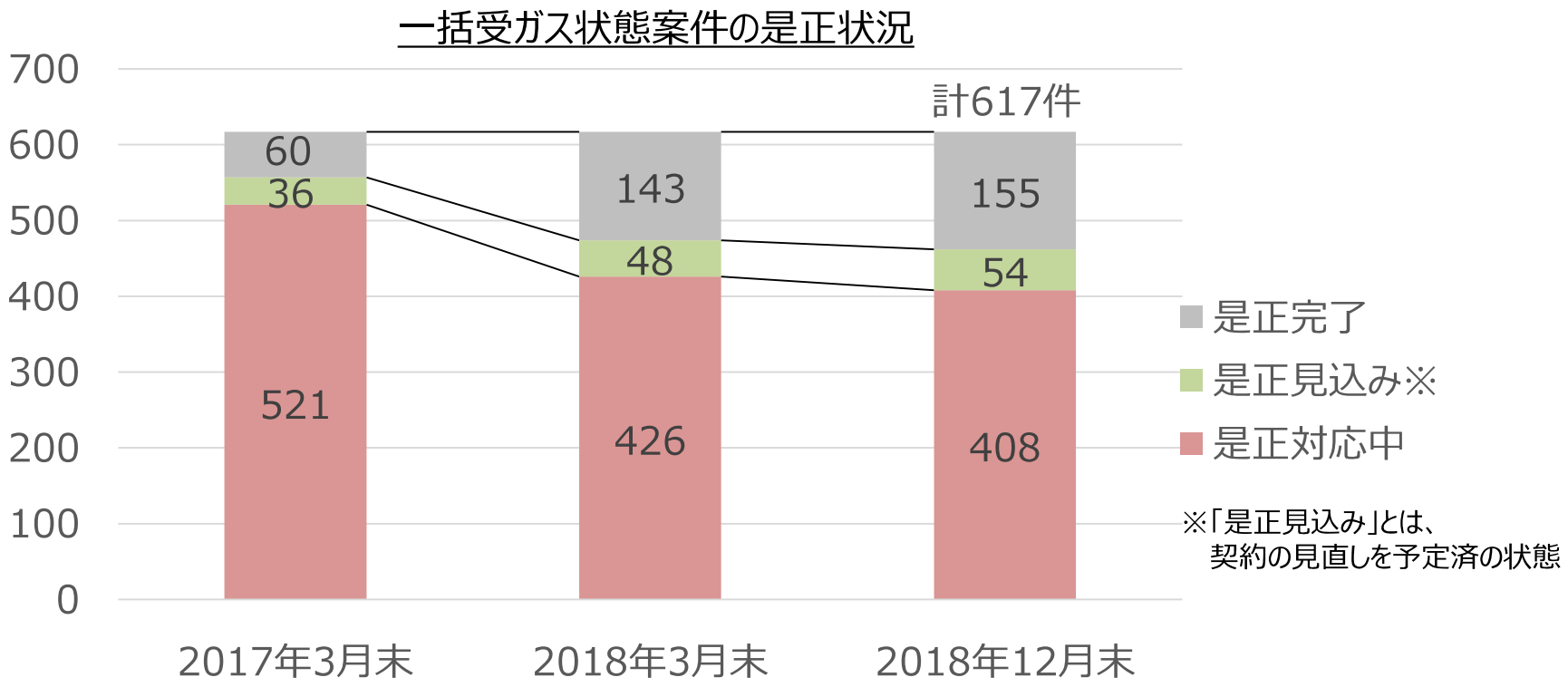

一括受ガス状態にある案件の早急な是正等　2/2

- 一括受ガス状態の是正には、**①ガスメーターの設置といった設備構成の是正、②託送供給契約上の需要場所の是正、③小売供給契約上の需要場所及び需要家側の契約者の是正**が必要である。
- **一括受ガス状態の是正を加速するため、各関係者へ、下記の是正を要請することとしてはどうか。**
  - 不適切な託送供給契約の当事者であり、ガスメーターの設置等の内管工事を実施する主体でもある**一般ガス導管事業者に対しては①及び②の是正**
  - 不適切な託送供給契約と小売供給契約の実質的な当事者である**ガス小売事業者に対しては②及び③の是正**
  - 不適切な小売供給契約の当事者である**需要家側の契約者に対しては③の是正**
- この際、各関係者には、**一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2020年度中に完了するよう要請することとしてはどうか。**
- なお、是正作業に当たっては、物件の設備更新のタイミング等から是正完了までに一定の時間を要する場合があることも踏まえ、**スイッチングの際に、ガス小売事業者が一般ガス導管事業者経由で是正状況を引き継ぐこととしてはどうか。**
- また、一般ガス導管事業者が、スイッチング後のガス小売事業者にのみ一括受ガス状態の早急な是正を要請するような事態は不適切であり、**スイッチングの有無に関わらず早急な是正に努めることが妥当である旨を、一般ガス導管事業者へ伝えることとしてはどうか。**

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-4

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第６回）審議概要

１．日 時 ２０１９年2月２８日（木） ９：００～１０：２５

２．場 所 経済産業省本館地下２階講堂

３．出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員
武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員

＜オブザーバー＞

押尾 信明　　石油連盟 常務理事
佐藤 美智夫　東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡　　一般社団法人日本ガス協会 専務理事
戸出　繁　　国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー
中島 俊朗　　石油資源開発株式会社　経営企画部長

＜経済産業省＞

村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、
下堀ガス市場整備室長、田村ガス安全室長、木尾電力取引制度企画室長

４．議事次第

1. 開会
2. 説明・討議
（1）ガス卸供給に関する検討ついて
（2）一括受ガスに関する検討ついて
（3）ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討ついて
3. 閉会

５．議事概要

○ 事務局より資料説明後、自由討議

議題１

＜ガス卸供給に関する検討について＞

○ ガス卸供給における卸元事業者について第１および第２グループの旧一般ガス事業者９社に今回の自主的取組を実施する意向を確認した。利用相談の受付を2019年7月から、卸供給を2020年3月から開始することを目標とした。
利用事業者ごとの利用上限量を大手３社は１００万㎥／年、それ以外は５０万㎥／年に設定する。

○ ガス自由化は電気に比べ新規参入者が限定的であり、一部地域でスイッチングが生じていないことが指摘されている。ガス卸供給をスムーズに行える環境とすることにより交渉力の弱い小規模事業者であっても、ガス小売事業への新規参入と需要家獲得が可能となる。しかし、都市ガスのお客様件数が１００万件を突破した東電ＥＰが東京ガスエリ

アにおいて、この取組の利用対象になると整理されているのは、目的に合致しているとは言えないと考える。

- ○　グループ会社の定義として、関連会社と裏表の関係にある「その他の関係会社」もグループ会社に含めることを提案した。
- ○ 利用対象をガス発生設備の保有を起点としているが、ガス小売事業を起点とすることも必要であり、一定量のガス販売実績がある小売事業者と、そのグループ会社についても利用対象となるよう検討を願う。
- ○ 新規参入、スイッチングを促進する観点から北海道や中国地区を考えると、ガス発生設備を起点とした方が制度の趣旨に合うと考える。
- ○ ガス事業者だけが電気事業者にガスを卸さないといけないという状況は、ＬＮＧスポット価格が高い時だけガス事業者からガスを卸し受けるなど、本取組と異なる利用がなされる懸念がある。利用事業者の範囲については、既存の卸競争や小売競争を歪ませることがないよう検討をお願いする。

議題２

＜一括受ガスに関する検討ついて＞

- ○ 既存の「一括受ガス状態」にある案件の是正または、見込みの確保を2019年度中に完了することを要請する。
- ○ 需要家代理モデルの適切な活用について、需要家と代理事業者との間の代理契約は、消費者契約法の適用除外である旨小売指針に追記するほか、ガス事業法上の媒介と需要家代理の論点について検討のうえ、ガイドラインに追記していくことを検討していく。

議題３

＜ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討ついて＞

- ○ ＬＮＧ基地をＡ類型（ガス導管と接続、貯蔵能力20万kℓ以上、外航船受入基地、受託製造約款策定義務有り）、Ｂ類型（ガス導管と接続、貯蔵能力20万kℓ未満、外航船または内航船受入れの小規模基地）、Ｃ類型（ガス導管と未接続、発電事業用の基地、タンクローリーへの積替用の基地）と整理し、検討に当たっては、ガス導管に接続しガス事業法の要件に該当しない類型Ｂの基地を検討対象とし、ガス導管に未接続でガス事業上の利用が生じ難い類型Ｃ基地は検討対象外と提案する。
- ○ 類型Ｃは、ガスの卸供給に使えないので検討対象外とするのは理解できるが、日本全体のインフラを考えた場合、発電用のＬＮＧ基地を発電にしか使用しないということは本当に良いのか。導管網に適切につないで、日本全体のエネルギーセキュリティー、レジリエンスなどを高めていくことも重要と考える。
- ○ ＬＮＧ基地の第三者利用は、エネルギーセキュリティー、国家エネルギー戦略と表裏一体であり慎重に扱うべきと考える。
- ○ 広く意見を求めるとあるが、単純に利用を希望すると意見が出され、その集計によりニーズがあると整理されることを心配する。調査では背景や根拠、計画など真に事業者ニーズが有るかを把握していただきたい。

６．次回は、3/28（木）時間・議題については別途。

以上

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-5

ガス卸供給に関する検討

２０１９年2月２８日

資源エネルギー庁

①卸元事業者と取組開始時期

- 第1グループ及び第2グループのいずれの旧一般ガス事業者からも、今回の自主的取組を実施する意向が確認された。
- 今回の取組の開始時期については、卸元事業者の準備期間を考慮して、利用相談の受付開始を2019年7月まで、実際の卸供給の開始を2020年3月までを目標としてはどうか。

第1、２グループの旧一般ガス事業者

1G事業者	地方	市場規模※1（2016年度）	新規参入者の有無※2
東京ガス	関東	132億m^3/年	有
大阪ガス	近畿	82億m^3/年	有
東邦ガス	中部	37億m^3/年	有

2G事業者	地方	市場規模※1（2016年度）	新規参入者の有無※2
西部ガス	九州	7.9億m^3/年	有
北海道ガス	北海道	5.5億m^3/年	無
仙台市ガス	東北	2.7億m^3/年	無
静岡ガス	中部	8.1億m^3/年	無
広島ガス	中国	4.4億m^3/年	無
日本ガス	九州	1.0億m^3/年	無

※1　ガス事業便覧平成29年版上のガス販売量を45MJ/m^3で体積換算したもの
※2　一般家庭向けの供給を行う新規ガス小売事業者の有無。2018年11月末時点

②グループ会社の定義等　1/6

- 第5回ガスWGでは委員から、利用対象とする必要のない事業者の範囲確定に係るグループ会社の定義について、会計ルール上の「子会社」「親会社」「兄弟会社」「関連会社」「その他の関係会社」の5類型を踏まえつつ検討する方針に賛同が示された。
- その上で、より具体的な定義の整理や、市場の実態を踏まえた検討が必要であるとの指摘があった。今回は、会計ルール上の5類型の定義詳細、電力・ガス取引監視等委員会 電気の経過措置料金に関する専門会合での議論、東京ガスエリアにおける事業者の出資関係の一例を紹介する。新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨と都市ガス市場の実態を踏まえ、グループ会社の定義等についてより詳細に議論いただきたい。

第5回ガスWGの議論：グループ会社

- 会計ルールを参考にした議論をスタートにするのはよいが、電気の経過措置料金の解除の検討において、会計ルールを基礎にした関連会社の概念とともに、競争、取引の実態から独立した競争者と呼べない場合の整理がなされている。会計上の５類型に該当しても競争している場合や、会計上の５類型に該当しなくても競争していないグループ会社と呼べるような場合などについては、実態、実質を見て判断することも重要ではないか。
- 関連会社、その他の関係会社の定義は、会計ルール上でもかなり複雑になる。卸供給制度の目的、趣旨に照らしたグループ会社の定義を、もう少し細かく整理しておく必要があるのではないか。
- 実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者については、今回の措置対象とする必要がないという本取組の趣旨を踏まえ、実態に照らして、実質的にどういった事業者が対象になるのかを考える必要がある。
- グループ会社の定義を会計ルールを参考にスタートする方針に賛同する。親会社等の定義は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定されており、一つのコンセンサスを得たルールとなっている。他方、今回の類型で実質的な調達能力をカバーできているかは、スタート時点でもう少し検討が必要である。また実態に応じて都度、フォローアップ、検討する必要がある。
- 利用上限量の規模を考慮しても、それほど厳しくグループ会社を排除する必要はないのではないか。【オブサーバー】
- グループ会社の定義については、実態をみて、きめ細かく、また幅広く検討してほしい。【オブザーバー】

（参考）第5回ガス事業制度検討WG（2019年1月29日）資料3より抜粋

グループ会社の定義

- 第4回ガスWGでは複数の委員から、利用事業者の対象外とするグループ会社の具体的な定義をおくよう、指摘があった。
- グループ会社の整理は、①ガス発生設備を保有する事業者との関係から、**実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者を、今回の取組の対象に含める必要がない**こと、また、②今回の取組による**都市ガス調達を利用上限量以上に行うため、意図的にガス小売事業の主体を分割する等の事態を防止する必要がある**ことから、検討することとしたい。
- グループ会社の考え方は、会計ルールを参考に、支配関係にある**「親会社」**と**「子会社」**、親子関係に関連する**「兄弟会社」**、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える関係にある**「関連会社」「その他の関係会社」**の5類型も踏まえつつ範囲を検討してはどうか。

第4回ガスWGの議論：利用事業者（再掲）

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社に含めるといった考え方もある。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、**旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除く**ものとしてはどうか。

  ※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。

- 仮に利用事業者又はそのグループ会社が、**本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、**小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、**暫くの間は本活性化策を継続利用できる**こととするか。

②グループ会社の定義等　2/6

- 会計ルール上の「子会社」「親会社」「兄弟会社」「関連会社」「その他の関係会社」の概要は下記参照。

類型	概要	法令上の規定
子会社	会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の**当該会社がその経営を支配している法人**として法務省令で定めるもの	会社法第2条第3号 会社法施行規則第3条第1項及び第3項
親会社	株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの	会社法第2条第4号 会社法施行規則第3条第2項及び第3項
兄弟会社	親会社等の子会社等	ー
関連会社	会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、**子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等** （例）子会社に非該当で議決権割合20%以上50%以下	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項及び第6項
その他の関係会社	会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項

子会社等の出資比率例

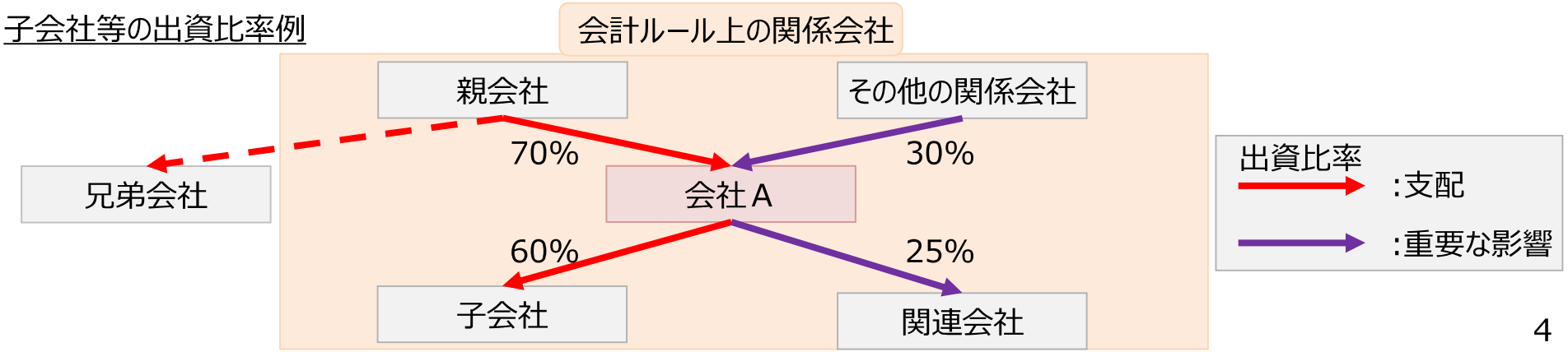

②グループ会社の定義等　3/6　（参考）

- 「子会社」「親会社」の法令上の規定。

＜会社法（平成17年法律第86号）＞

（定義）

第二条　（略）

二　（略）

三　**子会社　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。

三の二　（略）

四　**親会社　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。

四の二～三十四　（略）

＜会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）＞

（子会社及び親会社）

第三条　法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、**同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。

2　法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、**会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等**とする。

3　前二項に規定する**「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　**他の会社等**（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合**

イ～ニ　（略）

二　他の会社等の議決権の総数に対する**自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合**（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ～ホ　（略）

三　他の会社等の議決権の総数に対する**自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

4　（略）

②グループ会社の定義等　4/6　（参考）

- 「関連会社」「その他の関係会社」の法令上の規定。

＜財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）＞

（定義）

第八条　（略）

２～４

５　この規則において「**関連会社**」とは、**会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等**をいう。

６　前項に規定する子会社以外の他の会社等の**財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合**をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　**子会社以外の他の会社等**（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）**の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合**

二　**子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ～ホ　（略）

三　**自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に**子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

四　**複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合**

７　（略）

８　この規則において「関係会社」とは、**財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等**（第十七項第四号において「**その他の関係会社**」という。）をいう。

９～６３　（略）

②グループ会社の定義等　5/6

- 電気の経過措置に関する専門会合における、旧一般電気事業者から独立した競争者に該当しない者の事務局提案は下記のとおり。

  ア）エリアの旧一般電気事業者のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社）

  イ）その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における「関連会社」の定義中には、議決権の割合が20%未満の関係の会社も含まれており、いずれの者も「財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」に該当するものとされている。よって、今回のガスの卸供給に関する取組においては、規則上の関連会社をいずれもグループ会社に含めることとしてはどうか。
- また、関連会社と裏表の関係にある「その他の関係会社」も、グループ会社に含めることとしてはどうか。
- 会計上の5類型に基づくグループ会社の整理では、本取組の利用対象外となる事業者の範囲は、「ガス発生設備を保有する事業者又は本取組の利用事業者並びにそれらの子会社、親会社、兄弟会社、関連会社、その他の関係会社」となる。

（参考）第5回電気の経過措置料金に関する専門会合（2019年1月25日）資料4より抜粋

指定等基準の具体的イメージ②

要件	指定等基準のイメージ	事務局整理案(要約)
2．十分な競争圧力の存在(第二要件) 2－1：低圧部門の市場構造	◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。	**有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)** • 「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが５％以上であることを一つの目安とし、必要に応じて、５％に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断※。 ※ 競争者の営業区域における競争力の状況や営業区域拡大の具体的な可能性等を考慮する。また、エリアシェアが５％に満たない場合であっても、エリア内の様々な区域においてそれぞれ十分な競争力を有する複数の競争者が事業活動を行う結果として（別途、エリア全域で事業活動を行う有力な競争者が存在すればそれも考慮した上で）、エリアの大宗において、競争圧力が機能する可能性も考慮する。 • 有力競争者は2社以上存在することが必要。なお、協調行動が疑われる状況においては、3社以上が必要となることも考えられる。 • 次の事業者はシェアに関わらず、通常、エリアの旧一電から独立した有効な牽制力として機能することは期待しにくいため、原則として、競争者として考えないことが適当ではないか。 ア） エリアの旧一電のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社） イ） その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

②グループ会社の定義等　6/6

- 東京ガスの導管網に接続するガス発生設備を保有予定の事業者は、JERA（2019年4月に東電FPより設備承継予定）と扇島都市ガス供給（2020年4月より供給開始予定）の2者である。これら2者への出資関係を整理すると下記のとおり。
- JERAに対して、東電HD、東電FPと中部電力はその他の関係会社であり、東電EP、TEAとCDEDは5類型のいずれの会社にも当たらない。また、扇島都市ガス供給に対して、東電HDと東電FPは親会社、東電EPとPinTは兄弟会社であり、TEA、大阪ガスとJXTGは5類型のいずれの会社にも当たらない。
- こうした実態を踏まえつつ、本取組の利用対象外とする事業者の整理で更に検討すべき事項は存在するか。

JERA、扇島都市ガス供給等への出資状況（例）

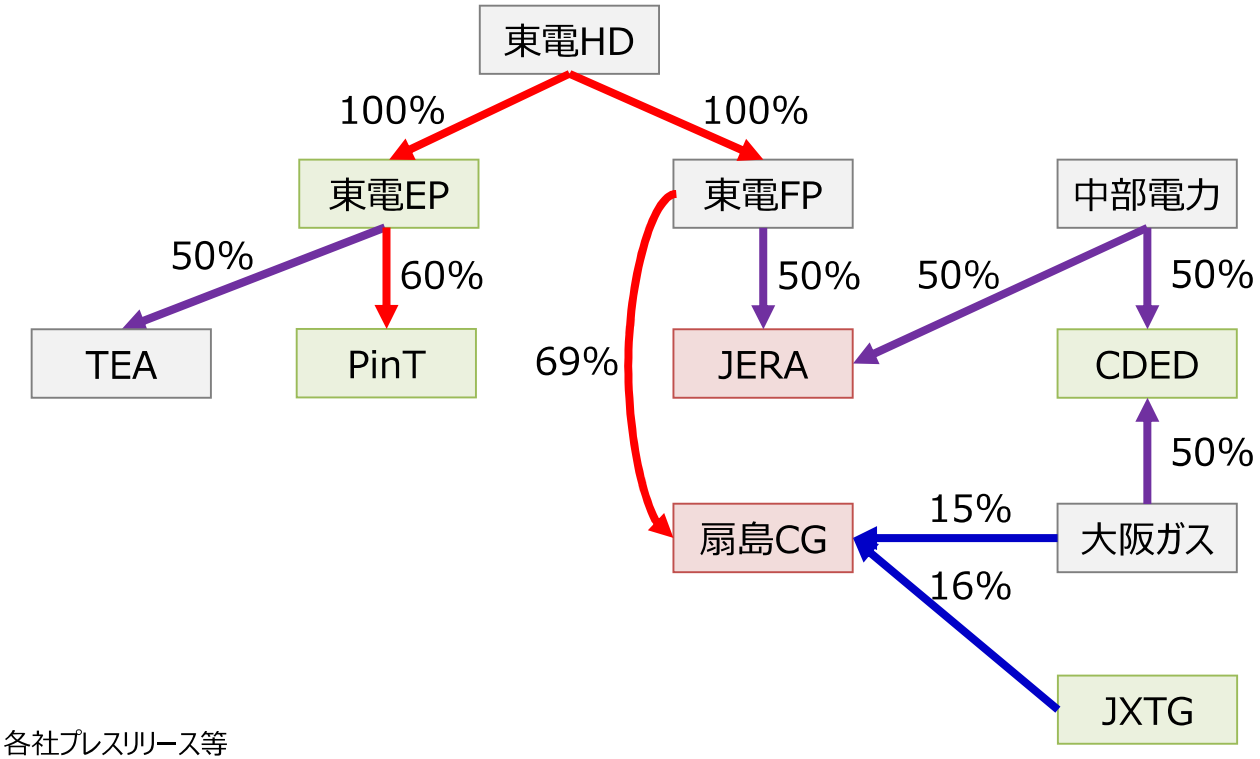

TEA…東京エナジーアライアンス
CDED…CDエナジーダイレクト
扇島CG…扇島都市ガス供給

凡例

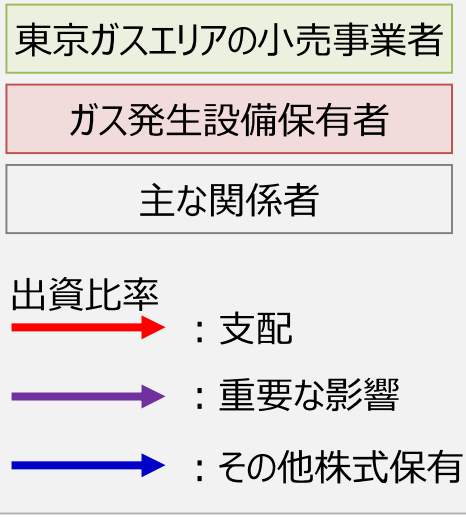

出所：各社プレスリリース等

③卸価格改定時の値下げ予告

- 第5回ガスWGでは委員から、卸価格の値上げ改定時だけでなく、値下げ改定時にも卸元事業者から利用事業者への値下げ予告を奨励すべきではないか、との指摘があった。
- 指摘を踏まえ、値下げ改定について「卸元事業者は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、**事前に卸価格の値下げ予告を行い、**小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる」と整理を明確化するのはどうか。

第5回ガスWGの議論：卸価格の改定タイミング

- 卸価格の値下げ改定時にも、卸元事業者から利用事業者への予告を奨励すべきではないか。

④卸元事業者内での情報管理　1/2

- 第4回、第5回ガスWGでは、卸元事業者内での情報管理について検討を求める意見があった。
- 競争的な電力・ガス市場研究会の中間論点整理（2018年8月9日）では、卸供給に関する新規参入者と旧一般ガス事業者の交渉の在り方に関する検討の必要性が指摘されている。
- 電力・ガス取引監視等委員会の第36回制度設計専門会合（2019年2月15日）では、卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していく方針が示された。

第4回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- ワンタッチ卸を受ける新規参入者への卸価格や契約数量について、旧一般ガス事業者内部での情報管理が適切になされず、小売担当者のみが知り得るということになると、価格協調が誘発され、結果として競争の減殺、市場のゆがみが生じる可能性があることから、必要な措置を検討してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

第5回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- 競争的な電力・ガス市場研究会での情報管理に関する提案を見直して、また独占禁止法、事業法で連続的に規制されている制度についても確認してはどうか。

＜競争的な電力・ガス市場研究会の中間論点整理（2018年8月9日） p.27-28より抜粋＞

49. 具体的には、市場支配力を持つ垂直統合事業者（企業グループ内で別会社化されている場合も同様。以下同じ。）については、**新規参入者との卸供給に関する交渉を当該垂直統合事業者の発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない者が行うことが望ましく、小売部門が行ったり、交渉過程に直接又は間接に介在することは、通常、適切ではない。**今後、そのあり方について検討を進めていく必要がある。また、交渉過程に関する情報や競争者との卸供給に関する情報を旧一般電気事業者小売部門が知りうることもまた、競争を歪めるおそれがあり、通常、適切ではないため、今後、そのあり方について検討を進めていく必要がある。

51. **卸供給に関する新規参入者との交渉の在り方については、ガス事業についても、基本的には同様に考えることが適切である。**むしろ、卸取引所がなく、新規参入者がガスの必要量を経済的に調達することが制度化されていない現状においては、競争を確保するためには、競争政策の観点から対応の必要性が特に大きい。関連して、**LNGの輸入及び基地の受入・払出量の運用、卸供給の交渉・判断は、実務上は、旧一般ガス事業者の小売部門が行っていることが多いが、新規参入者との公正な競争を確保する観点から、適切な判断を行いうる体制について、今後、そのあり方についての検討を進めていく必要がある。**

（参考）第36回制度設計専門会合（2019年2月15日）資料6より抜粋

卸取引における需要家情報の共有に関する論点

③卸取引における
需要家情報の共有

- 将来参入する可能性がある地域の需要家情報を、卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点から望ましいとはいえない一方、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。
- 上記を踏まえ、**卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していくこととしてはどうか。**
- その際、①需要家情報を共有することによって新たな需要開拓その他の競争促進効果が生じることが期待されるものか、②一定の需要家情報を共有する場合であっても、需要家を特定可能な粒度の情報が必要か、③卸売事業者が卸受事業者と小売市場における競争関係に立っている場合において、小売市場における競争を減殺しないような措置を講じる必要があるかといった項目を、企業規模等も勘案しつつ検討することとしてはどうか。

④卸元事業者内での情報管理　2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第２グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。

  ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。

  ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。

  ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、２グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
東京ガス	関東	7,862人
大阪ガス	近畿	5,617人
東邦ガス	中部	2,858人

2G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
西部ガス	九州	1,336人
北海道ガス	北海道	716人
仙台市ガス	東北	315人
静岡ガス	中部	624人
広島ガス	中国	669人
日本ガス	九州	233人

※1　単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
※2　静岡ガスについては2017年12月期の情報

⑤卸価格の確認方法　1/2

- 本取組では、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることを踏まえ、上限卸価格の水準を非公表とすることは否定されない。一方で、旧一般ガス事業者による自主的取組であることを踏まえつつ、本取組の利用事業者が直面する卸価格が上限卸価格以下の水準に収まっているかを確認できる仕組みが必要である。
- また、第4、5回のガスWGでは委員から、上限卸価格の算定根拠となる標準メニューの公表状況を確認する必要性についても指摘があった。

第4回ガスWGの議論：卸価格（抜粋）

- 今回の取組の卸価格が上限価格に近い数字に張り付く可能性が高いことを考えると、上限価格の公表は実質的に卸価格公表と同義であるという観点から、上限価格を非公表にする整理は否定されない。
- 今回の取組が旧一般ガス事業者の自主的取組である点を考慮したモニタリングスキームが採用されることが望ましい。
- モニタリングには第三者的な知見を借りることも考えられる。
- 第2グループでは経過措置の料金規制が外れているが、標準メニューの存在はどのように担保されるのか。小売ガイドライン上で標準メニューは開示が望ましいとされているものの、将来的に開示をしない事業者が出てくることはないか。

第5回ガスWGの議論：卸価格

- 制度上は自由料金なのでキャンペーンの実施を厳しく縛るということではないが、卸価格の算定根拠となる標準料金を高い水準に設定して、実際はほとんどの消費者と個別に低廉な自由料金で契約するような異常な状態になれば対応する必要がある。
- 他の業界の例を踏まえると、自由化後に標準メニューが形骸化する懸念があることから、標準メニューがきちんと出されるような事後監視をしてほしい。

⑤卸価格の確認方法　2/2

- 卸価格関連の確認は、例えば下記のような段取りで行うこととしてはどうか。

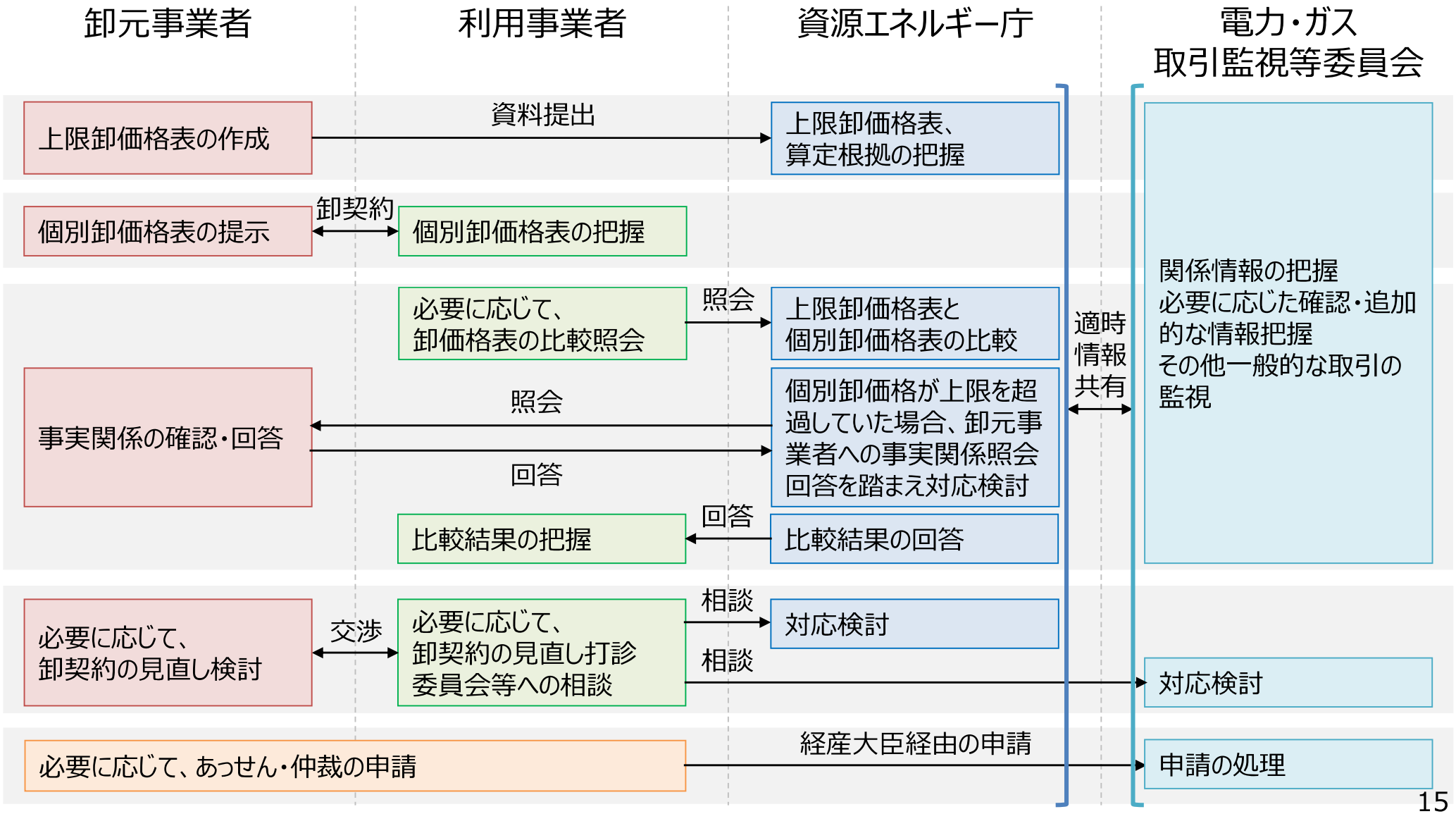

⑥利用上限量　1/2

- 第5回ガスWGでは委員・オブザーバーから、利用上限量の水準や、上限量以上の卸供給の取り扱いについて、下記の趣旨の御意見があった。
- 御意見を踏まえ、本取組の利用事業者ごとの利用上限量を、第1グループは100万m^3/年、第2グループは50万m^3/年と設定する。

第5回ガスWGの議論：利用上限量

- 卸元事業者は旧一般ガス事業者、供給形態はワンタッチ卸、利用上限量は100万m^3/年又は50万m^3/年と限定する制度を出発点として導入する点は、大きな前進として評価すべき。他方、電力事業者といった旧一般ガス事業者以外の卸元事業者、基地出口卸といったワンタッチ卸以外の供給形態、上限量以上の卸供給についても、今回の制度の対象外ではあるが、卸供給に対して一般的にかかる独禁法の規制等の対象となり、合理的な範囲内で積極的に行われることが期待される。今回の制度は、対象外の卸供給が卸元から拒否されてもよい、という趣旨のものではない点は、どんなに繰り返してもしたりない。
- 利用上限量の水準に同意する。利用上限量を合理的な範囲内で設定することで、上限量を超えた規模での卸元事業者間の競争が期待される。利用上限量以上の取引が急に阻害されるといったことは認められないため、厳しく律する制度設計を要望したい。
- 利用上限量の水準が第1グループで100万m3/年、第2グループで50万m3/年あれば、新規参入者がどうにか自立型になり得るという議論は妥当性があるだろう。ただ、今後チェックをしながらどういう展開を図っていくかは非常に重要。
- 既存プラットフォーム事業と今回の取組の共存については、利用上限量が多すぎたり、卸価格が非常に安すぎたりすると、競争が働きにくくなる。
- 利用上限量以上になった途端に卸元事業者から無体な要求がされることはないだろうという予想の下で今回の制度を始めるが、そうした事例があれば、直ちに対応するため、具体的かつ積極的に電力・ガス取引監視等委員会へ相談してほしい。
- 都市ガスの場合は新規参入者の方が逆に供給能力があるので、複数の新規参入が生じた場合に逆転現象などが生じないかは、卸取引の状況からきちんとフォローして、慎重に検討してほしい。
- 事業が成立する販売量としては少なすぎないか。上限量に達した後の卸元事業者との継続的な取引についても、望ましい行為や問題となる行為の例を「ガスの適正な取引に関する指針」に明記してほしい。また、既にガイドラインに卸供給の望ましい行為が定められているにもかかわらず、卸取引が進んでない現状を踏まえ、継続的なモニタリングとその評価をしてほしい。【オブサーバー】

⑥利用上限量　2/2

- また、利用上限量以上といった本取組外の卸供給については、現行の「適正なガス取引についての指針」上も、積極的な卸供給が望ましい行為として位置づけられている。
- 今後、卸先事業者が本取組外の卸供給を不当に断られるような事態が現実に生じた場合は、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会事務局で事実関係を確認しつつ、必要な対応を検討することとしてはどうか。

＜適正なガス取引についての指針（2019年1月15日）抜粋＞

Ⅱ　卸売分野における適正なガス取引の在り方

2　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、ＬＮＧや小売供給のための原料となる**ガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。**

⑦本取組の効果のフォローアップ等

- 第5回ガスWGでは委員・オブザーバーから、本取組の効果のフォローアップ等について、下記の趣旨の御意見があった。頂いた御意見も踏まえつつ、フォローアップ等の検討を進めていく。

第5回ガスWGの議論：取組の効果のフォローアップ

- 利用相談者数の調査に当たっては、結果的に利用しなかった場合の理由も分析できるような調査をしてほしい。
- 今回の取組の趣旨は、「ガスシステム改革の目的たる安定供給、ガス料金の最大限抑制、メニューの多様化と事業機会の拡大、そして、ガスの利用拡大に資する事業者が、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入をスムーズに行えるようにするためのもの」であり、供給区域の市場規模等の状況のフォローアップは極めて重要であると考える。
- ガスは生活に密着しているエネルギーであるから、改革に際してはフォローアップをきちんとした上で、今回の制度が本来の目的に合致しているかを明確にすべき。エネルギー基本計画にはガスシフトの記載があり、今回の取組の目的は一般家庭向けガス小売事業への新規参入支援とされているが、家庭向け需要が本当に増えていくのかについては、パイプラインが延伸されてガスシフトが行われるか次第である。供給区域の市場規模等に関してきちんとフォローアップした上で適切な対応をすることが、ユーザーにとってもメリットが出てきて、ガス事業の多様性にも資するものだと考える。
- 事業者は、不当な卸供給の断られ方をした場合には、積極的に電力・ガス取引監視等委員会に相談して、情報が蓄積されるようにしてほしい。

：その他

- ガスシフトの重要性は皆で共有しているが、ガスシフトが進展しない最大の理由はガスの価格が高すぎる点にある。導管投資の増加等の前に、競争がきちんと生じ、消費者にとってリーズナブルな価格、魅力的な契約が提示されれば、ガスシフトは確実に進展するはず。
- ガスシフトの推進には、強靱化や環境性といった国が背負うべき側面がある。
- プラットフォーム事業者も旧一般ガス事業者から卸供給を受けられるような制度措置を検討してほしい。【オブサーバー】

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-6

一括受ガスに関する検討

２０１９年2月２8日

資源エネルギー庁

第5回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）

- 第5回ガスWGでは委員等から、一括受ガスに関する整理について、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第5回ガスWGの議論：一括受ガス

- 一括受ガスに関する今回の整理は、これまで伝えてきた意見（無償配管の誘発、スイッチング阻害による消費者への不利益発生、内管の保安責任の見直しによる保安水準低下への懸念）を踏まえたものとなっている。
- 今回の整理では、これまでの議論を踏まえ一括受ガスの複数の類型を検討したが、いずれも様々な問題がある一方で、一括受ガスの要素の一部は需要家代理モデルで対応できるということを明らかにしており、様々な理由から適切で、正当な整理である。
- 一括受ガスの整理に異存ない。保安の点に加え、今回の事業者提案の内容は電気のホワイトラベルと同様になってしまうのではないか、といった点、需要家保護の観点から電気でもホワイトラベルが認められなかった趣旨に立ち返る必要があるのではないか。
- 一括受ガスについて、託送料金のクリームスキミングや電気事業とガス事業の構造上の違いから認められないと整理されたことは残念だが、今回の一括受ガスの議論を契機に、ガス小売事業者間の不平等な扱いが一つでも是正される方向に向かうのであれば、その点については非常に期待している。【オブザーバー】
- 一括受ガスというのが事実上ゼロ回答になって全く進まなかったのは、残念といえばとても残念。保安の整理を変えた上で導入する一括受ガスの類型には一定の期待があった。保安の整理が、自由化の際に十分議論されており、その時点から大きな状況変化がないことから、合理的だということも納得はしている。一方で今回、もし保安の整理が変わって一括受ガスが可能になったとすると、内管保安や内管工事に関する今の制度の問題点に光を当てるような効果がひょっとしたらなかったか。現行の制度がある種の利権の巣窟になっていて、非常に高いコストをかけて消費者の利益を損なっているのではないか、と疑っている人はそれなりにいる。新規参入者の中には、内管保安を非常に効率的に行うことで消費者の大きな利益になる例が一括受ガスでできると、内管保安等の大元の整理も変わるのではないかというような副次的な効果を期待する者がいたが、その効果を期待するために保安をないがしろにすることは許されないので、今回、内管保安責任を移す一括受ガスが認められなかったのは仕方がない。

  他方で、内管保安・工事の整理に関する不満は依然として残ったままだということを、我々は認識する必要がある。内管保安に関する制度は、規制改革の文脈でいうと非常に遅れたというか、古色蒼然たるものが残っている。多くの安全規制は、満たすべき性能を指定し、それに対して事業者が創意工夫できるようにするという方向に大きく変わってきているのに対して、現在のガスの制度では、事業者が材質や工法を全て指定するものとなっている。電力・ガス取引監視等委員会が効率化に関心を持った場合、指定された材質や工法に基づくコスト構造の下で料金の適切性をみるが、元々のコスト構造自体に切り込むことはできない。その元々の部分に切り込むことが可能なのは保安を担当する委員会であり、保安を担当する部署である。別の委員会の話にはなるが、内管保安に関する制度に対する不満があることはもう一度認識してもらった上で、非常に高いコストを消費者に押しつけているのではないことを何らかの形で示す、あるいは担保するような制度改革を行うことを、今一度考えてほしい。
- 保安担当の部署としては、現在のルールは厳格に執行し、あるいは遵守される必要があると考える。一方で、社会情勢、保安技術、保安を担う主体の能力などの変化を捉えながら、不断に既成のルールを見直すことが、産業保安グループの一つの使命だと考えている。委員の保安に関する指摘は、産業保安グループとしてもしっかり受け止め、今後の規制活動につなげていきたい。【産業保安グループ】

既存一括受ガス状態の是正

- 第5回ガスWGでは委員等から、 既存一括受ガス状態の是正に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見も踏まえ、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう要請することとしたい。
- また、是正要請に当たっては、需要家及び事業者がその必要性を強く認識するよう、要請方法を検討してまいりたい。

第5回ガスWGの議論：既存一括受ガス状態の是正

- 是正見込み状態が、需要家が違法な状態にある契約を見直す必要性を認識し、納得した状態であるとすれば、是正対応中のものが400件程度に留まり、現在はまだ2018年度中であることから、是正見込みの確保期限を2019年度中とすべきではないか。
- 一括受ガス状態にある案件の是正は、これまでの議論の経過からも、きちんと進めなければ筋が通らない。是正に当たって、ガス事業者からの説明だけでは需要家に納得してもらえないのであれば、例えば商業施設では場所を貸している側の事業者に、行政から是正の必要性を説明することも必要ではないか。
- 各事業者は不適切な契約の是正に鋭意取り組んでいるが、設備改修が必要な場合には是正に時間を要する点は理解いただきたい。【オブザーバー】
- 不適切な契約の是正の必要性については十分認識しているところであり、今後もガス小売事業者と導管事業者が連携・協力し、なんとか顧客にも理解いただき、着実に是正を進めていけるように促したい。【オブザーバー】
- 一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ早急な是正を要請するような自体が生じないよう、周知徹底に努めたい。【オブザーバー】
- 経済産業省による是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている状況もある。この上、さらに2年をかけて是正の見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を要すると考えられる。顧客の物理的な工事を伴わなくても、是正をすることが可能と思われる案件もある。顧客側にも経済産業省から是正を要請すると提案されたことは意義がある。経済産業省が是正できない理由を確実に把握し、可能なものから速やかに是正されるよう、継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正を目指してほしい。【オブザーバー】

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化　1/4

- 第5回ガスWGでは委員等から、 需要家代理モデルの活用に向けて留意すべき点について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見を踏まえて、活用に当たっての留意点を更に検討することとしたい。

第5回ガスWGの議論：需要家代理モデルの活用

- 需要家代理モデルの場合、需要のアグリゲート（一括契約）は許容されないという点は再確認すべき。
- 需要家代理人が特定のガス小売事業者の媒介事業者となっているのであれば、営業開始に先立ち、事実としてその旨を明らかにするようガイドライン等で規定すべきではないか。そのような立場の者が需要家にとって最良の選択をする代理事業者であるかのように、事業者として需要家をミスリードすることは、仮に結果として最良の選択肢を需要家に与えているとしても、許されないのではないか。
- 需要家代理人が特定のガス小売事業者の媒介事業者に当たる場合、本質的には利益相反関係が生じていることを踏まえた規律が必要ではないか。具体的には、営業に当たって代理事業者が「ガス小売事業者の媒介である」ことを需要家へ説明しなかったり、ガス小売事業者から需要家へ行われる説明・書面交付を代理事業者が代わりに受けて、需要家への説明等が省略されたりすることは、利益相反関係にあるといった観点を踏まえると不適切である。
- 需要家代理モデルにおける代理事業者、媒介事業者の行為において、消費者が誤解したり、不利益を被ることがないよう、適切な指導・監視を行ってほしい。
- 今回、需要家代理モデルという名前でこの形が認められたわけだが、例えば一括受電をしているマンションで需要家代理が行われた場合には、消費者が「一括受電と同様、自分はガスの契約を自由に変更できない」と認識を持ってしまう可能性がある。一括受電との違い、特に個々の消費者が自由にガスの小売供給契約を変更できる点は、しっかり説明の中に取り込んでほしい。
- 需要家代理を行う事業者が契約取得のみを目的として、消費者への説明を疎かにしないよう、ガイドライン等でしっかり手当してほしい。

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化　2/4

- 消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に適用される一般的な規則としては消費者契約法が存在する。消費者契約法では、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定している。
- 例えば下記のような勧誘や契約条項は、消費者契約法上の不当勧誘や不当条項になり得る。

不当勧誘になり得る例

- 勧誘に際して重要事項について事実と異なることを告げる場合（不実告知）（法第４条第１項第１号）
- 将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供する場合（断定的判断の提供）（法第４条第１項第２号）
- 勧誘に際して重要事項について消費者の不利益となる事実を告げない場合（不利益事実の不告知）（法第４条第２項）
- 消費者の住居から退去すべき旨を伝えたにもかかわらず、事業者が退去しない場合（法第４条第３項第１号）

不当条項になり得る例

- 解除に伴い、消費者に高額の違約金や損害賠償額を課す条項（法第９条第１号）
- 需要家が需要家代理人を通さずに小売供給契約を締結することを禁じる規定（法第10条）
- 契約を長期間拘束する規定（法第10条）

（注）「法」は「消費者契約法（平成12年法律第61号）」をさす。

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化　3/4　（参考）

- 消費者契約法上の不当勧誘、不当条項の関連規定。

○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条　**消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。**

一　重要事項について事実と異なることを告げること。　当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二　**物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。**　当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2　消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3　**消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。**

一　当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二　当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

４～６　（略）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条　**次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。**

一　当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの　当該超える部分

二　当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの　当該超える部分

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条　**消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。**

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化　4/4

- ガスの需要家と代理事業者との間の代理契約は、基本的に消費者契約法の適用対象となると考えられる。例えば下記のような代理契約の条項は、消費者契約法上の不当条項に該当し、無効となる可能性がないか。
- 需要家代理モデルの適切な活用に向けて、需要家代理契約が消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に該当する可能性がある場合についても整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。
- なお、第4、5回ガスWGで議論されたガス事業法上の媒介と需要家代理の論点等についても、次回以降整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。

（例１）需要家が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項

解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号により無効となる可能性がある。

（例２）需要家が需要家代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

（例３）契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

経済産業省

平成30年度第362回理事会
資料NO.7-7

LNG基地の第三者利用に関する検討

２０１９年2月２８日

資源エネルギー庁

LNG基地の第三者利用制度

- LNG基地の第三者利用制度は、ガス製造事業者にガス受託製造約款の策定義務や液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務等を課すものである。

＜ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）＞

（定義）

第二条　（略）

２～８　（略）

９　この法律において**「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業**であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

１０～１３　（略）

（ガス受託製造約款）

第八十九条　ガス製造事業者は、**ガス受託製造**（**他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。**以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、**ガス受託製造約款を定め、**経済産業省令で定めるところにより、**経済産業大臣に届け出なければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。

２～４（略）

５　**経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。**

（液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務）

第九十条　**ガス製造事業者は、**経済産業省令で定めるところにより、その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備の容量、当該ガス製造事業者が当該**液化ガス貯蔵設備において貯蔵する当該ガス製造事業者の液化ガスの量の見通し、ガス発生設備の種類及び能力その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。**

２　（略）

第三者利用制度の対象となるLNG基地

- ガス事業法に基づくガス受託製造約款の策定等の義務は、容量が計20万kl以上であって、ガス事業の用に供する導管と接続している液化ガス貯蔵設備を維持・運用する事業者に課されている。
- この整理は、ガスシステム改革小委員会における下記の議論を踏まえたもの。

  ①タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約により、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくい

  ②ガス事業の用に供される導管と直接接続していないLNG基地は、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されない

＜ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）＞

（定義）

第二条

９　この法律において「**ガス製造事業**」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、**その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するもの**をいう。

＜ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）＞

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条　法第二条第九項の経済産業省令で定める**要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているもの**をいう。

（参考）主なLNG基地

平成31年1月

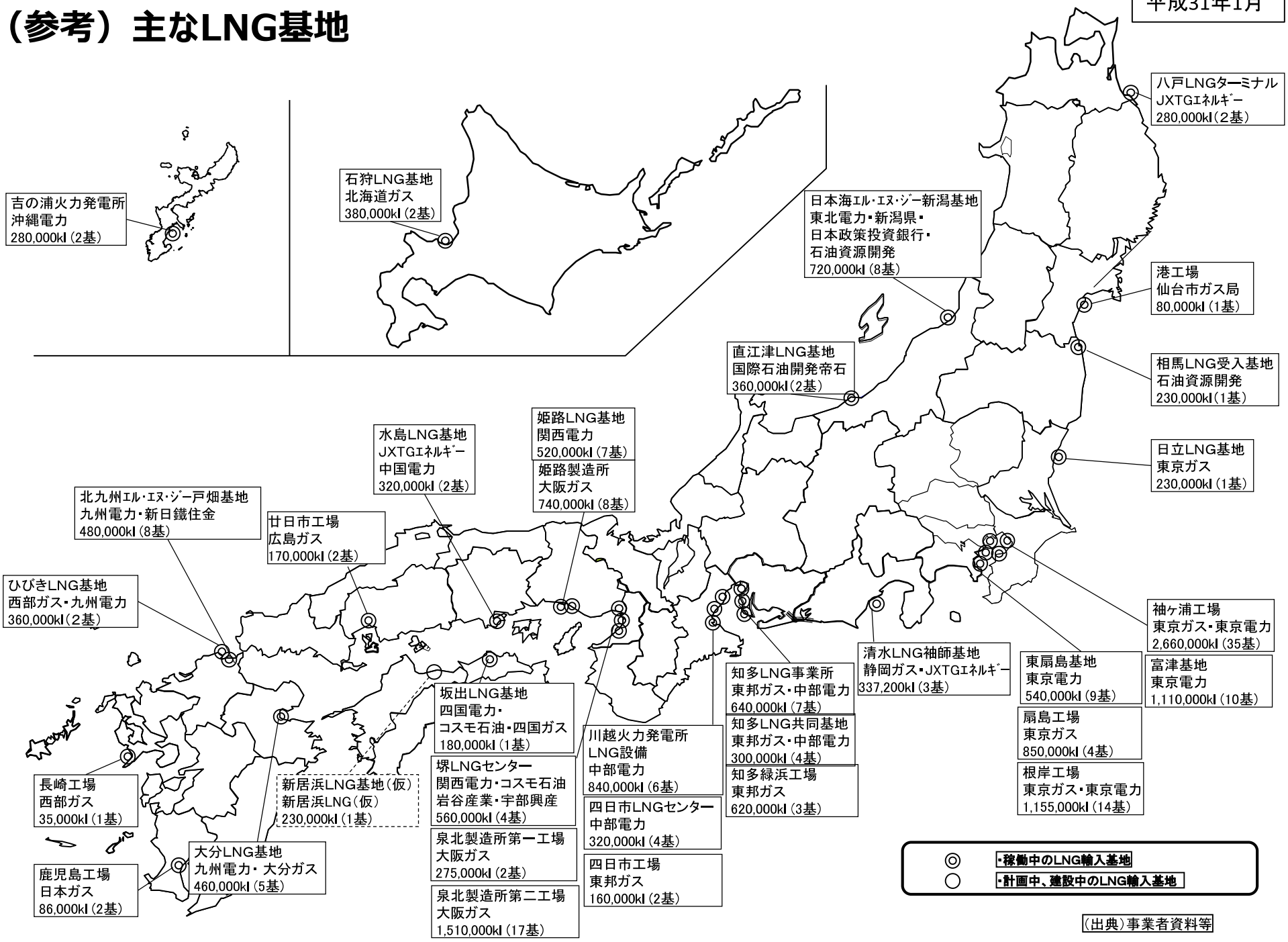

（出典）事業者資料等

第三者利用制度の対象外のLNG基地に関する措置

- ガス事業法上のガス受託製造約款の策定等の義務が課されない下記類型Ｂ、ＣのLNG基地の事業者（その他LNG基地事業者）については、「ガスシステム改革小委員会報告書」（2015年1月）を踏まえ、「ガスの適正な取引に関する指針」上の望ましい行為として、適切な条件での第三者利用への対応を位置付けている。

受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	ー	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※　適切な条件での第三者利用への対応は、「ガスの適正な取引に関する指針」上の望ましい行為

＜ガスの適正な取引に関する指針（2019年1月15日改定）　p.17より抜粋＞

Ⅲ　製造分野における適正なガス取引の在り方

１　考え方

（１）LNG基地の第三者利用

③ **法定ＬＮＧ基地に該当しないＬＮＧ基地（以下「その他ＬＮＧ基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他ＬＮＧ基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、**ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、**第三者から自己が維持し及び運用するその他ＬＮＧ基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。**

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局提出資料より抜粋 1/4

4②　ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- **ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年１月）**においては、**「大型タンカー１隻分に満たない小規模な基地」についてはガス製造事業者に該当しないものとして整理**し、こうしたLNG基地については、現行のガイドラインに基づく自主的取組に委ねるべきであるとされている。
- これは、**近年、LNG船の大型化が進展**していることに鑑み、**タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については**、その物理的な制約により、**LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくい**ことから、**こうした基地については、法律に基づく規制措置を及ぼすのではなく、ガイドラインに基づく自主的取組に委ねることが適当と判断された**ことによる。

ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年１月）における記載

（P.34）

容量が一定以下の基地、例えば大型タンカー１隻分に満たない小規模の基地（合計容量10万ｋｌ以下などの一次受入基地や二次基地）等については対象とせず、引き続き現行の適正取引指針に基づく自主的取組に委ねるべきである。

（参考）LNG船の大型化について

● 以下のグラフのとおり、**LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいる。**

（出典）「IHS Maritime & Trade」のデータに基づき事務局作成。

（参考）タンク操作可能範囲について

- 一般的に、LNG基地のタンクにおいては、**①物理的にLNGをポンプで引けないタンク容量、②物理的にLNGを入れられないタンク容量、③原料供給途絶リスクに備えたLNGの在庫量等が存在**するところ。
- このため、**第三者が活用し得るLNG基地の最大のタンク容量**については、**タンクの全容量から、上記の容量を除いたもの（タンク操作可能範囲：LNG船受入可能容量）**であるところ、この**タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）は、一般的には60%程度である。**（注１）（注２）

（注１）タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）の全部又は一部は、当該LNG基地を維持・運用する者のLNGで満たされていることから、第三者が活用し得るLNG基地の最大のタンク容量は、タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）よりも少ないことが一般的。
（注２）60%程度というのは、LNG基地を保有する一般ガス事業者の実績平均値である。

第三者が活用し得る最大のタンク容量のイメージ

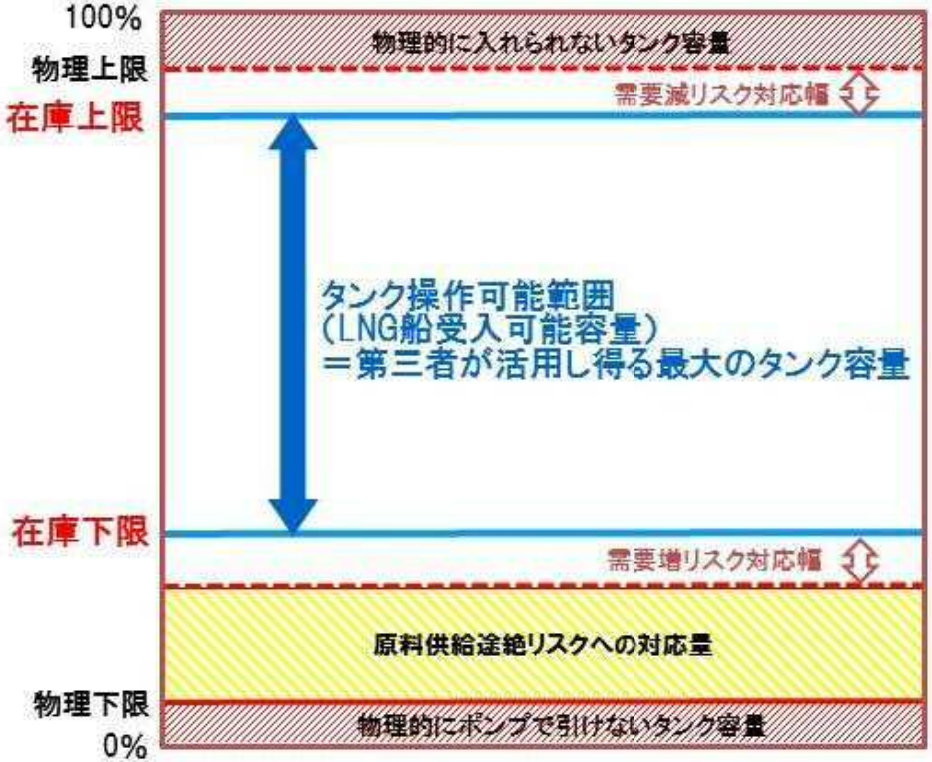

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局提出資料より抜粋 4/4

４②　ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- 前述のとおり、**LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいる**ことに加え、LNG基地における**タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）は60%程度であることが一般的。**
- この点、**大型LNG船のタンク容量の最小値である12万klを、**LNG基地における**タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）の平均値（約60%）で除したところ、その値は20万klとなる**ことから、**ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件については、その容量が20万kl以上である**こととしてはどうか。
- また、改正ガス事業法において、**LNG基地の第三者利用制度を設けた趣旨**は、小売全面自由化に際して、**ガス小売事業者間の競争を促進するため**である。
- このため、**専らLNG火力発電所用のLNG基地**など、**ガス事業の用に供される導管と直接接続されていないがゆえに、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されないLNG基地**については、**ガス製造事業者に該当しないものとして整理**してはどうか。

第三者利用の実績と適取GL改定等

- これまでに第三者によるガス製造事業者への利用申請は複数行われたが、基地利用の実績は存在しない。
- こうした状況と電力・ガス取引監視等委員会からの建議（2018年12月6日）を踏まえ、法定LNG基地の第三者利用を促進すべく、2019年1月15日に「適正なガスの取引に関する指針」を改定したところ。
- また、本WGで別途御議論いただいているように、第1、第2グループの供給区域においてガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進措置を検討している。

<u>適正なガスの取引に関する指針の2019年1月改定の概要</u>

① 製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方
② ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方
③ 貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方
④ 基地利用料金の適切な情報開示の在り方
⑤ あっせん・仲裁の利用促進について

資料４－３　　機密性１
平成30年12月6日委員会付議

第34回制度設計専門会合　事務局提出資料　資料3-1　LNG基地第三者利用の促進について（2018年10月23日）、18ページ

製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方

- LNG基地利用に係る透明性を高め、基地利用希望者がアクセスしやすい環境を整備する観点から、当面の基地利用希望者のニーズを踏まえ、**「製造設備の余力見通しの開示において、①ルームレント方式において利用可能となる容量、②ルームシェア方式において利用可能となる量を定量的に示すこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。**
- 以上を踏まえ、製造設備の余力の見通しについて、例えば少なくとも下記のような情報を求めることとする*。

*貯蔵設備以外のガス発生設備についても同様とする。

液化ガス貯蔵設備の容量及び余力の見通し（改善例）

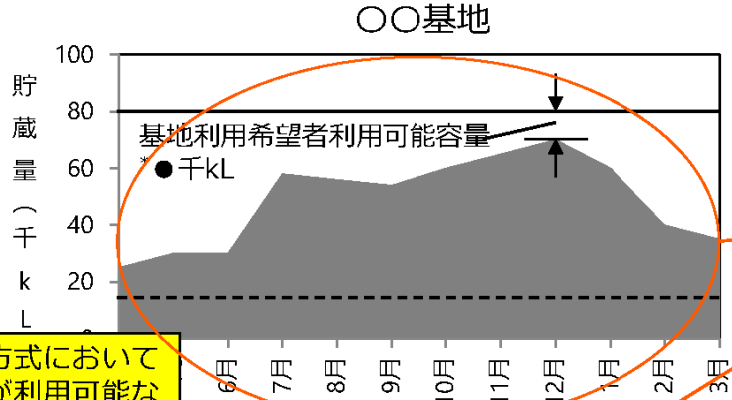

①ルームレント方式において基地利用希望者が利用可能な容量を明記

②ルームシェア方式において基地利用希望者が利用可能な量を明記。
なお、ルームシェア方式においては、タンクの容量を第三者と共有した上でLNGの貸借を行うことを前提とすることから、LNGの貸借を踏まえた受入量を表記することとする。

○○基地では、

ルームレント方式の場合、●千ｋL（容量ベース）
ルームシェア方式の場合、▲千ｋL（受入量ベース）

の受入となる見込みです。なお、上記は右に示す条件での場合であり、それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。
詳細についてはお問合せください。

利用可能容量・受入量の算定条件

- 基地利用希望者の利用可能容量は、自社グループの小売部門等のLNGの受入状況、都市ガス・電力の需要動向、定期的又は予定外の設備工事、当社以外の利用者の基地利用状況等により変動することがあります
- ルームシェア方式における受入量は、入船1回あたり12万kL（発熱量43.0MJ/Nm³）を、年度終了時にLNG在庫が0となるように、 6カ月間の間一定の割合で払い出した場合の結果となります。また、高在庫が見込まれる期間は、当社からLNG貸出を行い、高在庫期間後にLNGを受入れ返却した場合の結果となります

ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方

第34回制度設計専門会合　事務局提出資料　資料3-1　LNG基地第三者利用の促進について（2018年10月23日）、20ページ

- ルームシェア方式のおける課金標準として、タンクの占有状況に応じたコスト負担、競争促進の観点から「最大貯蔵量」が望ましくないことは明らかである一方、「平均貯蔵量」「払出量」については、前頁で言及したメリット/デメリットがあり、利用実績（受託製造の実績）がない現時点で「平均貯蔵量」「払出量」一方に特定することは適切ではない。
- 以上を踏まえ、現時点においては、**「ルームシェア方式においては「平均貯蔵量」のようなタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、「払出量」のような競争促進に資する課金標準に基づき料金算定を行うこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記する**こととする。
- なお、将来的に、課金標準に関して、更なる競争促進が必要と判断された場合には、同一条件同一料金の捉え方の見直しを含め、必要な検討を行うこととしたい。

課金標準	タンクの占有状況に応じたコスト負担	競争促進性	その他
最大貯蔵量（貯蔵容量ベース）	利用方式と整合的でなく、実際に占有できない部分の費用を負担することとなる	平均貯蔵量と比較して回転率の低い事業者の料金単価が一層高くなる*	
平均貯蔵量（貯蔵量ベース）	**利用方式と整合的であり タンクの占有状況が 料金に適切に反映される**	回転率の低い事業者の料金単価が高くなる*	
払出量	利用方式と整合的でなく、タンクの占有状況が料金に反映されない	**販売量によらず 料金単価は同一であり 新規参入を促す効果あり**	欧州では、タンク利用効率化の観点から貯蔵期間に制限がかかるのが一般的であり、その場合、新規参入を阻害する可能性もある

*自社グループの小売部門等を含めた利用者の回転率、タンクの維持コスト等によって影響の度合いは異なる

貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方

第34回制度設計専門会合　事務局提出資料　資料3-1　LNG基地第三者利用の促進について（2018年10月23日）、21ページ

- 配船調整及びそれに伴うLNG貸借のような製造事業者等の裁量によって生じる貯蔵料金の変動は、イコールフッティングの観点から問題となり得る。
- 配船調整によりLNGの貸借が発生した場合において、最適配船における貯蔵料金と比較して貯蔵料金を減少させることは、新規参入促進の観点から望ましい。
- 上記を踏まえ、**「配船調整及びそれに伴うＬＮＧの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させること」を問題となる行為として、「配船調整及びそれに伴うＬＮＧの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させること」を望ましい行為として、それぞれガイドラインに明記することとする。**
- 期中においても、製造事業者の責任で配船調整及びそれに伴うLNG貸借が発生し、それによって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させるあるいは契約乖離補償料として第三者に請求する行為は問題となりうる。

最適配船タイミングの場合

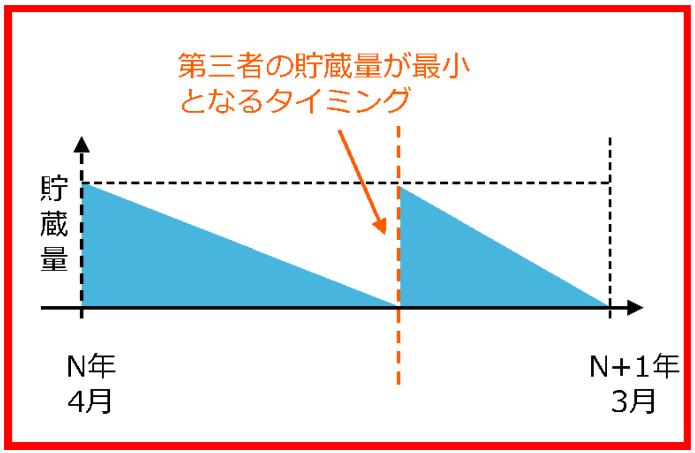

原則、第三者の貯蔵量が最小となるタイミングで入船した前提にて貯蔵料金を算定

配船日が前倒しになった場合

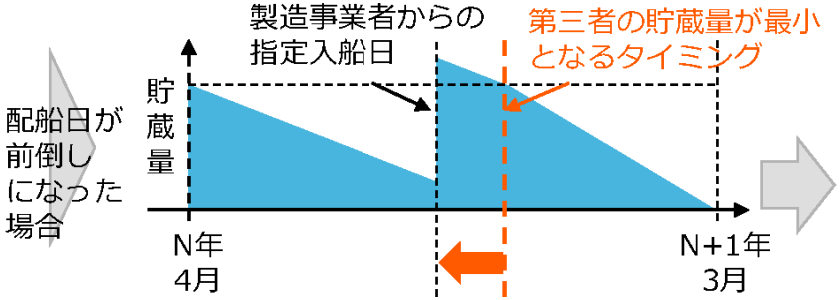

最適配船時と比較して貯蔵量の増加分を料金に反映させることは問題となる

配船日が後ろ倒しになった場合

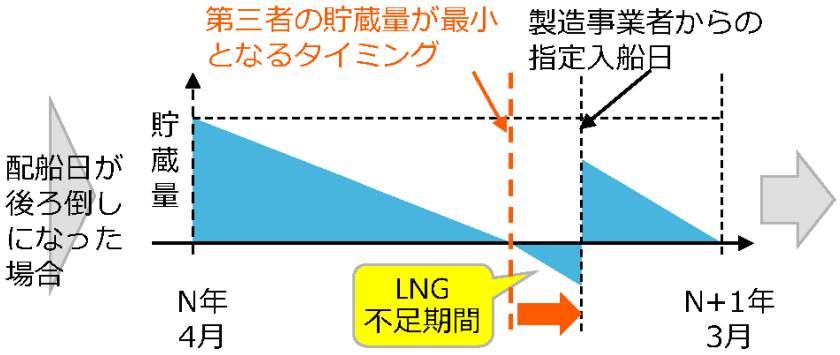

最適配船時と比較して貯蔵量の減少分を料金に反映させることは望ましい

基地利用料金の適切な情報開示の在り方

第34回制度設計専門会合　事務局提出資料　資料3-1　LNG基地第三者利用の促進について（2018年10月23日）、22ページ

- 基地利用希望者の事業予見性を確保する観点から、**「守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安を＊、検討結果回答時に概算額＊＊を基地利用希望者に通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。**
- なお、将来的に、利用料金情報の開示に関して、更なる競争促進が必要と判断された場合には、必要な情報開示の在り方について再度検討することとしたい。

＊ 例えば、守秘義務契約締結後1週間以内に利用料金の目安を提示することなどを指す
＊＊受入設備、貯蔵設備等の機能ごと、あるいは基本料金、従量料金など受託製造約款に対応する区分の金額を指す

基地利用料金の開示スケジュール

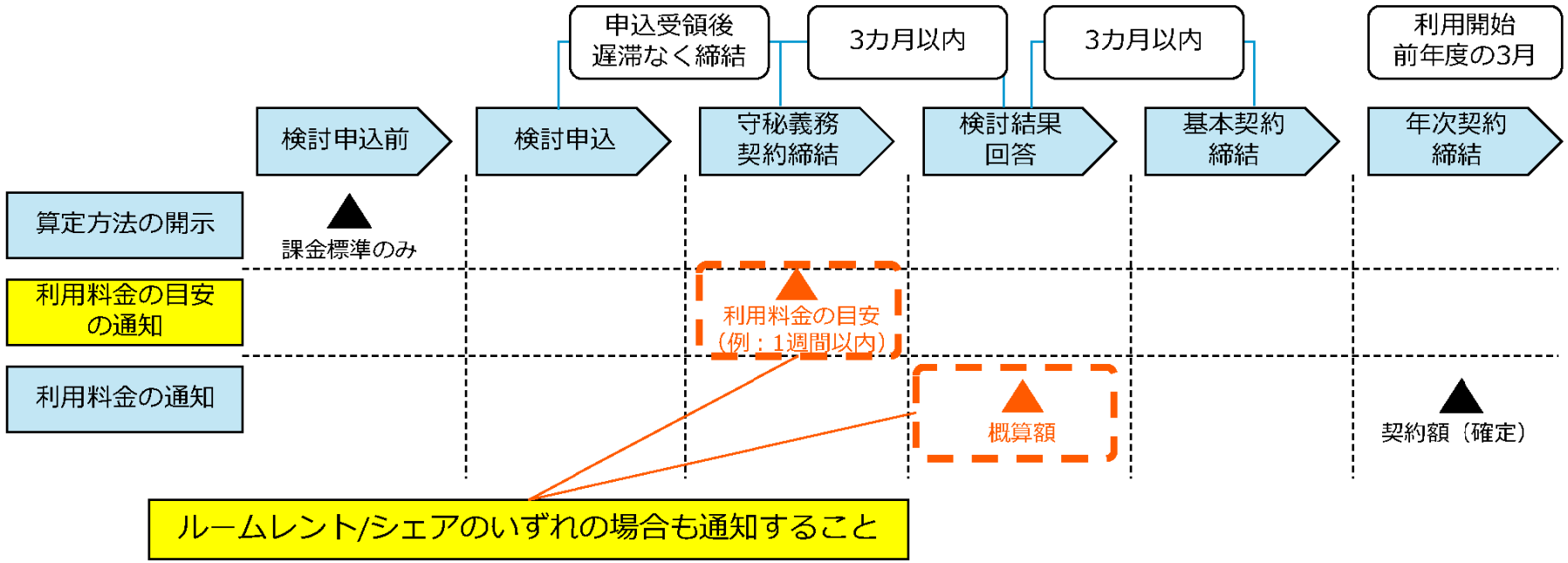

（参考）規制改革実施計画

- 2018年6月15日閣議決定の規制改革実施計画では、ガス受託製造約款の策定が義務づけれているLNG基地の対象拡大について利用事業者の意見も広く取り入れて検討することとされた。

＜規制改革実施計画（2018年6月15日閣議決定）＞

●事項名
No.36　ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）

●規制改革の内容
LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。
a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられているLNG基地の対象拡大について利用事業者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。

●実施時期
a:平成30年度検討開始、平成31年度結論

検討方針（案）

- ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討する。
- 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とし、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外としてはどうか。
- 類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認することとしてはどうか。

受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理（再掲）

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	ー	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※　適切な条件での第三者利用への対応は、「ガスの適正な取引に関する指針」上の望ましい行為

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第 19 回）の概要

（平成 31 年 3 月 1 日開催）

議題１．ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について

１．ガス安全高度化計画のフォローアップ状況

（１）ガス安全高度化計画について（省略）

（２）ガス安全高度化計画のフォローアップについて（省略）

（３）安全高度化指標の達成状況

		安全高度化指標 (2020 年時点／年)	2018 年 事故発生状況	過去 5 年の事故 発生状況平均 （昨年値）	指標に対する 達成状況
全体	死亡事故	1 件未満	0 件	0.6 件 （0.8 件）	指標達成
	人身事故	20 件未満	29 件	28 件 （28.6 件）	指標に近づきつつある
消費段階	死亡事故	0.5 件未満	0 件	0.4 件 （0.4 件）	指標達成
	人身事故	排ガス CO 中毒事故 5 件未満	排ガス CO 中毒事故 8 件	5.4 件 （4.2 件）	指標に近づきつつある
		排ガス CO 中毒事故以外 10 件未満	排ガス CO 中毒事故以外 9 件	11.0 件 （11.8 件）	指標に近づきつつある
供給段階	死亡事故	0.2 件未満	0 件	0.2 件 （0.4 件）	指標に近づきつつある
	人身事故	5 件未満	12 件	11.6 件 （12.6 件）	指標と開きあり
製造段階	死亡事故	0.2 件未満	0 件	0 件 （0 件）	指標達成
	人身事故	0.5 件未満	0 件	0 件 （0 件）	指標達成

●ガス事業法に係る事故の原因（2014 年～2018 年の事故）

・製造段階：ガス切れや事業者不注意等に起因する誤作動、ガス工作物の不備が多い。

・供給段階：他工事に起因するものが約 44%を占めている。

・消費段階：ガス漏えいによる着火等が約 98%で太宗を占めている。

●他工事事故対策に関する調査分析について（継続検討中）

・周知が行き届かない業者について、解体工事に関連する法的手続先（例：建設リサイクル法）の官署にチラシ、ポスターを配置するなど、「幅広に網をかける方策」を検討してはどうか。

・その際、啓発のみならず、事前協議・立会い要請、ガス管周辺での工法等に関する具体的な対応手順を Q&A 形式などで示すなど、より工夫した分かり易いパンフレット等の提供をしてはどうか。

（４）実行計画の主な進捗状況（省略）

２．２０１８年の都市ガス事故について

（１）全体動向

①事故報告件数

報告件数は403件で、前年の406件より3件減少した。

このうちB級以上の事故は3件発生した（前年は0件）。

②死傷者数

死亡者を伴う事故は発生していない（前年も死亡事故は0件）。

負傷者（CO中毒を含む。）を伴う事故は28件発生し、前年より7件増加した。

負傷者数は54人で、前年より26人増加した。

表― 1　ガス事故報告件数及び死傷者数　（単位：件、人）

発生年	06～10年平均	11～15年平均	16～18年平均	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
製造段階事故件数	14.6	10.8	5.3	8	9	5	4	3	9
死亡事故件数（死亡者数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	2.0(14.6)	0.(0)	0.(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
供給段階事故件数	149.2	189.3	229.0	184	229	258	240	222	225
死亡事故件数（死亡者数）	0.4(0.8)	1.0(1.0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	14.4(20.2)	16.0(28.0)	10.3(13.3)	15(25)	12(17)	15(20)	12(13)	7(10)	12(17)
消費段階事故件数	149.6	394.5	191.3	575	436	269	224	181	169
死亡事故件数（死亡者数）	2.4(2.8)	0.3(0.3)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	29.0(56.4)	19.0(27.5)	14(23)	12(14)	25(34)	16(24)	11(13)	14(18)	16(37)
うち、不完全燃焼	13.4	5.0	4.3	1	9	5	2	4	7
死亡事故件数（死亡者数）	1.4(1.8)	0.3(0.3)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	13.4(37.0)	4.8(11.5)	4.3(11)	1(3)	8(15)	4(12)	2(2)	4(7)	7(24)
合計事故件数	313.4	594.5	425.7	767	674	532	468	406	403
前年比	+85.0%	+89.7%	−28.4%	+62.8%	−12.1%	−21.1%	−12.0%	−13.2%	−0.74%
死亡事故件数（死亡者数）	2.8(3.6)	1.4(1.4)	0(0)	1(1)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	44.2(78.6)	34.2(53.4)	24.3(36.3)	27(39)	37(51)	31(44)	23(26)	21(28)	28(54)

③近年の事故報告件数の推移

近年のガス事故全体の傾向として、都市ガス事故報告件数は2012年以前に比べて増加しているが、相対的に軽微な事故の割合が高まっている。これは、2006年に顕在化したガス瞬間湯沸器のCO中毒事故等を踏まえ、安全・安心に対する意識の高まりから、需要家が事故に対し敏感になり、従前に比べガスの異常等に対して事業者等に積極的に通報するようになってきたことなどによるものと考えられる。

他方、死亡者数については2016年以降発生していないが、負傷者数については2014年に一時的な増加が見られたのち、穏やかな減少傾向にあった。2018年は、多人数のCO中毒事故などもあり、前年に比べ件数、人数ともに増加した。

（２）各段階別の事故状況

①製造段階

ア）製造段階事故全体の状況

事故報告件数は、9件で前年と比べて6件増加した。死傷者を伴う事故は、2010年から9年連続して発生しなかった。

2018 年は、前年と同様に製造段階事故の全てが旧簡易ガス事業者（特定製造所）における事故である。

表－４　事業者属性別の製造段階事故　（単位：件、人）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
一般ガス事業者事故件数 （2017 年４月以降はガス製造事業者）	0	0	0	0	0	0
死亡事故件数（死亡者数）	0	0	0	0	0	0
負傷事故件数（負傷者数）	0	0	0	0	0	0
旧簡易ガス事業者事故件数	8	9	5	4	3	9
死亡事故件数（死亡者数）	0	0	0	0	0	0
負傷事故件数（負傷者数）	0	0	0	0	0	0
製造段階事故件数合計	8	9	5	4	3	9
死亡事故件数（死亡者数）	0	0	0	0	0	0
負傷事故件数（負傷者数）	0	0	0	0	0	0

イ）製造段階事故の要因

ⅰ）ガス製造事業者の事故

2018 年は、ガス製造事業者の事故は発生しなかった。

ⅱ）旧簡易ガス事業者の事故

誤って特定製造所内に設置してある感震遮断装置に衝撃を与え作動したものや、容器交換時に予備側を交換せず、冬場の高需要によりガス切れとなるといった単純な人為的ミスによるものとなっている。

表－５　特定製造所における事故の要因　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
ガス切れ	4	4	0	1	1	2
バルブの開放忘れ	1	1	1	0	0	0
感震ガス遮断装置の誤作動　（※１）	2	1	3	2	0	4
ガス工作物の不備	1	3	0	1	1	3
外的要因　（※２）	0	0	0	0	1	0
保安閉栓　（※３）	0	0	1	0	0	0
その他（原因不明）	0	0	0	0	0	0
合計	8	9	5	4	3	9

※１　感震ガス遮断装置の保守不備によるものや、シリンダー交換時に誤って感震ガス遮断装置に衝撃を与えたことにより、遮断されてしまったものなど

※２　車両の飛び込み、外部の者によるいたずらと思われる感震ガス遮断装置の作動など

※３　自然災害や火災等により導管からガスが漏えいした場合において、災害の発生・拡大を防止するためガスの供給を停止したことなど

②供給段階

ア）供給段階事故全体の状況

供給段階におけるガス事故報告件数は、225 件と前年に比べて 3 件増加し、2018 年の事故件数全体の約 56％を占めた。

原因別にみると、例年と同様に他工事による事故が最多であり、93 件と前年より 8 件減少したが、供給段階事故の約 41％を占めた。また、経年劣化による事故を含むガス工作物の不備による事故は 40 件と前年より 2 件減少し、導管工事等の自社工事による事故は 1 件増加して 9 件となった。

死傷者を伴う事故については、死亡事故は、発生しておらず、負傷事故は 12 件と前年から 5 件増加した。

表－６　原因別の供給段階事故　（単位：件、人）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
自社工事による事故	14	16	18	10	8	9
死亡事故件数（死亡者数）	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	5(6)	10(15)	6(9)	3(4)	1(2)	6(8)
ｶﾞｽ工作物の不備による事故	53	71	55	60	42	40
死亡事故件数（死亡者数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	3(3)	0(0)	1(1)	3(3)	0(0)	2(2)
他工事による事故	72	90	120	100	101	93
事前照会有り	14	20	38	28	25	26
事前照会なし	58	70	82	72	76	67
死亡事故件数（死亡者数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	6(8)	1(1)	8(10)	5(5)	5(6)	4(7)
その他	45	52	65	70	71	83
死亡事故件数（死亡者数）	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	1(8)	1(1)	0(0)	1(1)	1(2)	0(0)
供給段階合計	184	229	258	240	222	225
死亡事故件数（死亡者数）	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
負傷事故件数（負傷者数）	15(25)	12(17)	15(20)	12(13)	7(10)	12(17)

イ）供給段階事故の原因別の詳細

ⅰ）自社工事による事故

表－７　現象別自社工事による事故　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
供給支障	3	4	8	4	5	2
生ガス中毒・酸欠	2	0	1	0	0	0
漏えい着火・爆発	4	11	6	3	2	7
避難・交通困難（※1）	5	0	2	6	1	2
その他	0	1	1	1	0	0
自社工事事故計（※2）	14	16	18	10	8	9

※１　交通困難は、ガス漏えい又はそのおそれによる周囲への被害を防止するための措置として、何らかの交通規制を行ったもの。

※２　現象については重複があるため、合計とは一致しない。

ⅱ）ガス工作物の不備による事故

表－８　現象別ガス工作物の不備による事故　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
供給支障	14	10	13	7	6	1
生ガス中毒・酸欠	0	0	0	0	0	1
着火・爆発	3	8	7	5	1	8
避難・交通困難（※1）	36	55	37	50	35	29
その他	0	0	0	0	0	1
工作物不備事故計（※2）	53	71	55	60	42	40

※１　交通困難は、ガス漏えい又はそのおそれによる周囲への被害を防止するための措置として、何らかの交通規制を行ったもの。

※２　現象については重複があるため、合計とは一致しない。

表－９　ガス工作物の不備による事故の要因　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
自然劣化	50	67	52	44	38	32
継ぎ手緩み	2	0	2	5	1	1
施工不完全	0	2	1	5	1	4
折損	1	0	0	1	2	0
保守不備	0	1	0	5	1	2
その他	0	1	0	2	0	1
工作物不備事故計	53	71	55	60	42	40

※１　現象については重複があるため、合計とは一致しない。

ⅲ）他工事による事故

他工事による事故報告件数は、前年に比べて８件減少して 93 件となった。また、負傷事故は、前年から１件減少し４件であった。

現象別にみると、「避難・交通困難」が、前年に比べ４件減少したものの、74 件と引き続き最多となったほか、「供給支障」は前年と同数の 15 件であった。一方、「漏えい着火・爆発」は９件減少し７件となった。また、ガス会社に対する事前照会がなかった事案が、前年に比べて９件減少して、67 件となった。

なお、他工事の発生した場所をみると、需要家敷地内で発生した事故が 67 件であり、他工事事故全体の約 72%を占めた。敷地内で発生した事故のうち、建築工事と解体工事中の事故がそれぞれ 21 件と同数で最も多く、次いで外構工事が８件と多かった。また、事前照会ありにもかかわらず発生した事故の原因としては、事前照会時に提供された情報に不備があったものやガス管を認識していたにもかかわらず操作ミス等により管を損傷したものなどがあった。

表－１０　現象別他工事による事故　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
供給支障	15	18	29	23	15	15
生ガス中毒・酸欠	0	0	0	0	0	0
漏えい着火・爆発	17	9	13	17	16	7
避難・交通困難（※１）	40	64	86	80	78	74
他社工事事故計（※２）	72	90	120	100	101	93
事前照会あり	14	20	38	28	25	26
事前照会なし	58	70	82	72	76	67

※１　交通困難は、ガス漏えい又はそのおそれによる周囲への被害を防止するための措置として、何らかの交通規制を行ったもの。
※２　現象については重複があるため、合計とは一致しない。

③消費段階

ア）消費段階事故全体の動向

消費段階事故は、前述の安全・安心に対する意識の高まり等を背景に、近年（2009 年以降）その件数は増加傾向にあり、2013 年は前年に比べ 2 倍以上に増加したが、2014 年は前年に比べ約 24%減少し、2015 年は前年に比べ約 38%減少している。2013 年から 2015 年の増減は、FF 式レンジフード型給湯器のケーシング変形による事故件数の増減が主な要因である。

死傷者を伴う事故については、2012、13 年は死亡事故の発生がなく、2014、15 年にはそれぞれ 1 件（いずれも一酸化炭素中毒事故）発生したが、2016 年以降は死亡事故が発生しなかった。2018 年の人身事故件数は、前年より 2 件増加して 16 件、一酸化炭素中毒事故件数は前年より 3 件増加して 7 件だった。

イ）現象別にみた消費段階事故の状況

表－１１　現象別消費段階事故　（単位：件、人）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
漏えい・着火	574	426	264	221	177	162
うち、人身事故	11	16	12	9	10	9
死亡者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	11	18	12	11	11	13
不完全燃焼(CO 中毒)	1	9	5	2	4	7
うち、人身事故	1	9	5	2	4	7
死亡者数	0	1	1	0	0	0
負傷者数（※１）	3	15	12	2	7	24
その他・不明	0	1	0	1	0	0
うち、人身事故	0	1	0	0	0	0
死亡者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数（※１）	0	1	0	0	0	0
消費段階事故計	575	436	269	224	181	169
うち、人身事故	12	26	17	11	14	16
死亡者数	0	1	1	0	0	0
負傷者数（※１）	14	34	24	13	18	37

※１　負傷者には、中毒者を含む。

ウ）発生箇所別にみた消費段階事故の状況

2018 年に発生した消費段階事故のうち、発生箇所別で最も多かった消費機器が、大型湯沸器で発生した事故で 41 件、消費段階事故の約 24%、次いで、風呂釜の事故が 29 件、消費段階事故の約 17%となっている。また、ガス栓から器具接続部まで（ガス栓、ゴム管、ガスコード、接続具）が 41 件と消費段階事故の約 24%を占めている。

表－１４　発生箇所別消費段階事故　（単位：件）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
ガス栓	15	23	17	13	13	8
ゴム管	27	36	20	28	14	22
ガスコード	6	5	7	9	5	2
接続具	9	10	10	15	24	9
風呂釜	91	95	66	48	41	29
大型湯沸器（※ 1）	69	90	59	50	40	41
小型湯沸器（※ 1）	314	117	30	23	14	9
家庭用ガスこんろ等	22	21	23	9	12	13
業務用厨房機器	10	19	19	13	12	14
その他（※ 2）	12	20	18	16	6	22
消費段階事故合計	575	436	269	224	181	169

※１　「大型湯沸器」は 12kW を超えるもの。「小型湯沸器」は 12kW 以下のもの。
※２　「その他」には、不明・調査中のものを含む。

３．2017 年度経年管対策の実施状況について

（１）本支管及び内管の経年化対応

・本支管対策

管種	事業者区分	要対策導管	維持管理導管
ねずみ鋳鉄管	4 大ガス事業者	2015 年度までに対策完了	適切な維持管理を行いつつ、より細かな優先順位付けに基づいた対策を進め、2025 年度までに完了する計画で対策を進める。ただし、1955 年以前に埋設の小口径（直径 300 ㎜以下）の導管は 2020 年度までに完了する計画で進める。
	その他の事業者	2020 年度（可能な限り 2015 年度）までに対策完了	
腐食劣化対策管 (黒管・白管・ｱｽﾌｧﾙﾄｼﾞｭｰﾄ巻管等)		－	維持管理導管としてリスクを監視しながら、より細かな優先順位付けに基づいた対応を行う。

・内管対策

施設区分		保安上重要な建物に所在する埋設内管	
保安上重要な建物		可能な限り 2020 年度までの改善完了に努める。	・国の広報事業をはじめとした各種安全周知活動を実施する。 ・改善の同意を得られなかった需要家についても、ガス事業者は各種機会を捉え、定期的な周知・啓発を行う。
	うち公的施設	2020 年度までの改善完了を目指す。	

（2）現状と評価

① 本支管対策（腐食劣化対策管）

適切な維持管理が行われていることに加え、2017 年度末時点で 1,301km（旧一般ガス事業 1,210 ㎞、旧簡易ガス事業 91 ㎞）の入替え等の対策が実施されてきている。

② 内管対策（旧簡易ガス事業者における現状）

旧簡易ガス事業者における経年埋設内管については、2017 年度には約 50 本の交換改修が実施され、2017 年度末時点での残存量の合計は約 3.0 千本となった。今後の削減計画では、2018 年度末で約 2.6 千本、2020 年度末で約 0.7 千本が残存する見通しである。

なお、公的施設の経年埋設内管については、目標年度である 2020 年度末には対策が完了する計画となっている。

旧簡易ガス事業者における実施計画（経年埋設内管）

	2013 年度末	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
年度末残存（本）（2018～2020 年度末は見込み）	5,092	4,386	3,625	3,095	3,048	2,579	2,006	739
前年度からの減少量（本）	－	▲706	▲761	▲530	▲47	▲469	▲573	▲1,267

③ 公的施設（旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者）

ア）現状

公的施設における経年埋設内管の残存量は、下表のとおり、旧一般ガス事業者と旧簡易ガス事業者を合わせてここ数年、前年度比約 2 割程度の削減で推移しており、2017 年度には約 1,200 本の交換改修が実施され、2017 年度末時点での残存量の合計は約 3.9 千本（旧一般ガス事業者 2,234 本、旧簡易ガス事業者 1,640 本）となった。今後の削減計画では、2018 年度末で約 2.7 千本、目標年度である 2020 年度末には全事業者で対策が完了する計画となっている。

公的施設における実施計画（保安上重要な建物に関する灯外内管）

	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
年度末残存（本）（2018～2020 年度末は見込み）	8,742	6,507	5,076	3,874	2,743	1,717	0
前年度からの減少量（本）	－	▲2,235	▲1,431	▲1,202	▲1,131	▲1,026	▲1,717

2017 年度末における施設別の残存量を下表に示す。

施設全体のうち「学校」が約 12%、市営住宅などが含まれる「その他」が約 81%を占めている。

公的施設における経年埋設内管の 2017 年度末残存量（本）（施設別）

	1.学校	2.病院	3.保育園	4.社会福祉施設	5. 警察署	6.消防署	7.庁舎	8.その他	合計
旧一般ガス事業者	467	28	30	32	28	15	121	1,513	2,234
旧簡易ガス事業者	16	0	2	2	1	0	1	1,618	1,640
合計	483	28	32	34	29	15	122	3,131	3,874

イ）今後の対策の在り方

今後は、特に直近での交換改修計画のない地方自治体等の需要家に対し、官民がより密接に一体となって、経年管対策の必要性の理解、目標年度までの予算確保と交換改修措置の実施について、あらゆる機会を捉え重層的に訴えていくことが必要である。

④ 民間施設（旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者）

ア）現状

民間施設における灯外内管の残存量は、下表のとおり、旧一般ガス事業者と旧簡易ガス事業者を合わせてここ数年、前年度比で約 1 割程度の削減で推移しており、2017 年度には約 3,100 本の交換改修が実施され、2017 年度末時点での残存量の合計は約 5.0 万本（旧一般ガス事業者約 4.9 万本、旧簡易ガス事業者約 0.1 万本）となった。今後の削減計画では、2018 年度末で約 4.6 万本、目標年度である 2020 年度末には約 3.8 万本が残存する見通しである。

民間施設における実施計画（経年埋設内管）

	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
年度末残存量（本）（2018～2020 年度末は見込み）	57,652	53,167	50,052	46,165	42,268	38,367
前年度からの減少量（本）	－	▲4,885	▲3,115	▲3,887	▲3,897	▲3,901

イ）今後の対策の在り方

今後とも、不同意の需要家に対して、引き続き粘り強く折衝を継続し、交換改修工事の期間短縮や最適ルートの選定等工事手法の最適化による費用負担の低減など需要家のニーズを考慮した対策を講じていく。周知・啓発活動についても、広報のターゲットや効果等をよく検討し、工夫した手段・手法により繰り返しアピールしながら継続していくなど、これまでの取組を継続、強化することが重要である。さらにこれに加えて、新たに需要家における個別事情の傾向分析・把握、課題解決に向けた方策の検討をより密接に官民一体をなって進め、目標達成に向けた取組に最大努めることが必要である。（その検討の結果、目標達成が極めて困難であることが明らかとなった場合は、目標の見直しを含めた新たな対策を講じることとする。）

議題２．次期ガス安全高度化計画の策定に向けた検討状況について

１．次期ガス安全高度化計画の構成案

●その１

・現行のガス安全高度化計画は、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等の多様な者による協働体制の下に、多面的な視点からの行動計画となっており、自主保安を進める上で効率的なアプローチであることから、原則、現行の安全高度化計画の枠組みは踏襲するものとして、その章立ては大きく変更しない。

・次期安全高度化計画において、環境変化や想定リスクとしてどのような事項を考慮するかについては、2019 年度に詳細検討する。

議題	次期安全高度化検討の留意点
ガスの安全高度化の現状と検討の基本的方向	
１．安全高度化計画の検討の基軸	・2019 年度検討
２．現状	・別紙（省略）
３．ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク	・下記項目を環境変化として考慮するかどうか、次年度詳細検討する。 ①担い手や需要家等の構造変化 （工事担い手不足、高齢者・外国人比率増加、災害対応未経験者の増加等） ②導管部門分社化（連携意識の変化） ③IoT の利用拡大、これに伴うサイバーセキュリティ対策実施の要求の高まり

●その２

・安全高度化指標は、現行同様に「死亡事故件数、人身事故件数」で評価する。

議題	次期安全高度化検討の留意点
安全高度化計画	
１．安全高度化計画策定の基本的な考え方	・10 年後の 2030 年度を目標年次とする。 ・2026 年に中間評価、計画見直し実施
２．安全高度化目標	・死亡事故ゼロ、関係者協働による安全・安心な社会実現など、方針は変更しない。
３．安全高度化指標	・死亡/人身事故に着目する方針は変更なし ・事故の実態を分かり易く表現しているため、現行同様「死亡事故、人身事故件数」で評価 ・具体的な指標値は 2019 年度詳細検討
４．安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）	・2019 年度主要項目検討 ・2020 年度詳細検討
５．指標に対する状況把握と実行計画（アクションプラン）の不断の見直し	・現行同様に毎年度フォローアップ ・大規模な事故・災害等発生時に見直し

●その３

・各段階で求めるべき具体的な保安対策は、2019 年度に検討する。

議題	次期安全高度化検討の留意点
消費段階における保安対策	
１．事故分析に基づく保安対策の考え方 ２．排気ガスによる CO 中毒事故対策 ３．ガス漏えいによる爆発又は火災事故対策	・2019 年度詳細検討

供給段階及び製造段階における保安対策の考え方	
1．事故分析に基づく保安対策の考え方 2．他工事事故対策 3．ガス工作物の経年化対応 4．自社工事事故対策	・2019 年度詳細検討 （スマートメーター、ドローン等、新技術を活用したより効率的、効果的な保安点検方法の検討　等）

●その４

・各視点で求めるべき具体的な保安対策は、2019 年度に検討する。

議題	次期安全高度化検討の留意点
災害対策	
1．災害へのガス事業の備え	・2019 年度詳細検討
2．地震対策	・３本柱（設備対策、緊急対策、復旧対策）は継続
保安人材の育成と需要家への安全教育・啓発	
1．保安人材育成の役割と方向性	・新技術を活用し、より効果的な育成方法を検討
2．需要家への安全教育・啓発	・2019 年度詳細検討

議題３．規制改革実施計画への対応状況について

１．内管保安・工事における競争環境整備の検討状況について

①「内管工事」の委託要件の透明化への対応方針（案）

●内管工事の委託要件を透明化するため、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。

●日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管工事の工事店を指定・登録する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。（2019 年度内）

●ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。

●上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。

②「内管保安」の委託要件の透明化への対応方針（案）

●保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、委託要件とすべき項目を引き続き精査・抽出した上で、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、要件項目を提示しつつ、適切な委託先の選定プロセスを含めた「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。

●日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管保安を委託する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。（2019 年度内）

●ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。

●上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。

【出された主な意見】

○委託するかどうかは導管事業者の責任において意思決定することになるが、その際には不当な新規参入の妨げがないよう要件を明確化し、周知して透明性を確保するという事務局の対応方

針には賛成する。ただし、「内管工事」及び「内管保安」の認定及び委託要件には、価格面だけでなく、何よりも保安の確保（技術面や体制等）が第一であることからその旨を明記すること。

○「簡易内管施工登録店は一度導管事業者と登録を行えば自由に需要家との間で工事が可能になる」とあるが、これは一度登録すれば導管事業者の管理を超え全くの自由になるのか。工事の品質等に問題があった場合に、導管事業者は管理できないのか。

⇒どんな工事でもガス事業法の保安責任はすべてガス事業者が負うので、上記のような工事内容であれば、その登録店の資格等を把握することで自由に実施しているのではないか。

⇒簡易内管施工登録店においても契約を結んで工事しているので、自由に工事しているわけではない。また、契約内容に登録店の解除等も盛り込まれている。

○指定工事店、簡易内管施工登録店への新規参入のガイドラインにより、新規参入が増えることを期待する。内管保安の資格要件の透明化に関しては、ハードルが高いことがよく分かった。技術面に関し高いハードルがあるので、どのくらい希望者がいるのかを把握した上で、参入希望者が阻害されない仕組みを検討して下さい。

⇒内管保安はハードルが高く、定期漏えい検査と自主保安業務にも違いがあり、定期漏えい検査においては密接な関与統制がある者に委託しているので、それを第三者に委託した場合、どのような要件を掲げるべきか検討するのは非常に重要だと思われる。問い合わせで開示される工事の委託要件と違い、委託に関する選定プロセスも不透明なためそこも検討していきたい。

○今回示された方針のハードルが高くとも、それを越えて新たに参入してこられる事業者とは協力し合い対応していただきたい。

２．ガスの保安規制整合化について

①火気取扱設備との離隔距離の整合化について

液石法による火気を取り扱う施設等との距離は供給設備の貯蔵能力に応じて２ｍ以上、５ｍ以上、８ｍ以上であるが、ガス事業法における火気を取り扱う設備との距離は特定製造所の貯蔵能力に関係なく一律８ｍ以上となっている。この差異を解消し、ガス保安規制の整合化を行う。

②整合化の考え方

●基本的な考え方

ガス事業法と液石法の間には、設備構成や供給圧力に差異がないため、ガス事業法における火気を取り扱う設備との距離（一律８ｍ以上）に代えて液石法に規定されている火気を取扱う施設等との距離を採用することとしたい。

この場合、火気及び火気を取り扱う設備（液石法では「施設」）との距離の区分は特定製造所の貯蔵能力に応じて２ｍ以上、５ｍ以上、及び８ｍ以上とする。

●例外事項

設備構成において液石法の供給設備とガス事業法の特定ガス発生設備には基本的に差異はないが、ガス事業法における特定ガス発生設備の中には液石法の対象外となる設備がある。具体的には、①受払設備を設置している場合及び②圧力が１MPa 以上となる気化器を設置している場合で、これらは液石法の適用対象外であることから、これらは現行のガス事業法の解釈に依ることとする。

③ガスの保安規制整合化について対応方針（案）

ガス事業法における火気を取り扱う設備との距離は、原則として特定製造所の貯蔵能力に応じて２ｍ以上、５ｍ以上、８ｍ以上とするが、例外２項目（①受払設備を設置している場合、②圧力が１MPa 以上となる気化器を設置している場合）のいずれか、または両方に当たる場合は従来通りガス事業法の解釈例の定めるところにより、特定製造所の貯蔵能力に関係なく８ｍ以上とすることとしたい。

特定製造所の貯蔵能力		1,000 ㎏未満	1,000 ㎏以上 3,000 ㎏未満	3,000 ㎏以上
Ａ　容器及びバルク貯槽		２m以上	５m以上	８m以上
Ｂ　貯槽		５m以上		８m以上
	ただし、 ①受払設備を設置している場合、または②圧力が 1MPa 以上となる気化器を設置している場合であって、これら①又は②のいずれか、または両方に該当する場合	８m以上		

④その他の不整合となっている項目について

●火気取扱設備以外の項目について不整合となっている項目を抽出した結果は以下の通り。

●設備実態、規制の現状、業界ニーズ等から、現在のところ、速やかな措置が望ましいものとしては、「火気取扱設備との離隔距離」に限られると考えられるが、引き続き、その他の項目についても内容精査を進め、必要に応じて措置していきたい。

項目名	ガス事業法	液化石油ガス法
火気取扱設備との距離	貯蔵能力に関係なく一律 8m 以上	貯蔵能力に応じ2m、5m、8m
熱量等の測定義務	圧力の測定義務あり（常時）	圧力の測定義務あり（定時）
防消火設備	消火器の能力単位 B-10 以上 床面積基準で設置	消火器の能力単位 A-4 及び B-10 以上 貯蔵量基準で設置
電気設備の防爆構造	規定あり	規定なし（業界指針あり）
静電気除去	シリンダー容器及びバルク容器について規定あり	シリンダー容器及びバルク容器について規定なし
保安電力等	規定あり	保安電力等が必要となる設備なし
構成等	容器群 2 系列又は液面計設置ついて規定あり	規定なし（容器群 2 系列設置について業界指針あり）
付属設備等	バルク貯槽 3t 未満についても規定あり	バルク貯槽 3t 未満について規定なし

議題４．その他

１．レジリエンス点検を踏まえた地震対策の提言事項等の対応状況について（省略）

２．ガス分野におけるサイバーセキュリティ対応の向上に向けた取組について

●経済産業省・ガス分野における取組

保安規程に定めるガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項の一つとして、「ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に

関すること」を定めることを内容とするガス事業法施行規則の改正を平成 31 年 1 月 30 日付けで行った。（平成 31 年 4 月 1 日施行）

今後は、ガス業界・事業者における適切な実施を進めていく予定。

３．東京都の選手村地区エネルギー事業における水素導管供給事業に関する保安の検討状況について

（省略）

４．自主保安の「見える化」制度の実施状況について

2018 年度においては、第 1 次募集分において、3 事業者が参加した。現在、第 2 次募集分に応募してきた 3 事業者について審査中で、2019 年 3 月中にその結果を公表する予定である。

2019 年度においては、これまでの試行運営の中で得られた課題等を踏まえ、改善等を図るとともに、引き続き参加事業者を広く募りながら、民間による自立的運営に向けた試行的な取組を継続する予定である。

以上

平成 31 年 3 月 7 日
（一社）日本コミュニティーガス協会

平成 30 年「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」について

平成 30 年（1 月 1 日～12 月 31 日）のコミュニティーガス事業のガス事故発生状況は以下の通りです。

1. ガス事故発生件数

・ 平成 30 年のガス事故発生総件数は 40 件であり、**前年（19 件）より 21 件の大幅な増加となった。**

2. 各段階別の事故状況

① 製造段階　　9 件（前年 3 件）

・内訳

ガス切れ	2 件（前年 1 件）
バルブ開放忘れ	0 件（前年 0 件）
感震遮断装置の誤作動	4 件（前年 0 件）
ガス工作物の不備	3 件（前年 1 件）
保安閉栓	0 件（前年 0 件）
外的要因	0 件（前年 1 件）

【考察】
平成 30 年の製造段階のガス事故発生件数は 9 件で、前年より 6 件増加した。
内訳では、ヒューマンエラーに起因するガス切れが 2 件、感震遮断装置の誤作動が 4 件であった。ガス切れ事故の原因は教育不足の代理者が配送を担当したことによる容器交換作業ミスと冬季の需要増による消費量の見込み判断ミスであった。
実際の作業に携わる配送管理者や配送担当者については引き続き教育、訓練を実施していくことが重要である。
ガス工作物の不備による供給支障が 2 件発生しており、原因は緊急遮断弁の駆動用圧力源の圧力低下（エアコンのコンセント抜け及び操作バルブ締め込み不足）であった。設備の保守・点検には十分な注意が望まれる。

② 供給段階　　16 件（前年 10 件）

・内訳

他工事	12 件（前年 7 件）
導管工事	1 件（前年 2 件）
ガス工作物の不備（自然劣化、製作不完全）	1 件（前年 0 件）
自然現象	0 件（前年 0 件）
その他	2 件（前年 1 件）

【考察】
平成 30 年の供給段階のガス事故発生件数は 16 件で前年の 10 件から大きく増加した。他工事は 12 件発生しており、供給段階事故の 75%を占めている。他工事事故 12 件のうち 8 件は事前照会なく事故に至っており、引続き関係する他工事業者や需要家への周知活動による工事情報の事前入手が必要である。
導管工事は 1 件にとどまったが、作業員 1 名が 2 度の火傷を負う負傷事故となった（前年は負傷者ゼロ）ことから、引続き施工方法等に係る保安教育の継続が望まれる。
その他、水道管漏水に伴うサンドブラスト現象による供給支障事故が 1 件発生した。

③ 消費段階　　15 件（前年 6 件）

・内訳

風呂釜の繰り返し点火による異常着火	9 件（前年 5 件）
未使用ガス栓の誤開放	0 件（前年 0 件）
その他	6 件（前年 1 件）

【考察】

平成 30 年の消費段階でのガス事故発生件数は 15 件にのぼり前年の 6 件を大幅に上回る結果となった。中でも、BF 式風呂釜の繰り返し点火による異常着火事故が 9 件発生していることから、ガス機器使用時の注意事項については引続き繰り返し周知する必要がある。

その他、需要家が、ストーブが設置された部屋に入ろうとしてドアを開けたところ、突然爆発が発生し火災となった事故が発生し、2 名が火傷（うち 1 名は重症）を負う人的被害が発生した。

こうした消費段階での事故については、ガス機器使用時の注意事項について繰り返し周知することが重要である。

３．人的被害

・死亡（酸欠）		0 名（前年 0 名）
・CO 中毒		0 名（前年 1 名）
・負傷（酸欠）		0 名（前年 0 名）
・負傷（火傷）	作業員	1 名（前年 0 名）
	需要家	2 名（前年 0 名）

以　上

コミュニティーガス事業の事故状況集計表

平成30年［年間計］ － 平成30年1月1日 ～ 12月31日 －　　1/3

作表 平成31年2月21日

1. 支部別の事故件数

	合　計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
H30（2018） 1～ 12月	**40**	**5**	**3**	**12**	**4**	**0**	**4**	**3**	**1**	**6**	**2**
（H30　上期 1 ～ 6月）	22	2	1	9	3	0	1	2	1	3	0
（H30　下期 7 ～ 12月）	18	3	2	3	1	0	3	1	0	3	2
H29（2016） 1～12月	19	2	0	9	1	1	1	1	0	2	2
H28（2016） 1～12月	36（8）	1	3	12	0	0	3	5	0	11（8）	1
H27（2015） 1～12月	36	4	2	13	2	1	5	2	1	2	4
H26（2014） 1～12月	40	4	5	20	3	0	4	2	1	1	0
H25（2013） 1～12月	39	2	1	22	1	0	5	2	1	3	2

※（ ）内の数値は平成28年熊本地震による事故件数

2. 製造段階の事故件数

年別／原因別		H30年［年間計］1～ 12月	こ の う ち 供給支障件数	こ の う ち 引火件数	こ の う ち 人的被害（人） 死者	こ の う ち 人的被害（人） 中毒・酸欠	こ の う ち 人的被害（人） 傷者	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
自然現象	暴風雨											
	地震											
	水害・山崩れ											
	その他											
火　　災												
停　　電												
ガス工作物の不備	製作不完全											
	施工不完全											
	自然劣化											
	保守不備	**3**	2					1	2		1	1
	ガス切れ	**2**	2					4	4		1	1
ガス工作物の誤操作								1	2	1		
感震ガス遮断装置の誤作動		**4**	4							3	2	
他　工　事												
地盤の不等沈下												
交通量の激化												
導管工事												
外的要因												1
保安閉栓										1		
その他								2	1			
計		**9**	8	0	0	0	0	8	9	5	4	3

3. 供給段階の事故件数

原因別＼年		H30年［年間計］1～12月	このうち 供給支障件数	このうち 引火件数	このうち 人的被害 死者	このうち 人的被害 中毒・酸欠	このうち 人的被害 傷者	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
自然現象	暴風雨											
	地震										8	
	水害・山崩れ										1	
	その他									1		
火災												
停電												
ガス工作物の不備	製作不完全											
	施工不完全								1	1		
	自然劣化	**1**						6	2	2	2	
	保守不備											
ガス工作物の誤操作												
他工事		**12**	12					4	11	15	12	7
地盤の不等沈下												
交通量の激化												
導管工事		**1**	1				1	1	5	1	4	2
その他		**2**	2					6	1	2		1
計		**16**	15	0	0	0	1	17	20	22	27	10

4. 消費段階の事故件数

原因別＼年		H30年［年関計］1～12月	このうち 供給支障件数	このうち 引火件数	このうち 人的被害（人） 死者	このうち 人的被害（人） 中毒・酸欠	このうち 人的被害（人） 傷者	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
こんろ	漏えいガス								2			
	不完全燃焼											
	自殺											
ふろがま	漏えいガス	**9**		9				10	6	6	4	5
	不完全燃焼											
	自殺											
湯沸器（大）	漏えいガス	**2**		2				1				
	不完全燃焼											
	自殺											
湯沸器（小）	漏えいガス											
	不完全燃焼											
	自殺											
ストーブ	漏えいガス	**1**		1			2					
	不完全燃焼											
	自殺											
ガス栓	漏えいガス	**1**		1				2	1	2	1	
	不完全燃焼											
	自殺											
その他	漏えいガス	**2**		2				1	2	1		1
	不完全燃焼											
	自殺											
計		**15**	0	15	0	0	2	14	11	9	5	6

5. 段階別事故件数および人的被害数

年別 / 原因別		H30年 [年間計] 1～ 12月	H25年 [年間計]	H26年 [年間計]	H27年 [年間計]	H28年 [年間計]	H29年 [年間計]
製造	事故件数	**9** 件	8 件	9 件	5 件	4 件	3 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	傷者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	死傷者計	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
供給	事故件数	**16** 件	17 件	20 件	22 件	27 件	10 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	傷者	**1** 人	2 人	6 人	2 人	6 人	0 人
	死傷者計	**1** 人	2 人	6 人	3 人	6 人	0 人
消費	事故件数	**15** 件	14 件	11 件	9 件	5 件	6 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	傷者	**2** 人	2 人	2 人	0 人	0 人	0 人
	死傷者計	**2** 人	2 人	2 人	0 人	0 人	1 人
合計	事故件数	**40** 件	39 件	40 件	36 件	36 件	19 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	傷者	**3** 人	4 人	8 人	2 人	6 人	0 人
	死傷者計	**3** 人	4 人	8 人	3 人	6 人	1 人

過去5年間（2014～2018年）の事故発生状況について

1．製造段階事故

（1）過去５年間の事故件数

製造段階の5年間の事故件数は29件であり、支部別にみると関東支部で11件発生している。原因別では、ガス切れ（8件）が最も多く、次に感震遮断装置の誤作動（6件）が多く発生している。各支部の事故発生率（＝事故件数÷支部全地点群数）は全ての支部において1%未満であった。

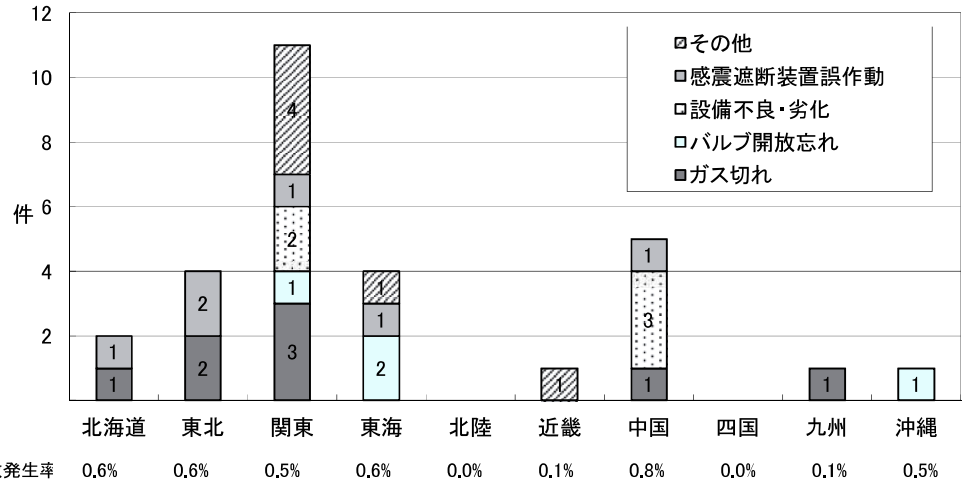

※ 事故発生率＝ 事故件数 ／ 支部全地点群数

（2）事故件数の推移

①全体の事故件数推移

2018年の事故件数は9件であった。過去5年間の推移を見ると2014年以降、製造段階での事故件数は減少傾向が続いていたが2018年は増加に転じた。

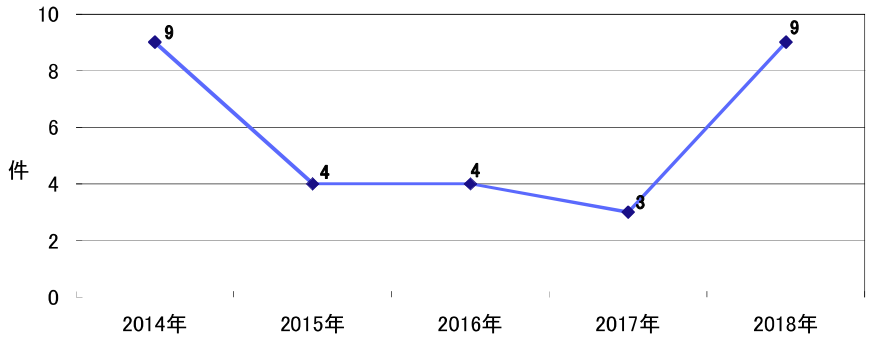

（※）2015年9月の関東・東北豪雨による特定製造所における製造段階の事故を1件除外しています。

②原因別事故件数推移

原因別の事故件数の推移をみると、ガス切れ事故は2015年に0件となったが2016年、2017年と続けて1件発生し、2018年は2件発生した。また2017年には0件であった感震遮断装置の誤作動が2018年は4件発生している。このガス切れ事故と感震遮断装置の誤作動事故はいずれもヒューマンエラーに起因するものである。

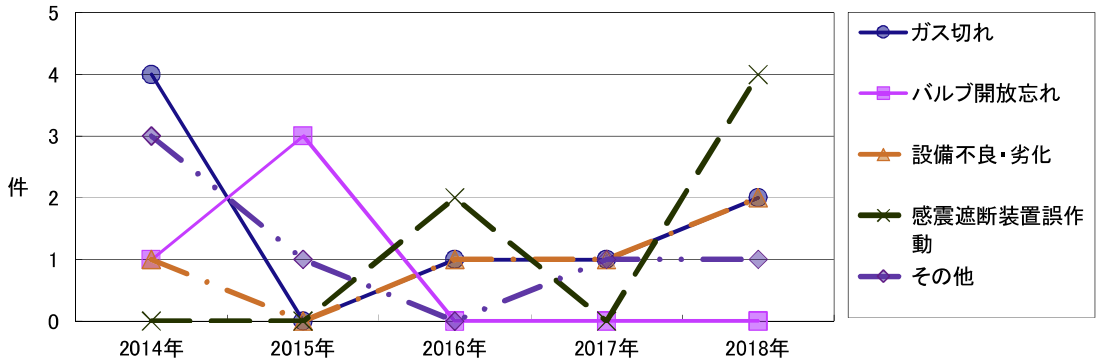

③各支部ごとの事故件数推移

2018年の支部別件数は関東3件、東海と中国が2件、北海道と東北がそれぞれ1件でその他の支部は0件であった。北陸と四国は過去5年間、製造段階事故は発生していない。

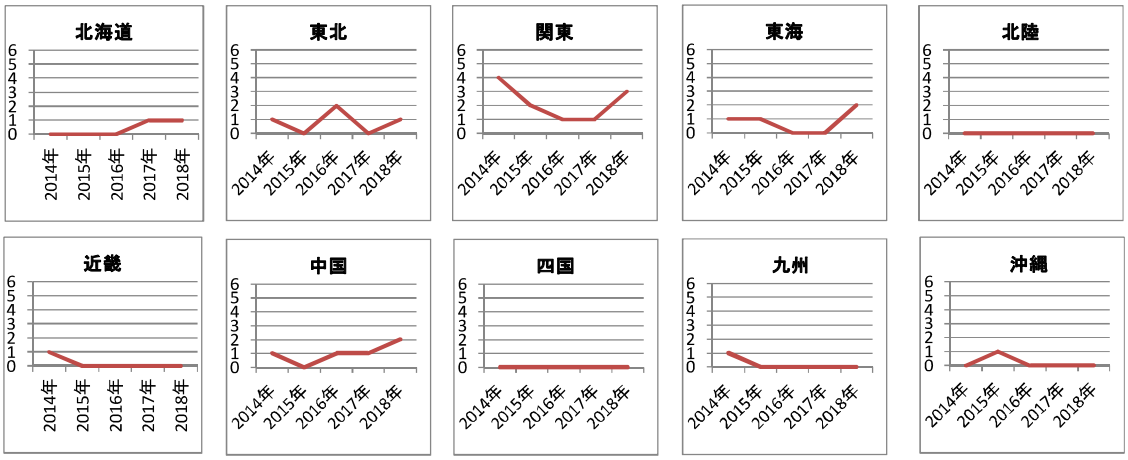

（3）ヒューマンエラー事故について（ガス切れ+バルブ開放忘れ）

製造段階におけるヒューマンエラー事故は作業者の不注意等に起因するもので、教育・訓練等により防止すべき事故であるが、2018年は関東と中国でそれぞれ1件発生している。北陸、近畿、四国では過去5年間発生していない。

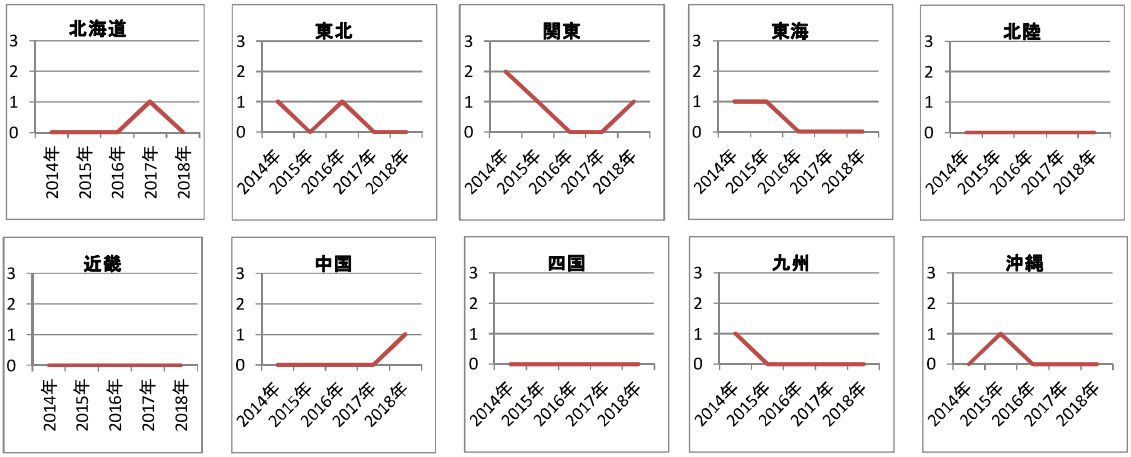

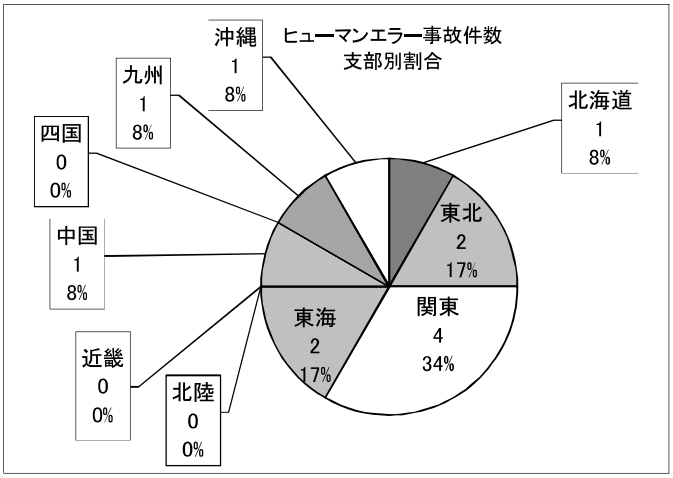

【注】自然災害（地震・土砂崩れ等）での事故は除く

2. 供給段階事故

（1）過去5年間の事故件数

供給段階における過去5年間の事故件数は86件であり、支部別では関東支部が28件で最多となった。原因別では他工事事故が57件で供給段階事故全体の2/3を占めている。支部別の事故発生率（＝事故件数÷支部全地点群数）では沖縄支部が3.8%で最も高い値を示した。

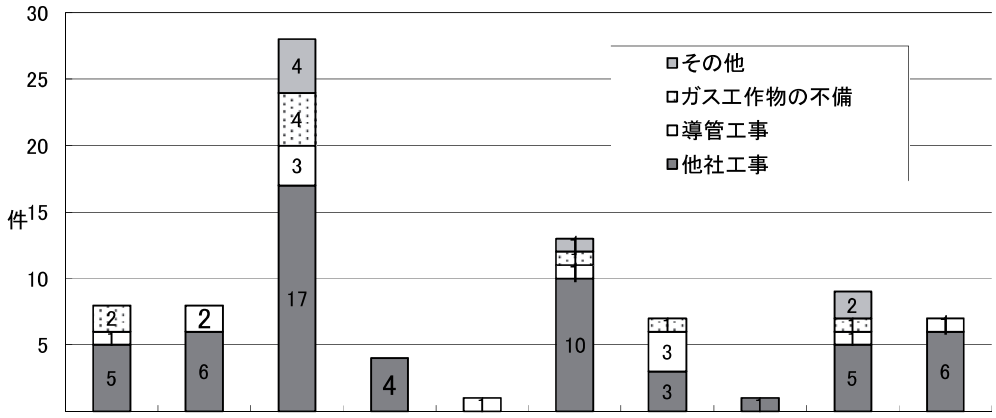

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
事故発生率※	2.3%	1.3%	1.3%	0.6%	0.3%	1.3%	1.1%	0.3%	0.8%	3.8%

※ 事故発生率＝ 事故件数 ／ 支部全地点群数

（2）事故件数の推移

①全体の事故件数推移

過去5年間の事故件数推移を見ると2017年までは減少傾向であったが、2018年は増加に転じた。

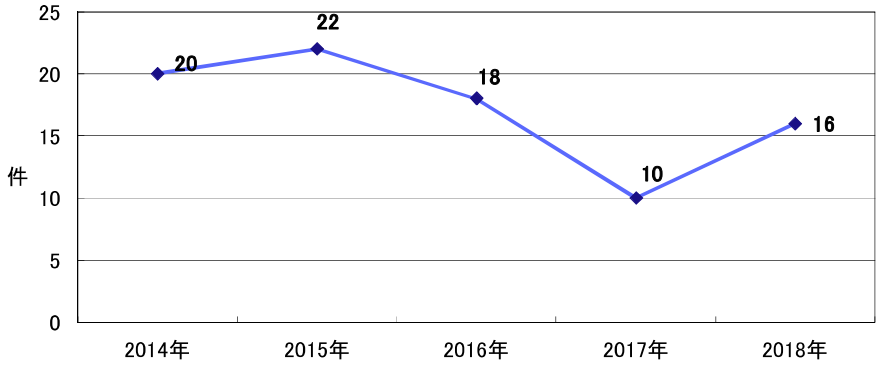

（※）2016年の事故件数は、地震等自然現象に起因する事故件数（9件）は除外しています。

②原因別事故件数推移

供給段階事故全体の2/3を占める他工事事故は2017年までは減少傾向であったが、2018年は増加に転じ11件発生した。導管事故は過去5年間では12件発生しているが、2016年以後は減少傾向を堅持し2018年は0件であった。ガス工作物の不備に起因する事故は2017年の0件に対して2018年は1件であった。

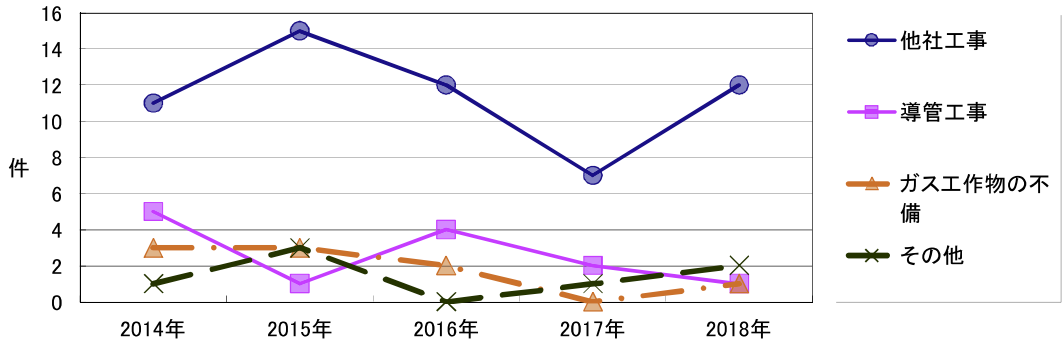

③各支部ごとの事故件数推移
他支部に比べて事故件数の多い関東支部だが、2016年以降は減少傾向を維持しており他支部との差を解消しつつある。関東以外の各支部は過去5年間で年4件以下を維持しており、2018年については北海道支部と近畿支部を除いて2件以下となっている。

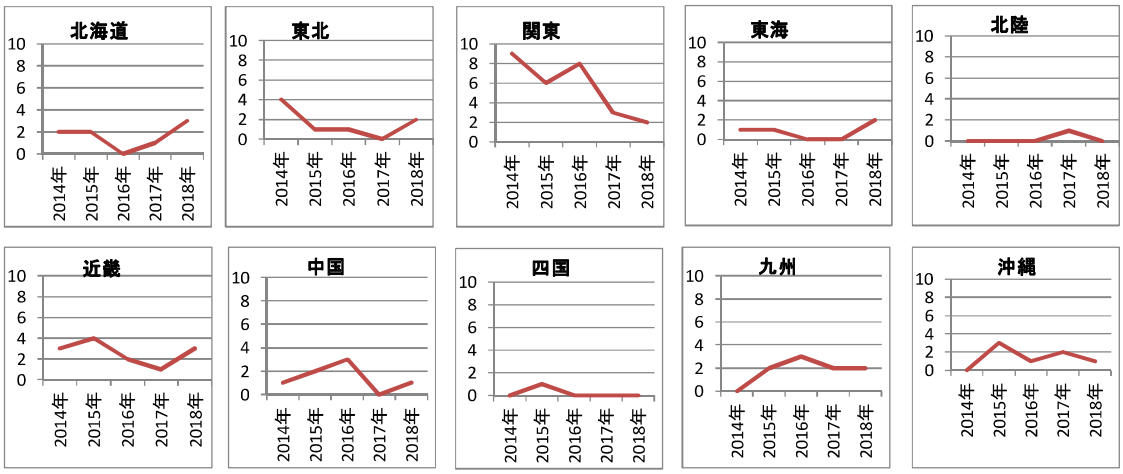

（3）他社工事事故について
供給段階事故の2/3を占める他工事事故は関東支部で最も多く発生しており、次いで近畿支部、東北支部、沖縄支部が多い。過去5年間で四国支部は1件、北陸支部は0件となっている。

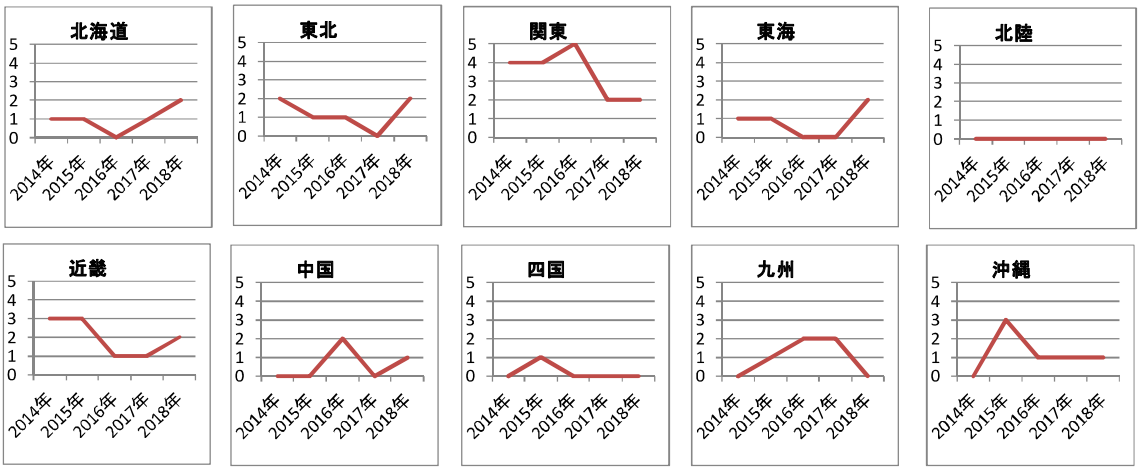

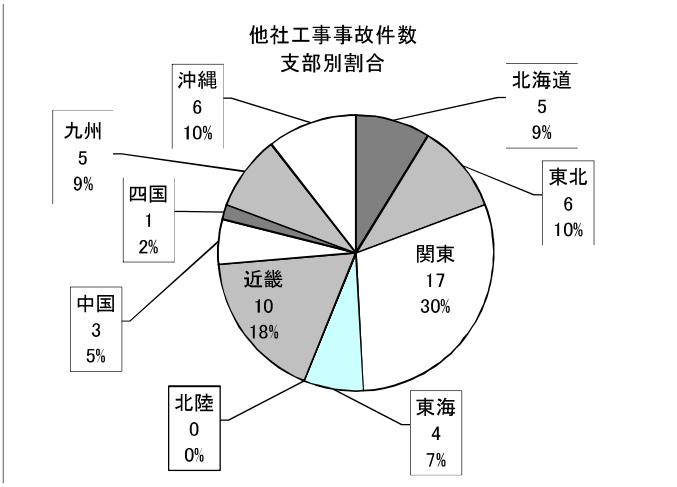

【注】自然災害（地震・土砂崩れ等）での事故は除く

3. 消費段階事故

（1）過去5年間の事故件数

過去5年間における消費段階の事故件数は46件であり、うち関東支部が26件と最も多く、その他の支部は数件程度である。原因別では、風呂釜の誤操作による異常着火が29件で消費段階事故の半数以上を占めている。

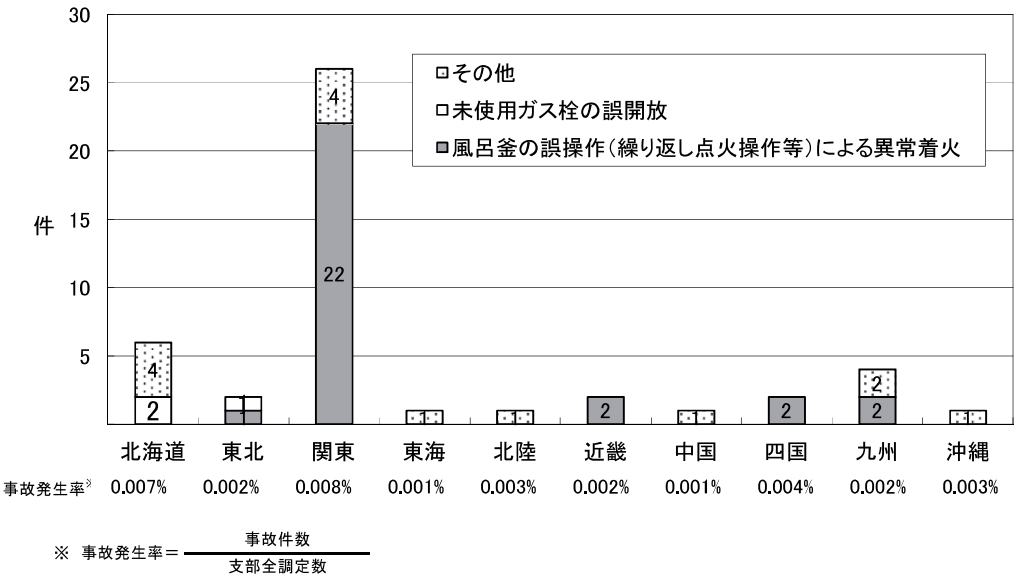

※ 事故発生率＝ 事故件数 / 支部全調定数

（2）事故件数の推移

①全体の事故件数推移

2016年までは全体として減少傾向が見られたが、2017年に増加に転じ、昨年は前年比9件増の15件と大幅に増加した。

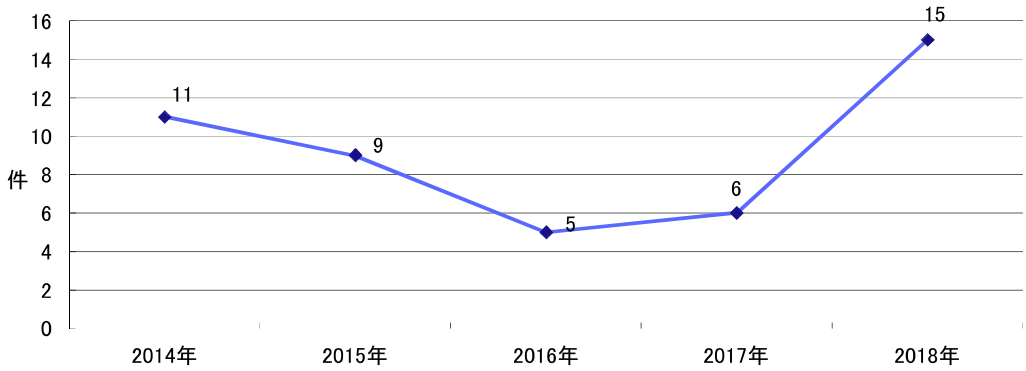

②原因別事故件数推移

風呂釜の誤操作による異常着火事故は2016年に減少に転じたものの2017年以降増加傾向となり、2018年には9件に達した。未使用ガス栓の誤開放による事故は2016年以降発生していない。

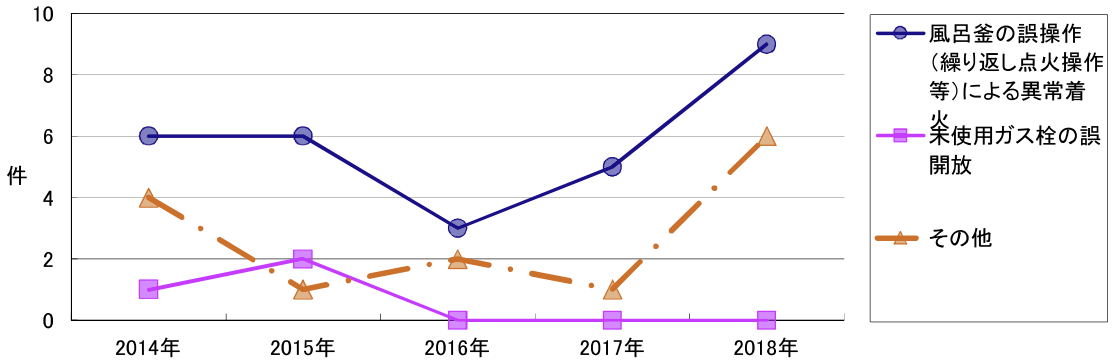

③各支部ごとの事故推移
多くの支部が年間当たり0～2件程度の発生であり、九州支部は2017年まで0件であったが昨年は4件発生した。関東支部は2014年に7件発生したのち減少傾向に向かったが、2016年を境に増加に転じている。

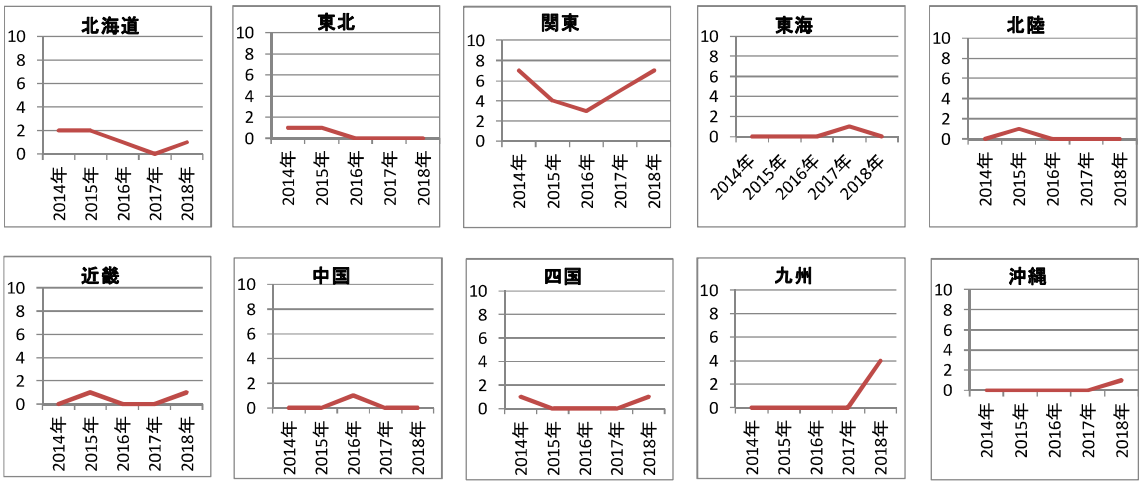

（3）風呂釜の誤操作による異常着火事故について
過去5年間に発生した風呂釜の誤操作による異常着火事故は27件であり、そのうち80%以上の22件が関東支部管内で発生している。その関東支部アリア内では2014年以降減少傾向にあったが、2017年から増加に転じている。
一方、北海道、東海、北陸、中国、九州、沖縄の6支部は過去5年間において無事故継続中である。

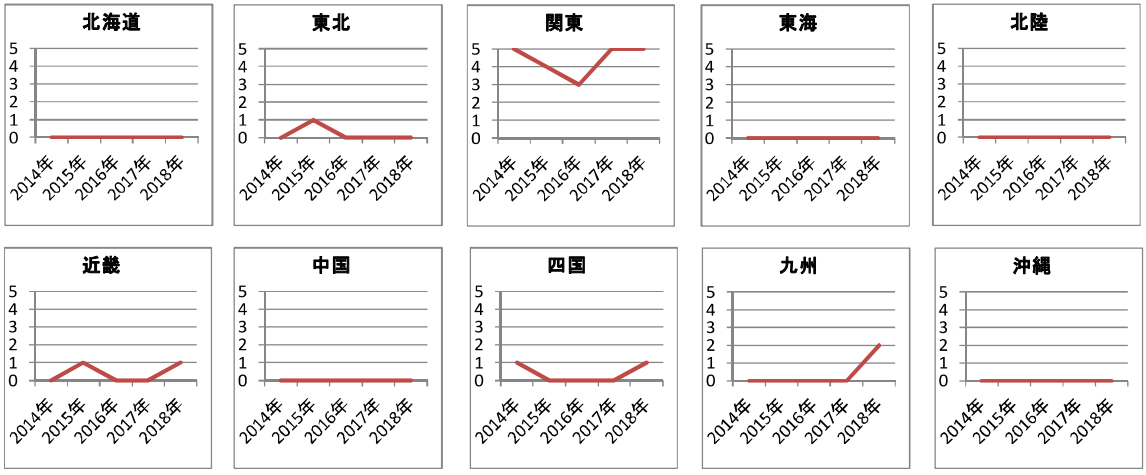

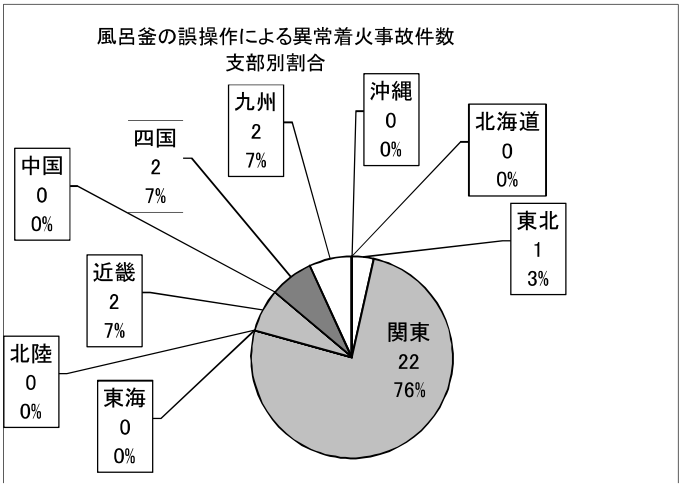

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
製造段階	ガス切れ	2014年		1	2						1		4
		2015年											0
		2016年		1									1
		2017年	1										1
		2018年			1				1				2
		計	1	2	3	0	0	0	1	0	1	0	8
	バルブ開放忘れ	2014年				1							1
		2015年			1	1						1	3
		2016年											0
		2017年											0
		2018年											0
		計	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	4
	設備不良・劣化	2014年							1				1
		2015年											0
		2016年							1				1
		2017年							1				1
		2018年			2								2
		計	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	5
	感震遮断装置誤作動	2014年											0
		2015年											0
		2016年		1	1								2
		2017年											0
		2018年	1	1		1			1				4
		計	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	6
	その他	2014年			2			1					3
		2015年			1								1
		2016年											0
		2017年			1								1
		2018年				1							1
		計	0	0	4	1	0	1	0	0	0	0	6
	合計		2	4	11	4	0	1	5	0	1	1	29
	事故合計/全国の地点群数		0.027%	0.054%	0.149%	0.054%	0.000%	0.014%	0.068%	0.000%	0.014%	0.014%	0.394%
	事故合計/各支部の地点群数		0.583%	0.644%	0.523%	0.613%	0.000%	0.099%	0.799%	0.000%	0.085%	0.543%	
供給段階	他社工事	2014年	1	2	4	1		3					11
		2015年	1	1	4	1		3		1	1	3	15
		2016年		1	5			1	2		2	1	12
		2017年	1		2			1			2	1	7
		2018年	2	2	2	2		2	1			1	12
		計	5	6	17	4	0	10	3	1	5	6	57
	導管工事	2014年	1	2	1				1				5
		2015年							1				1
		2016年			2				1		1		4
		2017年					1					1	2
		2018年						1					1
		計	1	2	3	0	1	1	3	0	1	1	13
	ガス工作物の不備（腐食劣化等）	2014年			3								3
		2015年	1						1		1		3
		2016年			1			1					2
		2017年											0
		2018年	1										1
		計	2	0	4	0	0	1	1	0	1	0	9
	その他	2014年			1								1
		2015年			2			1					3
		2016年											0
		2017年			1								1
		2018年									2		2
		計	0	0	4	0	0	1	0	0	2	0	7
	合計		8	8	28	4	1	13	7	1	9	7	86
	事故合計/全国の地点群数		0.109%	0.109%	0.381%	0.054%	0.014%	0.177%	0.095%	0.014%	0.122%	0.095%	1.169%
	事故合計/各支部の地点群数		2.332%	1.288%	1.332%	0.613%	0.340%	1.290%	1.118%	0.284%	0.766%	3.804%	
消費段階	風呂釜の誤操作（繰り返し点火操作等）による異常着火	2014年			5					1			6
		2015年		1	4			1					6
		2016年			3								3
		2017年			5								5
		2018年			5			1		1	2		9
		計	0	1	22	0	0	2	0	2	2	0	29
	未使用ガス栓の誤開放	2014年		1									1
		2015年	2										2
		2016年											0
		2017年											0
		2018年											0
		計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他	2014年	2		2								4
		2015年					1						1
		2016年	1						1				2
		2017年				1							1
		2018年	1		2						2	1	6
		計	4	0	4	1	1	0	1	0	2	1	14
	合計		6	2	26	1	1	2	1	2	4	1	46
	事故合計/全国の調定数		0.0005%	0.0002%	0.0023%	0.0001%	0.0001%	0.0002%	0.0001%	0.0002%	0.0004%	0.0001%	0.0040%
	事故合計/各支部の調定数		0.0070%	0.0021%	0.0077%	0.0009%	0.0033%	0.0016%	0.0013%	0.0044%	0.0020%	0.0035%	

【注】自然災害（地震・土砂崩れ等）での事故は除く

2019年3月7日
一般社団法人日本コミュニティーガス協会

平成30年度「ガスと暮らしの安心」運動の実施結果について

一般社団法人日本ガス協会と共催して標記「ガスと暮らしの安心」運動を実施した。尚「ガスと暮らしの安心」運動は、平成21年度まで実施していた「安心ガスライフ２１運動」より新たに名称を変更したもので、消費者事故ゼロを目指し、より充実した消費者保安の向上を目的としたものであり、平成30年度の概要は下記のとおりである。

記

１．実施期間　　平成30年9月1日～11月30日

２．実施内容

（１）ポスターの掲示

6,577枚（1地点群当り0.90枚の掲示）

（２）チラシの配布

調定件数1,107,834に対して743,371枚（配布率67.1%）

（３）ガス機器の取替促進運動

下記3種類のガス機器について要取替台数の調査を行ったところ、台数に関しては若干の増減がみられるものの、調定件数に占める割合は3種類とも昨年度とほぼ同等であった。

①開放式ガス湯沸器　　274台（0.02%）{昨年度　266台（0.02%）}
②ガスコンロ　　3,132台（0.28%）{昨年度3,130台（0.29%）}
③ふろがま　　844台（0.08%）{昨年度　853台（0.08%）}

なお、（　）内の%は前述の調定件数に対する割合を示す。

（４）その他の運動は別紙参照

３．参加状況

会員事業者数　　1,296社（会員総数1,326社）
地点群数　　7,281地点群
調定件数　　1,107,834件

会員事業者の報告率は97.7%であった。

以上

平成30年度　「ガスと暮らしの安心」運動実施結果報告書

別紙

運動実施期間 自　平成30年9月1日　　至　平成30年11月30日　　NO. 1

項目＼支部	単位	計	北海道	東　北	関　東	東　海	北　陸	近　畿	中　国	四　国	九　州	沖　縄
会員事業者												
・所属会員数	社	1,326	52	148	359	103	41	179	125	66	225	28
・うち支部へ実施報告書を提出した会員事業者の会員数	社	1,296	52	148	344	102	41	177	121	65	221	25
（報告率）	%	97.7	100.0	100.0	95.8	99.0	100.0	98.9	96.8	98.5	98.2	89.3
・地点群数　A	群	7,281	341	609	2,056	648	288	1,079	612	351	1,170	127
・調定件数　B	件	1,107,834	76,852	93,446	330,012	109,051	29,998	125,153	78,606	44,897	199,007	20,812
①キャンペーンポスターの												
・掲示枚数　C	枚	6,577	214	581	2,043	546	201	956	563	330	1,013	130
・実施率　C／A	%	90.3	62.8	95.4	99.4	84.3	69.8	88.6	92.0	94.0	86.6	102.4
②キャンペーンチラシの配布												
・協会制作チラシ　D	枚	536,919	14,360	61,220	115,876	71,687	13,395	74,881	53,929	13,902	113,169	4,500
・自社制作チラシ　E	枚	206,452	62,376	9,117	30,436	9,563	13,755	33,833	13,634	17,607	15,931	200
合 計　（F＝D＋E）	枚	743,371	76,736	70,337	146,312	81,250	27,150	108,714	67,563	31,509	129,100	4,700
・実施率　F／B	%	67.1	99.8	75.3	44.3	74.5	90.5	86.9	86.0	70.2	64.9	22.6
③開放式ガス湯沸器に係る												
・換気・使い方の注意啓発　G	件	308,361	15,051	20,498	60,449	52,437	4,509	61,896	18,121	20,155	50,945	4,300
・実施率　G／B	%	27.8	19.6	21.9	18.3	48.1	15.0	49.5	23.1	44.9	25.6	20.7
・不完全燃焼防止装置付き開放式湯沸器の啓発を実施　H	件	241,615	12,410	15,688	39,610	51,049	13,463	31,684	15,448	18,576	39,487	4,200
・実施率　H／B	%	21.8	16.1	16.8	12.0	46.8	44.9	25.3	19.7	41.4	19.8	20.2
・不完全燃焼防止装置付に取替え	台	1,209	60	95	654	61	27	71	124	16	101	0
・不完全燃焼防止装置付を新規取付け	台	880	27	125	198	21	68	117	90	54	180	0
・要取替促進対象の開放式ガス湯沸器	台	274	6	9	98	45	2	76	20	6	12	0
④ガスコンロ類に係わる生ガス												
・漏えい・使い方の注意啓発　I	件	454,866	52,098	36,074	87,372	61,237	6,593	74,878	37,634	21,801	68,607	8,572
・実施率　I／B	%	41.1	67.8	38.6	26.5	56.2	22.0	59.8	47.9	48.6	34.5	41.2
・Ｓｉセンサーコンロ類の啓発を実施　J	件	440,082	50,771	29,871	75,644	58,465	15,554	72,096	38,261	22,728	68,002	8,690
・実施率　J／B	%	39.7	66.1	32.0	22.9	53.6	51.9	57.6	48.7	50.6	34.2	41.8
・Ｓｉセンサーコンロ類に取替え	台	5,084	182	329	1,882	518	206	501	378	201	844	43
・Ｓｉセンサーコンロ類を新規取付け	台	1,069	53	119	334	78	52	59	148	23	184	19
・要取替促進対象のガスコンロ	台	3,132	392	104	700	501	10	498	302	109	514	2

平成30年度　「ガスと暮らしの安心」運動実施結果報告書

別紙

運動実施期間　自 平成30年9月1日　至 平成30年11月30日

NO. 2

項目 ＼ 支部	単位	計	北海道	東 北	関 東	東 海	北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
⑤自然排気式（ＣＦ）ふろがま												
・換気不良の危険性注意啓発　K	件	114,626	466	4,224	19,242	41,570	2,588	15,134	6,740	15,843	8,794	25
・実施率　K／B	%	10.3	0.6	4.5	5.8	38.1	8.6	12.1	8.6	35.3	4.4	0.1
・ＲＦ・ＢＦ・ＦＦ式に取替え　L	件	527	1	292	140	22	7	17	10	14	24	0
・実施率　L／B	%	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・要取替促進対象の自然排気式ふろがま	台	844	33	104	292	62	34	143	13	144	19	0
⑥保安説明会の開催												
・開催回数	回	1,006	60	111	296	80	29	89	109	54	171	7
・参加者数	名	40,013	804	3,720	11,678	2,109	1,451	4,168	999	2,377	12,489	218
⑦敷地内ガス管周知チラシの配布枚数												
(1) ・協会制作チラシ　M	枚	192,832	4,373	26,937	41,308	16,894	4,746	32,420	24,641	2,555	38,908	50
・自社制作チラシ　N	枚	83,823	11,304	2,150	9,994	4,866	11,535	28,813	4,949	8,624	1,266	322
合 計　（O＝M＋N）	枚	276,655	15,677	29,087	51,302	21,760	16,281	61,233	29,590	11,179	40,174	372
・実施率　O／B	%	25.0	20.4	31.1	15.5	20.0	54.3	48.9	37.6	24.9	20.2	1.8
(2)敷地内ガス管の管理責任について												
周知・啓発の実施　P	件	264,068	42,269	19,497	40,287	43,164	6,553	65,214	19,808	1,366	24,560	1,350
・実施率　P／B	%	23.8	55.0	20.9	12.2	39.6	21.8	52.1	25.2	3.0	12.3	6.5
⑧会員ガス事業者が実施した消費者事故防止運動												
a. 一般的周知及び個別周知の実施	件	601,841	65,512	48,408	135,403	73,013	18,112	94,127	49,303	26,896	81,442	9,625
b. 消費機器の調査	件	94,065	4,372	10,259	22,500	12,531	2,350	10,979	6,195	4,118	17,901	2,860
c. 内管漏えい検査	件	98,055	4,623	10,764	23,244	13,962	2,428	9,437	7,230	3,495	20,409	2,463
d. その他	件											
d. その他の実施した内容（別紙のとおり）												

平成30年度　「ガスと暮らしの安心」運動実施結果報告書

別紙

運動実施期間　　自　平成30年9月1日　　至　平成30年11月30日

同運動のうち、⑧項の会員ガス事業者が実施した消費者事故防止運動の「a.　一般的周知及び個別周知の実施　b.　消費機器の調査　c.　内管漏えい検査　以外にガス事業者が実施した運動」の3種運動以外の運動は次のとおりです。

NO.3

○北海道支部

・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで安全使用に関する周知
・検針票にコメント欄を設け、本運動のPR実施
・BF風呂釜安全チラシを配布し、異常着火注意ラベルを貼付した。
・胆振東部地震を受け、「ガス機器の安全使用のためのチェックポイント」、「地震発生時その時どうする」を配布

○東北支部

・新聞、テレビ、ガス展及び広報紙などによりPR実施
・大口業務用厨房設備を使用している需要家へCO中毒防止の周知
・地下埋設物災害防止対策協議会会議にて事故事例及び事故防止対策を発表し、発注者側から請負業者へ埋設物事前確認を徹底するよう依頼した。
・ガス展において最新ガス器具への代替え促進活動

○関東支部

・ガス展における消費機器安全使用周知、安全装置機器の展示、説明
・Siセンサーコンロ普及活動
・自社制作の換気注意シールを貼付。
・緊急保安訓練の実施

○東海支部

・団地自治会回覧板にて、敷地内ガス管他工事防止について周知・啓発を実施
・各支店で研修会を実施
・展示会にてSiセンサーコンロの説明、周知
・経年ガス機器取替促進

○北陸支部

・ガスの安全使用に関する周知チラシ等の配布
・Siセンサーコンロ及び最新ガス器具の普及活動
・導管漏えい検査
・ガス警報器等設置促進

○近畿支部

・展示会にてガス機器の保安及び換気に関する周知啓発を実施
・10年以上使用している経年ビルトインコンロ及びテーブルコンロの取替えキャンペーンDMの送付
・ガス事故防止のセンサー付きガス機器の周知活動の実施
・Siセンサーコンロの取替え推進キャンペーンを実施

○中国支部

・展示会にて保安の周知及び各種ポスター掲示
・製造所一斉点検
・展示会にてSiセンサーコンロの普及活動とLPガス安全使用の周知を実施
・LPガス保安カレンダー、周知文書付きカレンダー等配布

○四国支部

・防災フェスタ等に参加
・Siセンサー付き安全型消費機器の普及促進活動
・ガスの安全使用に関する周知チラシ等の配布
・展示会にてガス機器の保安について説明

○九州支部

・毎月マイコンメーターB表示確認
・風呂場のガス配管腐食点検及び燃焼低圧ホース接続部の点検交換促進。
・地震発生時のお客様へのお願いチラシを作成し、地震時の行動及びマイコンメーターの遮断機能、復帰方法の周知を実施
・供給管入替に伴う灯外内管入替のお願い

○沖縄支部

・ガス展示会開催
・保安啓発周知カレンダーを配布
・導管漏えい検査
・安全器具の周知チラシ配布

平成30年度第362回理事会 資料NO.11

平成 31 年 3 月
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

2019 年度「ガス警報器等設置促進運動」及び「保安点検・検査推進運動」の実施について

標記の運動をそれぞれの実施要綱に従って下記の通り実施する。

	「ガス警報器等設置促進運動」	「保安点検・検査推進運動」
①実施期間	4 月～翌年 3 月（通年）	4 月～翌年 3 月（通年）
②重点期間	原則として 8 月中 各支部の実状にあった期間を設定して重点的に運動を行う。	原則として 6～8 月 保安向上キャンペーン期間中（6～8 月）を重点期間とし、同キャンペーンと併せて運動を行うことにより、ガス工作物の保安と事故防止を図る。
③運動の内容	重点普及対象需要家及び一般普及対象需要家に対して、ガス警報器の設置促進を図るとともに、消防法改正で義務化された火災警報器の設置にあわせ、複合型警報器の設置促進に努める。	ガス工作物の点検及び検査を行う。 点検及び検査実施項目は実施要綱による。 立入検査での法令違反皆無に向けて、保安規程に基づき確実に点検・検査を実施する。
④実施結果の報告期限	会員事業者→協会支部宛報告 2020 年 4 月末日まで	会員事業者→協会支部宛報告 2020 年 4 月末日まで

その他
＊各支部においては、会員事業者に対して両運動実施の徹底を要請し、保安向上のために実効のある運動を展開されるよう協力をお願いする。
＊ガス警報器等設置促進運動及び保安点検・検査促進運動については、促進運動用ポスター等を制作する。
＊これらの運動とは別に、保安運動の一つとしての「保安向上キャンペーン」においてテーマを定め、集中的に周知・啓発を実施するため、チラシ又はポスターを制作する。（2019 年度の運動は「保安規程に基づく巡視・点検・検査の確実な実施」）

以　上

平成30年度第362回理事会
資料NO.12-1-1

会　　員　　数（ 01月度 ）

（ 31.01.31 ）

	正会員				準会員				賛助会員				会員総数	支部会員総数
	会員数 30.12.31	入会	退会	会員数 31.01.31	会員数 30.12.31	入会 退会		会員数 31.01.31	会員数 30.12.31	入会 退会		会員数 31.01.31		
北海道	51			51	2			2	11			11	64	65
東北	137			137	6			6	15			15	158	169
関東	350		1	349	9			9	24			24	382	391
東海	99			99	3			3	21			21	123	127
北陸	38			38	3			3	10			10	51	55
近畿	171		1	170	8			8	18			18	196	204
中国	122			122	5			5	14			14	141	144
四国	61			61	1			1	3			3	65	69
九州	220			220	8			8	24			24	252	257
沖縄	28			28	6			6	4			4	38	38
小計	1,277		2	1,275	51			51	144			144	1,470	1,519
本部	4			4	1			1	26			26	31	31
合計	1,281		2	1,279	52			52	170			170	1,501	1,550

01月 度 退 会 員 名

区分／支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
近　　畿	正会員	淡路マルヰ㈱	代表取締役社長 志智　仁	656-0472	兵庫県南あわじ市市善光寺２６２－１	事業譲渡
関　　東	正会員	㈲山恵商店	代表取締役 山田　賀一	371-0804	群馬県前橋市六供町１－３－６	事業譲渡
合　　計　　件						

平成30年度第362回理事会
資料NO.12-1-2

会　　員　　数（ 02月度 ）

（ 31. 02. 28 ）

	正会員				準会員			賛助会員			会員総数	支部会員総数
	会員数 31.01.31	入会	退会	会員数 31.02.28	会員数 31.01.31	入会 退会	会員数 31.02.28	会員数 31.01.31	入会 退会	会員数 31.02.28		
北海道	51			51	2		2	11		11	64	65
東北	137			137	6		6	15		15	158	169
関東	349		1	348	9		9	24		24	381	390
東海	99			99	3		3	21		21	123	127
北陸	38			38	3		3	10		10	51	55
近畿	170		1	169	8		8	18		18	195	203
中国	122			122	5		5	14		14	141	144
四国	61			61	1		1	3		3	65	69
九州	220		1	219	8		8	24		24	251	256
沖縄	28			28	6	1	5	4		4	37	37
小計	1,275		3	1,272	51	1	50	144		144	1,466	1,515
本部	4			4	1		1	26		26	31	31
合計	1,279		3	1,276	52	1	51	170		170	1,497	1,546

02月 度 退 会 員 名

区分／支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
関　　東	正会員	㈲松久仁燃料	代表取締役 松本　晴雄	362-0021	埼玉県上尾市大字原市１７	事業譲渡
近　　畿	正会員	上中産業㈱	代表取締役 上中　治	569-1026	大阪府高槻市緑が丘１－３－８	事業廃止
九　　州	正会員	㈲苓北プロパン	代表取締役 猪口　和喜	863-2501	熊本県天草郡苓北町坂瀬川７２－２	事業廃止
沖　　縄	準会員	㈱しもさと商会	代表取締役社長 下里　厳	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根	事業計画変更
合　　計　　件						

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.12-2

平成 31 年（2019 年）度本・支部総会日程

支　部　名	開催予定日	開　催　予　定　場　所
北　海　道	**５／２３（木）**	札幌市　ホテルモントレエーデルホフ札幌
東　　北	**５／１５（水）**	山形市　ホテルメトロポリタン山形
関　　東	５／２１（火）	千代田区　KKR ホテル東京
東　　海	**５／２２（水）**	名古屋市　名鉄ニューグランドホテル
北　　陸	**５／１４（火）**	富山市　高志会館
近　　畿	**５／１５（水）**	大阪市　大阪新阪急ホテル
中　　国	**５／２３（木）**	広島市　広島グランドインテリジェントホテル
四　　国	５／１６（木）	高松市　高松東急 REI ホテル
九　　州	**５／２２（水）**	福岡市　八仙閣
沖　　縄	**５／１４（火）**	那覇市　沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ
本　　部	５／１７（金）	第３６３回理事会
	６／２０（木）	千代田区　霞山会館

平成 31 年（2019 年）度本・支部総会日程一覧

5 月	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	6 月 20 日
北海道										●	
東北		●									
関東								●			
東海									●		
北陸	●										
近畿		●									
中国										●	
四国			●								
九州									●		
沖縄	●										
本部				理事会							●

平成 30 年度第 362 回理事会
資料 NO.13

総　務　委　員　会　関　係

平成３０年度第３回総務委員会（平成３１年１月１７日開催）審議概要

本日、平成３０年度第３回総務委員会を開催し、次の件について審議を行った。

１．「給与規程」の一部改正について

平成 30 年人事院勧告に準じて給与規程別表第 1「基本給」を改正する旨、説明し、承認された。

２．その他

特になし。

総　務　委　員　会　関　係
平成 30 年度　第 4 回（H31/3/15）
議　事　次　第

Ⅰ　議題

１．２０１９年度事業計画書（案）について

２．２０１８年度決算見込及び２０１９年度収支予算書（案）（本部単独分）について

３．２０１９年度収支予算書（案）（本・支部合算）について

４．「嘱託規程」の一部改正について

５．「継続雇用に係る嘱託就業規則」の一部改正について

６．その他

以　上

平成30年度第362回理事会
資料NO.14

業　務　委　員　会　関　係
平成30年度　第5回（H31/1/17）
審　議　概　要

Ⅰ　審議事項

（１）平成 31 年度事業計画(案)について

表記について、業務部の事業計画案について事務局より説明した。

（２）普及促進運動の具体的な取り組み(案)について

普及促進運動の具体的な取り組みの事前アンケートを基に第 5 回業務委員会にて意見をまとめ、次回業務委員会にて、実施項目を決定することを確認した。

Ⅱ　報告事項

（１）第 35 回制度設計専門会合（平成 30 年 12 月 17 日開催）の審議概要について

第35回制度設計専門会合の審議概要について、事務局より説明した。

（２）ガス事業制度検討ＷＧ（第4回）について

ガスシステム改革の現状と今後の課題の審議概要について、事務局より説明した。

（３）経過措置料金規制指定団地の指定解除について

平成 31 年 6 月 1 日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について、事務局より説明した。

（４）ガスの適正な取引の確保について

事務局にて作成した、ガスの適正な取引の確保のための「事業者向けチラシ」について、事務局より説明した。

（５）立地適正化計画の作成状況について

国土交通省より公表済の各都市の「立地適正化計画」の進捗状況と、事務局で調査した都市ガス供給状況を含めた一覧表を基に、事務局にて現状の報告と説明を行った。

（６）上期販売動向について

生産動態統計を基に、コミュニティーガスの現状を月毎および累計ベースで作成した概況を、事務局より説明をした。

（７）コラボ活動について

「全国親子クッキングコンテスト」、東邦ガスの「スマートエネルギーシステム」と体験型の「プロ厨房」について、概略を事務局より説明した。

（８）事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、 事務局より説明した。

以　上

業　務　委　員　会　関　係
平成30年度　第6回（H31/3/6）
審　議　概　要

Ⅰ　審議事項

（１）普及促進運動の具体的な取り組み(案)について

第６回業務委員会にて審議された具体的な取り組み３点について、「消費者向けリーフレットの活用」「営業事例紹介キャンペーン」「お客様向けクイズ＆アンケート」について、詳細の検討は一部を残し実施することを確認した。

Ⅱ　報告事項

（１）第 36 回制度設計専門会合（平成 31 年 2 月 15 日開催）の審議概要について

第36回制度設計専門会合の審議概要について、事務局より説明した。

（２）ガス事業制度検討ＷＧ（第5・6回）について

ガスシステム改革の現状と今後の課題の審議概要について、事務局より説明した。

（３）経過措置料金規制指定団地の指定解除について

平成 31 年 6 月 1 日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について前回から修正したものを、事務局より説明した。

（４）ガスの適正な取引の確保について

電力・ガス取引監視等委員会から、平成 30 年度第 2 四半期(7 月～9 月)を対象とした「特別な事後監視」の結果公表について、事務局より説明した。

（５）事業税・事業報酬率について

旧供給地点小売供給約款料金算定規則の事業税・事業報酬率について改正が予定されているため、事務局より説明した。

（６）「一の団地」解釈運用通達改正案について

「一の団地」解釈運用通達改正案について、進捗状況を事務局にて説明した。

（７）２０１９年度事業計画案（業務関連）について

協会の「２０１９年度事業計画書（案）」を基に、業務関連の事業概要を事務局より説明した。

（８）上期販売動向について

生産動態統計を基に、コミュニティーガスの現状を月毎および累計ベースで作成した概況を、事務局より説明をした。

（９）コラボ活動について

「全国親子クッキングコンテストの結果」、「エネファームに関する活動近況」について、概略を事務局より説明した。

(10) 事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、 安澤委員より説明。

以　上

平成30年度第362回理事会
資料NO.15

技 術 委 員 会 関 係
平成 30 年度　第 5 回(H31/1/17)
審 議 概 要

１．事故事例研究

以下の事故につき、関係支部委員からの報告をもとに、原因の分析、再発防止対策等事例研究を行った。

① 7 月 3 日北海道支部で発生した灯内内管腐食漏えいに伴う風呂釜の爆着事故
② 9 月 26 日北海道支部で発生した他社工事による導管損傷に伴う交通困難
③ 11 月 30 日北海道支部で発生した感震器連動遮断弁の誤作動に伴う供給支障事故
④ 10 月 31 日東北支部で発生した他社工事による導管損傷に伴う交通困難
⑤ 11 月 3 日東北支部で発生した感震自動ガス遮断装置の誤作動に伴う供給支障事故

２．平成 30 年「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」（中間報告）について

事務局より標記ガス事故発生状況について中間報告した。

① 平成 30 年のガス事故発生件数は 29 件で、前年より 10 件増加した。
② 各段階別事故状況
・製造段階　7 件（前年 3 件)、供給段階　13 件（前年 10 件）
消費段階　9 件（前年 6 件)、人的被害　負傷（火傷）2 名（需要家）

３．ガス事業制度検討 WG（第 4 回及び第 5 回）の概要について

事務局より標記検討 WG の審議概要について報告した。

① ガス卸供給に関する検討について
② 一括受ガスに関する検討について

４．平成 31 年度事業計画（技術・保安）（案）について　（審議事項）

平成 31 年度事業計画（案）を事務局より説明し、委員の了承を得た。

① 保安規制遵守のための周知・啓発
② 技術・保安水準の向上
・ガス事故防止対策
・経年管対策
・防災体制の整備・充実

５．平成 31 年度保安向上キャンペーン（案）について（審議事項）

事務局より標記キャンペーン（案）について説明し、委員の了承を得た。

平成 30 年度のテーマをキャンペーンの柱として引き続き会員及び需要家への安全周知等を図る。

・「ガス工作物の巡視・点検・検査の確実な実施」
・「BF 式風呂釜の異常着火事故防止」

６．保安規程の改正（サイバーセキュリティ対策）（案）について（審議事項）

ガス事業法施行規則の改正に伴い、サイバーセキュリティ対策を保安規程に定めることに関し、事務局より保安規程の改正案及び今後進める当該対策に係る内規モデルの骨格に関し説明し、事務局案に基づき今後作業を進めることで委員の了承を得た。

以上

技 術 委 員 会 関 係
平成 30 年度　第 6 回(H31/3/7)
審 議 概 要

１．事故事例研究

以下の事故につき、関係支部委員からの報告をもとに、原因の分析、再発防止対策等事例研究を行った。

① 12 月 15 日関東支部で発生した BF 式風呂釜の誤使用に伴う引火物損事故
② 12 月 20 日関東支部で発生した BF 式風呂釜の誤使用に伴う引火物損事故
③ 平成 30 年 1 月 11 日東海支部で発生した液面計からのガス漏えいに伴う住民避難
④ 平成 30 年 2 月 6 日東海支部で発生した緊急遮断装置の誤作動に伴う供給支障事故
⑤ 10 月 29 日東海支部で発生した他工事による導管損傷に伴う交通困難及び住民避難
⑥ 11 月 22 日近畿支部で発生した本管入替工事における着火に伴う供給支障事故
⑦ 12 月 14 日近畿支部で発生した他工事による導管損傷に伴う供給支障事故
⑧ 11 月 28 日中国支部で発生したガス切れに伴う供給支障事故

２．ガス安全小委員会（第 19 回）の概要について

事務局より標記委員会の概要について説明した。

① ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について
② 次期ガス安全高度化計画の策定に向けた検討状況について
③ 規制改革実施計画への対応状況について
④ その他

３．液化石油ガス小委員会（第 11 回）の概要について

事務局より標記委員会の概要について説明した。

① 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針のフォローアップ状況について
② 次期保安対策指針（行動計画）の策定に向けた検討状況について
③ 質量販売の保安に関する検討状況について
④ その他

４．ガス事業制度検討 WG（第 6 回）の概要について

事務局より標記 WG の概要について説明した。

① ガス卸供給に関する検討について
② 一括受ガスに関する検討について
③ LNG 基地の第三者利用に関する検討について

５．平成 30 年「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」について

標記について事務局より平成 30 年のガス事故状況を説明した。

ガス事故発生総件数は 40 件であり、前年（19 件）より 21 件の大幅な増加であった。

内訳では、製造部門 9 件（昨年比 6 件増）、供給部門 16 件（昨年比 6 件増）、消費部門 15 件（昨年比 9 件増）であった。

６．平成 30 年度「ガスと暮らしの安心」運動の実施結果について

標記について事務局より実施結果について説明した。

会員事業者の約 98%より運動報告の提出があり、各支部会員の主だった運動内容を報告した。また、取替が必要とされる消費機器については、昨年度より減少はしているが、まだ、開放式湯沸器が約 270 台、ガスコンロ約 3,100 台そして風呂釜が約 850 台残っている状況であった。

７．2019 年度保安向上キャンペーンの実施について

前回委員会（1 月開催）で審議した 2019 年度保安向上キャンペーンの運動内容について、その取りまとめを報告した。

キャンペーンにおいては、昨年度に引き続き、保安規程に基づくガス工作物の巡視・点検・検査の確実な実施と BF 式風呂釜の異常着火事故の防止を柱として展開する。

運動は 2019 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 ヶ月をキャンペーン期間とし、会員事業者はキャンペーン実施項目に沿って保安運動を展開する。

８．2019 年度ガス警報器等設置促進運動及び保安点検検査推進運動の実施について（審議事項）

標記について事務局より運動の実施内容について説明し、了承された。

ガス警報器等設置促進運動については、需要家先及び業務用厨房での CO 中毒事故再発防止の観点から普及促進に努めることとする。

また、保安点検・検査促進運動については保安向上キャンペーンとあわせて社内関係者のみならず　関係会社従業員も含めて運動を推進する。

９．保安規程の改正（サイバーセキュリティ対策）について　（審議事項）

前回委員会（1 月開催）で基本的な考え方を示した標記改正内容について、その後、事務局にて経済産業省ガス安全室と協議した結果を報告した。

当該報告内容で今後会員事業者に周知・啓発を進めることで委員の了承を得た。

以上

平成 30 年度第 362 回理事会

資料 No.16

事業者登録状況について
（平成 31 年 1，2 月度）

（1月度）　　なし

（2月度）

管轄局	事業者名 代表者名	（〒　　） 所在地	登録年月日
	島原Gエナジー株式会社 代表取締役社長　深堀　彰	〒855-0801 長崎県島原市高島 2-7192	H31.2.27

以　上

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（平成３０年１１月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

３０年１１月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１０，９４６，５２５㎥となり、対前年同月比９１．９％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比９２．８％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３３６（対前月より５地点群減少、対前年同月比９９．５％）、１，８３０，３８４（対前月より６６０地点減少、対前年同月比９９．３％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４８，９４８個（対前年同月比９９．３％）、調定数は、１，１２９，９５５件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３７，３３８個、調定数は、１，１２０，８７３件である。
メーター取付数は、全体で対前月９３７個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月４００件の減少（対前月比１００．０％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１０，９４６，５２５㎥で、そのうち家庭用は、１０，１５４，４６４㎥（構成比９２．８％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（平成３０年１１月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平均販売量（㎥／月）		
	家庭用	総販売量	２９年１１月	３０年１１月	対前年同月比（％）
北海道	90.81	90.78	7.86	7.20	91.65
東北	92.74	91.99	11.10	10.31	92.91
関東	87.45	88.36	12.08	10.86	89.89
中部	91.19	91.20	12.23	11.16	91.25
北陸	92.76	92.16	8.78	8.22	93.60
近畿	93.25	93.67	10.22	9.62	94.09
中国	93.56	93.38	10.37	9.70	93.56
四国	92.04	92.04	9.26	8.59	92.75
九州	97.86	97.64	8.85	8.73	98.59
沖縄	107.87	107.93	5.52	5.93	107.44
全国	91.75	91.92	10.44	9.69	92.81

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成30年11月分)＊＊＊

総括表

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.＜ ＞内は特定ガス大口供給数量。内数である。

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計		
供給地点群数	343	615	2,093 （21）	650	289	1,011	621	352	1,177	185			7,336 （21）
供給地点数	142,038	156,454	528,067 （4,030）	173,823	59,976	219,560	142,919	71,874	303,271	32,402			1,830,384 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス （kg）											5,796,795	5,630	5,802,425
圧縮天然ガス （㎥）													0
受入量 液化石油ガス （kg）	1,356,433	2,192,319	7,935,500	2,737,638	568,449	2,692,177	1,774,910	878,955	4,167,419	323,717	24,581,373	46,144	24,627,517
圧縮天然ガス （㎥）			49,084										49,084
消費量 液化石油ガス （kg）											9,079,976	43,435	9,123,411
圧縮天然ガス （㎥）													0
過欠補正 液化石油ガス （kg）											−172,572	2,802	−169,770
圧縮天然ガス （㎥）													0
月末在庫量 液化石油ガス （kg）											6,006,303	8,150	6,014,453
圧縮天然ガス （㎥）													0
需要家メーター数 （個）													
家庭用 取付数	97,733	114,141	385,078 （3,466）	128,271	39,393	157,384	96,723	57,243	229,622	31,750			1,337,338 （3,466）
調定数	83,779	95,156	329,827 （3,005）	108,312	29,812	124,067	79,023	44,612	197,614	28,671			1,120,873 （3,005）
商業用 取付数	1,582	1,381	3,460 （20）	592	182	702	297	135	650	24			9,005 （20）
調定数	989	1,051	2,721 （20）	483	149	586	241	78	588	20			6,906 （20）
その他 取付数	481	328	424	163	85	264	280	23	542	15			2,605
調定数	386	290	365	134	66	211	234	18	462	10			2,176
計 取付数	99,796	115,850	388,962 （3,486）	129,026	39,660	158,350	97,300	57,401	230,814	31,789			1,348,948 （3,486）
	＜ 1 ＞	＜ 36 ＞	＜ 110 ＞		＜ 18 ＞	＜ 4 ＞	＜ 18 ＞	＜ 16 ＞	＜ 83 ＞				＜ 286 ＞
計 調定数	85,154	96,497	332,913 （3,025）	108,929	30,027	124,864	79,498	44,708	198,664	28,701			1,129,955 （3,025）
	＜ 1 ＞	＜ 33 ＞	＜ 45 ＞		＜ 16 ＞	＜ 4 ＞	＜ 18 ＞	＜ 15 ＞	＜ 71 ＞				＜ 203 ＞
生産量（販売量） （㎥）													
家庭用	505,622	863,259	3,306,010 （48,475）	1,154,487	221,185	1,145,840	744,711	378,408	1,667,312	167,630			10,154,464 （48,475）
		＜ 219 ＞	＜ 344 ＞		＜ 128 ＞	＜ 1,497 ＞		＜ 5,780 ＞	＜ 612 ＞				＜ 8,580 ＞
商業用	50,332	98,308	258,534 （1,363）	51,161	17,404	32,615	13,872	2,783	27,026	2,201			554,236 （1,363）
	＜ 146 ＞	＜ 19,949 ＞	＜ 3,049 ＞		＜ 6,560 ＞	＜ 8,148 ＞	＜ 4,204 ＞	＜ 153 ＞	＜ 2,996 ＞				＜ 45,205 ＞
その他	57,221	33,348	51,130	10,231	8,170	22,737	12,407	2,692	39,457	432			237,825
		＜ 8,597 ＞	＜ 8,088 ＞		＜ 5,576 ＞	＜ 9,892 ＞		＜ 66 ＞	＜ 18,934 ＞				＜ 51,153 ＞
計	613,175	994,915	3,615,674 （49,838）	1,215,879	246,759	1,201,192	770,990	383,883	1,733,795	170,263			10,946,525 （49,838）
	＜ 146 ＞	＜ 28,765 ＞	＜ 11,481 ＞		＜ 12,264 ＞	＜ 19,537 ＞	＜ 4,204 ＞	＜ 5,999 ＞	＜ 22,542 ＞				＜ 104,938 ＞

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１１月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	343	73	103	136	19	102	182	303	171	170
供給地点数	142,038	21,853	25,625	36,667	2,285	26,878	43,146	88,686	43,923	38,839
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	1,356,433	236,079	314,569	610,568	28,650	416,796	585,657	1,103,882	763,825	606,975
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,733	19,072	19,442	26,526	2,009	18,426	28,666	54,664	31,710	29,613
調定数	83,779	15,242	15,479	22,690	1,662	15,620	24,463	45,503	26,051	24,306
商業用　取付数	1,582	505	114	126	4	398	234	222	370	176
調定数	989	357	86	119	4	330	155	175	280	127
その他　取付数	481	117	74	36	1	31	69	98	61	33
調定数	386	104	64	35	1	28	58	82	50	23
計　取付数	99,796	19,694	19,630	26,688	2,014	18,855	28,969	54,984	32,141	29,822
計　調定数	85,154	15,703	15,629	22,844	1,667	15,978	24,676	45,760	26,381	24,456
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	505,622	92,550	135,262	254,811	12,154	127,990	240,492	466,923	262,907	226,889
商　業　用	50,332	12,969	3,778	15,739	16	48,669	17,137	5,963	86,921	52,703
そ　の　他	57,221	1,815	2,917	2,774	0	8,814	17,028	9,900	2,705	9,188
計	613,175	107,334	141,957	273,324	12,170	185,473	274,657	482,786	352,533	288,780

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１１月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	443	220 (21)	62	235	34	151	115	256	160	127
供給地点数	134,843	60,204 (4,030)	11,309	55,457	10,092	26,757	19,655	51,486	25,278	34,515
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	2,276,678	756,945	230,584	903,219	93,340	423,479	256,892	675,613	242,800	323,899
圧縮天然ガス　(㎥)		49,084								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,896	40,422 (3,466)	9,494	45,784	8,594	20,490	15,817	36,645	17,274	21,936
調定数	91,835	35,826 (3,005)	8,455	40,070	7,382	16,172	12,608	29,244	13,215	16,468
商業用　取付数	566	61 (20)	4	338	212	1,308	106	120	51	131
調定数	441	54 (20)	4	247	179	1,079	54	98	45	104
その他　取付数	87	40	1	27	17	9	13	48	12	73
調定数	80	36	1	23	17	6	9	46	7	59
計　取付数	102,549	40,523 (3,486)	9,499	46,149	8,823	21,807	15,936	36,813	17,337	22,140
計　調定数	92,356	35,916 (3,025)	8,460	40,340	7,578	17,257	12,671	29,388	13,267	16,631
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	984,606	383,150 (48,475)	90,705	389,743	39,821	140,151	107,944	280,144	89,537	131,103
商　業　用	24,918	5,094 (1,363)	1,283	15,140	5,446	51,556	4,067	5,615	6,143	11,261
そ　の　他	11,303	6,288	0	965	388	4,854	726	5,044	9	8,161
計	1,020,827	394,532 (49,838)	91,988	405,848	45,655	196,561	112,737	290,803	95,689	150,525

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１１月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	62	192	184	209	98	221	256	153	90	131
供給地点数	12,956	35,837	48,490	76,495	20,360	48,829	52,632	28,670	25,467	30,646
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	128,853	585,360	793,830	1,204,266	271,249	538,165	691,430	443,557	302,912	316,011
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,576	29,735	35,302	53,366	16,424	35,961	36,028	21,742	18,118	20,535
調定数	6,375	24,947	29,965	45,904	11,811	27,436	29,959	17,988	14,251	16,247
商業用　取付数	74	178	257	134	23	166	226	126	16	71
調定数	68	125	222	119	19	112	192	121	11	63
その他　取付数	7	32	34	87	49	53	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	23	50	45	56	7	23
計　取付数	8,657	29,945	35,593	53,587	16,496	36,180	36,306	21,929	18,145	20,637
計　調定数	6,450	25,089	30,218	46,101	11,853	27,598	30,196	18,165	14,269	16,333
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	54,828	247,157	320,038	520,864	127,195	237,306	283,668	165,919	140,991	135,933
商業用	2,596	6,725	31,490	12,774	483	7,557	6,491	12,876	304	2,308
その他	33	1,208	2,236	6,556	10,069	1,388	375	7,215	888	2,769
計	57,457	255,090	353,764	540,194	137,747	246,251	290,534	186,010	142,183	141,010

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１１月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	83	168	210	91	88	81	107	76	553
供給地点数	14,459	12,492	30,836	68,811	16,321	16,262	14,577	20,120	20,915	143,775
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	162,283	165,628	324,847	913,078	209,074	208,725	153,465	229,022	287,743	2,100,274
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,907	8,721	20,882	45,440	12,773	12,649	11,973	16,578	16,043	111,837
調定数	7,255	7,506	16,055	38,401	9,806	9,829	8,341	13,325	13,117	95,879
商業用　取付数	42	5	68	171	11	17	2	94	22	168
調定数	37	5	56	135	8	16	1	45	16	164
その他　取付数	60	24	17	150	29	1	4	8	10	145
調定数	48	23	14	137	12	1	1	7	9	136
計　取付数	9,009	8,750	20,967	45,761	12,813	12,667	11,979	16,680	16,075	112,150
計　調定数	7,340	7,534	16,125	38,673	9,826	9,846	8,343	13,377	13,142	96,179
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	59,729	66,917	138,514	392,834	86,717	82,035	61,681	108,405	126,287	824,715
商業用	1,349	583	2,102	9,785	53	998	56	820	909	10,301
その他	5,421	1,145	252	4,740	849	0	1,353	68	1,271	4,829
計	66,499	68,645	140,868	407,359	87,619	83,033	63,090	109,293	128,467	839,845

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１１月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	65	118	97	79	138	127	185			7,336 (21)
供給地点数	10,013	40,082	20,166	21,047	26,378	41,810	32,402			1,830,384 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	136,437	595,298	237,108	226,083	310,359	561,860	323,717			24,627,517
圧縮天然ガス　(㎥)										49,084
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,285	29,636	14,832	13,658	20,121	32,253	31,750			1,337,338 (3,466)
調定数	6,078	25,773	12,726	11,929	16,657	28,572	28,671			1,120,873 (3,005)
商業用　取付数	7	61	19	45	26	324	24			9,005 (20)
調定数	7	57	17	38	19	286	20			6,906 (20)
その他　取付数	9	70	10	24	53	231	15			2,605 (0)
調定数	8	64	6	13	45	190	10			2,176 (0)
計　取付数	7,301	29,767	14,861	13,727	20,200	32,808	31,789			1,348,948 (3,486)
計　調定数	6,093	25,894	12,749	11,980	16,721	29,048	28,701			1,129,955 (3,025)
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	52,215	225,692	106,949	91,682	122,585	243,474	167,630			10,154,464 (48,475)
商業用	140	3,779	744	1,857	836	9,369	2,201			554,236 (1,363)
その他	69	1,971	61	3,154	16,692	12,681	432			237,825 (0)
計	52,424	231,442	107,754	96,693	140,113	265,524	170,263			10,946,525 (49,838)

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（平成３０年１２月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

３０年１２月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１３，６０３，２０２㎥となり、対前年同月比８８．５％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比８９．４％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３３３（対前月より３地点群減少、対前年同月比９９．５％）、１，８２９，７０２（対前月より６８２地点減少、対前年同月比９９．３％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４８，２１３個（対前年同月比９９．３％）、調定数は、１，１２９，６１２件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３６，３６６個、調定数は、１，１２０，２８７件である。
メーター取付数は、全体で対前月７３５個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月３４３件の減少（対前月比１００．０％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１３，６０３，２０２㎥で、そのうち家庭用は、１２，６３１，３７２㎥（構成比９２．９％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（平成３０年１２月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平均販売量（㎥／月）		
	家庭用	総販売量	２９年１２月	３０年１２月	対前年同月比（％）
北海道	96.13	96.20	11.08	10.77	97.17
東北	92.06	91.57	13.44	12.42	92.47
関東	85.63	85.93	15.22	13.30	87.39
中部	88.34	88.24	15.71	13.89	88.41
北陸	89.30	88.62	11.22	10.09	89.88
近畿	86.38	86.57	13.44	11.70	87.03
中国	89.78	89.66	13.99	12.58	89.94
四国	89.16	89.22	11.79	10.62	90.06
九州	90.06	89.76	11.78	10.68	90.70
沖縄	91.45	91.86	7.25	6.63	91.41
全国	88.39	88.49	13.47	12.04	89.38

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成30年12月分)＊＊＊

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.＜ ＞内は特定ガス大口供給数量。内数である。

総括表

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	343	614	2,093 （21）	650	289	1,010	620	352	1,177	185			7,333 （21）
供給地点数	141,656	156,366	528,048 （4,030）	173,826	59,976	219,447	142,799	71,874	303,308	32,402			1,829,702 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　（kg）											5,823,937	8,150	5,832,087
圧縮天然ガス　（㎥）													0
受入量 液化石油ガス　（kg）	2,083,299	2,833,247	10,410,213	3,847,840	731,314	3,837,548	2,453,665	1,186,738	5,434,057	387,071	33,154,472	50,520	33,204,992
圧縮天然ガス　（㎥）			63,109										63,109
消費量 液化石油ガス　（kg）											11,523,968	43,809	11,567,777
圧縮天然ガス　（㎥）													0
過欠補正 液化石油ガス　（kg）											−301,498	−2,544	−304,042
圧縮天然ガス　（㎥）													0
月末在庫量 液化石油ガス　（kg）											6,526,679	9,480	6,536,159
圧縮天然ガス　（㎥）													0
需要家メーター数　（個）													
家庭用　取付数	97,687	113,910	384,888 （3,467）	128,068	39,382	157,037	96,661	57,237	229,748	31,748			1,336,366 （3,467）
調定数	83,646	95,113	329,678 （2,992）	108,375	29,792	123,909	78,947	44,572	197,542	28,713			1,120,287 （2,992）
商業用　取付数	1,582	1,384	3,458 （20）	589	183	702	300	135	651	23			9,007 （20）
調定数	1,000	1,053	2,745 （20）	483	152	589	245	80	590	18			6,955 （20）
その他　取付数	477	327	424	163	85	501	281	23	544	15			2,840
調定数	385	289	368	134	66	402	234	18	464	10			2,370
計　取付数	99,746	115,621	388,770 （3,487）	128,820	39,650	158,240	97,242	57,395	230,943	31,786			1,348,213 （3,487）
	＜1＞	＜36＞	＜110＞		＜18＞	＜4＞	＜18＞	＜16＞	＜83＞				＜286＞
計　調定数	85,031	96,455	332,791 （3,012）	108,992	30,010	124,900	79,426	44,670	198,596	28,741			1,129,612 （3,012）
	＜1＞	＜32＞	＜45＞		＜17＞	＜4＞	＜18＞	＜15＞	＜71＞				＜203＞
生産量（販売量）　（㎥）													
家庭用	731,341	1,026,264	4,096,304 （64,472）	1,439,240	273,695	1,400,089	959,337	467,253	2,049,860	187,989			12,631,372 （64,472）
		＜302＞	＜516＞		＜182＞	＜1,433＞		＜6,119＞	＜1,035＞				＜9,587＞
商業用	78,182	122,210	269,720 （1,845）	60,643	19,108	37,733	17,479	3,339	28,730	2,218			639,362 （1,845）
	＜140＞	＜31,940＞	＜3,672＞		＜6,192＞	＜7,986＞	＜3,780＞	＜149＞	＜3,331＞				＜57,190＞
その他	106,001	49,851	60,717	13,751	9,909	22,907	22,626	3,665	42,785	256			332,468
		＜13,683＞	＜8,754＞		＜7,076＞	＜9,531＞		＜64＞	＜20,580＞				＜59,688＞
計	915,524	1,198,325	4,426,741 （66,317）	1,513,634	302,712	1,460,729	999,442	474,257	2,121,375	190,463			13,603,202 （66,317）
	＜140＞	＜45,925＞	＜12,942＞		＜13,450＞	＜18,950＞	＜3,780＞	＜6,332＞	＜24,946＞				＜126,465＞

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１２月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	343	73	103	136	19	102	181	303	171	170
供給地点数	141,656	21,846	25,625	36,667	2,285	26,878	43,065	88,687	43,821	38,839
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	2,083,299	305,890	367,414	805,439	33,744	553,620	767,140	1,411,577	921,162	779,541
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,687	19,066	19,439	26,426	2,009	18,414	28,556	54,610	31,593	29,612
調定数	83,646	15,217	15,567	22,658	1,662	15,594	24,415	45,510	25,964	24,291
商業用　取付数	1,582	507	114	127	4	398	234	223	370	176
調定数	1,000	359	86	119	4	330	155	177	278	126
その他　取付数	477	117	74	36	1	31	68	98	61	33
調定数	385	103	65	35	1	27	58	82	50	26
計　取付数	99,746	19,690	19,627	26,589	2,014	18,843	28,858	54,931	32,024	29,821
計　調定数	85,031	15,679	15,718	22,812	1,667	15,951	24,628	45,769	26,292	24,443
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	731,341	108,435	155,971	311,473	14,172	153,809	282,404	571,541	318,328	276,560
商　業　用	78,182	16,671	4,085	21,792	20	59,025	20,617	7,619	86,915	51,707
そ　の　他	106,001	2,656	2,685	3,677	0	16,253	24,580	11,765	2,621	10,031
計	915,524	127,762	162,741	336,942	14,192	229,087	327,601	590,925	407,864	338,298

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１２月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	443	220 (21)	62	235	34	151	115	256	160	127
供給地点数	134,966	60,205 (4,030)	11,309	55,460	10,099	26,757	19,603	51,486	25,278	34,515
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	2,983,943	1,027,623	288,010	1,197,637	157,021	614,869	347,094	909,752	285,315	443,449
圧縮天然ガス　(㎥)		63,109								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,978	40,393 (3,467)	9,487	45,755	8,593	20,490	15,795	36,627	17,271	21,928
調定数	91,919	35,775 (2,992)	8,446	40,067	7,396	16,091	12,594	29,285	13,212	16,451
商業用　取付数	563	61 (20)	4	338	212	1,308	106	120	51	132
調定数	435	54 (20)	4	248	179	1,105	58	98	46	106
その他　取付数	87	40	1	27	17	9	13	48	12	73
調定数	80	36	1	23	17	6	9	46	7	59
計　取付数	102,628	40,494 (3,487)	9,492	46,120	8,822	21,807	15,914	36,795	17,334	22,133
計　調定数	92,434	35,865 (3,012)	8,451	40,338	7,592	17,202	12,661	29,429	13,265	16,616
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	1,242,971	484,355 (64,472)	118,003	478,988	52,073	167,054	130,828	336,999	111,294	161,642
商　業　用	27,165	5,925 (1,845)	1,105	15,328	6,624	57,049	5,264	5,221	5,491	13,617
そ　の　他	13,091	7,073	2	941	835	6,884	814	6,914	11	9,898
計	1,283,227	497,353 (66,317)	119,110	495,257	59,532	230,987	136,906	349,134	116,796	185,157

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１２月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	62	192	184	209	98	221	256	153	90	130
供給地点数	12,957	35,837	48,493	76,495	20,360	48,829	52,633	28,670	25,473	30,525
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	184,384	789,938	1,079,357	1,753,079	404,912	827,106	936,306	594,882	444,942	445,016
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,575	29,659	35,303	53,244	16,201	35,953	35,954	21,786	18,103	20,465
調定数	6,372	24,964	30,013	45,867	11,818	27,321	29,946	18,027	14,240	16,185
商業用　取付数	75	177	255	134	23	166	225	126	16	71
調定数	69	124	223	119	19	113	193	121	11	63
その他　取付数	7	32	34	87	286	53	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	214	50	45	56	7	23
計　取付数	8,657	29,868	35,592	53,465	16,510	36,172	36,231	21,973	18,130	20,567
計　調定数	6,448	25,105	30,267	46,064	12,051	27,484	30,184	18,204	14,258	16,271
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	66,287	315,763	399,775	643,065	139,134	300,555	355,203	204,713	173,825	160,372
商業用	2,855	7,121	35,828	17,492	686	8,373	7,485	15,479	319	2,536
その他	29	2,200	3,236	8,061	9,444	1,901	631	7,176	714	3,012
計	69,171	325,084	438,839	668,618	149,264	310,829	363,319	227,368	174,858	165,920

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１２月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	168	210	91	88	81	107	76	554
供給地点数	14,459	12,382	30,836	68,811	16,311	16,262	14,577	20,120	20,915	143,888
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	217,582	213,582	454,398	1,291,134	276,969	289,686	220,446	321,648	354,958	2,784,439
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,904	8,699	20,867	45,417	12,774	12,648	11,971	16,577	16,041	112,059
調定数	7,261	7,488	16,005	38,393	9,800	9,818	8,328	13,334	13,092	95,943
商業用　取付数	42	4	68	175	11	17	2	94	22	168
調定数	37	4	56	140	8	16	1	47	16	165
その他　取付数	60	24	17	151	29	1	4	8	10	147
調定数	48	23	14	138	11	1	1	7	9	138
計　取付数	9,006	8,727	20,952	45,743	12,814	12,666	11,977	16,679	16,073	112,374
計　調定数	7,346	7,515	16,075	38,671	9,819	9,835	8,330	13,388	13,117	96,246
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	72,692	84,160	171,405	523,749	107,331	99,908	75,647	134,674	157,024	1,042,584
商業用	1,869	786	2,528	12,229	67	1,094	59	984	1,202	10,629
その他	10,583	1,203	420	8,867	1,553	0	2,253	65	1,347	5,913
計	85,144	86,149	174,353	544,845	108,951	101,002	77,959	135,723	159,573	1,059,126

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３０年１２月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	65	118	97	78	138	127	185			7,333 (21)
供給地点数	10,013	40,082	20,166	20,971	26,378	41,810	32,402			1,829,702 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	168,939	794,647	305,852	312,257	403,620	664,303	387,071			33,204,992
圧縮天然ガス　(㎥)										63,109
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,284	29,635	14,826	13,572	20,111	32,261	31,748			1,336,366 (3,467)
調定数	6,066	25,802	12,718	11,850	16,624	28,539	28,713			1,120,287 (2,992)
商業用　取付数	7	62	19	45	26	324	23			9,007 (20)
調定数	7	58	17	38	19	286	18			6,955 (20)
その他　取付数	9	70	10	24	53	231	15			2,840 (0)
調定数	8	64	6	13	45	190	10			2,370 (0)
計　取付数	7,300	29,767	14,855	13,641	20,190	32,816	31,786			1,348,213 (3,487)
計　調定数	6,081	25,924	12,741	11,901	16,688	29,015	28,741			1,129,612 (3,012)
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	65,127	286,012	124,498	112,705	150,243	268,691	187,989			12,631,372 (64,472)
商業用	142	4,320	836	2,089	975	9,739	2,218			639,362 (1,845)
その他	79	2,304	76	2,776	18,873	12,764	256			332,468 (0)
計	65,348	292,636	125,410	117,570	170,091	291,194	190,463			13,603,202 (66,317)

平成30年度第362回理事会
資料NO.18

特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業）の概況

（平成３０年３月末現在）

資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　ガス市場整備室

目　　次

頁

１．特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）等の推移 …… １

２．所管別、規模別、供給地点群数・供給地点数 …… ２

３．所管別、需要家数別、事業者数 …… ３

４．特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者のうち公営事業者 …… ４

５．需給（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）生産動態統計）の推移 …… ５

６．需要家数（供給地点数）5,000地点以上の事業者 …… ６

７．１供給地点群の供給地点数が1,000以上の事業者 …… ８

（参考資料）

（参考１）所管別、供給地点群数別、事業者数 …… １６

（参考２）都道府県別、供給地点群数・供給地点数 …… １７

（参考３）都道府県別、規模別、供給地点群数・供給地点数 …… １８

（参考４）特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）生産動態統計（年間調定数月別推移） …… ２６

（参考５）１供給地点群の供給地点数が1,000以上の所管別、事業者数、供給地点群数・供給地点数 …… ２７

１．特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）等の推移

（各年度３月末）

年度 / 所管	事業者数				供給地点群数				供給地点数			
	26	27	28	29	26	27	28	29	26	27	28	29
本　省	―	―	―	35	―	―	―	1,471	―	―	―	417,753
北海道	53	53	52	52	346	342	343	342	126,180	125,558	125,692	125,579
東　北	156	154	150	136	640	635	618	490	159,480	159,605	157,436	123,128
関　東	385	373	364	340	2,141	2,120	2,103	1,213	545,457	539,987	528,390	267,362
中　部	110	109	105	93	670	664	655	521	176,178	175,751	174,579	136,414
北　陸	43	44	42	37	298	297	292	251	61,185	60,760	59,977	41,854
近　畿	187	186	181	167	1,028	1,023	1,017	761	222,816	222,146	220,871	163,501
中　国	137	134	130	122	650	639	632	602	147,050	145,463	144,520	139,319
四　国	68	68	66	62	360	357	352	333	73,697	73,476	72,643	68,348
九　州	231	227	226	222	1,183	1,174	1,170	1,144	303,822	303,060	302,811	298,964
沖　縄	27	27	27	27	181	181	184	186	32,785	32,211	32,769	32,761
合　計	1,397	1,375	1,343	1,293	7,497	7,432	7,366	7,314	1,848,650	1,838,017	1,819,688	1,814,983
	(−27)	(−22)	(−32)	(−50)	(−47)	(−65)	(−66)	(−52)	(−9,381)	(−10,633)	(−18,329)	(−4,705)

（注）　（　）内数値は、前年３月末に対する増減数である。

２．所管別、規模別、供給地点群数・供給地点数

（平成３０年３月末）

規模＼所管	供給地点群数 供給地点数　（構成比　%）	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
70 ～ 99	2,169	406	74	143	343	163	108	198	209	123	339	63
	178,982 （ 9.9 ）	33,534	6,068	11,636	28,482	13,475	8,920	16,349	17,264	10,012	27,978	5,264
100 ～ 199	2,716	501	113	194	494	182	88	326	209	107	419	83
	376,046 （ 20.7 ）	69,955	15,629	26,918	68,427	25,836	11,962	44,244	29,288	14,449	57,589	11,749
200 ～ 299	963	210	52	56	165	59	30	101	74	49	146	21
	233,531 （ 12.9 ）	50,768	12,376	13,438	40,453	14,586	7,290	24,191	17,707	11,802	35,597	5,323
300 ～ 399	454	110	33	26	67	19	9	50	36	13	84	7
	155,692 （ 8.6 ）	37,476	11,307	9,127	22,942	6,343	3,098	17,204	12,392	4,384	29,036	2,383
400 ～ 499	257	62	14	16	39	24	3	24	21	16	32	6
	114,876 （ 6.3 ）	27,920	6,375	7,129	17,316	10,794	1,372	10,779	9,416	7,033	14,109	2,633
500 ～ 599	202	46	14	13	33	17	5	17	19	8	29	1
	110,215 （ 6.1 ）	25,161	7,708	7,242	18,153	9,280	2,720	9,204	10,389	4,322	15,487	549
600 ～ 699	117	22	8	6	18	16	2	11	6	6	20	2
	75,536 （ 4.2 ）	14,270	5,240	3,833	11,632	10,352	1,225	6,995	3,925	3,919	12,856	1,289
700 ～ 799	90	20	4	8	15	10	2	11	4	4	12	0
	67,226 （ 3.7 ）	14,854	2,951	5,934	11,360	7,587	1,476	8,125	3,033	3,050	8,856	0
800 ～ 899	74	23	6	3	10	10	3	7	2	1	9	0
	62,951 （ 3.5 ）	19,583	5,141	2,495	8,423	8,437	2,462	6,131	1,724	817	7,738	0
900 ～ 999	41	13	1	3	6	2	0	4	4	0	8	0
	38,888 （ 2.1 ）	12,392	931	2,894	5,717	1,872	0	3,675	3,751	0	7,656	0
1,000 ～ 1,999	179	40	15	18	21	16	1	12	13	5	35	3
	237,952 （ 13.1 ）	54,992	18,871	23,357	28,069	20,437	1,329	16,604	17,418	6,517	46,787	3,571
2,000 ～ 2,999	36	12	4	4	1	3	0	0	4	1	7	0
	86,761 （ 4.8 ）	28,350	10,319	9,125	2,249	7,415	0	0	9,940	2,043	17,320	0
3,000 ～ 3,999	6	2	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0
	19,608 （ 1.1 ）	7,022	3,340	0	0	0	0	0	3,072	0	6,174	0
4,000 ～ 4,999	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	13,471 （ 0.7 ）	9,332	0	0	4,139	0	0	0	0	0	0	0
5,000 ～	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	43,248 （ 2.4 ）	12,144	19,323	0	0	0	0	0	0	0	11,781	0
合　計	7,314	1,471	342	490	1,213	521	251	761	602	333	1,144	186
	1,814,983 （ 100.0 ）	417,753	125,579	123,128	267,362	136,414	41,854	163,501	139,319	68,348	298,964	32,761
うち一般ガス導管事業者の供給区域内の供給地点群数及び供給地点数	1,531	441	105	14	418	132	0	215	0	43	149	14
	343,469	106,318	34,601	4,049	87,273	23,882	0	39,310	0	5,870	36,915	5,251
事業者数	1,293	35	52	136	340	93	37	167	122	62	222	27

３．所管別、需要家数別、事業者数

（平成３０年３月末）

需要家数＼所管	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	構成比 %
70 ～ 99	0	4	17	43	16	5	21	17	11	31	1	166	12.8
100 ～ 199	1	10	25	75	21	7	32	14	11	36	3	235	18.2
200 ～ 299	0	6	22	46	7	6	25	13	7	24	3	159	12.3
300 ～ 399	0	4	8	33	4	4	17	7	2	22	5	106	8.2
400 ～ 499	1	7	6	26	6	4	11	6	11	11	3	92	7.1
500 ～ 599	0	3	5	15	7	3	6	6	3	19	1	68	5.3
600 ～ 699	0	2	2	13	5	0	7	4	2	8	0	43	3.3
700 ～ 799	0	2	7	7	3	0	4	4	1	8	1	37	2.9
800 ～ 899	0	1	5	9	2	0	8	4	1	6	0	36	2.8
900 ～ 999	2	3	2	14	1	0	2	4	0	5	0	33	2.6
1,000 ～ 1,999	9	4	18	31	10	3	18	26	8	24	5	156	12.1
2,000 ～ 2,999	5	0	11	10	3	3	5	7	2	9	0	55	4.3
3,000 ～ 3,999	2	0	3	5	3	1	6	6	0	7	3	36	2.8
4,000 ～ 4,999	2	2	2	5	0	0	1	1	0	4	1	18	1.4
5,000 ～ 9,999	3	1	3	8	3	0	3	2	1	5	1	30	2.3
10,000 ～	10	3	0	0	2	1	1	1	2	3	0	23	1.8
合計	35	52	136	340	93	37	167	122	62	222	27	1,293	100.0

４．特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者のうち公営事業者

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群数	供給地点数
東北	気仙沼市	2	228
	仙台市	8	2,471
	男鹿市	1	77
北陸	金沢市	4	1,440
近畿	福井市	3	355
中国	松江市	10	1,832
合計		28	6,403

５．需給（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）生産動態統計）の推移

（100.4652MJ）

（各年１２月末）

項目 ＼ 年			平成２６年	平成２７年	前年比（%）	平成２８年	前年比（%）	平成２９年	前年比（%）
生産量（販売量）（㎥）	家庭用		152,729,479	146,276,830	95.8	139,431,939	95.3	141,112,522	101.2
			(762,237)	(717,902)		(703,707)		(719,634)	
	商業用		7,428,744	6,250,196	84.1	6,088,730	97.4	7,110,138	116.8
			(27,948)	(27,509)		(27,006)		(25,674)	
	その他		3,170,207	3,093,398	97.6	3,201,594	103.5	3,441,267	107.5
			(0)	(0)		(0)		(0)	
	計		163,328,430	155,620,424	95.3	148,722,263	95.6	151,663,927	102.0
			(790,185)	(745,411)		(730,713)		(745,308)	
需要家メーター数（個）	家庭用	取付数	1,361,921	1,347,945	99.0	1,334,986	99.0	1,346,747	100.9
			(3,453)	(3,458)		(3,459)		(3,460)	
		調定数	1,165,880	1,144,877	98.2	1,129,279	98.6	1,131,819	100.2
			(3,092)	(3,050)		(3,047)		(3,015)	
	商業用	取付数	7,450	7,336	98.5	7,224	98.5	9,039	125.1
			(20)	(20)		(20)		(20)	
		調定数	6,118	5,976	97.7	5,866	98.2	6,985	119.1
			(20)	(20)		(20)		(20)	
	その他	取付数	2,329	2,308	99.1	2,331	101.0	2,566	110.1
			(0)	(0)		(0)		(0)	
		調定数	1,995	1,971	98.8	1,988	100.9	2,176	109.5
			(0)	(0)		(0)		(0)	
	計	取付数	1,371,700	1,357,589	99.0	1,344,541	99.0	1,358,352	101.0
			(3,473)	(3,478)		(3,479)		(3,480)	
		調定数	1,173,993	1,152,824	98.2	1,137,133	98.6	1,140,980	100.3
			(3,112)	(3,070)		(3,067)		(3,035)	
年間調定数（参考）	家庭用		14,093,505	13,841,965	98.2	13,631,378	98.5	13,542,052	99.3
			(36,981)	(36,645)	(99.1)	(36,541)	(99.7)	(36,493)	(99.9)
	商業用		74,313	72,657	97.8	70,992	97.7	78,065	110.0
			(240)	(240)	(100.0)	(240)	(100.0)	(240)	(100.0)
	その他		24,039	23,713	98.6	23,990	101.2	25,474	106.2
			(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	計		14,191,857	13,938,335	98.2	13,726,360	98.5	13,645,591	99.4
			(37,221)	(36,885)	(99.1)	(36,781)	(99.7)	(36,733)	(99.9)
平均販売量（㎥）	家庭用		10.84	10.57	97.5	10.23	96.8	10.42	101.9
			(20.61)	(19.59)	(95.0)	(19.26)	(98.3)	(19.72)	(102.4)
	商業用		99.97	86.02	86.1	85.77	99.7	91.08	106.2
			(116.45)	(114.62)	(98.4)	(112.53)	(98.2)	(106.98)	(95.1)
	その他		131.88	130.45	98.9	133.46	102.3	135.09	101.2
			(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	計		11.51	11.16	97.0	10.83	97.0	11.11	102.6
			(21.23)	(20.21)	(95.2)	(19.87)	(98.3)	(20.29)	(102.1)
受入量 原料	液化石油ガス（kg）		340,164,226	323,114,296	95.0	310,905,989	96.2	316,803,295	101.9
	圧縮天然ガス（㎥）		(712,263)	(663,335)	(93.1)	(657,704)	(99.2)	(662,475)	(100.7)

（注）１．各年の数値は暦年ベース。

２．（ ）の数値は、圧縮天然ガスである。なお、生産量（販売量）・需要家メーター数量は内数。

３．平均販売量は年間販売量÷年間調定数（累計）。上段はＬＰガス、下段は圧縮天然ガス。

６．需要家数（供給地点数）５，０００地点以上の事業者

（平成３０年３月末）

	事業者名	所管	供給地点群数	供給地点数
1	日本瓦斯（株）	本省	345	113,637
2	西部ガスエネルギー（株）	九州	209	84,244
3	北ガスジェネックス（株）	北海道	134	61,428
4	東邦液化ガス（株）	中部	166	53,344
5	（株）サイサン	本省	165	51,329
6	大阪ガスＬＰＧ（株）	近畿	176	46,533
7	堀川産業（株）	本省	106	45,397
8	伊丹産業（株）	本省	118	41,347
9	東部液化石油（株）	本省	93	26,426
10	四国ガス燃料（株）	四国	109	21,004
11	広島ガスプロパン（株）	中国	26	20,342
12	（株）ザ・トーカイ	本省	79	18,755
13	日本海ガス（株）	北陸	110	18,446
14	ガステックサービス（株）	本省	76	14,877
15	（株）コーアガス日本	九州	28	13,116
16	名張近鉄ガス（株）	本省	12	13,034
17	ＥＮＥＯＳグローブエナジー（株）	本省	72	13,018
18	（株）エネサンス北海道	北海道	31	11,687
19	カメイ（株）	本省	50	11,528
20	土佐ガス（株）	四国	30	11,419
21	北海道瓦斯（株）	北海道	14	11,341
22	高松産業（株）	九州	35	10,868
23	カニエＪＡＰＡＮ（株）	中部	41	10,862
24	東上ガス（株）	関東	45	10,063
25	宮崎液化ガス（株）	九州	53	9,358
26	帯広ガス（株）	北海道	11	8,776
27	（株）エコア	九州	57	8,751
28	大丸エナウィン（株）	本省	46	7,854

（平成３０年３月末）

	事業者名	所管	供給地点群数	供給地点数
29	朝日ガスエナジー（株）	中部	24	7,848
30	全国農業協同組合連合会	本省	39	7,574
31	仙台プロパン（株）	東北	34	7,221
32	坂本油化（株）	本省	29	6,943
33	大洋産業（株）	九州	15	6,805
34	イワタニ近畿（株）	近畿	32	6,796
35	（株）広島クミアイ燃料	中国	9	6,775
36	大垣ガス（株）	中部	34	6,724
37	（株）トーエル	関東	28	6,678
38	かもめガス（株）	関東	15	6,591
39	（株）ミツウロコヴェッセル	関東	23	6,582
40	中央セントラルガス（株）	関東	10	6,308
41	若松ガス（株）	東北	15	6,219
42	（株）クレックス	関東	15	5,710
43	沖縄県農業協同組合	沖縄	41	5,699
44	イワタニ山陽（株）	中国	23	5,644
45	盛岡ガス（株）	東北	12	5,394
46	エコガス（株）	近畿	25	5,328
47	フジオックス（株）	関東	12	5,273
48	（株）ＪＡ香川県エネルギーサービス	四国	21	5,255
49	田川液化石油ガス事業協同組合	九州	17	5,214
50	太田ガス事業協同組合	関東	17	5,187
51	甲賀共同ガス（株）	近畿	18	5,127
52	上野ガス（株）	中部	15	5,125
53	首都圏瓦斯（株）	関東	19	5,090
54	吉村アクティブ産業（株）	九州	20	5,073

７．１供給地点群の供給地点数が１，０００以上の事業者

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
経済産業省本省				
	日本瓦斯(株)	川越霞ヶ関団地	4,522	埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目1番地
	〃	東急入間川団地	1,376	埼玉県狭山市中央1丁目1番地
	〃	東急若葉台団地	3,628	埼玉県狭山市大字水野557番地
	〃	八津池角鳳団地	1,289	埼玉県入間市小谷田1518番地
	〃	日高団地	2,021	埼玉県日高市高萩東1丁目
	〃	川越グリーンパーク	1,468	埼玉県川越市大字古谷上6083番地
	〃	新川団地	1,736	茨城県取手市双葉1丁目1番地1
	〃	鹿島神宮駅前団地	1,460	茨城県鹿嶋市緑ヶ丘1丁目
	〃	十万原団地	1,877	茨城県水戸市藤が原2丁目1番地1
	〃	日の出団地	3,394	茨城県潮来市日の出3丁目2番地
	〃	神崎団地	1,076	千葉県香取郡神崎町四季の丘1番地1
	〃	八街団地	2,390	千葉県八街市文違301－168－1
	〃	城山団地	1,133	神奈川県相模原市緑区若葉台1丁目1番地1
	〃	パストラルびゅう桂台	1,004	山梨県大月市猿橋町桂台1丁目1番地
	〃	コモアしおつ	1,406	山梨県上野原市コモアしおつ1丁目1－1
	東彩ガス(株)	月輪団地	1,281	埼玉県比企郡滑川町大字月輪1501－5
	河原実業(株)	八潮浮塚タウン	1,170	埼玉県八潮市大字浮塚2－3
	(株)サイサン	滑川町月輪土地区画整理事業	1,016	埼玉県比企郡滑川町大字月輪1－1他
	〃	越生駅東側団地	1,611	埼玉県入間郡越生町大字越生字山吹100番地
	〃	グリーンタウン平沢	1,017	埼玉県比企郡嵐山町大字平沢359－1
	〃	吹上都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業	2,039	埼玉県鴻巣市北新宿
	〃	原宿台団地	1,464	茨城県猿島郡五霞町原宿台
	〃	船木台団地	1,247	埼玉県熊谷市船木台4－7
	〃	東松山マイタウン	1,300	埼玉県東松山市大字東平字河内1番地
	〃	下館ニュータウン	1,694	茨城県筑西市幸町1丁目
	〃	結城市四ッ京土地区画整理事業	2,300	茨城県結城市大字結城字四ッ京
	〃	西武吉井ニュータウン「南陽台」	1,338	群馬県高崎市吉井町南陽台4－1
	名張近鉄ガス(株)	すずらん台住宅地	2,395	三重県名張市すずらん台西2番町259
	〃	つつじが丘住宅地	4,810	三重県名張市つつじが丘北2番町23番地
	〃	桐ヶ丘住宅地	2,499	三重県伊賀市桐ヶ丘8丁目321番地
	ENEOSグローブ(株)	杉の木台団地	1,400	福井県福井市三十八社町、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目、浅水二日町
	伊丹産業(株)	住吉台	1,435	兵庫県篠山市住吉台5
	〃	大川瀬ニュータウン	2,405	兵庫県三田市つつじが丘南2丁目7
	〃	横尾古坂団地	1,350	兵庫県加西市北条町小坂6丁目
	〃	榛原ネオポリス	2,314	奈良県宇陀市榛原天満台東4－5－1
	〃	天王ニュータウン	1,569	高知県吾川郡いの町天王南9丁目
	〃	鶴ケ丘団地	6,465	石川県河北郡内灘町大清台237番地

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	（伊丹産業（株））	白帆台ニュータウン	1,061	石川県河北郡内灘町白帆台２－508
	〃	千代野ニュータウン	2,470	石川県白山市千代野東３－１６
	〃	辰ノ口ハイタウン	1,619	石川県能美市緑ヶ丘２－１４８
	ガステックサービス(株)	浜松市湖東団地	1,236	静岡県浜松市西区湖東町1484
	カメイ(株)	あけの平住宅団地	1,530	宮城県富谷市あけの平一丁目～三丁目
	(株)ザ・トーカイ	旭ヶ丘団地	1,724	静岡県三島市加茂65
	〃	三島ビューティータウン	1,073	静岡県三島市佐野見晴台2丁目12－6
	〃	富士高原都市裾野千福団地	1,050	静岡県裾野市千福が丘3丁目19－1
	〃	浜名ニュータウン	1,623	静岡県浜松市浜北区内野台2丁目596番地の1、9
	東部液化石油(株)	いわき泉西部団地	1,189	福島県いわき市泉もえぎ台二丁目16番6
	〃	水戸けやき台ファミリータウン	1,099	茨城県水戸市けやき台3丁目45番
	〃	土合ヶ原住宅団地	2,366	茨城県神栖市土合北2丁目12番9号
	堀川産業(株)	雀宮針ヶ谷住宅地	5,679	栃木県宇都宮市針ヶ谷町
	〃	東レ殖産蓮田団地	1,153	埼玉県蓮田市緑町
	〃	宇都宮グリーンタウン	1,709	栃木県宇都宮市立伏町字長峯
	〃	野木ニュータウン	2,808	栃木県下都賀郡野木町大字丸林字芝山
	〃	小川みどりが丘住宅地	1,497	埼玉県比企郡小川町大字角山字矢ノ入
	〃	宮代住宅地	1,405	埼玉県南埼玉郡宮代町道仏
	〃	南羽生土地区画整理地	1,957	埼玉県羽生市南羽生
	〃	板倉ニュータウン	1,350	群馬県邑楽郡板倉町朝日野
	〃	北野台	2,343	奈良県吉野郡大淀町北野
	小計（　　１２）	（　５８）	111,840	
北海道経済産業局				
	(株)エネサンス北海道	西岩見沢高野ニュータウン	1,738	北海道岩見沢市幌向南２条５丁目２５５
	〃	旭岡団地	2,412	北海道函館市旭岡町１９番１６号
	帯広ガス(株)	緑陽台ニュータウン	1,050	北海道河東郡音更町緑陽台南区３番地７１
	〃	雄飛が丘団地	1,055	北海道河東郡音更町雄飛が丘南区２２番地１２
	〃	宝来団地	2,675	北海道河東郡音更町宝来本通５丁目２－５４
	北ガスジェネックス(株)	藤ケ丘パークタウン	1,054	北海道札幌市南区藤野３条４丁目
	〃	北野団地	1,068	北海道札幌市清田区北野６条５丁目
	〃	桂岡団地	1,142	北海道小樽市桂岡町２２
	〃	南の沢第２東海団地	1,169	北海道札幌市南区南沢４条２丁目
	〃	藻岩グリーンタウン	1,252	北海道札幌市南区中ノ沢３丁目
	〃	丘珠玉宝団地	1,280	北海道札幌市東区北３６条東２２丁目
	〃	西の里団地	1,358	北海道北広島市西の里東３丁目
	〃	南幌団地みどり野ニュータウン	1,383	北海道空知郡南幌町東町１丁目
	〃	手稲公営住宅前団地	1,571	北海道札幌市手稲区曙７条２丁目

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	（北ガスジェネックス(株)）	篠路太平団地２	2,699	北海道札幌市北区太平９条７丁目
	〃	篠路駅前団地	3,340	北海道札幌市北区篠路７条２丁目
	〃	ふしこ第２団地	5,437	北海道札幌市東区伏古８条２丁目
	〃	恵庭ニュータウン	6,526	北海道恵庭市恵み野西３丁目
	苫小牧ガス(株)	ＣＩタウン	1,154	北海道苫小牧市糸井４０５番地の２
	日商プロパン石油(株)	日商岩井㈱清田団地	1,168	北海道札幌市清田区清田４条２丁目１０－１８
	北海道瓦斯(株)	上湯川公営住宅団地	1,429	北海道函館市上湯川町１８６番地
	〃	北広島団地	7,360	北海道北広島市字輝美町１
	北燃商事(株)	黄金戸磯団地	2,533	北海道恵庭市戸磯３４５番地
	小計（　７）	（　２３）	51,853	
東北経済産業局				
	青森ガス(株)	戸山住宅団地	2,767	青森県青森市赤坂
	八戸液化ガス(株)	是川団地	1,364	青森県八戸市是川
	一関ガス(株)	関が丘団地	1,161	岩手県一関市関が丘
	岩手中央農業協同組合	湯沢団地	1,125	岩手県盛岡市湯沢西
	盛岡ガス(株)	古館駅前ニュータウン	1,140	岩手県紫波郡紫波町中島
	〃	桜台ニュータウン	1,076	岩手県盛岡市桜台
	岩沼市農業協同組合	第二武隈団地	1,353	宮城県岩沼市たけくま
	仙台プロパン(株)	パル・タウン大富	1,479	宮城県黒川郡大和町
	仙南ガス(株)	柴田町船迫団地	1,386	宮城県柴田郡柴田町西船迫
	宮城ガス(株)	泉ヶ丘ニュータウン	2,302	宮城県富谷市富ヶ丘
	〃	みやぎ台ニュータウン	2,031	宮城県仙台市青葉区みやぎ台
	(株)くみあい燃料センター	天童駅西団地	1,489	山形県天童市駅西
	荘内エネルギー(株)	若宮町団地	1,130	山形県酒田市若宮町
	(株)みどりサービス	西札谷地団地	2,025	山形県酒田市北新橋
	〃	元泉団地	1,620	山形県酒田市東泉町
	長岡ガス供給(株)	長岡団地	1,397	山形県天童市東長岡
	若松ガス(株)	鶴賀団地	1,077	福島県会津若松市鶴賀町
	〃	しのぶ台ニュータウン	1,061	福島県福島市上鳥渡
	〃	松長団地	1,205	福島県会津若松市一箕町松長
	〃	笹川ニュータウン	1,326	福島県郡山市安積町笹川
	仙台エルピーガス(株)	錦ヶ丘ニュータウン	1,215	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘
	(株)ミツウロコヴェッセル東北	泉ヶ丘ハイタウン団地	1,753	福島県いわき市泉ヶ丘
	小計（　１６）	（　２２）	32,482	

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
関東経済産業局				
	伊香保ガス(株)	伊香保温泉街	1,199	群馬県渋川市伊香保町大字伊香保１番地他
	イワタニ関東(株)	毛呂山ニュータウン	1,252	埼玉県入間郡毛呂山町目白台
	角栄ガス(株)	千葉東角栄団地	1,210	千葉県千葉市緑区越智町７４７－１
	〃	東小川角栄団地	1,573	埼玉県比企郡小川町
	かもめガス(株)	オークヴィレッジ木下	1,168	千葉県印西市平岡字道口１９７１
	〃	フローラルシティ南台	1,808	茨城県石岡市大字東田中１１３６－１
	鬼怒川ガス(株)	鬼怒川温泉エリア	1,884	栃木県日光市鬼怒川温泉滝７
	(株)クレックス	さちが丘団地	1,075	千葉県四街道市栗山１１７
	〃	豊里台団地	1,516	千葉県銚子市豊里台１－１２５２
	(株)サンワ	西武ヴィラ苗場３・５・６号館団地	1,023	新潟県南魚沼郡湯沢町三国上ヨリへ２０５－１０
	首都圏瓦斯(株)	千成団地	1,303	千葉県佐倉市千成１－１
	(株)シンサナミ	海老名団地	1,513	神奈川県海老名市国分寺台１－１５
	中央セントラルガス(株)	宝積寺住宅団地	4,139	栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺２１３４番地１
	(株)東栄商会	横浜生協舞岡団地	1,178	神奈川県横浜市戸塚区南舞岡４－２９
	東京ガスエネルギー(株)	小林団地（Ａ地区）	1,048	千葉県印西市小林浅間１－６－７ほか
	〃	中郷ニュータウン	1,054	茨城県北茨城市中郷町汐見ヶ丘７－１２５８－７２
	東上ガス(株)	鶴舞団地	1,239	埼玉県坂戸市鶴舞２－２１－１
	(株)トーエル	しおだ団地	1,835	神奈川県相模原市中央区田名８６８７－１～１０９０８－１番地
	長野エルピーガス協業組合	中大塩団地	1,177	長野県茅野市中大塩１－２
	ながの農業協同組合	野沢温泉村	1,251	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷
	フジオックス(株)	加須大桑台団地	1,356	埼玉県加須市川口３－３－１
	(株)ミツウロコヴェッセル	椿山団地	1,407	埼玉県蓮田市椿山４－１８－２
	嵐山ガス(株)	嵐山地区	2,249	埼玉県比企郡嵐山町大字川島字西耕地１４８７
	小計（　１９）	（　２３）	34,457	
中部経済産業局				
	蟹江瓦斯協同組合	蟹江町西ノ森団地	1,697	愛知県海部郡蟹江町
	蟹江プロパン(株)	豊里ネオポリス	2,432	三重県津市高野尾町
	東邦液化ガス(株)	市の倉ハイランド	1,156	岐阜県多治見市市之倉町
	〃	赤尾台	1,178	三重県桑名市赤尾
	〃	あかつき台	1,620	三重県四日市市あかつき台
	〃	千里ヶ丘団地	1,401	三重県津市河芸町千里ヶ丘
	〃	三滝台	1,070	三重県四日市市三滝台

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	（東邦液化ガス(株)）	鳩吹台	1,140	岐阜県可児市菅刈
	〃	長坂団地	1,640	岐阜県可児市長坂
	〃	若葉台	1,481	岐阜県可児市東帷子
	〃	桜団地	2,423	三重県四日市市桜町
	岐阜県ＪＡビジネスサポート(株)	多治見ホワイトタウン	2,560	岐阜県多治見市脇之島町
	泉北ガス(株)	泉北住宅団地	1,096	岐阜県土岐市泉町
	めぐみの農業協同組合	緑ヶ丘団地	1,041	岐阜県可児市羽崎
	朝日ガスエナジー(株)	レインボータウン桜花台	1,020	三重県四日市市桜花台
	三重交通商事(株)	太陽の街	1,451	三重県鈴鹿市郡山町
	〃	社の街	1,081	三重県津市河芸町社の街地内
	中部ガス事業協同組合	中部台団地	1,160	岐阜県美濃加茂市蜂屋町
	〃	大羽根園	1,205	三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町
	小計（　　９）	（　１９）	27,852	
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局				
	大城エネルギー(株)	泉台ニュータウン	1,329	石川県能美市寺井町泉台町、湯谷町、佐野町、八重台
	小計（　　１）	（　　１）	1,329	
近畿経済産業局				
	大阪ガスＬＰＧ(株)	北大阪ネオポリス	1,348	大阪府豊能郡豊能町
	〃	江鮒団地	1,200	兵庫県姫路市豊富町
	〃	菖蒲ヶ丘団地	1,233	和歌山県和歌山市
	〃	比叡平団地	1,582	滋賀県大津市比叡平
	〃	紀見Ｃ団地	1,992	和歌山県橋本市三石台
	〃	南海紀見団地	1,875	和歌山県橋本市城山台
	〃	藤和白鳥タウン	1,190	兵庫県姫路市打越
	〃	上郡ネオポリス	1,221	兵庫県赤穂郡上郡町上郡
	大林ガス(有)	育ヶ丘団地	1,096	兵庫県小野市樫山町
	エコガス(株)	根来ハイタウン	1,160	和歌山県岩出市根来
	和歌山県農業協同組合連合会	川永団地	1,413	和歌山県和歌山市神波
	(株)グローガステック	甲南希望ヶ丘第２団地	1,294	滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘
	小計（　　５）	（　１２）	16,604	
中国経済産業局				
	鳥取瓦斯(株)	鳥取新都市	1,864	鳥取県鳥取市若葉台

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	(株)マスヒラガス	大井ハイランド	1,048	岡山県笠岡市大井南
	横山石油(株)	東広島ニュータウン	2,577	広島県東広島市高屋高美が丘
	(株)両備エネシス	妹尾駅前住宅地団地	1,017	岡山県岡山市南区東畦
	レークタウン(株)	東岡山レークタウン	1,358	岡山県岡山市東区城東台
	(株)広島クミアイ燃料	コープタウンあさひが丘団地	3,072	広島県広島市安佐北区あさひが丘
	広島ガスプロパン(株)	グリューネン入野	1,210	広島県東広島市河内町入野
	〃	藤ノ木団地	1,695	広島県広島市佐伯区藤ノ木
	〃	宮島台団地	1,084	広島県廿日市市前空
	〃	五月ヶ丘団地	2,715	広島県広島市佐伯区五月ヶ丘
	〃	毘沙門台団地	2,601	広島県広島市安佐南区毘沙門台
	〃	平和台団地	1,041	広島県広島市安佐南区高取南
	〃	弘億団地	1,425	広島県広島市安佐南区安東
	〃	桐陽台団地	1,727	広島県広島市安佐北区三入東
	広島団地ガス協業組合	サンハイツ緑ヶ丘	1,545	広島県広島市安佐南区上安
	ユニオンフォレスト(株)	第三焼山団地	1,268	広島県呉市焼山東
	(株)ウエムラエナジー	梅ヶ丘団地	1,136	山口県岩国市平田
	イワタニ山陽(株)	スカイレールタウン「みどり坂」	2,047	広島県広島市安芸区瀬野西
	小計（　１１）	（　１８）	30,430	
四国経済産業局				
	四国ガス燃料(株)	東急しらさぎ台団地	1,675	徳島県徳島市上八万町西山
	〃	潮見台ニュータウン	1,208	高知県高知市潮見台１丁目
	大一ガス(株)	グリーンヒルズ湯の山	1,133	愛媛県松山市湯の山
	土佐ガス(株)	横浜ニュータウン	2,043	高知県高知市横浜
	〃	十市パークタウン	1,378	高知県南国市緑ヶ丘
	〃	高知南ニュータウン	1,123	高知県高知市春野町南ヶ丘
	小計（　　３）	（　　６）	8,560	
九州経済産業局				
	九州石油ガス(株)	宗像ネオポリス	1,095	福岡県宗像市城西ヶ丘
	西部ガスエネルギー(株)	西鉄南ヶ丘団地２期	1,745	福岡県大野城市南ヶ丘
	〃	ひばりヶ丘ニュータウン	1,040	福岡県糟屋郡宇美町井野
	〃	四王寺坂団地	1,169	福岡県糟屋郡宇美町炭焼
	〃	春日原グリーンハイツ	2,832	福岡県大野城市牛頸
	〃	日の里団地	3,157	福岡県宗像市日の里

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	（西部ガスエネルギー(株)）	赤間団地	2,039	福岡県宗像市土穴
	〃	福間若木台	1,815	福岡県福津市若木台
	〃	自由ヶ丘団地	6,350	福岡県宗像市自由ヶ丘
	〃	美奈宜の杜	1,055	福岡県朝倉市三奈木
	〃	南風台・美咲ヶ丘団地	2,097	福岡県糸島市荻ノ浦
	〃	晴海台平山団地	1,855	長崎県長崎市蚊焼町
	〃	喜々津シーサイドタウン	1,400	長崎県諫早市多良見町
	〃	女の都団地	1,035	長崎県長崎市昭和町
	〃	つつじヶ丘団地	1,230	長崎県長崎市中里名
	〃	パスコタウン田園都市	1,000	福岡県遠賀郡遠賀町田園
	〃	光陽台団地	1,571	福岡県福津市光陽台
	〃	美咲野	1,225	熊本県菊池郡大津町大津
	〃	花鶴ヶ丘団地	1,925	福岡県古賀市古賀
	〃	東福間団地	2,170	福岡県福津市東福間
	〃	崎陽桜ヶ丘団地	1,625	福岡県福岡市博多区立花寺
	〃	みずき青葉台団地	1,100	福岡県太宰府市吉松
	酒見燃料(株)	高泉団地	1,083	福岡県大牟田市歴木
	高松産業(株)	中鶴団地	1,311	福岡県中間市中鶴
	筑豊団地ガス(株)	直方頓野住宅団地	1,508	福岡県直方市頓野
	(株)ツバメガス北九州	日豊ニュータウン	1,386	福岡県北九州市小倉南区朽網
	新日本ガス(株)	花高団地	2,623	長崎県佐世保市花高
	(株)東洋ガス	矢上団地	2,861	長崎県長崎市かき道
	長崎西彼農業協同組合	長与ニュータウン	1,262	長崎県西彼杵郡長与町
	〃	長与弐丁間団地	1,407	長崎県西彼杵郡長与町
	〃	琴海ニュータウン	1,054	長崎県長崎市西海町
	玉名農業協同組合	荒尾市八幡団地	1,100	熊本県荒尾市樺
	新光石油(株)	ふじが丘ニュータウン	1,169	大分県大分市寒田
	(株)ダイプロ	光吉団地	1,373	大分県大分市光吉
	〃	田尻グリーンハイツ	1,256	大分県大分市田尻
	〃	緑ヶ丘団地	1,082	大分県大分市横瀬
	宮崎瓦斯(株)	宮崎学園都市	3,017	宮崎県宮崎市学園木花台西
	(株)コーアガス日本	三井ニュータウン宮之浦	1,265	鹿児島県鹿児島市牟礼岡
	〃	星ヶ峯ニュータウン	5,431	鹿児島県鹿児島市星ヶ峯
	〃	西郷団地第二工区	1,933	鹿児島県鹿児島市西別府町
	〃	西郷団地第三工区	1,181	鹿児島県鹿児島市西陵一丁目

（平成３０年３月末）

所管	事業者名	供給地点群名	供給地点数	所在地
	瀬戸内ガス(株)	古仁屋団地	1,400	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋
	太陽ガス(株)	妙円寺団地	2,698	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺
	大洋産業(株)	佐大熊団地	1,013	鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町
	日本ガスエネルギー(株)	姶良ニュータウン	1,582	鹿児島県姶良市西姶良
	(株)Ｍｉｓｕｍｉ	花野団地	1,537	鹿児島県鹿児島市皆与志町
	小計（　１９）	（　４６）	82,062	
沖縄総合事務局経済産業部				
	エッカ石油(株)	那覇市宇栄原市営住宅	1,057	沖縄県那覇市宇栄原４－１７－４
	マルヰ産業(株)	那覇市石嶺市営住宅	1,137	沖縄県那覇市首里石嶺町２－１２７
	(株)りゅうせきエネプロ	住宅公社豊見城団地	1,377	沖縄県豊見城市字高嶺４３９－２０
	小計（　　３）	（　　３）	3,571	
	合計（１０５）	（２３１）	401,040	

（参考１）所管別、供給地点群数別、事業者数

（平成３０年３月末）

所管 / 地点群数	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	構成比（%）
1	1	17	51	147	40	12	73	32	25	85	4	487	37.7
2	1	13	26	68	15	7	27	22	10	45	6	240	18.6
3	1	9	16	36	13	7	25	14	5	24	6	156	12.1
4	2	2	12	25	7	2	9	9	8	14	0	90	7.0
5	0	2	7	14	3	2	6	3	3	9	2	51	3.9
6	0	2	5	10	3	0	5	8	2	12	0	47	3.6
7	0	0	3	3	0	1	2	8	2	3	2	24	1.9
8	2	0	5	8	3	0	1	5	1	4	0	29	2.2
9	2	0	1	4	1	1	3	4	1	3	0	20	1.5
10	1	1	1	5	1	0	1	6	1	1	0	18	1.4
11～15	9	3	7	9	3	3	3	6	1	10	5	59	4.6
16～20	3	0	1	3	0	0	9	2	0	6	0	24	1.9
21～25	1	0	0	3	1	1	1	2	1	1	1	12	0.9
26～30	1	1	0	3	0	0	0	1	1	1	0	8	0.6
31～	11	2	1	2	3	1	2	0	1	4	1	28	2.2
合　計	35	52	136	340	93	37	167	122	62	222	27	1,293	100.0

（参考２）都道府県別、供給地点群数・供給地点数・１地点群当たりの平均地点数

（平成３０年３月末）

都道府県名＼項目	供給地点群数	供給地点数	１地点群当たりの平均地点数
北海道	343	125,751	367
青　森	72	18,407	256
岩　手	106	26,008	245
宮　城	137	37,110	271
秋　田	19	2,285	120
山　形	103	27,019	262
福　島	179	42,879	240
茨　城	307	89,240	291
栃　木	171	51,368	300
群　馬	170	38,785	228
埼　玉	440	134,144	305
千　葉	221	60,284	273
東　京	63	11,463	182
神奈川	234	55,308	236
新　潟	34	10,091	297
長　野	137	24,125	176
山　梨	114	19,558	172
静　岡	258	51,622	200
富　山	164	25,573	156
石　川	129	34,698	269
福　井	62	12,956	209
愛　知	193	35,931	186
岐　阜	185	48,574	263
三　重	209	76,453	366

都道府県名＼項目	供給地点群数	供給地点数	１地点群当たりの平均地点数
大　阪	64	15,365	240
兵　庫	223	48,740	219
滋　賀	264	54,281	206
京　都	153	28,823	188
奈　良	89	25,203	283
和歌山	131	30,646	234
鳥　取	71	14,640	206
島　根	83	12,491	150
岡　山	168	30,836	184
広　島	213	69,128	325
山　口	91	16,299	179
徳　島	89	16,353	184
香　川	81	15,190	188
愛　媛	107	20,291	190
高　知	76	20,919	275
福　岡	554	144,026	260
佐　賀	65	10,053	155
長　崎	118	40,090	340
熊　本	98	20,369	208
大　分	76	20,825	274
宮　崎	137	26,298	192
鹿児島	127	41,724	329
沖　縄	186	32,761	176
合　計	7,314	1,814,983	248

（参考３）都道府県別、規模別、供給地点群数・供給地点数

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
北海道	地点群数	74	114	52	33	14	14	8	4	6	1	15	4	1	0	3	343
	地点数	6,068	15,801	12,376	11,307	6,375	7,708	5,240	2,951	5,141	931	18,871	10,319	3,340	0	19,323	125,751
本省	地点群数	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*
	地点数	*0*	*172*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*172*
北海道	地点群数	*74*	*113*	*52*	*33*	*14*	*14*	*8*	*4*	*6*	*1*	*15*	*4*	*1*	*0*	*3*	*342*
	地点数	*6,068*	*15,629*	*12,376*	*11,307*	*6,375*	*7,708*	*5,240*	*2,951*	*5,141*	*931*	*18,871*	*10,319*	*3,340*	*0*	*19,323*	*125,579*
青森	地点群数	19	29	10	5	0	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	72
	地点数	1,478	3,910	2,445	1,633	0	1,689	644	707	824	946	1,364	2,767	0	0	0	18,407
本省	地点群数	*4*	*5*	*2*	*3*	*0*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*16*
	地点数	*323*	*727*	*477*	*986*	*0*	*0*	*644*	*0*	*824*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,981*
東北	地点群数	*15*	*24*	*8*	*2*	*0*	*3*	*0*	*1*	*0*	*1*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*56*
	地点数	*1,155*	*3,183*	*1,968*	*647*	*0*	*1,689*	*0*	*707*	*0*	*946*	*1,364*	*2,767*	*0*	*0*	*0*	*14,426*
岩手	地点群数	36	33	15	4	4	2	1	4	2	1	4	0	0	0	0	106
	地点数	2,888	4,577	3,534	1,364	1,751	1,075	618	3,034	1,683	982	4,502	0	0	0	0	26,008
本省	地点群数	*5*	*2*	*3*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*11*
	地点数	*395*	*275*	*772*	*370*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,812*
東北	地点群数	*31*	*31*	*12*	*3*	*4*	*2*	*1*	*4*	*2*	*1*	*4*	*0*	*0*	*0*	*0*	*95*
	地点数	*2,493*	*4,302*	*2,762*	*994*	*1,751*	*1,075*	*618*	*3,034*	*1,683*	*982*	*4,502*	*0*	*0*	*0*	*0*	*24,196*
宮城	地点群数	36	55	17	7	5	4	3	1	1	1	5	2	0	0	0	137
	地点数	2,978	7,444	4,081	2,458	2,254	2,206	1,910	705	812	966	6,963	4,333	0	0	0	37,110
本省	地点群数	*9*	*3*	*3*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*17*
	地点数	*734*	*340*	*749*	*378*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,530*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,731*
東北	地点群数	*27*	*52*	*14*	*6*	*5*	*4*	*3*	*1*	*1*	*1*	*4*	*2*	*0*	*0*	*0*	*120*
	地点数	*2,244*	*7,104*	*3,332*	*2,080*	*2,254*	*2,206*	*1,910*	*705*	*812*	*966*	*5,433*	*4,333*	*0*	*0*	*0*	*33,379*
秋田	地点群数	8	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	地点数	650	1,264	0	371	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,285
本省	地点群数	*4*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*6*
	地点数	*321*	*230*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*551*
東北	地点群数	*4*	*8*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*13*
	地点数	*329*	*1,034*	*0*	*371*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,734*
山形	地点群数	29	38	11	9	6	3	1	1	0	0	4	1	0	0	0	103
	地点数	2,369	5,401	2,717	3,240	2,606	1,675	626	724	0	0	5,636	2,025	0	0	0	27,019
本省	地点群数	*3*	*8*	*0*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*13*
	地点数	*253*	*1,142*	*0*	*0*	*871*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,266*
東北	地点群数	*26*	*30*	*11*	*9*	*4*	*3*	*1*	*1*	*0*	*0*	*4*	*1*	*0*	*0*	*0*	*90*
	地点数	*2,116*	*4,259*	*2,717*	*3,240*	*1,735*	*1,675*	*626*	*724*	*0*	*0*	*5,636*	*2,025*	*0*	*0*	*0*	*24,753*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
福島	地点群数	53	72	18	9	7	6	2	2	2	2	6	0	0	0	0	179
	地点数	4,360	10,381	4,271	3,194	3,207	3,316	1,374	1,547	1,681	1,937	7,611	0	0	0	0	42,879
本省	地点群数	*13*	*23*	*7*	*4*	*4*	*5*	*1*	*1*	*2*	*2*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*63*
	地点数	*1,061*	*3,345*	*1,612*	*1,399*	*1,818*	*2,719*	*695*	*783*	*1,681*	*1,937*	*1,189*	*0*	*0*	*0*	*0*	*18,239*
東北	地点群数	*40*	*49*	*11*	*5*	*3*	*1*	*1*	*1*	*0*	*0*	*5*	*0*	*0*	*0*	*0*	*116*
	地点数	*3,299*	*7,036*	*2,659*	*1,795*	*1,389*	*597*	*679*	*764*	*0*	*0*	*6,422*	*0*	*0*	*0*	*0*	*24,640*
茨城	地点群数	84	100	35	30	12	13	5	8	5	4	8	2	1	0	0	307
	地点数	6,863	13,951	8,382	10,161	5,153	7,194	3,220	5,985	4,207	3,872	12,192	4,666	3,394	0	0	89,240
本省	地点群数	*39*	*50*	*21*	*20*	*8*	*11*	*1*	*4*	*3*	*2*	*6*	*2*	*1*	*0*	*0*	*168*
	地点数	*3,220*	*7,220*	*4,968*	*6,750*	*3,480*	*6,035*	*643*	*2,948*	*2,531*	*1,962*	*9,330*	*4,666*	*3,394*	*0*	*0*	*57,147*
関東	地点群数	*45*	*50*	*14*	*10*	*4*	*2*	*4*	*4*	*2*	*2*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*139*
	地点数	*3,643*	*6,731*	*3,414*	*3,411*	*1,673*	*1,159*	*2,577*	*3,037*	*1,676*	*1,910*	*2,862*	*0*	*0*	*0*	*0*	*32,093*
栃木	地点群数	45	61	28	9	8	6	5	1	1	2	2	1	0	1	1	171
	地点数	3,697	8,277	6,772	2,957	3,471	3,303	3,165	727	875	1,905	3,593	2,808	0	4,139	5,679	51,368
本省	地点群数	*22*	*36*	*16*	*7*	*3*	*3*	*3*	*1*	*1*	*2*	*1*	*1*	*0*	*0*	*1*	*97*
	地点数	*1,806*	*4,938*	*3,942*	*2,295*	*1,337*	*1,698*	*1,893*	*727*	*875*	*1,905*	*1,709*	*2,808*	*0*	*0*	*5,679*	*31,612*
関東	地点群数	*23*	*25*	*12*	*2*	*5*	*3*	*2*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*1*	*0*	*74*
	地点数	*1,891*	*3,339*	*2,830*	*662*	*2,134*	*1,605*	*1,272*	*0*	*0*	*0*	*1,884*	*0*	*0*	*4,139*	*0*	*19,756*
群馬	地点群数	50	65	20	10	6	7	3	4	1	1	3	0	0	0	0	170
	地点数	4,265	9,091	4,994	3,387	2,679	3,813	1,938	2,978	815	938	3,887	0	0	0	0	38,785
本省	地点群数	*5*	*7*	*1*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*17*
	地点数	*442*	*1,103*	*208*	*0*	*496*	*0*	*623*	*0*	*0*	*0*	*2,688*	*0*	*0*	*0*	*0*	*5,560*
関東	地点群数	*45*	*58*	*19*	*10*	*5*	*7*	*2*	*4*	*1*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*153*
	地点数	*3,823*	*7,988*	*4,786*	*3,387*	*2,183*	*3,813*	*1,315*	*2,978*	*815*	*938*	*1,199*	*0*	*0*	*0*	*0*	*33,225*
埼玉	地点群数	100	158	66	36	21	11	7	4	9	4	19	3	1	1	0	440
	地点数	8,185	22,479	16,368	12,357	9,648	6,121	4,576	2,949	7,604	3,784	25,614	6,309	3,628	4,522	0	134,144
本省	地点群数	*48*	*76*	*36*	*21*	*12*	*6*	*3*	*3*	*8*	*3*	*14*	*2*	*1*	*1*	*0*	*234*
	地点数	*3,862*	*10,872*	*8,911*	*7,128*	*5,495*	*3,329*	*2,005*	*2,172*	*6,713*	*2,802*	*18,787*	*4,060*	*3,628*	*4,522*	*0*	*84,286*
関東	地点群数	*52*	*82*	*30*	*15*	*9*	*5*	*4*	*1*	*1*	*1*	*5*	*1*	*0*	*0*	*0*	*206*
	地点数	*4,323*	*11,607*	*7,457*	*5,229*	*4,153*	*2,792*	*2,571*	*777*	*891*	*982*	*6,827*	*2,249*	*0*	*0*	*0*	*49,858*
千葉	地点群数	31	96	37	18	8	11	3	5	2	2	7	1	0	0	0	221
	地点数	2,615	12,901	8,970	6,148	3,520	5,967	1,967	3,813	1,717	1,880	8,396	2,390	0	0	0	60,284
本省	地点群数	*11*	*39*	*21*	*12*	*6*	*7*	*3*	*1*	*1*	*2*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*105*
	地点数	*938*	*5,352*	*5,105*	*4,151*	*2,624*	*3,738*	*1,967*	*725*	*832*	*1,880*	*1,076*	*2,390*	*0*	*0*	*0*	*30,778*
関東	地点群数	*20*	*57*	*16*	*6*	*2*	*4*	*0*	*4*	*1*	*0*	*6*	*0*	*0*	*0*	*0*	*116*
	地点数	*1,677*	*7,549*	*3,865*	*1,997*	*896*	*2,229*	*0*	*3,088*	*885*	*0*	*7,320*	*0*	*0*	*0*	*0*	*29,506*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
東京	地点群数	16	31	9	3	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	63
	地点数	1,371	4,319	2,226	992	0	1,075	679	0	801	0	0	0	0	0	0	11,463
本省	地点群数	*6*	*10*	*2*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*20*
	地点数	*497*	*1,234*	*491*	*371*	*0*	*504*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,097*
関東	地点群数	*10*	*21*	*7*	*2*	*0*	*1*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*43*
	地点数	*874*	*3,085*	*1,735*	*621*	*0*	*571*	*679*	*0*	*801*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8,366*
神奈川	地点群数	59	88	32	21	13	7	2	4	4	0	4	0	0	0	0	234
	地点数	4,897	12,314	7,879	7,180	5,960	3,850	1,304	2,893	3,372	0	5,659	0	0	0	0	55,308
本省	地点群数	*16*	*23*	*12*	*12*	*6*	*2*	*0*	*3*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*76*
	地点数	*1,346*	*3,237*	*3,020*	*4,005*	*2,749*	*1,095*	*0*	*2,178*	*880*	*0*	*1,133*	*0*	*0*	*0*	*0*	*19,643*
関東	地点群数	*43*	*65*	*20*	*9*	*7*	*5*	*2*	*1*	*3*	*0*	*3*	*0*	*0*	*0*	*0*	*158*
	地点数	*3,551*	*9,077*	*4,859*	*3,175*	*3,211*	*2,755*	*1,304*	*715*	*2,492*	*0*	*4,526*	*0*	*0*	*0*	*0*	*35,665*
新潟	地点群数	5	12	6	2	2	4	1	0	1	0	1	0	0	0	0	34
	地点数	422	1,757	1,518	725	957	2,121	672	0	896	0	1,023	0	0	0	0	10,091
本省	地点群数	*0*	*1*	*1*	*1*	*1*	*3*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8*
	地点数	*0*	*137*	*287*	*328*	*483*	*1,601*	*0*	*0*	*896*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,732*
関東	地点群数	*5*	*11*	*5*	*1*	*1*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*26*
	地点数	*422*	*1,620*	*1,231*	*397*	*474*	*520*	*672*	*0*	*0*	*0*	*1,023*	*0*	*0*	*0*	*0*	*6,359*
長野	地点群数	38	66	23	5	1	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	137
	地点数	3,241	9,345	5,661	1,643	432	512	0	0	863	0	2,428	0	0	0	0	24,125
本省	地点群数	*6*	*8*	*3*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*17*
	地点数	*541*	*1,047*	*794*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,382*
関東	地点群数	*32*	*58*	*20*	*5*	*1*	*1*	*0*	*0*	*1*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*120*
	地点数	*2,700*	*8,298*	*4,867*	*1,643*	*432*	*512*	*0*	*0*	*863*	*0*	*2,428*	*0*	*0*	*0*	*0*	*21,743*
山梨	地点群数	53	36	14	5	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	114
	地点数	4,348	5,039	3,391	1,703	0	1,144	622	0	0	901	2,410	0	0	0	0	19,558
本省	地点群数	*16*	*10*	*3*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*31*
	地点数	*1,328*	*1,428*	*704*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,410*	*0*	*0*	*0*	*0*	*5,870*
関東	地点群数	*37*	*26*	*11*	*5*	*0*	*2*	*1*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*83*
	地点数	*3,020*	*3,611*	*2,687*	*1,703*	*0*	*1,144*	*622*	*0*	*0*	*901*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*13,688*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
静岡	地点群数	92	104	24	9	10	4	3	4	1	2	5	0	0	0	0	258
	地点数	7,602	14,083	5,911	3,119	4,368	2,126	1,876	3,066	846	1,919	6,706	0	0	0	0	51,622
本省	地点群数	*56*	*58*	*13*	*7*	*5*	*2*	*2*	*3*	*1*	*1*	*5*	*0*	*0*	*0*	*0*	*153*
	地点数	*4,634*	*7,853*	*3,189*	*2,402*	*2,208*	*1,073*	*1,256*	*2,301*	*846*	*933*	*6,706*	*0*	*0*	*0*	*0*	*33,401*
関東	地点群数	*31*	*41*	*11*	*2*	*5*	*2*	*1*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*95*
	地点数	*2,558*	*5,522*	*2,722*	*717*	*2,160*	*1,053*	*620*	*765*	*0*	*986*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*17,103*
中部	地点群数	*5*	*5*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*10*
	地点数	*410*	*708*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,118*
富山	地点群数	72	58	21	5	2	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	164
	地点数	5,960	7,871	5,014	1,795	918	1,604	0	775	1,636	0	0	0	0	0	0	25,573
本省	地点群数	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*
	地点数	*81*	*0*	*215*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*296*
北陸	地点群数	*71*	*58*	*20*	*5*	*2*	*3*	*0*	*1*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*162*
	地点数	*5,879*	*7,871*	*4,799*	*1,795*	*918*	*1,604*	*0*	*775*	*1,636*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*25,277*
石川	地点群数	50	43	14	7	3	3	2	1	1	0	3	1	0	0	1	129
	地点数	4,109	5,957	3,454	2,433	1,372	1,677	1,225	701	826	0	4,009	2,470	0	0	6,465	34,698
本省	地点群数	*14*	*14*	*4*	*3*	*2*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*	*1*	*0*	*0*	*1*	*42*
	地点数	*1,149*	*1,968*	*963*	*1,130*	*918*	*561*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,680*	*2,470*	*0*	*0*	*6,465*	*18,304*
北陸	地点群数	*36*	*29*	*10*	*4*	*1*	*2*	*2*	*1*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*87*
	地点数	*2,960*	*3,989*	*2,491*	*1,303*	*454*	*1,116*	*1,225*	*701*	*826*	*0*	*1,329*	*0*	*0*	*0*	*0*	*16,394*
福井	地点群数	23	22	7	2	2	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	62
	地点数	1,896	3,003	1,768	684	934	1,630	0	700	0	941	1,400	0	0	0	0	12,956
本省	地点群数	*5*	*6*	*4*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*17*
	地点数	*421*	*857*	*978*	*307*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,400*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,963*
近畿	地点群数	*18*	*16*	*3*	*1*	*2*	*3*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*45*
	地点数	*1,475*	*2,146*	*790*	*377*	*934*	*1,630*	*0*	*700*	*0*	*941*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8,993*
愛知	地点群数	67	76	24	6	9	6	2	1	1	0	1	0	0	0	0	193
	地点数	5,616	10,384	6,095	1,981	3,998	3,252	1,283	775	850	0	1,697	0	0	0	0	35,931
本省	地点群数	*12*	*4*	*3*	*2*	*1*	*2*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*25*
	地点数	*957*	*587*	*750*	*670*	*473*	*1,110*	*0*	*0*	*850*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*5,397*
中部	地点群数	*55*	*72*	*21*	*4*	*8*	*4*	*2*	*1*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*168*
	地点数	*4,659*	*9,797*	*5,345*	*1,311*	*3,525*	*2,142*	*1,283*	*775*	*0*	*0*	*1,697*	*0*	*0*	*0*	*0*	*30,534*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
岐阜	地点群数	78	44	17	7	12	5	8	2	4	0	7	1	0	0	0	185
	地点数	6,312	6,297	4,117	2,437	5,336	2,695	5,202	1,535	3,369	0	8,714	2,560	0	0	0	48,574
本省	地点群数	*8*	*3*	*2*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*15*
	地点数	*646*	*449*	*518*	*0*	*446*	*0*	*636*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,695*
中部	地点群数	*69*	*40*	*15*	*7*	*11*	*5*	*7*	*2*	*4*	*0*	*7*	*1*	*0*	*0*	*0*	*168*
	地点数	*5,585*	*5,746*	*3,599*	*2,437*	*4,890*	*2,695*	*4,566*	*1,535*	*3,369*	*0*	*8,714*	*2,560*	*0*	*0*	*0*	*45,696*
北陸	地点群数	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*
	地点数	*81*	*102*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*183*
三重	地点群数	44	74	28	10	6	8	8	9	7	2	8	4	0	1	0	209
	地点数	3,686	10,967	6,837	3,248	2,850	4,443	5,189	6,826	5,950	1,872	10,026	9,749	0	4,810	0	76,453
本省	地点群数	*10*	*9*	*5*	*2*	*1*	*0*	*1*	*2*	*1*	*0*	*0*	*2*	*0*	*1*	*0*	*34*
	地点数	*865*	*1,382*	*1,195*	*653*	*471*	*0*	*686*	*1,549*	*882*	*0*	*0*	*4,894*	*0*	*4,810*	*0*	*17,387*
中部	地点群数	*34*	*65*	*23*	*8*	*5*	*8*	*7*	*7*	*6*	*2*	*8*	*2*	*0*	*0*	*0*	*175*
	地点数	*2,821*	*9,585*	*5,642*	*2,595*	*2,379*	*4,443*	*4,503*	*5,277*	*5,068*	*1,872*	*10,026*	*4,855*	*0*	*0*	*0*	*59,066*
大阪	地点群数	12	26	14	4	3	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	64
	地点数	1,026	3,633	3,301	1,378	1,374	0	613	0	1,763	929	1,348	0	0	0	0	15,365
本省	地点群数	*2*	*6*	*4*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*14*
	地点数	*181*	*846*	*879*	*0*	*424*	*0*	*0*	*0*	*882*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,212*
近畿	地点群数	*10*	*20*	*10*	*4*	*2*	*0*	*1*	*0*	*1*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*50*
	地点数	*845*	*2,787*	*2,422*	*1,378*	*950*	*0*	*613*	*0*	*881*	*929*	*1,348*	*0*	*0*	*0*	*0*	*12,153*
兵庫	地点群数	59	96	33	13	7	1	2	2	3	0	6	1	0	0	0	223
	地点数	4,878	12,840	7,703	4,475	3,052	539	1,303	1,441	2,612	0	7,492	2,405	0	0	0	48,740
本省	地点群数	*24*	*19*	*7*	*2*	*3*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*2*	*1*	*0*	*0*	*0*	*60*
	地点数	*1,993*	*2,544*	*1,644*	*720*	*1,330*	*539*	*623*	*0*	*0*	*0*	*2,785*	*2,405*	*0*	*0*	*0*	*14,583*
近畿	地点群数	*35*	*77*	*26*	*11*	*4*	*0*	*1*	*2*	*3*	*0*	*4*	*0*	*0*	*0*	*0*	*163*
	地点数	*2,885*	*10,296*	*6,059*	*3,755*	*1,722*	*0*	*680*	*1,441*	*2,612*	*0*	*4,707*	*0*	*0*	*0*	*0*	*34,157*
滋賀	地点群数	73	108	39	17	7	7	5	4	0	2	2	0	0	0	0	264
	地点数	5,975	14,940	9,628	5,780	3,255	3,825	3,196	2,930	0	1,876	2,876	0	0	0	0	54,281
本省	地点群数	*19*	*27*	*13*	*5*	*3*	*1*	*1*	*2*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*72*
	地点数	*1,568*	*3,756*	*3,105*	*1,739*	*1,421*	*564*	*696*	*1,471*	*0*	*973*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*15,293*
近畿	地点群数	*54*	*81*	*26*	*12*	*4*	*6*	*4*	*2*	*0*	*1*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*192*
	地点数	*4,407*	*11,184*	*6,523*	*4,041*	*1,834*	*3,261*	*2,500*	*1,459*	*0*	*903*	*2,876*	*0*	*0*	*0*	*0*	*38,988*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
京都	地点群数	40	65	28	7	4	3	3	2	0	1	0	0	0	0	0	153
	地点数	3,413	8,794	6,442	2,452	1,726	1,665	1,946	1,483	0	902	0	0	0	0	0	28,823
本省	地点群数	*15*	*12*	*12*	*2*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*42*
	地点数	*1,246*	*1,642*	*2,690*	*684*	*0*	*0*	*658*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*6,920*
近畿	地点群数	*25*	*53*	*16*	*5*	*4*	*3*	*2*	*2*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*111*
	地点数	*2,167*	*7,152*	*3,752*	*1,768*	*1,726*	*1,665*	*1,288*	*1,483*	*0*	*902*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*21,903*
奈良	地点群数	19	33	11	9	6	3	2	3	1	0	0	2	0	0	0	89
	地点数	1,584	4,507	2,573	3,153	2,683	1,612	1,251	2,292	891	0	0	4,657	0	0	0	25,203
本省	地点群数	*6*	*5*	*3*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*19*
	地点数	*514*	*712*	*635*	*0*	*420*	*0*	*633*	*0*	*891*	*0*	*0*	*4,657*	*0*	*0*	*0*	*8,462*
近畿	地点群数	*13*	*28*	*8*	*9*	*5*	*3*	*1*	*3*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*70*
	地点数	*1,070*	*3,795*	*1,938*	*3,153*	*2,263*	*1,612*	*618*	*2,292*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*16,741*
和歌山	地点群数	44	51	12	8	3	2	2	1	3	0	5	0	0	0	0	131
	地点数	3,580	6,884	2,707	2,732	1,350	1,036	1,296	750	2,638	0	7,673	0	0	0	0	30,646
本省	地点群数	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*
	地点数	*80*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*80*
近畿	地点群数	*43*	*51*	*12*	*8*	*3*	*2*	*2*	*1*	*3*	*0*	*5*	*0*	*0*	*0*	*0*	*130*
	地点数	*3,500*	*6,884*	*2,707*	*2,732*	*1,350*	*1,036*	*1,296*	*750*	*2,638*	*0*	*7,673*	*0*	*0*	*0*	*0*	*30,566*
鳥取	地点群数	23	27	10	5	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	71
	地点数	1,941	3,897	2,327	1,801	896	1,069	0	0	845	0	1,864	0	0	0	0	14,640
島根	地点群数	37	25	15	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83
	地点数	3,104	3,489	3,636	1,329	400	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,491
本省	地点群数	*1*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*
	地点数	*80*	*0*	*297*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*377*
中国	地点群数	*36*	*25*	*14*	*4*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*81*
	地点数	*3,024*	*3,489*	*3,339*	*1,329*	*400*	*533*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*12,114*
岡山	地点群数	62	63	21	9	4	5	0	1	0	0	3	0	0	0	0	168
	地点数	5,036	9,224	4,865	3,121	1,721	2,731	0	715	0	0	3,423	0	0	0	0	30,836
本省	地点群数	*3*	*5*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8*
	地点数	*227*	*730*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*957*
中国	地点群数	*59*	*58*	*21*	*9*	*4*	*5*	*0*	*1*	*0*	*0*	*3*	*0*	*0*	*0*	*0*	*160*
	地点数	*4,809*	*8,494*	*4,865*	*3,121*	*1,721*	*2,731*	*0*	*715*	*0*	*0*	*3,423*	*0*	*0*	*0*	*0*	*29,879*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
広島	地点群数	66	62	24	16	10	8	6	3	1	4	8	4	1	0	0	213
	地点数	5,431	8,296	5,987	5,463	4,554	4,517	3,925	2,318	879	3,751	10,995	9,940	3,072	0	0	69,128
本省	地点群数	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*
	地点数	*0*	*110*	*0*	*0*	*0*	*595*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*705*
中国	地点群数	*66*	*61*	*24*	*16*	*10*	*7*	*6*	*3*	*1*	*4*	*8*	*4*	*1*	*0*	*0*	*211*
	地点数	*5,431*	*8,186*	*5,987*	*5,463*	*4,554*	*3,922*	*3,925*	*2,318*	*879*	*3,751*	*10,995*	*9,940*	*3,072*	*0*	*0*	*68,423*
山口	地点群数	27	45	7	2	5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	91
	地点数	2,224	6,153	1,673	678	2,301	2,134	0	0	0	0	1,136	0	0	0	0	16,299
本省	地点群数	*2*	*7*	*2*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*12*
	地点数	*165*	*931*	*484*	*0*	*456*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,036*
中国	地点群数	*25*	*38*	*5*	*2*	*4*	*4*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*79*
	地点数	*2,059*	*5,222*	*1,189*	*678*	*1,845*	*2,134*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,136*	*0*	*0*	*0*	*0*	*14,263*
徳島	地点群数	28	38	13	2	3	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	89
	地点数	2,289	5,066	3,015	641	1,299	1,614	0	754	0	0	1,675	0	0	0	0	16,353
香川	地点群数	28	27	14	3	5	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	81
	地点数	2,239	3,693	3,466	981	2,176	514	1,323	798	0	0	0	0	0	0	0	15,190
本省	地点群数	*1*	*6*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8*
	地点数	*78*	*777*	*258*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,113*
四国	地点群数	*27*	*21*	*13*	*3*	*5*	*1*	*2*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*73*
	地点数	*2,161*	*2,916*	*3,208*	*981*	*2,176*	*514*	*1,323*	*798*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*14,077*
愛媛	地点群数	42	34	14	6	4	4	2	0	0	0	1	0	0	0	0	107
	地点数	3,477	4,881	3,442	2,043	1,838	2,194	1,283	0	0	0	1,133	0	0	0	0	20,291
本省	地点群数	*2*	*6*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*10*
	地点数	*166*	*971*	*493*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,630*
四国	地点群数	*40*	*28*	*12*	*6*	*4*	*4*	*2*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*97*
	地点数	*3,311*	*3,910*	*2,949*	*2,043*	*1,838*	*2,194*	*1,283*	*0*	*0*	*0*	*1,133*	*0*	*0*	*0*	*0*	*18,661*
高知	地点群数	29	20	11	2	4	0	2	2	1	0	4	1	0	0	0	76
	地点数	2,344	2,557	2,630	719	1,720	0	1,313	1,498	817	0	5,278	2,043	0	0	0	20,919
本省	地点群数	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2*
	地点数	*93*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,569*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,662*
四国	地点群数	*28*	*20*	*11*	*2*	*4*	*0*	*2*	*2*	*1*	*0*	*3*	*1*	*0*	*0*	*0*	*74*
	地点数	*2,251*	*2,557*	*2,630*	*719*	*1,720*	*0*	*1,313*	*1,498*	*817*	*0*	*3,709*	*2,043*	*0*	*0*	*0*	*19,257*

（平成３０年３月末）

都道府県別	規模別	70 ～ 99	100 ～ 199	200 ～ 299	300 ～ 399	400 ～ 499	500 ～ 599	600～ 699	700～ 799	800 ～ 899	900 ～ 999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 以上	合 計
福岡	地点群数	162	211	66	39	15	14	12	6	3	5	15	4	1	0	1	554
	地点数	13,451	28,484	15,969	13,536	6,547	7,469	7,671	4,439	2,607	4,780	20,428	9,138	3,157	0	6,350	144,026
本省	地点群数	*9*	*7*	*1*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*18*
	地点数	*749*	*823*	*206*	*0*	*0*	*0*	*612*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*2,390*
九州	地点群数	*153*	*204*	*65*	*39*	*15*	*14*	*11*	*6*	*3*	*5*	*15*	*4*	*1*	*0*	*1*	*536*
	地点数	*12,702*	*27,661*	*15,763*	*13,536*	*6,547*	*7,469*	*7,059*	*4,439*	*2,607*	*4,780*	*20,428*	*9,138*	*3,157*	*0*	*6,350*	*141,636*
佐賀	地点群数	29	21	8	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
	地点数	2,373	2,980	1,949	1,719	489	543	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,053
本省	地点群数	*7*	*2*	*0*	*2*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*11*
	地点数	*574*	*218*	*0*	*641*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1,433*
九州	地点群数	*22*	*19*	*8*	*3*	*1*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*54*
	地点数	*1,799*	*2,762*	*1,949*	*1,078*	*489*	*543*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*8,620*
長崎	地点群数	28	35	19	10	8	3	2	2	2	0	7	2	0	0	0	118
	地点数	2,283	5,140	4,717	3,506	3,605	1,576	1,359	1,484	1,693	0	9,243	5,484	0	0	0	40,090
熊本	地点群数	28	39	14	7	3	3	1	0	0	1	2	0	0	0	0	98
	地点数	2,321	5,448	3,363	2,321	1,286	1,688	627	0	0	990	2,325	0	0	0	0	20,369
大分	地点群数	20	27	9	7	1	3	2	0	1	2	4	0	0	0	0	76
	地点数	1,649	3,544	2,175	2,528	411	1,600	1,262	0	890	1,886	4,880	0	0	0	0	20,825
宮崎	地点群数	41	58	21	9	2	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	137
	地点数	3,340	7,810	5,061	3,082	887	1,103	1,269	729	0	0	0	0	3,017	0	0	26,298
本省	地点群数	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*
	地点数	*0*	*0*	*229*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*229*
九州	地点群数	*41*	*58*	*20*	*9*	*2*	*2*	*2*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*136*
	地点数	*3,340*	*7,810*	*4,832*	*3,082*	*887*	*1,103*	*1,269*	*729*	*0*	*0*	*0*	*0*	*3,017*	*0*	*0*	*26,069*
鹿児島	地点群数	47	37	11	10	2	3	2	3	3	0	7	1	0	0	1	127
	地点数	3,884	5,224	2,798	3,354	884	1,508	1,280	2,204	2,548	0	9,911	2,698	0	0	5,431	41,724
本省	地点群数	*0*	*0*	*0*	*1*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*1*
	地点数	*0*	*0*	*0*	*369*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*0*	*369*
九州	地点群数	*47*	*37*	*11*	*9*	*2*	*3*	*2*	*3*	*3*	*0*	*7*	*1*	*0*	*0*	*1*	*126*
	地点数	*3,884*	*5,224*	*2,798*	*2,985*	*884*	*1,508*	*1,280*	*2,204*	*2,548*	*0*	*9,911*	*2,698*	*0*	*0*	*5,431*	*41,355*
沖縄	地点群数	63	83	21	7	6	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	186
	地点数	5,264	11,749	5,323	2,383	2,633	549	1,289	0	0	0	3,571	0	0	0	0	32,761
合計	地点群数	2,169	2,716	963	454	257	202	117	90	74	41	179	36	6	3	7	7,314
	地点数	178,982	376,046	233,531	155,692	114,876	110,215	75,536	67,226	62,951	38,888	237,952	86,761	19,608	13,471	43,248	1,814,983

（参考４）特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者（旧簡易ガス事業者）生産動態統計（年間調定数月別推移）

年・月 / 項目	平成２６年												
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
家庭用	1,185,336	1,183,466	1,180,757	1,179,524	1,177,166	1,174,547	1,172,163	1,171,329	1,168,901	1,167,705	1,166,729	1,165,882	14,093,505
（圧縮天然ガス（内数））	3,104	3,096	3,086	3,080	3,075	3,061	3,069	3,080	3,074	3,073	3,091	3,092	36,981
商業用	6,288	6,278	6,270	6,233	6,222	6,204	6,159	6,152	6,146	6,121	6,122	6,118	74,313
（圧縮天然ガス（内数））	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
その他	2,004	2,009	2,012	1,999	2,009	2,005	2,011	2,009	1,997	1,993	1,998	1,993	24,039
計	1,193,628	1,191,753	1,189,039	1,187,756	1,185,397	1,182,756	1,180,333	1,179,490	1,177,044	1,175,819	1,174,849	1,173,993	14,191,857
（圧縮天然ガス（内数））	3,124	3,116	3,106	3,100	3,095	3,081	3,089	3,100	3,094	3,093	3,111	3,112	37,221

年・月 / 項目	平成２７年												
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
家庭用	1,164,472	1,163,654	1,160,987	1,158,377	1,155,647	1,152,880	1,150,988	1,149,818	1,148,465	1,146,637	1,145,157	1,144,883	13,841,965
（圧縮天然ガス（内数））	3,086	3,072	3,068	3,068	3,058	2,974	3,059	3,063	3,054	3,049	3,044	3,050	36,645
商業用	6,136	6,122	6,129	6,110	6,091	6,048	6,012	6,038	6,003	5,995	5,997	5,976	72,657
（圧縮天然ガス（内数））	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
その他	1,989	1,982	1,993	1,990	1,976	1,973	1,977	1,973	1,970	1,961	1,958	1,971	23,713
計	1,172,597	1,171,758	1,169,109	1,166,477	1,163,714	1,160,901	1,158,977	1,157,829	1,156,438	1,154,593	1,153,112	1,152,830	13,938,335
（圧縮天然ガス（内数））	3,106	3,092	3,088	3,088	3,078	2,994	3,079	3,083	3,074	3,069	3,064	3,070	36,885

年・月 / 項目	平成２８年												
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
家庭用	1,144,336	1,143,516	1,141,659	1,139,606	1,138,290	1,136,027	1,134,201	1,133,289	1,131,427	1,130,301	1,129,447	1,129,279	13,631,378
（圧縮天然ガス（内数））	3,057	3,050	3,050	3,046	3,046	3,041	3,030	3,038	3,042	3,047	3,047	3,047	36,541
商業用	6,007	6,009	5,998	5,984	5,938	5,917	5,881	5,863	5,847	5,834	5,848	5,866	70,992
（圧縮天然ガス（内数））	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
その他	1,982	2,003	2,004	2,004	1,997	1,985	1,992	1,987	1,989	2,073	1,986	1,988	23,990
計	1,152,325	1,151,528	1,149,661	1,147,594	1,146,225	1,143,929	1,142,074	1,141,139	1,139,263	1,138,208	1,137,281	1,137,133	13,726,360
（圧縮天然ガス（内数））	3,077	3,070	3,070	3,066	3,066	3,061	3,050	3,058	3,062	3,067	3,067	3,067	36,781

年・月 / 項目	平成２９年												
	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	合計
家庭用	1,111,457	1,127,600	1,124,965	1,135,062	1,131,797	1,129,540	1,127,685	1,130,628	1,130,102	1,129,594	1,131,803	1,131,819	13,542,052
（圧縮天然ガス（内数））	3,056	3,056	3,078	3,071	3,064	3,054	3,028	3,014	3,022	3,019	3,016	3,015	36,493
商業用	5,791	5,874	5,840	6,691	6,668	6,651	6,625	6,657	6,650	6,671	6,962	6,985	78,065
（圧縮天然ガス（内数））	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
その他	1,965	1,990	1,991	2,204	2,112	2,108	2,104	2,127	2,136	2,129	2,174	2,434	25,474
計	1,119,213	1,135,464	1,132,796	1,143,957	1,140,577	1,138,299	1,136,414	1,139,412	1,138,888	1,138,394	1,140,939	1,141,238	13,645,591
（圧縮天然ガス（内数））	3,076	3,076	3,098	3,091	3,084	3,074	3,048	3,034	3,042	3,039	3,036	3,035	36,733

（参考５）１供給地点群の供給地点数が１，０００以上の所管別、事業者数、供給地点群数・供給地点数

（平成３０年３月末）

項目 / 所管	事業者数	供給地点群数 供給地点数	１，０００ ～１，９９９	２，０００ ～２，９９９	３，０００ ～３，９９９	４，０００ ～４，９９９	５，０００以上
本省	12	58	40	12	2	2	2
		111,840	54,992	28,350	7,022	9,332	12,144
北海道	7	23	15	4	1	0	3
		51,853	18,871	10,319	3,340	0	19,323
東北	16	22	18	4	0	0	0
		32,482	23,357	9,125	0	0	0
関東	19	23	21	1	0	1	0
		34,457	28,069	2,249	0	4,139	0
中部	9	19	16	3	0	0	0
		27,852	20,437	7,415	0	0	0
北陸	1	1	1	0	0	0	0
		1,329	1,329	0	0	0	0
近畿	5	12	12	0	0	0	0
		16,604	16,604	0	0	0	0
中国	11	18	13	4	1	0	0
		30,430	17,418	9,940	3,072	0	0
四国	3	6	5	1	0	0	0
		8,560	6,517	2,043	0	0	0
九州	19	46	35	7	2	0	2
		82,062	46,787	17,320	6,174	0	11,781
沖縄	3	3	3	0	0	0	0
		3,571	3,571	0	0	0	0
合計	105	231	179	36	6	3	7
		401,040	237,952	86,761	19,608	13,471	43,248